

令和 6 年

小樽市議会第 4 回定例会

令和 6 年 12 月 3 日開会

令和 6 年 12 月 23 日閉会

令和6年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月3日～12月23日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 3日（火）	提案説明等	
4日（水）	休 会	
5日（木）	〃	
6日（金）	〃	
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	会派代表質問 [松岩・白濱 両議員]	議会運営委員会
10日（火）	会派代表質問 [新井田・小貫・高橋 各議員]	議会運営委員会
11日（水）	一般質問 [中村（岩雄）・松井・橋本・酒井・ 中鉢・面野・平戸 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
12日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
13日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
14日（土）	〃	
15日（日）	〃	
16日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
17日（火）	〃	総務・経済両常任委員会
18日（水）	〃	厚生・建設両常任委員会
19日（木）	〃	
20日（金）	〃	
21日（土）	〃	
22日（日）	〃	
23日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 6 年
第 4 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月3日（火曜日） 第1日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 議長からの報告	1
1 日程第1 会期の決定	1
1 日程第2 令和6年第3回定例会議案第29号（再議）、議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	1
○提案説明 市長（令和6年3定議29（再議）、議1～議26、報1）	1
○提案説明 高野議員（議27）	3
採 決（令和6年3定議29（再議））	4
1 日程第3 令和6年第3回定例会議案第7号ないし議案第18号	4
決算特別委員長報告	4
○討 論 松井議員	5
採 決	5
1 日程第4 休会の決定	6
1 散 会	6

○ 12月9日（月曜日） 第2日目

1 開 議	7
1 会議録署名議員の指名	7
1 日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	7
○会派代表質問 松岩議員	7
○会派代表質問 白濱議員	25
1 散 会	37

○ 12月10日（火曜日） 第3日目

1 開 議	39
1 会議録署名議員の指名	39
1 日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	39
○会派代表質問 新井田議員	39
○会派代表質問 小貫議員	50
○会派代表質問 高橋議員	68
1 散 会	82

○ 12月11日（水曜日） 第4日目

1 開 議	83
1 会議録署名議員の指名	83
1 日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	83
○一般質問 中村（岩雄）議員	83
○一般質問 松井議員	86
○一般質問 橋本議員	90
○一般質問 酒井議員	99
○一般質問 中鉢議員	104
○一般質問 面野議員	108
○一般質問 平戸議員	116
予算特別委員会設置・付託	121
常任委員会付託	121
1 日程第2 議案第28号ないし議案第38号	121
○提案説明 市長（議28～議38）	121
予算特別委員会付託	121
1 日程第3 陳情	121
1 日程第4 休会の決定	122
1 散 会	122

○ 12月23日（月曜日） 第5日目

1 開 議	123
1 会議録署名議員の指名	123
1 日程第1 議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号、陳情並びに調査	123
予算特別委員長報告	123
○討 論 酒井議員	123
採 決	124
総務常任委員長報告	124
○討 論 松井議員	125
採 決	125
経済常任委員長報告	126
○討 論 小貫議員	126
採 決	126
厚生常任委員長報告	127
○討 論 酒井議員	127
採 決	128
建設常任委員長報告	129
○討 論 高野議員	129
○討 論 中鉢議員	129
○討 論 橋本議員	130
○討 論 面野議員	130
採 決	131
1 日程第2 議案第39号ないし議案第43号	131
○提案説明 市長（議39～議42）	131
○提案説明 中村（吉宏）議員（議43）	132
○討 論 松井議員	132
採 決	132
1 日程第3 意見書案第1号	133
○提案説明 高野議員（意1）	133
○討 論 佐藤議員	133
○討 論 酒井議員	134
採 決	135
1 閉 会	137

第4回定例会議事事件一覧表

議案 番号	件名
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算
2	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
3	令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
4	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
5	令和6年度小樽市病院事業会計補正予算
6	令和6年度小樽市水道事業会計補正予算
7	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
8	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
9	小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案
10	小樽市宿泊税条例案
11	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
12	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
13	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
14	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案
15	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
16	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
17	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
18	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
19	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
20	小樽市総合博物館条例及び小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案
21	工事請負変更契約について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事〕
22	公の施設の指定管理者の指定について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店〕
23	公の施設の指定管理者の指定について〔おたる自然の村〕
24	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市さくら学園〕
25	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕
26	動産の取得について〔除雪ドーザ〕
27	小樽市非核港湾条例案
28	令和6年度小樽市一般会計補正予算
29	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
30	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
31	令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
32	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
33	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
34	令和6年度小樽市水道事業会計補正予算
35	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
36	令和6年度小樽市簡易水道事業会計補正予算
37	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

38	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
39	小樽市教育委員会教育長の任命について
40	小樽市公平委員会委員の選任について
41	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
42	人権擁護委員候補者の推薦について
43	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
報告1	専決処分報告〔令和6年度小樽市一般会計補正予算（衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算）〕

○意見書案

1	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）
---	----------------------------

○陳 情

10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について
----	-------------------------------------

質 問 要 旨

松岩議員（１２月９日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - （１）若者を主体とするまちづくり団体への支援について
 - （２）子ども議会について

- 2 議案について
 - （１）新総合体育館整備事業費について
 - （２）総合福祉センターの移転について
 - （３）勤労女性センターの移転について
 - （４）おたる自然の村の指定管理について

- 3 水産業振興と漁港整備について
 - （１）第１回北海道豊かな海づくり大会について
 - （２）小樽港高島地区の整備について
 - （３）小樽市公設水産地方卸売市場の再整備について
 - （４）栽培漁業施設の整備について
 - （５）漁業振興に関する条例制定や計画策定について

- 4 教育と児童福祉について
 - （１）不登校への対応について
 - （２）小規模児童養護施設について

- 5 ロケツーリズムの強力な推進について

- 6 その他

質 問 要 旨

白濱議員（１２月９日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 e スポーツ振興について
 - （１）福祉における e スポーツ振興について
 - （２）教育分野における e スポーツ振興について
 - （３）まちづくりとしての e スポーツ振興について
- 2 ふるさと納税について
- 3 フレックスタイム制について
- 4 市民に向けた金融教育に関して
- 5 その他

質 問 要 旨

新井田議員（１２月１０日１番目）
市長及び関係説明員

１ 財政について

- （１）小樽市中長期財政収支計画について
- （２）令和６年度補正予算について

２ 子育て関係施策について

- （１）保育業務支援システムについて
- （２）こども誰でも通園制度について
- （３）病児保育について

３ 上下水道の耐震化について

４ ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギーの検討について

５ その他

質 問 要 旨

小貫議員（１２月１０日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 物価高騰対策について
 - （１）物価高による市民生活への影響について
 - （２）国の重点支援交付金の活用について
 - ア 福祉灯油の実施について
 - イ 学校給食費の負担軽減について
 - ウ 水道料金の減免について
 - （３）１０３万円の壁の影響について

- 2 人口減少のもとでのまちづくりについて
 - （１）立地適正化計画について
 - （２）北海道新幹線札幌延伸について
 - （３）子育て支援・福祉の充実について

- 3 住民の声が生かされるまちづくりについて
 - （１）自治基本条例について
 - （２）特別職報酬等審議会について
 - （３）宿泊税について

- 4 その他

質 問 要 旨

高橋議員（１２月１０日３番目）
市長、教育長及び関係説明員

１ 条例案について

- （１）宿泊税について
- （２）小樽市港湾施設管理使用条例について
- （３）小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案について

２ 国の施策等に関連して

- （１）１０３万円の壁について
- （２）マイナ保険証について

３ 市内で起きた事件に関して

- （１）廃棄物処理に係る事件について
- （２）小学生の死亡事件について

４ その他

質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（１２月１１日１番目）
市長及び関係説明員

- １ 骨粗しょう症の取組について
- ２ 手術支援ロボットの導入について
- ３ その他

質 問 要 旨

松井議員（１２月１１日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 運河公園について
- 2 不登校支援について
- 3 その他

質 問 要 旨

橋本議員（１２月１１日３番目）
市長及び関係説明員

- 1 女性復職支援事業について
- 2 児童虐待防止について
- 3 HPVワクチン接種について
- 4 その他

質 問 要 旨

酒井議員（１２月１１日４番目）
市長及び関係説明員

- 1 通年輕装について
- 2 市道街路樹について
- 3 市立病院の開錠時間について
- 4 その他

質 問 要 旨

中鉢議員（12月11日5番目）
市長及び関係説明員

- 1 トレッキングツーリズムと登山道の整備について
- 2 ゼロカーボンシティに向けての取組について
- 3 その他

質 問 要 旨

面野議員（12月11日6番目）
市長及び関係説明員

1 防災について

2 除雪について

3 その他

質 問 要 旨

平戸議員（１２月１１日７番目）
市長及び関係説明員

- 1 地域おこし協力隊の活用について
- 2 立地適正化計画案について
- 3 その他

○出席議員

議席番号	氏 名	12月3日	12月9日	12月10日	12月11日	12月23日
1 番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2 番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3 番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4 番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5 番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6 番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7 番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8 番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9 番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
1 0 番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
1 1 番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
1 2 番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
1 3 番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
1 4 番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
1 5 番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
1 6 番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
1 7 番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
1 8 番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
1 9 番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
2 0 番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
2 1 番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
2 2 番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
2 5 番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	12月3日	12月9日	12月10日	12月11日	12月23日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	○	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	×	×	×	×	×
水 道 局 長	畠 山 樹 欣	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	×
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ ど も 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	×
病院局小樽市立病院 事 務 部 長	佐々木 真 一	×	×	×	○	○
教 育 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	川 嶋 広 士	—	—	—	—	—
監 査 委 員 長 事 務 局 長	浅 井 泰 之	○	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	12月3日	12月9日	12月10日	12月11日	12月23日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和6年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和6年12月3日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和6年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、小池二郎議員を御指名いたします。

この際、議長から報告をいたします。

閉会中の議員の辞職について、申し上げます。

去る12月2日、中村誠吾議員から一身上の都合により同日付で議員を辞職したい旨の願いが提出されておりますので、地方自治法第126条の規定により、議長において許可いたしました。

次に、閉会中の常任委員の所属変更の許可について申し上げます。

小樽市議会委員会条例第6条第2項の規定により、別紙お手元に配付のとおり、議長において許可いたしました。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月23日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「令和6年第3回定例会議案第29号の再議、議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、令和6年第3回定例会議案第29号の再議、議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号について、市長から再議に付す理由及び提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和6年第4回定例会の開会に当たり、再議に付す理由及び、ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、令和6年小樽市議会第3回定例会において議決された議案第29号職員懲戒審査委員会委員の選任についてにつきましては、採決を行う際、地方自治法第117条の規定により、議事に参与することができない議員が参与して議決が行われたことから、同法第176条第4項の規定により、再議に付すものがあります。

次に、議案第1号から議案第6号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算の主なものといたしましては、令和7年4月にウイングベイ小樽で開設を予定する小樽市総合福祉センターと小樽市勤労女性センターに係る放送設備機器などの更新費用を計上したほか、障害者福祉費において利用者増に伴う介護給付費の増額や、定期預金で運用する基金の金利上昇分を見込んだ積立金の増額など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、後志管内3消防本部の消防指令業務の共同化に向けた後志共同消防指令センター整備事業費や、新総合体育館の設計及び施工と現在の総合体育館の解体及び撤去に係る業務を一括で発注する新総合体育館整備事業費のほか、専門性が高く、多様化した障害福祉サービスに係る相談支援体制を整備、強化する基幹相談支援センター事業費などを計上いたしました。

また、令和7年度から公開を再開する重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店など、指定管理者制度を導入、更新する施設の管理代行業務費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は1億683万5,000円の増となり、財政規模は657億2,034万5,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、住宅事業特別会計において、今年度から敷地の造成を行っていた塩谷B住宅の建て替えについて、債務負担行為として、建物本体の工事費などを計上いたしました。

また、国民健康保険事業、介護保険事業につきましては、所管する基金の金利上昇分を見込んだ積立金の増額など、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、病院事業会計において、ICUに専用の陰圧装置を含む感染対策ユニットの設置工事を行うため、所要の補正を計上したほか、水道事業会計において、債務負担行為として工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費などを計上いたしました。

続きまして、議案第7号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市の医療費助成に関する事務において、個人番号を含む医療保険給付関係情報の利用を可能とするとともに所要の改正を行うものであります。

議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とする目的で、新たに環境資金基金を設置するものであります。

議案第9号小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案につきましては、地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号小樽市宿泊税条例案につきましては、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づく法定外目的税として、新たに宿泊税を課税するものであります。

議案第11号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、手数料の新設等を行うほか、建築基準法の一部改正等に伴い、既存の手数料の改定を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅事業特別会計を廃止するものであります。

議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として小樽市総合福祉センターを移転するとともに、同センターの開館時間及び休館日の変更並びに事業の一部の廃止を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第14号小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市総合福祉センターの移転等に伴い、とみおか児童館を移転するとともに、同館の利用者の利便性の向上を目的として開

館時間を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として小樽市勤労女性センターを移転するとともに、移転に伴い、講習室等の区分及び使用料の変更を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号小樽市市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、道営住宅高島団地の事業主体を北海道から本市に変更し、同住宅を市営住宅とするものであります。

議案第18号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用料を設定するとともに、港湾施設用地における自動販売機の設置に係る使用料を設定するほか、港湾法の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第19号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法施行令等の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号小樽市総合博物館条例及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市総合博物館及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の共通入館料及び定期入館料を改定するとともに、共通入館料により入館可能な施設数を変更するものであります。

議案第21号工事請負変更契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第22号から議案第25号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店につきましては、株式会社日比谷花壇を、おたる自然の村につきましては、引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、さくら学園につきましては、引き続き社会福祉法人後志報恩会を、小樽市夜間急病センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽市医師会をそれぞれ指定するものであります。

議案第26号動産の取得につきましては、除雪ドーザを取得するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、本年10月9日の衆議院の解散に伴い、10月27日に投開票が実施された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費を計上するため、一般会計の補正予算について令和6年10月9日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明を申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 提出者を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

1982年の第2回定例会で、小樽市議会が全会一致で決議した核兵器廃絶平和都市宣言には、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれ

を積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」と明記されました。この宣言から42年が経過した今も核兵器は存在し、人類への脅威となっています。

広島・長崎の被爆者や世界の核実験被害者などをはじめ、二度と人間や環境に甚大な被害と苦しみを生まないようにと、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の長年の取組が実り、今年10月11日には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。世界に核兵器は要らないと訴えてきた活動が高く評価されました。

しかし、世界にはまだ1万2,000発もの核兵器が存在しています。また現在、日本への核の持込みは核密約が生きている下で、非核三原則が完全に実施されているとは言い難い状況です。こうした非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下で、米国艦船の小樽港への相次ぐ寄港は、今後の小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを一層危険を高めています。

核兵器禁止条約を日本が批准するのであれば、非核三原則が完全に実施され、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができませんが、日本政府は核兵器禁止条約に背を向けているだけではなく、大軍拡を進めるなど、各国の戦争の緊張を高める方向に向かっています。非核三原則を地方自治体として実施するには、核兵器を持ち込まないことを制度として確立することが必要です。

本条例案は、その方法として、港湾管理者として非核証明書の提出がない艦船には港湾施設の利用をさせないように条例で定めるものです。この条例が制定されることにより、宣言にある核兵器の廃絶と軍縮を求める姿勢を示し、核兵器の廃絶と平和な世界の実現の世論を喚起することができます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、非核港湾条例案の提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の案件のうち、令和6年第3回定例会議案第29号の再議については、先議いたします。

この採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、高橋龍議員は除斥となりますので、退席を求めます。

（18番 高橋 龍議員退席）

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

原案のとおり同意すること、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

（18番 高橋 龍議員着席）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「令和6年第3回定例会議案第7号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

令和6年第3回定例会議案第7号ないし議案第18号につきましては、採決の結果、賛成多数により、

いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、第3回定例会議案第7号ないし議案第18号は、不認定の立場を表明し、討論を行います。

2023年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行される中、食料品や日用品、電気代など様々な値上げが相次いだ前年をさらに上回る記録的な値上げラッシュの年となりました。

個人経営事業者や、特に低所得者にとっては、ますます厳しい生活が強いられる状況の中、自治体にはいかに市民の生活を守るのかが求められていましたが、各会計決算は市民の生活を守るには不十分でした。

第1に、大型公共工事の推進です。石狩湾新港管理組合負担金は母体負担の軽減に努めるとは言葉だけで2年連続で前年度を上回りました。

北海道新幹線については、北海道新幹線推進費に約7,000万円を支出しましたが、総事業費が見通せない中、小樽市の負担金が幾らになるのか分かりません。在来線をなくし、バス転換と言いますが、バスの運転手が確保できない問題もあります。札幌延伸は中止し、在来線を残すべきです。

第3号ふ頭及び周辺開発事業費に約3億6,000万円を支出されました。一般会計市債残高が5年前と比べ約23億円減少し、元利償還額が約12億6,000万円減少している中で、港湾関係の市債残高は5年前と比べ7億円増加しています。

簡易水道事業会計には1億2,300万円が一般会計から繰り入れられました。北海道主導で進められた事業でありながら、収支不足のため毎年約1億円の繰入れが繰り返されてきました。

第2に、国の社会保障切捨て路線をそのまま進めていることです。高齢者や非正規雇用者が多く加入する国民健康保険では、北海道への納付金が増加したことから、基金からの投入があっても医療分と後期高齢者支援分を合わせ、1人当たりの保険料が前年度比で3,798円増加しました。給与収入が250万円で2人世帯の場合、介護分も含めた保険料は30万円を超え、給与収入の1割を超えます。

第3に、市民の願いを無視していることです。子育て支援では、保育料の引下げは拡充が進みましたが、就学援助の拡充や学校給食費の無償化を段階的にでも進めるべきです。ふれあいパスの利用制限の見直しや水道料金、下水道使用料の見直しについても手をつけようとしませんでした。

2023年度一般会計決算は、収入で市民税や地方交付税などが予算額を上回り、支出で職員給与費や他会計への繰出金などに不用額が生じたことなどから、実質収支は約12億8,500万円の黒字となり、14年連続で黒字となりました。財政調整基金も40億6,000万円まで積み上がりました。

歳入で経常一般財源が確保され、歳出で公債費の大幅減、財政調整基金の積立て増などがあり、そして大型公共工事に回した予算があれば、こうした市民の暮らしを応援する見通しが持ててきたのではないのでしょうか。国や道の言いなりで大型事業を維持する一方で、市民の暮らしへの予算を削っていった2023年度各会計決算は認めることができません。

以上、会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

令和6年第3回定例会議案第7号ないし議案第18号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月8日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 橋 本 布 美 絵

議 員 小 池 二 郎

令和6年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和6年12月9日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝でございます。令和6年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

第1項目、市長の政治姿勢について。

初めに、若者を主体とするまちづくり団体への支援についてであります。

令和6年第1回定例会の提案理由の説明の際に、市長は新年度に向けた市政執行に対する所信を発言されました。その中で、人口減少の進行は危機であり、市全体でその危機に立ち向かう必要性を共有していかななくてはならないと改めて認識を強くしたとする一方で、若い市民の方々が積極的に参加し、歴史や景観の保存・活用に取り組み、まちの財産を守り、生かしていこうとするまちづくりの担い手として活躍されたことを大変心強く、まちの未来に向けて希望を感じたと明言されました。

その際に例示された小樽運河100年プロジェクトは、現在、O t a r u N e x t 100に名称を変更し、今年度は北運河ナイトマーケットY u m m y 市2024など様々なイベントやセミナー、動画による情報発信を実施し、さらに活躍されていたところであります。

当団体に限らず、市長が希望と表現されるような様々な活動を実施されている若者を主体とする団体に対して、今後どのような支援を行うか、考えを伺います。

次に、子ども議会についてであります。

子ども議会とは、一般的に子供が社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子供の意見を聞き、市政等に反映させることと解されております。私は、数年前から市に対して実施を検討するように求めていたところであります。

2024年度に、一般社団法人小樽青年会議所の橋本喜生子理事長は、子供と大人の協働のまちづくりによって、将来の小樽市の魅力が高まり地域ブランド力が向上するという所信を打ち出し、その手法として、小樽市子ども議会を実施されました。小樽青年会議所では事業の実施内容を報告書としてまとめ、市長に手交し、来年度以降、子ども議会の目的を達成することができるような事業実施を要望されるということです。

子ども議会については、対象年齢、定員、実施日数、期間はもちろんのこと、議会形式で市長に質問し、答弁をもらう手法や、子供議員として一定期間任命し、様々な活動に参加させる手法など、全国に多数の事例があります。

本市でも似た名前の事業として、おたる子ども会議が実施されております。しかし、これは市が与えたテーマを市内中学生が考えるものであります。実施日数は1日で、年に1回の開催に対し、市内を3地区に分けて行うことから、中学生は実質1回しか参加できませんので、これまで述べた子ども議会とは性質が大きく異なります。

極めて先進的な事例として、愛知県新城市の新城市若者議会が挙げられます。おおむね16歳から29歳の若者20人と市外委員5人による任期1年の会議体ですが、これは市長の附属機関として条例に基づき設置され、委員には会議1回につき3,000円の報酬が支払われています。

さらに、新城市若者議会は1,000万円の予算提案権があり、予算の使い道を若者が考え、議会形式の議論を経て、市長に答申します。市長は答申を実際の新城市議会の3月定例会に提案し、可決されれば、来年度に市の事業として実施されるということです。

ちなみに、令和6年度の新城市の一般会計予算は約250億円ですので、1,000万円の予算提案権の価値は、本市の予算規模で単純計算すると約2,500万円となります。

新城市若者議会のように、若者の意見を市政に反映するような附属機関の設置などを本市でも行ってほしいと考えますが、見解を伺います。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、若者を主体とするまちづくり団体への支援についてですが、ふるさと小樽を思い、若い方々が様々な活動を行っていることには感謝いたしておりますが、まずは意見交換などをさせていただき、その支援につきましては、団体の目的や活動内容から期待される効果、市からの支援の必要性などを伺った上で検討したいと考えております。

次に、子ども議会についてですが、若者の意見を市政に反映するような仕組みづくりにつきましては、市政を運営する上で、子供や若者の意見を聞くことは大変重要なことと認識しております。

これまでも、おたる子ども会議では、中学生を対象に意見交換を行ってきたところであり、まずは、この会議の内容の充実を図るとともに、若者からの意見聴取や市政への反映の手法について研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第2項目、議案について。

初めに、新総合体育館整備事業費についてであります。

議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算では、新総合体育館整備事業費の債務負担として、新総合体育館の設計、施工及び現総合体育館の解体、撤去に係る業務を一括で発注する総事業費として91億6,700万円が計上されております。

本議案賛成の議決を経て、来年1月には入札公告が行われる日程となっており、いよいよ室内プール

を含む小樽市新総合体育館の建設に向けて動き出すことになります。

総事業費の財源の内訳について伺います。

一般論として、大型公共施設は、建設後の維持管理や更新の状況、いわゆるランニングコストの予測をすることが難しく、突発的に多額の費用が発生した際に、時の財政を圧迫する負の遺産となる例が全国的に見受けられます。

小樽市新総合体育館は完成後80年間使用することを想定している施設であります。物価変動もありますので、当然、80年間のランニングコストを計上することは不可能です。一方で、本市の人口は年間約2,000人ずつ減少しており、効果的な対策を打ち出せたとしても改善効果が現れるには20年程度かかると言われております。令和10年度には完成予定とのことですが、その頃の人口は単純計算で9万2,000人程度であり、今から20年後の2044年には6万人程度となっています。

いずれにしても、現在の10歳代から30歳代が20年後に30歳代から50歳代の責任世代となった頃、小樽市新総合体育館のランニングコストについて直面することになりますので、若者を中心に室内プールを含む小樽市新総合体育館の建設に様々な意見を持っている方が多数おられます。今の若い世代に、先ほど申し上げた、小樽市新総合体育館は、過大施設で負の遺産であると受け止められることなく、80年間、市民に広く利用され、親しまれる施設となっていてほしいと考えます。

本市は、これまでも建設に理解を求めていくと答弁を繰り返しておりますが、具体的な総事業費が明らかとなり、様々な意見を持っている市民に対して、今後どのように理解を求めていくのか伺います。

完成後20年までのランニングコストをどのように考えているのか伺います。

小樽市新総合体育館には物販機能を設けてほしい旨の意見が多数寄せられておりますが、事業者の募集に当たっては、どのように変わったのか伺います。

次に、小樽市総合福祉センターの移転についてであります。

議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案の概要と移転等経費の内訳について伺います。

利用者の利便性と行政サービスの向上を目的として、条例案では開館時間は16時までから17時までに1時間延長されましたが、休館日については、月曜日から日曜日及び祝日に変更しています。これでは目的を十分に果たすことができないと考えますが、休館日を日曜日及び祝日にしなければならない理由について伺います。

休館日はウイングベイ小樽の施設利用者が多い土曜日や日曜日及び祝日は避けてほしいと考えますが、見解を伺います。

次に、小樽市勤労女性センターの移転についてであります。

議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案の概要と移転等経費の内訳について伺います。

小樽市勤労女性センターの休館日はこれまでも日曜日及び祝日のため移転後も変更はないようですが、議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案の休館日と同様に、これでは目的を十分に果たすことができないと考えます。特に、小樽市勤労女性センターは講習室や音楽スタジオ、調理室、和室、大ホールなど10の貸館機能を有し、移転によって利用者の増加が見込まれます。休館日を日曜日及び祝日にしなければならない理由について伺います。

貸館機能を有する小樽市勤労女性センターは休館日を設けず、目的を十分に果たしてほしいと考えますが、見解を伺います。

貸館機能の利用時間は移転後も変更はないようですが、利用者の利便性と行政サービスの向上のため、

時間を延長してほしいと考えます。ウイングベイ小樽の施設管理の観点から、最大でどのくらい時間を延長することができるのかを明示した上で、時間延長について見解を伺います。

各講習室等の使用料は、現行の1平方メートル当たりの単価と新面積により積算し、改定した金額が示されておりますが、現行施設は老朽化し、駐車場のない古い施設から、移転に伴い多数の駐車場を有し、新装したきれいな施設に一新されます。それにもかかわらず、現行施設の面積単価で積算するのは公共施設全体の使用料の適正化の観点から違和感があります。本来であれば、改修費用も加わるため使用料は上げるべきであり、そもそも小樽市勤労女性センターは女性の使用料が無料のため、値上げをしてもこれまでの女性の利用者に影響はないはずです。

反対に、比較的安価に利用できる施設となることで有料での利用者が増加し、これまでの女性の利用者が利用しにくくなることも懸念されます。これらを踏まえ、使用料の改定について見解を伺います。

私は以前から、公共施設の利用を促進するために、施設に無料のWi-Fi環境を整備、キャッシュレス決済の導入、予約のオンライン化の3点を求めてきました。

そのうち、無料のWi-Fi環境を整備、キャッシュレス決済の導入は施設の利用状況に応じて整備が進んでいましたが、予約や利用のオンライン化はいまだ実現しておりません。市内のどの施設よりも利便性が高く、特に女性は大ホールと暖房使用料及びガス使用料を除き無料のため、より多くの利用が期待されますが、これまでどおりの予約システムでは気軽に利用できません。

実証実験として、小樽市勤労女性センターで予約のオンライン化や、職員を介さないで使用できる仕組みを実装してほしいと考えますが、見解を伺います。

次に、おたる自然の村の指定管理についてであります。

議案第23号公の施設の指定管理者の指定については、おたる自然の村の指定管理者として、引き続き、一般財団法人おたる自然の村公社を指定し、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、選考方法は任意、債務負担行為限度額は3年で2億700万円とのことです。

令和元年度財政援助団体等監査報告書によると、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から18年間にわたり任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っているとのことです。

小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針によると、指定管理者条例第2条第1項では、指定管理者の選定は原則公募とし、同条第2項では、次のいずれかに該当する場合は、公募によらず、任意に選定することができるものとしています。

おたる自然の村公社を任意選定とした理由をお示してください。

おたる自然の村は、近年のアウトドアやキャンプなどの人気の高まりや、北海道が推進するアドベンチャーツーリズムの観点から、市内の数少ない自然の中で遊べる体験活動の施設として、今後、多くの利用が期待されます。おたる自然の村公社は長年にわたり指定管理者に選定されてきたことから、施設の管理運営についてはたけているものと考えますが、施設の老朽化やサイト付近に自家用車を横づけできない施設構造の問題、また、予約は電話で受けて、申込書は郵送で行うなど、利便性が高いとは言い難く、令和5年度決算の状況は支出が6,500万円を超える一方、収入は約870万円となっています。

引き続き、指定管理者に任意で選定されるのであれば、アウトドア関連の企業や団体と連携することで収支を改善し、さらに魅力的な施設となることが期待できます。

実際に、連携を模索する企業や団体もありますが、本市の見解を伺います。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、小樽市総合福祉センターの移転についてです。

まず、議案第13号の概要と移転等経費の内訳につきましては、議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案は、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として、小樽市総合福祉センターを移転するとともに、同センターの開館時間及び休館日の変更並びに事業の一部の廃止を行うほか、所要の改正を行うものであります。

移転等経費の内訳につきましては、電話設備の移設費用として568万8,000円、Wi-Fi機器等移設費用として190万6,000円、放送設備機器等購入費用として116万1,000円を計上しております。

次に、小樽市総合福祉センターの休館日を変更する理由につきましては、日曜日の利用者数が他の曜日に比べてかなり少なく、利用者からも、日曜日は家族と過ごすことが多いので利用していないとの声も聞いております。

また、移転に関する利用団体との意見交換の中でも、郵送物の取扱いからも平日開館の要望があったことから、これらの意見を反映し、休館日の変更を行うものであります。

次に、小樽市総合福祉センターの休館日につきましては、現在のセンター利用団体及び利用者からの意見を踏まえ休館日を変更いたしますが、今後も、利用状況の推移や利用者の声をお聞きしながら、その必要性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市勤労女性センターの移転についてですが、まず、議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案の概要につきましては、小樽市勤労女性センターをウイングベイ小樽へ移転するとともに、移転に伴い講習室等の区分及び使用料の変更を行うほか、所要の改正を行うものであります。

移転等経費の内訳につきましては、内線電話の主装置や業務用電話機の入替えなどの電話回線設備の更新に係る費用として222万2,000円、講習室などで使用するディスプレイ等の放送設備、託児室に設置する子供用のテーブルやイスなどの備品、また、調理室に設置する冷蔵庫などの備品購入費用として77万8,000円の合計300万円となっております。

次に、休館日の設定理由につきましては、このたびの小樽市勤労女性センターの移転に当たっては、従来の利用形態を可能な限り変更しないということを基本的な考えとしたため、休館日についてもこれまでどおり日曜日及び祝日としているものであります。

次に、休館日を設けずに開館することにつきましては、現在、週末の土曜日の利用状況については、全体の利用件数に対する割合が約9.5%と平日の利用件数と比べ低くなっているほか、職員配置の観点などから、移転に当たって休館日の変更は行いませんが、移転後の利用状況や利用者の要望などを参考に、日曜日、祝日の開館について、その必要性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、開館時間の延長につきましては、開館時間については、株式会社小樽ベイシティ開発と協議の上、決定することとしており、契約上は具体的な制限はありません。

一方、現状では、午後5時30分から9時までの夜間の時間帯について、全体の利用件数に対する割合は約21.3%と、午前・午後の時間帯と比べ低くなっていることや職員配置の観点などから、移転に当たって開館時間の変更は行いませんが、休館日同様、移転後の利用状況や利用者の要望などを参考に、必要性を見極めていきたいと考えております。

次に、使用料の改定につきましては、本市の市有施設における貸室の使用料は、各施設の状況によら

ず、会議室、和室の区分ごとに同一の面積単価で料金を設定しておりますので、当施設の使用料につきましても、この考え方により改定をするものであります。

また、移転に伴い、講習室等の部屋数も増加することから、女性が利用しにくくなる可能性は低いと考えております。

次に、予約のオンライン化等につきましては、現状においても、生活講座のオンライン申込みを行っているところであり、今後、オンライン活用の拡大に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

また、職員を介さずに講習室等を利用できる方法については、施設管理上の課題があると認識しておりますが、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、おたる自然の村の指定管理につきましては、まず、指定管理者を任意選定とした理由につきましては、一般財団法人おたる自然の村公社は、昭和61年5月に本市が500万円を出資し、おたる自然の村の施設管理・運営を目的に設立された法人であることから、任意選定としたものであります。

次に、民間事業者との連携につきましては、次年度からの指定管理期間中に、さらなる魅力の掘り起こしや効果的な情報発信に努めるとともに、組織や運営の在り方について、民間活力の導入も含め検討する予定であります。

その議論経過において、収支改善につながる有用な企業や団体との連携についても検証してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案について御質問がありました。

新総合体育館整備事業費についてですが、初めに、小樽市新総合体育館の整備事業費の財源につきましては、総事業費91億6,700万円に対し、国庫補助金がおおよそ31億407万円、市債がおおよそ57億6,450万円、一般財源がおおよそ2億9,843万円と想定しております。

なお、国庫補助金や市債の額はあくまで想定であり、今後、北海道や国との協議により決定されるものと考えております。

次に、新総合体育館整備事業費の市民の皆さんへの周知につきましては、新総合体育館整備事業費については、これまでも市民説明会や広報おたるの特集記事などで周知に努めてきたところであります。

また、本年7月からは、新総合体育館ニュースレターを市ホームページに定期的に掲載するとともに、市役所や各サービスセンターにおいて配布しており、次号は事業費について取り上げ、建設費の財源内訳や市の実質負担など分かりやすくお知らせする予定です。

市教委としましては、今後こうした情報提供を通じて、市民の皆さんの御理解を得ていきたいと考えております。

次に、完成後20年間のランニングコストにつきましては、小樽市新総合体育館の維持管理・運営費については、小樽市新総合体育館基本計画では、小樽市新総合体育館の維持管理・運営費を年間約1億4,009万円と想定しており、これを単純に20年間として計算すると、おおよそ28億円となります。

なお、今後、建物の詳細が決まった段階で、維持管理・運営費を改めて積算する予定であります。

次に、事業者募集に当たっての物販施設の考え方につきましては、事業者募集に向けて公表した小樽市新総合体育館整備事業実施方針（案）において、よりよい附帯施設の提案を受けるため、新たに提案施設といった要件を設け、物販施設を含む施設の提案ができることとしたものであります。

この要件は物販施設に限るものではありませんが、こうした応募要件によって民間の自由な発想によ

り、より一層の利用促進が図られる施設の提案を引き出していきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第3項目、水産業振興と漁港整備について。

初めに、第1回北海道豊かな海づくり大会についてであります。

北海道では平成14年の北海道水産業・漁村振興条例の制定を踏まえ、北海道水産業・漁村振興推進計画等を策定し、本市の水産業も道と連携し、振興を図っているところであります。

令和6年10月18日には、北海道の豊かな海づくりを次世代に引き継いでいけるよう、令和5年9月に、全国豊かな海づくり大会が北海道で行われたこの機を捉え、その理念を広く道内に波及させ、北海道の豊かな海を守り育て、次世代に継承する取組をより確かなものとするとともに、豊かな海づくりを北海道水産業・漁村振興条例第2章水産業及び漁村の振興に関する基本的施策に明文化するため、議員提案により同条例が改正されました。

また、鈴木直道北海道知事は、11月14日に開催された道議会決算特別委員会知事に対する総括質疑で、第1回北海道豊かな海づくり大会を来年5月から6月上旬に小樽市で開催すると表明されました。

第1回北海道豊かな海づくり大会の概要について、本市の把握している情報を伺います。

毎年、開催されている全国豊かな海づくり大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、式典や放流事業が行われておりますが、いずれも開催地の自治体と連携し、食のイベントや子供向けの絵画コンクールなど様々な関連事業が行われています。記念すべき第1回北海道豊かな海づくり大会の開催地に選ばれたのですから、本市も道と連携し、最大限の協力の上、本市の水産業振興を果たしてほしいと考えますが、本大会に対する市長の所感を伺います。

次に、小樽港高島地区の整備についてであります。

本市が管理する重要港湾である小樽港の一部である小樽港高島地区ですが、一般に高島漁港区とも言われております。岸壁や旧高島魚揚場の老朽化は顕著であり、剥離したコンクリート片の落下により漁業者の車両の物損事案も発生しています。これが漁業者などの頭上に落下したと考えると、安心して漁業に従事できる環境であるとは決して言えません。

施設の管理者として、この物損事案に関する情報は把握しているのか伺います。

令和2年5月に策定された小樽市公共施設再編計画では、旧高島魚揚場は、今から64年前の昭和35年の建築物であり老朽化が著しく進行していることから、現在の使用者との協議により、施設の在り方が定まるまでは当面、維持する旨の記載があります。

令和3年2月に策定された小樽市公共施設長寿命化計画では、今から7年から16年後に当たる令和13年度から22年度の第2期に改修をする計画になっています。

本計画における改修とは、建物や設備の不具合、老朽化や劣化等による問題箇所を修復することです。

現在の使用者との協議の状況や内容、使用者の意見について伺います。

旧高島魚揚場は小樽市公共施設長寿命化計画で設定している耐用年数を既に4年過ぎており危険な状況で、行政の所有する施設として維持管理できているとは言い難いとの意見もありますが、小樽市公共施設再編計画に盛り込まれている当面の維持とは、どのくらい可能だと判断しているのか伺います。

小樽市公共施設長寿命化計画では旧高島魚揚場を第2期に改修と計画しておりますが、そもそも改修によって整備が可能と考えているのか、建て替え、移転、廃止も検討しているのか伺います。

これらの計画には盛り込まれていない岸壁の老朽化も問題となっており、整備が必要であると考えますが、見解を伺います。

次に、小樽市公設水産地方卸売市場の再整備についてであります。

同市場は昭和53年に開設されましたが、建築物の老朽化に伴い、市場関係者より再整備を求められている状況にあります。小樽市公共施設長寿命化計画では、上屋と卸売市場を統合化、検量施設を建て替え、排水処理施設は除却を検討し、実施時期はいずれも令和13年度以降の第2期の予定となっています。

同市場運営委員会では、新市場の規模や機能、市場敷地の面的な活用の在り方など検討に時間を要することから、基本構想を策定して早期に検討に着手することとしています。

現在の基本構想の策定状況と、その概要について伺います。

同市場は市内でも数少ない広い平地を有しております。今後、高島漁港区を整備する際は、代替地としての一時的な活用や小樽市漁業協同組合の市場機能との統合化も考えられます。新市場の整備はそれら小樽市公共施設長寿命化計画策定時には想定していなかったことも、現在、検討に盛り込んでいるのか伺います。

次に、栽培漁業施設の整備についてであります。

本市の沿岸漁業は、様々な魚種が水揚げされており、魚種によって増減はあるものの総量では安定した水揚げを保っている状況ですが、個別の漁業者に聞き取ると、前浜の天然資源の水揚げに頼っていることから複数魚種の不漁が続き、加えて漁船や漁具の整備などが重なると資金繰りが悪化し、経営が立ち行かなくなるおそれもあるとのことです。

本市では、つくり育てる漁業・資源管理型漁業を推進し、栽培漁業技術の向上への支援を行っておりますが、根室市栽培漁業研究センターなどのような施設整備は行っておりません。

今後の栽培漁業施設の整備について、本市の見解を伺います。

次に、漁業振興に関する条例制定や計画策定についてであります。

この質問の冒頭に、北海道水産業・漁村振興条例の一部改正について紹介しました。一般財団法人地方自治研究機構のまとめによると、このような水産振興に関して、基本理念、自治体の責務、水産業者や住民の役割、基本的施策等が規定されている条例を制定しているのは、都道府県で1道5県、市町村で北海道釧路市、高知県奈半利町、兵庫県明石市の2市1町とのことでした。また、道内では、石狩市や函館市などでは漁業振興に関する計画が策定されております。

条例制定に関しては、我々議員も条例案を提案することができることから、本市の責務とまでは言えませんが、水産業が本市の基幹産業である観光業を支えていることは明白であり、水産業の振興は重要な取組であると考えます。

第1回北海道豊かな海づくり大会が開催されることを踏まえ、水産業振興に関する条例制定や計画策定を本市はどのように考えているのか伺います。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、水産業振興と漁港整備について御質問がありました。

初めに、第1回北海道豊かな海づくり大会についてですが、まず、大会の概要につきましては、水産業の持続的な発展と地域の活性化を図ることを目的として、令和7年5月から6月初旬に、本市におい

て第1回大会が予定されております。

運営主体は北海道であり、本市は開催地として道内の水産関係団体などと共に共催となります。

予定されている行事は、式典、稚魚放流、海浜清掃が中心で、そのほかの詳細につきましては、今後、検討を進められると伺っております。

次に、大会に対する所感につきましては、水産業を取り巻く環境は近年の気候変動による海洋環境の変化や、漁業者の減少、高齢化、海洋プラスチックごみなどの課題があり、北海道が主体となって本大会を実施することは非常に有意義なものと考えておりますので、この大会を契機とし、こうした課題解決に向けた機運醸成の一助となることを期待いたしております。

次に、小樽港高島地区の整備についてですが、まず、旧高島魚揚場における事案につきましては、小樽市漁業協同組合を通じて情報を把握いたしております。

次に、旧高島魚揚場の使用者との協議等につきましては、当該施設は昭和53年の現公設水産地方卸売市場の開設に伴い、市場としての機能はなくなりましたが、小樽市漁業協同組合に漁具保管庫として貸付けをすることとなったものであります。

同組合とは、当該施設の今後の維持管理等について意見交換を続けており、経年劣化に伴う老朽化が著しく進行していることや漁業者にとって必要な施設であることなどの意見を伺っております。

次に、旧高島魚揚場の当面の維持につきましては、応急的な対応については、予算の範囲内において維持補修に努めておりますが、このたびのコンクリート片の一部剥離など建物の躯体そのものの老朽化が想定以上に進行しており、小樽市公共施設長寿命化計画で改修予定としている第2期まで維持することは難しくなっているものと考えております。

次に、旧高島魚揚場の整備につきましては、当該施設は経年劣化に伴う老朽化の進行が著しく、現行の維持補修では将来的な使用継続は難しいものと考えておりますので、引き続き、小樽市漁業協同組合と今後の方向性について協議してまいりたいと考えております。

次に、小樽港高島地区の岸壁につきましては、他の地区と同様に施設が老朽化している状況にあるため、これまで修繕等により対応しているところであります。

今後も施設の老朽度、緊急性、漁業関係者からの意見や要望のほか、背後地の在り方などを踏まえながら、機能の保全に努めてまいります。

次に、小樽市公設水産地方卸売市場の再整備についてですが、まず、現在の基本構想の策定状況につきましては、現在、市場関係者をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、市場の利用実態に関する聞き取りや他市場の視察などを実施し、現市場の課題や今後の市場の在り方などの整理・検討を進めているところです。

基本構想の概要につきましては、市場の現状と課題を踏まえ、目指すべき将来像を整理し、新市場の規模や配置などの基本的な考え方を取りまとめることを予定しております。

次に、新市場の再整備に際しての検討につきましては、新市場の在り方として適正な施設規模や効率的な配置を図ることにより、市場エリアを有効活用することや公設と民営の両市場機能を統合した場合のメリットなどについても、ワーキンググループ内で検討しているところであります。

次に、栽培漁業施設の整備についてですが、今後の整備につきましては、現時点で考えておりませんが、気候変動による海水温の上昇など地球規模での海洋環境の変化が著しい中、本市においてもそうした兆候が見受けられることから、小樽市漁業協同組合や小樽機船漁業協同組合とは、今後の対策などについて、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、漁業振興に関する条例制定や計画策定についてですが、本市の考えにつきましては、第7次小

樽市総合計画の中で現状と課題の整理や振興策などについて記載しておりますので、現時点で、漁業や水産業に特化した条例制定や計画策定については考えておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第4項目、教育と児童福祉について。

初めに、不登校への対応についてであります。

本年10月18日、市内の自宅で小学校低学年の娘に殴る蹴るの暴行を加え死亡させたとして、40歳代の母親が逮捕されるという大変痛ましい事件が発生しました。7月23日には市内小学生が交通事故で亡くなられたばかりであります。事件と事故で経緯は異なりますが、未来のある小さな命が不幸にもこのような形で失われてしまったことは、本当に残念でなりません。そして、御遺族の悲しみは計り知れないほど深くつらいものであるとお察しします。心よりお悔やみを申し上げます。

報道等によると、女子児童の腹部には複数のあざがあり、解剖の結果、死因は腸管損傷による腹膜炎で、母親は容疑を認めており、警察は傷害致死の容疑で現在も捜査を続けているとのこと。これは本市で起きた事件ではありますが、全国的に共通する課題であると認識しております。悲劇を繰り返さないためにも、この項目では一般的な学校や教育委員会の対策と、広く児童福祉について質問します。

教育委員会によると、当該女子児童は本年5月24日以降、学校に登校しない日が続き、授業日として連続で75日間、学校が女子児童の様子を現認できない期間があったようですが、学校は定期的に家庭訪問や児童の自宅や保護者に電話での聞き取りを行いながら経過を観察し、10月15日、16日には登校していたとのこと。また、現在、捜査中であり、詳細は極めて個人的な情報も含むことから、記者会見などでの発表が難しい状況も理解しております。

初めに、文部科学省が定義する不登校を説明し、一般的に教育委員会が児童・生徒の欠席状況を把握する方法について伺います。

改正児童虐待防止法でも、学校には児童・生徒のささいな変化をつぶさに点検し、確認する必要があると明記されております。また、保護者の育児や教育に関する悩みや不安の相談を受けたりする場合もあります。その際にはしっかりと対応する必要があります。しかし、あくまでも学校は教育機関であり、教育委員会、こども家庭センターには捜査権や調査権がありません。

例えば、家庭訪問の際に強制的に家屋に立ち入ることや、登校時に児童・生徒の衣類を脱がせて全身のあざの有無などを調べることもできませんので、変化や兆候を確認するにも限界があります。不登校に限らず、学校や教育委員会だけでは対応が難しい案件は、状況に応じて外部に相談するなどの対応を取られていると考えますが、近年の相談状況について伺います。

不登校が続く児童・生徒に対する市教委の指針やこども家庭センターとの連携について伺います。

指針については、あくまでも一定の基準であり、引き続き、個別の事情に合わせて学校は児童・生徒との連絡を絶やすことなく、教育委員会と連携しながら事態の改善に努められているものと理解しております。

欠席日数が30日以上経過していたとしても、保護者と連絡が取れているなど、状況に応じて他の機関と必ずしも連携しないこともあるのかなど、指針の運用について伺います。

戸籍住民課が管理する住民票において、配偶者からの暴力等の被害者の申出によって住民票の写し等の交付等を制限することができるDV等支援措置があります。支援措置を申し出ている家庭は何らかの

事情を抱えている場合が多く、例えば学校がその情報を事前に共有することができれば、家庭訪問や保護者との対応に役立てることもできると考えられますが、法令上、そのようなことは可能なのか伺います。

実際の学校現場では一昔前のように、担任が1人で抱え込み、学校内で共有されずに事態が悪化することを防ぐために、学校長が中心となって心理的安全性に配慮した学校運営が行われておりますので、日常的に教員同士が情報を共有し、教育委員会とも連携しながら家庭訪問などを通して、不登校児童・生徒の現認と学校への復帰に努められているものと認識しております。一般的な学校への復帰の流れと、本件を受けた新たな対応策はどのように考えているのか伺います。

本件では、10月15日と16日に当該女子児童は登校し、積極的に授業に参加し、他の児童や教職員たちと輪になって給食を食べるなどの状況があったその2日後に暴行によって亡くなるという時系列でありました。そのため、児童や教職員はもちろんのこと、その家族にとっても精神的な影響は計り知れないものと推察します。スクールカウンセラーの派遣などの対応状況について伺います。

次に、小規模児童養護施設についてであります。

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当ではない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを社会的養育と言いますが、不登校児童・生徒への対応の延長線には、養育に困難を抱える保護者への支援が必要になります。社会的養育の視点から、児童・生徒の養育に不安を抱える保護者について、学校との連携を本市ではどのように行っているのか伺います。

社会的養育を行う施設として児童養護施設がありますが、2016年の改正児童福祉法により、これまでの大規模施設での集団養育から、地域分散された小規模な家庭養育優先原則が示されました。その中には、養育者の住居で養育を行う家庭養護で、定員5人から6人のファミリーホームと呼ばれる小規模住居型児童養育事業があり、実子の養育に自信がない場合の一時保護も状況によって行うこともできます。

私は市内ファミリーホームの役員を務めておりますので、児童相談所や北海道ファミリーホーム協議会の皆さんとも日常的に意見交換を行っておりますが、市民への認知や理解が進んでおらず、様々な偏見や差別的な取扱いを受けたことがあると伺っております。

本市は一時保護の権限等を有していないものの、養育に困難を抱える保護者を支援する上で、民間のファミリーホームとの連携なども必要と考えますが、見解を伺います。

以上、第4項目の質問を終了します。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、教育と児童福祉について御質問がありました。

初めに、不登校への対応についてですが、住民基本台帳事務において支援措置を実施している家庭の情報を学校へ提供することにつきましては、当該情報は、当該家庭に属する個々人の個人情報に該当するものと考えております。

個人情報の保護に関する法律では、原則として利用目的以外の目的のための個人情報の提供は制限されている一方、行政機関等が利用することについて相当の理由がある場合など、当該制限の例外規定が設けられておりますので、当該情報が例外規定に該当するかどうか慎重に判断する必要があるものと考えております。

次に、小規模児童養護施設についてですが、まず、児童・生徒の養育に不安を抱える保護者への対応につきましましては、こども家庭センターに相談や連絡が寄せられた後、当該児童等が通う学校と電話や対面での情報交換を行っており、必要に応じて学校やその他の関係機関で構成されるケース会議を開催するなど、日頃から学校との連携を図っているところであります。

次に、ファミリーホームとの連携につきましましては、養育に困難を抱える保護者への支援策の一つになり得ると考えられますが、本市では、小樽市子育て短期支援事業として、病気や育児疲れなど保護者が一時的に養育困難となった場合に、委託先の市内の里親宅や市外の児童養護施設を利用することが可能となっているため、需給のバランスなどを考慮しながら、どのような連携が好ましいのか、研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま教育と児童福祉について御質問がありました。

不登校への対応についてですが、初めに、文部科学省が定義する不登校と市教委において児童・生徒の欠席状況を把握する方法につきましましては、文部科学省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

また、各学校は、児童・生徒が傷病等により連続7日以上欠席、もしくは不登校等を理由として連続7日以上または断続10日以上欠席した場合に作成する欠席状況報告書を毎月、市教委に提出しておりますので、市教委は、その報告書により欠席状況を把握しております。

次に、不登校に限らず、学校や市教委だけでは対応が難しい案件についての外部への相談状況につきましましては、子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童・生徒が増える中、学校は家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要でありますので、学校や市教委だけでは対応が難しい案件が発生した際には、警察や福祉などの関係機関に相談しているところであります。

次に、不登校が続く児童・生徒に対する市教委の指針やこども家庭センターとの連携につきましましては、市教委が作成した不登校対策の指針において、不登校が続く児童・生徒には家庭訪問を通じた児童・生徒への積極的な支援や家庭への適切な働きかけをすることとしておりますが、安否確認ができない等の場合は、市の関係部署や警察等への情報共有を行うことを示しております。

また、こども家庭センターとの連携につきましましては、必要に応じて情報を共有し、場合によっては関係機関が集まり、対応を協議するいわゆるケース会議を開催するなどしております。

次に、市教委が作成している指針についての運用の考え方につきましましては、不登校児童・生徒や家庭の状況は様々であり、対応に時間を要する場合もありますが、本指針は、本市として統一した対応を行うことで不登校対策に効果的に取り組むために作成したものであり、児童・生徒の安否が確認できない等の場合は、学校から関係機関へ相談や情報提供を行うよう示しているものであります。

次に、一般的な学校への復帰の流れと本件を受けた新たな対応策についての考えにつきましましては、本市においては、学校が担任を中心に保護者との信頼関係を築きながら粘り強く家庭訪問をするなどして、子供の気持ちに寄り添いながら相談を受けたり、学校の様子を伝えることで、子供が安心して学校に復帰したケースや、登校支援室に通い、指導員の支援を受けながら学習に取り組むことで、学習意欲が高まり、学校に復帰したケースもあります。

本件を受けた新たな対応策につきましましては、各学校では、現在、改めて本市の指針に基づいて対応し

ているところでありますが、今後、学校と市教委、関係機関との情報共有や速やかな連携の在り方を示したマニュアルを作成してまいりたいと考えております。

次に、スクールカウンセラーの派遣などの対応状況につきましては、市教委は、児童や保護者、教職員の心のケアのために当該校に対し、事件直後の登校日から、これまでに2名のスクールカウンセラーを延べ16回派遣しております。

また、市教委の指導主事が学校訪問や電話連絡を行い、学校運営に向けた不安を聞き取り、助言するなど、教育活動が円滑に進むよう支援しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 第5項目、ロケツーリズムの強力な推進についてであります。

今日の小樽市は、地域の観光関連事業者や各種団体の皆様のたゆまぬ努力によって観光地として全国的に認知され、コロナ禍を経て観光の需要が回復しつつあります。

その中で、本市をロケ地や舞台として撮影された映像作品の公開により、本市を認知することはもちろんのこと、ロケ地巡りのいわゆる聖地巡礼は滞在時間延長や観光消費額増加に寄与するなど、長年の本市の観光の課題を解決する起爆剤にもなります。映画やドラマのロケ地や舞台を訪ね、風景と食を堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンになってもらうロケツーリズムの推進は官公庁も力を入れております。

倉本聰氏が36年ぶりに映画脚本を手がけ、主演は本木雅弘氏をはじめ、小泉今日子氏、中井貴一氏、石坂浩二氏、仲村トオル氏などが共演された映画「海の沈黙」、明治時代の北海道を舞台に、アイヌ民族が残したとされる金塊をめぐる争奪戦を描き、シリーズ累計発行部数は2,900万部を超えた野田サトル氏の人気漫画を実写化した映画とWOWOW配信のドラマ「ゴールデンカムイ」、事故で恋人を失ったヒロインを演じる有村架純氏とその恋人に命を救われた男性を演じる坂口健太郎氏の運命に翻弄される2人の美しくも切ない、さよならから始まる愛の物語を表現したネットフリックス配信のドラマ「さよならのつづき」。今年だけでも、小樽市が物語の重要な設定や場面として登場する作品がこのほかに多数公開されており、これまで以上にロケツーリズムを強力に推進し、コロナ禍で失われた市内経済を活性化し、観光客増加による交流人口を増加させる好機であります。

これらの撮影には小樽フィルムコミッションが中心となり撮影誘致や撮影支援が行われてきましたが、令和6年度の予算や人員など運営状況について伺います。

一般社団法人ロケツーリズム協議会が主催するロケツーリズムアワードでは、地域や企業のファンづくりのため、作品のロケ地や、それをきっかけに再発見された地域の魅力を効果的に活用・発信した地域・企業に賞が贈られます。

本市でも映像作品の公開後はロケ地マップなどを作成し配布しておりますが、ロケツーリズムアワードに入賞している自治体では、分かりやすいホームページやSNSなどの情報発信や観光客の受入れ強化はもちろんのこと、今後のロケ誘致につなげられるような様々な取組を行っております。

本市もロケツーリズムを徹底的に推進し、市内経済の活性化を図る千載一遇の好機ではありますが、小樽フィルムコミッションでは、最近の小樽市の映像作品を踏まえ、ロケツーリズムに対してどのように力を入れていくのか伺います。

ロケツーリズムの一つに、先ほど申し上げました作品に登場した場所に立ち寄る聖地巡礼というロケ

地巡りがあります。例えば、ネットフリックス公開の「さよならのつづき」では、小樽商科大学が登場しますが、小樽商科大学では聖地巡礼に訪れた観光客に向けて撮影現場を一般公開し、詳細な情報を大学のホームページに掲載しております。また、主人公が雪崩の事故に遭う毛無峠の国道393号など、日頃は観光地として注目されていない場所にも人々が訪れています。

さらに、主人公の2人の通勤経路やベンチに座って話をする場所として、複数回にわたり、旧国鉄手宮線の散策路が登場します。しかし、旧国鉄手宮線は冬期間除排雪をしないため、閉鎖されています。除排雪を行い市民や観光客が利用できるようにしてほしい旨の要望がこれまでも上がっております。これらを踏まえ、所管の公園緑地課では今冬の開設をどのように考えているのか伺います。

ロケツーリズムによって観光客が増加すると、既存の観光地にも多くの人々が訪れるようになります。堺町通り商店街など観光地の車道や歩道の除排雪について、今冬の対応を伺います。

関連して、「さよならのつづき」にも登場するおたる潮まつりですが、長年使用していたステージは保管場所や老朽化の問題により、今年で役目を終え、来年は新たにするとのことですが、状況について伺います。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ロケツーリズムの強力な推進について御質問がありました。

初めに、小樽フィルムコミッションの令和6年度運営状況につきましては、事務局は観光振興室で担っており、専任の職員を2名配置しております。

また、事務局の予算は収入・支出ともに38万1,000円であり、主な収入は、個人会員や法人会員からの会費収入、支出は、ホームページの維持管理費や携帯電話の使用料となります。

次に、ロケツーリズムの推進につきましては、ロケ地を活用した観光客誘致については観光振興室の誘致担当を中心に取り組むこととなりますが、ロケ地マップの活用やロケセットの公開、旅行商品を造成する事業者への情報提供など映像制作会社等の協力もいただきながら、効果的な取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線の今冬の開設につきましては、冬期間、市民や観光客が利用するためには除排雪が必要となりますが、堆積スペースが狭隘であることや散策路の舗装、レールや枕木などの破損、沿線住民の理解が必要など様々な課題があることから、今冬の開設は難しいものと考えておりますが、改めて現場の状況を確認して、除排雪作業の可能性などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、今冬の観光地の道路除排雪対応につきましては、小樽駅前周辺などの観光客が多い道路につきましては、観光に配慮した除排雪を行うための路線を指定し、重点的に歩車道の除排雪や歩道の段差、つるつるな路面の解消を行いたいと考えております。

なお、昨年度の記録的な大雪や暖気の影響により歩道部の除排雪が行き届かなかった堺町本通線などの歩道につきましては、新たに人力作業班を設置し確実な歩行空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、その他の観光箇所周辺の道路は、除排雪計画に基づく路線と同様、地域総合除雪の出動基準に基づき作業を行ってまいります。

次に、おたる潮まつりのステージにつきましては、保管場所や老朽化の問題により実行委員会におい

て所有していたステージを今年度、処分したところであり、来年度からはレンタルにて対応する方向で、現在、調整中であると同っております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について、若者を主体とするまちづくり団体への支援について、1問、質問を行いました。

今回、当団体に限らず、市長が希望と表現されるような様々な活動の支援についてということを知りましたが、聞きましても、例示として挙げたのは、O t a r u N e x t 100 という団体でございますが、当団体に限らず、市で想定している若者を主体とされている団体をどのように把握しているのか。例えばこのような団体があるとか、団体の数や状況について確認したいと思います。

次に、子ども議会については、様々議論をしなければならないことがあると考えておりますので、再質問では取り上げません。

続いて、議案について、新総合体育館整備事業費についても再質問では取り上げません。予算特別委員会で確認したいと思います。

次に、小樽市総合福祉センターの移転、それから小樽市勤労女性センターの移転の両方に共通することなのですが、細かいことはこちらも予算特別委員会で確認しますが、今回も出てきましたが、この公共施設の議論をする際に、必ず利用者に確認をするとか、利用者に調査をするという答弁が大体出てくるのです。今までの利用者とは異なる方々がウイングベイ小樽に移転することによって掘り起こされるものと考えます。

開館時間についても、休館の曜日についても、これまで利用していた人はこれまでがそうだったから問題ないのかもしれませんが、今回、新たな施設になるということで、状況や前提が変わってくると思います。また、それについても今後、調査しながら、状況によって変えていくということなのかもしれませんが、潜在的な利用したいという市民がいるかどうか恐らく今の利用者に確認するだけでは分からないと思いますので、今後の利用者の要望をどのように確認していくおつもりなのかお答えいただきたいと思います。

それから、答弁の内容について理解ができなかったのが、小樽市勤労女性センターの移転について、休館日を設けないでほしいということを質問しましたが、約9.5%という答弁があったように思います。この数字の意味をもう一回お聞かせいただきたいと思います。

それから、小樽市勤労女性センターの使用料改定についても質問を行いました。同一の面積単価で積算を行うということで、これまでの女性の利用者の迷惑にはならないのではないかというお考えだったのですが、これは、市の想定では新しい利用者が恐らく増えることがないからそのように考えたという理解でいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、その次の質問で、予約のオンライン化や職員を介さないで使用できる仕組みの実装については施設管理者と協議が必要という答弁がありました。これは施設管理者の課題になると思いますが、そもそも職員を配置しないでこういった貸館機能の施設を開設する、運用することは可能と考えられているのか、お聞かせください。

続いて、おたる自然の村の指定管理についてでございますが、指定管理者に一般財団法人おたる自然の村公社が選定されるに当たって、民間企業や団体との連携についての見解を確認しましたが、市は民間活力の導入が必要だと考えていて、検討が必要だということでした。この検討はおたる自然の村公社

が行うのか、それとも選定する市として、おたる自然の村公社と共に検討していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、水産業振興と漁港整備について、小樽港高島地区の整備について、一つ目の質問で、物損事案に関する情報を把握しているのかという質問をしましたが、しているということでした。

毎定例会、交通事故だとか物損事故によって本市が賠償金を払ったという専決処分報告がしばしばありますが、私が議員になってから5年、6年ぐらいの間に、高島漁港区のこういった物損事案に関する賠償等の情報はなかったように記憶しているのです。把握はしているけれども、賠償等の問題には発展していなかったのかということを確認したいと思います。

続いて、その次の質問で、現在の使用者との協議の状況について確認しましたが、ここについては深く聞きたいことがありますので詳しくは予算特別委員会で確認しますが、一つだけ、旧高島魚揚場は第2期の改修としていたけれども、第2期まで持たないと思うというような答弁がありました。一方で、漁港の岸壁の老朽化については、引き続き、機能保全に努めるということで、機能が持たないという認識はないように聞き取りました。魚揚場は老朽化が非常に進んでいるけれども、岸壁の老朽化についてはそこまでではないという認識なのか、確認したいと思います。

続いて、漁業振興に関する条例制定や計画策定について、漁業振興に関する条例制定や計画策定を本市ではどのように考えているのかということで確認しましたが、第7次小樽市総合計画ではそのような内容が盛り込まれているので考えていないという答弁であったように理解しました。北海道豊かな海づくり大会が行われるという情報は今も中間見直しが行われている頃であります。第7次小樽市総合計画の策定時にはなかった情報でありますので、このことも踏まえても、今のところは考える予定がないのかというのを確認したいと思います。

続いて、教育と児童福祉について、こちらは市や教育委員会の発表の一部が報道されているようなこともあったりして、学校や教育委員会の運用や対応に瑕疵があったのではないかと、問題があったのではないかと受け止められる報道もあったように推察しております。私がこの質問を作成するに当たり、様々調べたりしましたが、私は、学校や教育委員会に直接的な瑕疵や問題があるとは言えずに、すごく適切に対応されているものと考えております。

この点については事件のこともありますので、再質問については控えたいと思いますが、1点だけ支援措置のことに關してです。

私は、法令上、可能かどうかという確認をしましたけれども、慎重に判断する必要があるという答弁であったと思います。これは、法令上、可能かどうかということをお聞かせください。まだその点が分からなくて慎重に判断する必要があるということであれば、そのようにお聞かせいただきたいと思います。

最後に、ロケツーリズムの強力な推進についてであります。

偶然ですけれども、1995年3月に公開された「Love Letter」の主演を務められていた中山美穂さんがお亡くなりになるという大変残念なニュースがありました。

私としては、このロケツーリズムの推進というのは小樽フィルムコミッションが主体的に行うものであるのかと考えていたのですけれども、例えば、中山美穂さんが出られていた「Love Letter」では、市役所が当時、小樽厚生病院という設定で登場して、市長も当時、出られていたと伺ったことがあります。今後、市役所本庁舎に撮影現場を見に行きたいということで市民が来た場合、その対応だとか、そこに対する誘導をどのようにするのかとなると、恐らく施設管理者の総務部と小樽フィルムコミッションや観光部局との調整ということになるのかということで、代表質問の中ではその観点を

盛り込むことができませんでしたので、質問は予算特別委員会で行いたいと思いますが、いずれにしても、今年に入ってたくさんの映像作品が公開されましたので、ロケツーリズムについては引き続き、強力に行っていただきたいという趣旨で質問いたしました。再質問になじまないので、この大項目は質問しないということで終わりたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 松岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、小樽市勤労女性センターの移転の関係で4点、それと不登校の対応について、支援措置の関係で1点、御質問があったかと思います。

まず、小樽市勤労女性センターですが、潜在利用者の意向確認の方法ということでお尋ねがあったかと思います。

これにつきましては、実際に小樽市勤労女性センターがウイングベイ小樽に移転になってからいろいろお問合せ等もあるかと思うので、そういうようなものを拾っていくということがまず考えられますが、こちらから主体的にどういう確認の方法が取れるかということについては、検討させていただきたいとは思っています。

2点目、土曜日の利用状況の約9.5%の意味ということでお尋ねがあったかと思いますが、小樽市勤労女性センターは週6日間開館しているということで、単純に割りますと、1日平均で言いますと17%ぐらいの利用が見込まれるところが、土曜日は割合として約9.5%ということで、少し低いということをお示しさせていただいたところでございます。

3点目、女性の利用の関係で、今後、支障がないということで、ほかの利用者がいないからかというような御質問であったかと思いますが、これにつきましては先ほど市長も答弁の中で申し上げましたとおり、講習室等の部屋数も増加するというので、他の利用があったとしても女性団体の利用には支障がないのではないかとということをお答えさせていただいたところでございます。

それと、職員を介さずに講習室等を利用できる方法ということで、人を置かずに管理することは可能と考えるかどうかということだったかと思いますが、現時点におきましては、人を置かないで管理することについては、考えてございません。

それと、不登校への対応について、支援措置の関係で御質問がございました。

慎重に判断する必要があるというお答えさせていただいたのですが、実際、法令に違反するののかどうかということでお答えいただきたいというお話だったかと思いますが、実際にこの情報を活用するときに、教育委員会から利用したいという申し出たいなものをいただく形になるかと思いますが、そのときに理由を記載していただいて、その理由が、先ほど市長答弁の中で申し上げました相当の理由があるかどうかにか該当するのであれば法令に適合しますし、そうではないと判断されれば法令には適合しないという判断になるということで、慎重に判断する必要があるというお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（柄澤晃人） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢の箇所ですが、若者団体について市が想定している団体、それから数や状況について

把握しているかということでございますが、数や活動の状況について詳細に把握しているというものはございません。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

私からは、おたる自然の村の関係で1点と、小樽港高島地区の整備についてと、漁業振興に関する条例制定の部分でお答えさせていただきます。

まず、おたる自然の村の指定管理の関係で、民間活力の導入も含め、検討するのは市なのか、おたる自然の村公社なのか、一緒なのかということでしたが、ここは市が主体となって検討し、公社とはもちろん連携しながらやっていきたいと考えてございます。

2点目の例の物損の事案を把握しているけれども賠償等に発展していないのかということですが、事案は把握しておりますが、賠償等に発展しているということは今のところございません。

3点目の漁業振興に関する計画策定の部分でございますが、他都市の漁業振興の計画などを見ると、漁業の現状ですとか課題の整理、それから振興対策という内容になっておりまして、私どもの第7次小樽市総合計画の中でも、現状の課題の整理、それから取組内容について記載しておりますので、先ほどの第1回北海道豊かな海づくり大会を契機に策定するということではなくて、今の第7次小樽市総合計画の中でそういったことは網羅されているので、策定については現時点では考えていないということで御答弁したものでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○港湾担当部長（笹田泰生） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

私からは1点、高島漁港区の岸壁の状況についてでございますが、岸壁の上部につきましてはモルタル等で埋めるなどの修繕等を行っておりますけれども、岸壁の躯体部分につきましては現状、持たないような状況になっているという認識はございません。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 1点だけ再々質問いたします。

しつこいようなのですが、支援措置の関連についてであります。

私が聞いているのは、法令上、可能かどうかということでありまして、学校が申出をしたとか、その内容がよければというのは運用上の問題だと思うのです。今のお話だと、学校が出した申請に対して何らかの確認をして、問題がないと認められれば、保護者が支援措置を申し出ているものであるという情報を学校や教育委員会は確認をすることが法令上、可能かどうか。それがいいか悪いかとか、内容がどうかということではなくて、法令上、いいのかどうかということだけ、もう一度確認したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 松岩議員の再々質問にお答えさせていただきます。

支援措置の関係の情報提供について、法令に合っているかどうかということなのですが、繰り返しの御答弁になるかもしれないのですが、基本的には個人情報ということで、まず出せないというのが原則

になります。それに相当な理由があるということで判断ができた場合には、法令に適合して出せるということになりますので、それはそのときの申出書の内容を見て相当の理由があるかどうかを判断する必要がありますということです。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） みらいの白濱です。会派を代表し、質問させていただきます。

最初に、eスポーツの振興について。

eスポーツにおいては、国外はもちろん国内でも数万人が参加するイベントが行われ、近年、盛り上がりを見せております。eスポーツの人気とともに、ゲームを利用することにより、身体的特徴や年齢、国籍を超えてコミュニケーションが取れることが注目され、地域交流の活性化や医療、福祉、教育、国際交流に活用する動きが全国に広がっており、自治体による取組や関心を持つ自治体が増えてきております。

eスポーツとは、エレクトロニック・スポーツの略称で、コンピュータゲーム、ビデオゲームなどを使った対戦競技のことを指し、国際オリンピック委員会でも正式競技として採用するか議論が進められており、早ければ2028年のロサンゼルス大会以降に採用されると予想されております。

eスポーツの市場規模は、一般社団法人日本eスポーツ連合によると、国内のファンは2022年の時点で約776万人、オンラインの視聴の普及もあり、2025年には1,000万人を超えると予想されております。また、現在、世界での競技人口は1億3,000万人以上、視聴人口は4億5,000万人以上と言われております。世界各地でeスポーツの国際大会が開催され、試合観戦と動画視聴によるファンを含めると、今後、さらなる普及と成長が予想されております。

eスポーツは、通信環境がそろっていれば継続して実施可能であることや、対戦相手とのプレーを通して若者と高齢者等の世代間交流や、イベントや大会開催などを通して地域活性化へもつながっていくとのことであります。また、国もeスポーツの地域課題解決力に注目しております。

このように、経済的効果と社会的効果が期待されることから、本市においても様々な観点からeスポーツの振興をしていくべきではと考え、質問させていただきます。

福祉におけるeスポーツ振興について質問してまいります。

eスポーツは普通のスポーツとは違って体力を競うものではないため、シニアでも気楽に参加することができるところから、導入した高齢者施設では、高齢者がeスポーツを楽しみながら実施することで、プレー中の手や指を使う動作や対戦者とのコミュニケーションなどから脳の血流が促進され脳の活性化につながり、認知機能、理解、判断、記憶などの維持や改善に効果があるとされております。

さらに、eスポーツを継続して行った高齢者の心の活性度、意欲と安定度に関する二次元気分尺度では、実施後において活性度が優位に向上し、高齢者の心理面に対して好影響をもたらす可能性が期待できるとされております。

また、フレイル予防にもつながっているとのこと。定期的開催されるイベントを通して友達もでき、

交流不足の解消、孤独感の解消ができ、生きがいへつながることが期待されております。

ここで、地方自治体がeスポーツを活用している事例を挙げてみます。

上士幌町では、介護予防・認知症対策の一つとして、株式会社NTTe-Sportsと株式会社東北北海道第一興商との三者の協働・連携で、2022年7月から2023年3月の期間で、eスポーツを活用した介護予防事業として、毎週水曜日、高齢者がまちの施設に集まり、太鼓の達人などのリズムゲームを楽しみ、高齢者の健康維持と地域コミュニティ活性化を図る取組を実施。また、宮城県仙台市では、NTT東日本と連携し、2022年4月から9月に高齢者のフレイル予防にeスポーツが有効かを確かめる共同実証実験を開催し、結果として現在、高齢者の生きがい、健康づくりの推進のため、eスポーツが体験できるイベントや教室等を、国のデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ、TYPE2を活用し、展開しております。

このように産・官・学が連携し、健康効果の検証や交流促進に向けた取組を進めています。

そこでお聞きいたします。

認知症予防やフレイル予防、健康増進についてのeスポーツの効果について、本市の認識を伺います。

また、eスポーツを通じての若者から高齢者まで多世代間交流や、障害者と健常者の交流など共生社会の実現について、本市は取り組む考えがあるのか、見解をお示してください。

次にお聞きいたします。

市内にeスポーツを導入されている民間の障害福祉サービス提供事業所がありますが、把握されている事例があればお知らせください。

また、本市として今後、他市の事例にあるように、eスポーツを活用した介護予防事業や体験会などを実施していくことについての見解をお示してください。

ここで、eスポーツを通じた事業展開には国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用できるようですが、これはどのような交付金なのか、お示してください。

また、本市においても、宮城県仙台市の事例のようにこの交付金を活用することが可能でしょうか、お知らせ願います。

次に、この中項目の最後としてお聞きいたします。

福祉におけるeスポーツの活用について、市長の見解をお聞かせください。

次に、教育分野におけるeスポーツ振興について質問いたします。

大阪府枚方市でのeスポーツを活用した不登校支援策についての先進事例を述べます。

児童・生徒の支援のプログラムの一つとして、近隣の民間施設を利用したeスポーツ体験の取組を実施。具体的には、ゲーム用パソコンを使って、複数の児童・生徒が席を並べて同じゲームで競い合うミニゲームに取り組むもので、このプログラムを実施することにより、自宅を出ることが難しかったりする児童・生徒が、eスポーツ体験であればと参加し、体験中に同世代で会話することに楽しみを感じる児童・生徒の例が出てきているとのこと。特に、不登校の子供を持つ保護者からは、自宅から外に出て楽しんでeスポーツを体験したことを子供がうれしそうに話をしたとのこと。

大阪府枚方市では、不登校の子供たちにとっても、楽しく社交性の向上と心理的な安定感につながるものとし、多数、御意見をいただいていることや、eスポーツをきっかけに社会とのつながりができたり、ゲームを通じたコミュニケーション能力の向上につながったりするなど、eスポーツは不登校支援に一定の効果があるものと捉えて、子供の社会的自立を目指す本格的な事業とするとし、取り組んでいるとのこと。

そこでお伺いいたします。

児童・生徒の不登校支援についてのeスポーツの効果について、本市の認識を伺います。

次に、大阪府大東市の事例を挙げます。

市の教育委員会では、不登校児童・生徒を多層的に支援する教育支援センターを開設、校外学習としてeスポーツスポット大東にて、小・中学生によるハイスペックパソコンを使った対戦型ゲームを企画、児童・生徒が仲間と一緒に協力することにより、非認知能力、特にコミュニケーション力の向上を目指すものです。学校に登校するというのみに固執するのではなく、子供たちが学びにアクセスできているかという点に力点を置いた支援で、人間関係の不安や大人数が苦手など、様々な理由により登校しづらい状況にある子供たちの学校以外の居場所を開設し、学校と家庭の橋渡しの役割を担い、学習・生活・遊び等の場と機会を提供し、学校への復帰だけではなく、将来的な社会的自立を目指し支援を行っているとのこと。

そこでお聞きいたします。

本市においてeスポーツを活用し、不登校児童・生徒を支援していくことについての見解をお示ください。

eスポーツは戦略的趣向や問題解決能力、共感とエンパシー、認知機能向上など様々な効果が各分野で実証されています。

さて、小樽市民の声として、小樽市新総合体育館基本構想（案）に対して提出された意見等の概要の中で、新総合体育館で行う競技が示されているが、開業予定の6から7年先の旬の運動を予想する調査行為はあったのか。eスポーツ、HADO、モルック、身体障害者向けボッチャなどが現時点で考えられる。さらに今後、高齢者比率が高まることから、高齢者の健康増進、基礎体力確保の視点の競技を用意する必要があるとの記載があります。少なからずとも、eスポーツについて貴重な御意見が挙がっております。

また、eスポーツは2019年から国民スポーツ大会で文化プログラムの一環として行われており、今年の国スポでも6年連続で全国都道府県対抗eスポーツ選手権として文化プログラム事業に認定されております。

そこでお聞きいたします。

これまでに市教委が関わったeスポーツの主なものについて、お知らせください。

また、現在、小樽明峰高校にはeスポーツ部という部活動があります。小樽アニメパーティーでは、今年の9月8日曜日に市立小樽文学館の前庭を会場として、eスポーツ大会が開催されました。ウイングベイ小樽には話題のARスポーツHADOというeスポーツ施設があります。このように市内ではeスポーツについて様々な動きがあります。

次に、eスポーツ実施の入り口として体育館や他施設で実施場所を設け、体験的な取組等を実施してみるが必要と考えますが、市民の御意見の中にもあるように、小樽市新総合体育館で実施するスポーツの中の一つとしてeスポーツを取り入れていくことについての見解をお示ください。

eスポーツが今後、半永久的なスポーツとなり得るかは歴史が浅いので判断できません。しかし、スポーツ実施率の向上につながるものと考えられますし、ぜひ積極的に他のスポーツと同様に取り組んでいただきたいものと思います。

次に、まちづくりとしてのeスポーツ振興についてです。

この項の最後に、eスポーツによる地域コミュニティ活性化への取組が地域創生としてまちづくりに好影響をもたらしていくことについて伺ってまいります。

千葉県勝浦市の事例です。勝浦市は自然あふれる漁港と観光のまちと市の魅力を上げております。し

かし、人口減少率は県内の市町村でワースト2位、市職員が勝浦中央商店会にある空き店舗を利用した勝浦eスポーツCHALLENGEを開催したところ、成果として、今まで交わることがなかった小学校6年生と大学生が真剣勝負で交流するなど、性別差、年齢差、身体障害の有無を超えた交流が多々見られ、地域活性化が促進したとのこと。

次に、岡山県岡山市の事例で、岡山駅前商店街は高齢化などにより商店街青年部が消滅する危機に。そこで、2018年にゴールデンフェスタ岡山を開催し、eスポーツプロプレイヤーを呼び、一般の方々の対戦会などを実施したところ、これが道行く人たちに注目を浴び、その模様は多くの地元テレビや新聞などに上げられ、その後も商店街主催のイベントを積極的に開催し続けたところ、様々なゲームコミュニティとの交流が徐々に広がり、商店街から岡山全域、さらには周辺の県と連携を取りながら、eスポーツの輪を広げようとする動きに着実につながり、経済効果を含めまちづくりにおいて重要なキーパーソンになっているとのこと。

また、湧別町では、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、ワークショップや体験会の企画運営、eスポーツを通じた活気あるまちづくりを推進しているとのこと。

以上のように、eスポーツによる地域コミュニティ活性化への取組は全国的に広がりつつあります。また、官民連携を行い、取り組んでいく地方創生であるものと思います。

そこで、この項の最後の質問として、今後、まちづくりとしてのeスポーツの振興について、市長の見解をお示してください。

以上で、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白濱議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、eスポーツ振興について御質問がありました。

初めに、福祉におけるeスポーツ振興についてですが、まず、認知症予防やフレイル予防等へのeスポーツの効果につきましては、他市での実証事業などによりますと、eスポーツへの取組の仕方によっては認知機能の改善などに一定の効果が期待できるものと認識しております。

次に、eスポーツを通じての共生社会の実現に向けての取組につきましては、eスポーツは、年齢、障害の有無やその程度に関係なく参加し、競い合えることが考えられること、また、見て楽しめるものでもあるという特徴があり、様々な人の交流の場をつくるツールの一つになり得るものと考えておりますので、どのようなゲーム内容や運営方法が効果的か情報収集に努めてまいります。

次に、市内でeスポーツを導入している事例につきましては、障害者の就労継続支援事業所では、就労に向けたパソコン操作に慣れる一環として行っており、放課後等デイサービスでは児童の興味を広げ、生活能力向上につなげる訓練として導入している事業所があります。

次に、eスポーツを活用した介護予防事業などの実施につきましては、今後、他市の事例も参考に介護予防事業の参加者からも御意見をお聞きしながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決や魅力向上を図るため、デジタル実装に必要な経費や地方創生に資する取組などを支援するものであります。

次に、本市が交付金を活用できるかにつきましては、デジタル田園都市国家構想交付金は、現在、国

において名称を新しい地方経済・生活環境創生交付金に変更し、制度を検討中であると承知しているところですが、現時点の情報では、デジタル実装に必要な経費や地方創生に資する取組などの支援メニューは継続されると伺っており、活用できる可能性はあるものと考えております。

次に、福祉におけるeスポーツの活用につきましては、社会的孤立の解消や高齢者の認知予防効果、多世代間交流のツールとしての役割などが期待されておりますので、福祉分野において有効的なコンテンツなどについて、他の自治体での取組や実証結果など情報収集に努めてまいります。

次に、まちづくりとしてのeスポーツ振興についてですが、私の見解につきましては、ただいま御答弁を申し上げましたとおり、福祉分野における効果が期待されるほか、本市においてもイベントが開催され、地域コミュニティの活性化などまちづくりにもつながるものと認識しておりますので、他市の事例なども参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 白濱議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、eスポーツ振興について御質問がありました。

教育分野におけるeスポーツ振興についてですが、初めに、児童・生徒の不登校支援についてのeスポーツの効果につきましては、市教委ではeスポーツと不登校支援との関連について研究はしていませんが、他都市での事例によりますと、eスポーツ体験により不登校児童・生徒の社会とのつながりやゲームを通じたコミュニケーション能力の向上に一定の効果が期待できるものと認識しております。

次に、本市において、eスポーツを活用し、不登校児童・生徒を支援していくことの見解につきましては、他市では、eスポーツによるチームプレーを通して、不登校児童・生徒が仲間と協力することにより、非認知能力やコミュニケーション能力の向上が期待できる一方で、子供たちがオンラインで不特定多数の人とつながることによるトラブルや、ゲーム依存により自己調整の妨げとなり、不登校状況を助長するのではないかという見解もあることから、市教委では、eスポーツを活用した不登校支援について、他市の取組や実証結果など情報収集に努めていく必要があるものと考えております。

次に、これまでに市教委が関わったeスポーツの主なものにつきましては、令和5年度には、小樽青年会議所の主催で市内小学生102名が参加し、市内小学校体育館や商店街においてeスポーツの大会を開催しており、令和6年度には、大会実行委員会の主催で市内小学生101名、北後志5町村の小学生42名が参加し、市内小学校体育館や商店街、仁木町において、同様の大会が開催されております。どちらの事業についても、市教委が後援しております。

次に、小樽市新総合体育館においてeスポーツを実施することにつきましては、令和6年2月に策定した小樽市新総合体育館基本計画では、第6節、施設の管理運営方針において、「子どもから高齢者まで、広くスポーツや健康づくりに親しむことができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、時代の変化を的確に捉え、魅力ある健康プログラムやイベントを企画します。」としております。

このような考えの下、近年、目覚ましく発展しておりますeスポーツに関しましては、今後、小樽市新総合体育館の運営について検討していく中で、体験プログラムの実施やイベント開催の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

○8番（白濱 聡議員） 次に、2項目め、ふるさと納税についてお聞きいたします。

これまでも多くの議員から質問されていますが、改めて質問いたします。

本市のふるさと納税の納税額は、令和元年度から見ると、令和元年度が約1億5,000万円、令和2年度が約3億6,000万円、令和3年度が約6億6,000万円、令和4年度が約8億8,000万円と増加傾向でありましたが、令和5年度は約5,000万円減の約8億3,000万円と減少してしまいました。

過去の委員会で、減少した理由は、ふるさと納税関連の経費算定基準の改定による影響などがあるという答弁がありましたが、本市と人口の近い千歳市や江別市、北見市をはじめ、他都市では増加している自治体もあるため、経費算定基準の改定が減少した理由とは言い難いのではないかと考えます。

では、なぜ本市が減少してしまったのか、改めて減少した理由を分析されているのであればお聞かせください。

本市ではこれまで様々な取組をされており、今年度においても、寄附サイトや返礼品の拡充のほか、宿泊券やイベントチケットなどの体験型返礼品の拡充などの取組をされていますが、その効果についてお聞かせください。

全国的にもふるさと納税は年々受入額が上昇しており、納税者からの期待や注目度も高まっております。自治体間での競争も激化の傾向にあることから、各自治体では様々な取組が行われています。

また、選ばれる自治体になるためには、魅力ある返礼金を準備すること以外にプロモーションに力を入れることも重要とされています。まず知ってもらうこと、そして面白い、魅力的と興味を持ってもらうことが寄附を得る一歩になると考えます。多くの方に地域について知っていただくことで応援したいと思ってもらうためには、積極的なプロモーションを実施していく必要があります。

では、プロモーションに効果的なPR施策はどのようなことが考えられるのかについてですが、まず、自治体ホームページの掲載、ふるさと納税専門サイトへの掲載は既に行っているかと思います。そのほかに、ネット広告の活用、パンフレットの作成、新聞や雑誌など紙媒体への掲載、PR動画の作成と動画サイトへの掲載、SNSでの発信などが考えられます。

本市では、これらの取組はされているのか。されているのであれば、具体的にどのような取組をされているのか、お示しください。

プロモーション方法は大きく紙媒体とネット媒体の2種類に分けられます。特に、近年はSNSやネットを活用したデジタルマーケティングによるプロモーションが注目を集めています。幾ら魅力的な返礼金を準備し魅力的な広告を作成したとしても、その情報が納税者に届かなければよい結果にはつながりません。

しかしながら、本年6月28日に総務省は10月から広告宣伝を制限するなどの制度改正を含めたふるさと納税制度のルール見直しを発表しました。今回の改正で、ふるさと納税仲介サイト、返礼品提供事業者が返礼金を強調した広告出稿に制限をかけたこともあり、従来のPR方法を見直す必要があるとされています。地域の特色を生かした適切な対応をする自治体とそうではない自治体で寄附額に大きな差が出てしまうことも予想されています。

これまでうまく広告を活用して寄附を集めていた他の自治体ほど、今回の改正は厳しいものになったとも考えられ、今後の対応次第では大きく寄附額を伸ばす絶好のチャンスとも言えるのではないのでしょうか。

今回の改正についてどのような見解をお持ちなのか、また、この改正に対する新たな対応策はどのように考えられているのか、お示しください。

この改正では、返礼金を強調した宣伝広告も禁止になり、プロモーションがより難しくなると考えら

れます。そのため、知名度のない自治体は特に厳しくなると考えますが、本市は全国的にもネームバリューがあることから、いかに返礼品ではなくネームバリューを生かした取組がより効果的になると考えます。見解をお示してください。

これまで、シニア層には紙媒体での広告、ファミリー層にはSNSでの発信など、アプローチしたいターゲット層によって、広告媒体を変えることも必要とされています。

では、これまで本市に御寄附をいただいた方の年齢層、性別、地域など調査・研究はされているのでしょうか。されているのであれば、傾向についてお聞かせください。

また、本市でのターゲット層はどのように考えているのか、お聞かせください。

そこで、他都市の成功例を見てみると、まず宮崎県都城市は、令和4年度の受入額全国1位を獲得しています。都城市は、日本一の肉と焼酎に特化したふるさと納税に取り組んでいます。企業との連携によるふるさと納税の対外的なプロモーションに力を入れ、都城ミートアンバサダープロモーションを実施し、ふるさと納税返礼品事業者によって設立された都城市ふるさと納税振興協議会がスタートしたもので、キッチンメーカーのクリナップ株式会社とタイアップして人気の特産品であるお肉や焼酎をプロモーションした試みです。また、ミートツーリズムツアー造成支援補助金を展開、都城市の肉と焼酎を味わい、体感できる旅行を企画、実施した旅行会社の支援も行っています。

こういった納税返礼品事業者との連携、商品開発については必要と考えますが、本市において返礼品事業者間ではどのような連携をされているのか、お示してください。

このように、他都市の成功例の調査・研究は特に重要と考えますが、本市ではどのような調査・研究し、他都市のどのような取組を参考にされているのか、お示してください。

ふるさと納税の利用が年々、増加傾向にある中、貴重な財源の一つとして、各自治体は強化していると感じます。多くの方に地域について知っていただき応援したいと思ってもらうこと、そのためには積極的なアプローチが必要となります。

今後も各自治体は知恵を絞り、新たな施策で寄附金の増額に向け取り組むことが予想されますが、本市においても知名度を生かし、これまでにない新たな施策が必要と考えます。

これまでの取組として、寄附サイトの拡充、返礼品の磨き上げだけでなく、ふるさと納税を利用する方々が実際どのように検索しているのか、そしてどのように決めているのかをいま一度考え、調査する必要があると思います。

このことを含め、今後の取組について見解をお聞きして、この項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ふるさと納税について御質問がありました。

初めに、ふるさと納税が減少した理由の分析につきましては、昨年度はふるさと納税関連の経費算定基準の改定に伴う一部寄附単価の見直しによる影響のほかに、物価高騰などの影響により日用品などふだんから消費する返礼品の需要が高まった一方で、本市の主力返礼品である嗜好品が落ち込み、結果的に寄附額が減少したものと分析しております。

次に、ふるさと納税の寄附増加に向けた取組の効果につきましては、今年度は特に宿泊券などの体験型返礼品が前年比おおむね2倍の寄附を受け、製造業などの返礼品提供事業者に限らず、体験型返礼品提供事業者にも波及したことにより、宿泊等を通じて地域経済の活性化に一定の効果があったものと考

えております。

次に、プロモーションの取組につきましては、専門的な知見を有しているサイト運営事業者などの関係事業者と打合せを行いながら、効果的なプロモーションに努めており、これまでは、返礼品提供事業者と提携したインターネット広告のほか、パンフレットの作成やメールマガジンを活用したSNS広告などに取り組んでまいりました。

次に、返礼品を強調した宣伝広告の禁止に対する見解につきましては、これまでは、メディアなどを活用したプロモーションが寄附増加につながる有効な手段でありましたが、返礼品を強調した宣伝広告は民間事業者等が行う場合も含め、全て禁止となったことから、制度本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるものと考えております。

また、新たな対応策については、サイト運営事業者などと検討を進めているところであります。

次に、本市のネームバリューを生かした取組に対する見解につきましては、観光都市としての高い知名度を生かした魅力あるまちづくりとその情報発信に努め、応援していただける方を増やすことが本市へのふるさと納税につながると考えております。

次に、本市に御寄附をいただいた方の年齢、性別、地域などの調査・研究につきましては、寄附情報に年齢や性別などは含まれていないため承知しておりませんが、昨年度、本市に寄附をされている方の約5割が東京都、神奈川県などの関東圏となっており、年齢、性別を問わずより多くの寄附者に対応できるよう情報発信に努めてまいりました。

次に、返礼品提供事業者間の連携につきましては、連携の有無については承知いたしておりませんが、市内小売事業者が市内で製造加工している複数事業者の優れた地場産品を詰め合わせた返礼品を提供している事例があります。

次に、他都市の成功例の調査・研究につきましては、運営代行事業者やサイト運営事業者などと定期的に情報交換を行っているほか、北海道などが開催する道内他都市との情報交換会に担当職員が参加し、他都市の取組を収集し、魅力ある返礼品の発信方法などを参考にいたしております。

次に、今後の取組につきましては、返礼品カテゴリーや価格帯なども多様化していることから、寄附者のニーズ調査をしっかりと行っていかなければならないと考えており、その上で、新たな取組も検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

○8番（白濱 聡議員） 3項目め、フレックスタイム制について質問いたします。

フレックスタイム制とは、日々の始業・就業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。労働者は仕事と生活の調和を図りながら、効率的に働くことが可能となります。

フレックスタイム制は歴史が古く、1987年の労働基準法の改正をきっかけに、1988年4月から正式に導入された変形労働時間制の一種です。

フレックスタイム制が日本で今まで普及しなかった主な理由は、企業の働き方の改革に対する消極的な姿勢や生産性低下への懸念が挙げられております。コミュニケーション不足による業務の遅延や勤怠管理・成果評価が複雑になることも心配されます。フレックスタイム制は、全ての従業員にとって最適な働き方とはいわずらいわけでもあります。

しかし、働き方改革関連法が2019年4月から施行され、フレックスタイム制についてもより柔軟に制

度が拡充されました。国家公務員では既に2016年度よりこの制度が導入され、原則全ての職員が利用できるようになり、地方自治体においても徐々に導入が見られるようになってきております。民間企業での働き方改革への取組と同様に、地方自治体における公務員の働き方改革の中で、フレックスタイム制について質問してまいります。

最初に、お聞きいたします。

国が示すこの制度の概要について、お示してください。

次に、お聞きいたします。

これまで本市では、この制度の導入について協議等の場を持たれたことはあるのでしょうか、お知らせください。

この制度は、完全フレックスタイム制を導入している自治体は別として、フレキシブルタイムという1日の設定された時間内、例えば、設定時間が6時から21時の間で、コアタイム、必ず勤務する時間帯以外の時間帯で職員自身の裁量で始業・就業時間を週の勤務時間内38時間45分の範囲内で設定することができます。

内閣人事局による好事例では、利用した職員が子育てや親の介護に時間が取れるようになるなど、より効率的な仕事が可能となり、また、私生活全般で上手に時間が生まれることにより、自己啓発に時間が取れるようになるなど、さらに、ある市の職員では、この制度を利用することで、部活動の地域移行が進められている中、中学校の部活動の指導やスポーツ少年団などの指導者として地域活動に積極的に携わっている事例もあります。

そこでお伺いいたします。

フレックスタイム制のメリットについて、本市ではどのように捉えているのか、お示してください。

また、この制度のデメリットについても、本市としてどのように捉えているのか、お示してください。

厚生労働省の令和5年の就労条件総合調査では、回答された約3,700の民間企業の中、この制度の採用率は6.8%で、そのうち企業規模別では1,000人以上が30.7%、30人から99人で4.2%であり、規模が大きいほど導入率は高いようであります。また、まだ広く普及しているとは言えません。

小樽市では毎年、市内事業所を対象とした労働調査が実施されております。調査項目の一つで、労働時間についての変形労働時間制実施内容の中で、フレックスタイム制についての回答項目があります。この制度は規模が大きい1,000人以上の企業ほど導入率も高くなっており、その効果も期待できるようなことがデータや事例から見てとれます。本市の職員数は、病院局と消防を除くと1,000人前後で推移していることから、働き方改革として、この制度を導入することによる業務効率の向上などが期待できるものと思われます。

2019年から完全フレックスタイム制を導入している大阪府寝屋川市では、8割超の職員が利用し、窓口業務も特定の課において20時までとし、柔軟な住民サービス向上に対応、職員採用試験についても過去最高の応募数があり、多様な人材の確保や離職率低減が期待されております。

しかしながら、デメリットもしっかり検証していかなければなりません。和歌山県海南市では、総務部シティプロモーション課において、本年度5月から試行的に導入、宮崎県宮崎市では昨年度は1か月、今年度は3か月間試行し、来年度以降の本格導入を検討したいとしております。

そこでお伺いいたします。

本市において、フレックスタイム制をはじめとした柔軟な働き方について、試行的に導入してみることについて、一案として、職員に対しアンケートを取ってみることについて、見解をお示してください。

総務省の令和5年12月25日の報道資料による令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

の概要では、都道府県では47団体中17団体、指定都市では20団体中3団体、市町村では1,721団体中76団体、全体では1,788団体中96団体がフレックスタイム制を導入しております。デジタル社会の到来や個人の価値観の変化、多様化など社会情勢の変化により、行政が対応すべき課題も複雑化・多様化している昨今、今後、より柔軟な働き方が求められるものと思われます。

これまで述べてきましたが、職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い意識を持って効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資するものと思われ、また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資するものと思われ。

この項の最後にお聞きいたします。

本市において、フレックスタイム制をはじめとした柔軟な働き方について、導入してみることにについて、市長の見解をお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、フレックスタイム制について御質問がありました。

初めに、国が示すフレックスタイム制の概要につきましては、1週間当たり38時間45分を基に、4週間ごとの勤務時間の総量を維持した上で、職員本人の申告により日ごとの勤務時間の割り振りを変更できる制度であります。

なお、令和7年度からは、週休日のほかに週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能となります。

次に、フレックスタイム制導入の協議等につきましては、これまで、全庁的な協議の場を設けたことはありません。

次に、フレックスタイム制のメリットにつきましては、御質問にありました子育て、介護や地域活動への参加など職員の柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進につながることで、仕事のやりがいやエンゲージメント向上に寄与することが考えられます。

次に、デメリットにつきましては、職員の勤怠管理が複雑化することのほか、不在となる職員がいる時間帯に他の職員の負担増が懸念されることや、市民サービスの低下につながる可能性が考えられます。

次に、フレックスタイム制などに関する職員アンケートにつきましては、このたびの人材育成基本方針の改定に当たり職員アンケートを実施したところですが、今後の実施におきましては、フレックスタイム制をはじめとした柔軟な働き方に関しても職員の希望や意向を確認したいと考えております。

次に、柔軟な働き方の導入につきましては、フレックスタイム制をはじめ柔軟な働き方の環境整備は職員が能力を最大限発揮することや早期離職防止、ワーク・ライフ・バランスの推進などにおいて重要と考えておりますので、課題の整理や他市の状況把握なども行いながら、まずは、試行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）

○8番（白濱 聡議員） 第4項目め、市民に向けた金融教育に関して伺ってまいります。

この項の質問に関しましては、昨年度の第3回定例会の会派代表質問で、「若年層に対しての金銭教育の今まで以上の重要性について」と題しまして、御質問させていただきました。時間配分配慮に欠け、発言半ばになってしまったこともあり、「市民に向けた金融教育に関して」とお題を改め、質問させていただきます。

最近では物価上昇による生活費への圧迫が、ひいては生活困窮へとつながり、財布の中身は時には補充を必要とします。このような時期は弱みに付け込む、また付け込まれやすい状況にあり、より巧妙な手口を駆使した各種振込詐欺や各種投資詐欺が横行しやすいわけであります。

現在、貸金業者では、市民の金銭に関する苦情トラブルは業法で定められた窓口である東京都の指定紛争解決機関へ誘導し、取り扱うこととなっております。

以前は旧団体・社団法人北海道貸金業協会小樽支部において苦情・相談の受付処理、貸付自粛申告の受付などを行い、また、北海道財務局小樽出張所主催ではありましたが、小樽市内において定期的に悪質貸金業対策連絡協議会が持たれ、財務局、後志支庁、現在の後志総合振興局、小樽・北しりべし消費者センター、俱知安町、岩内消費者協会、小樽警察署の各担当者が集い、意見・情報交換の場が設けられておりました。

しかし、時代の移り変わりの影響なのか、本市においてこういった情報交換の場は少なくとも15年以上はありません。貸金業の側面からの捉えになりますが、過剰取立て等による1983年の貸金業規制法の施行による諸規制、2007年がピークの多重債務問題、そして改正貸金業法の施行。問題が表面化された時期にはいろいろな施策は打たれますが、何かが問題化するまで潜伏し進行し、表面化したときに意見や情報交換会を頻度に行ったとしても、後手になり得る場合があります。平常時こそ、継続して知識や情報を備えておくことが重要と捉えております。

そこでお聞きいたします。

本市では、市内の弁護士が行う無料法律相談と小樽・北しりべし消費者センターで行っている多重債務相談がありますが、それぞれについて、本市における直近3年間、令和3年度から5年度で受けた債務に関連する苦情・相談についての相談件数と、その中から苦情・相談等に対する多重債務等の結果をお知らせください。

また、小樽・北しりべし消費者センターで受けた直近3年間、令和3年度から5年度の詐欺的行為による苦情・相談についての相談件数についてお知らせください。

次に、本市において、行政機関、警察機関、金融機関との情報交流会、または小樽・北しりべし消費者センターと金融機関との情報交流会を定期的に開催することについての見解をお示しください。

消費者である市民への金融教育は大切なことであります。指定紛争解決機関によると、最近、新たなものとして、スマートフォン決済を利用した短期間融資詐欺が発生したり、投資関連詐欺に関する相談が根強く多いとのこと。これらに対する日頃よりの注意喚起が必要であるものと思います。また同時に、知識や情報を共有しておくことが大切と思われます。

そこで伺います。

本市が市民に向けて実施された直近3年間、令和3年度から5年度の金融教育はどれくらいあるのでしょうか。

また、どのような内容のものか、お知らせください。

成人年齢が引き下げられ、2年以上が経過いたしました。現在、北海道くらし安全局消費者安全課では、若年者に向けた消費生活サポート情報を含め、いろいろな消費者啓発・教育を紹介、全国銀行協会や日本貸金業協会では、金融トラブル被害防止のための講師派遣、出前講座等により、金融教育の啓発

に注力しております。このような期間を利用してみることもよいのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

本市として、外部団体を利用された取組を含めた市民に向けての金融教育に対する取組についての見解をお示してください。

以上で、第4項目めの質問を終わります。

なお、再質問を留保し、会派代表質問を終了させていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民に向けた金融教育に関して御質問がありました。

初めに、本市における債務に関する苦情・相談につきましては、生活安全課で実施している市内の弁護士が行う無料法律相談で受けた相談のうち、金銭貸借に関する相談件数は令和3年度が66件、令和4年度が46件、令和5年度が52件となっております。

また、小樽・北しりべし消費者センターで実施している多重債務相談の件数は、令和3年度が32件、令和4年度と令和5年度がそれぞれ19件となっており、その相談結果につきましては弁護士への引継ぎの後、債務整理に至っているものが多くなっております。

次に、詐欺的行為による苦情・相談につきましては、小樽・北しりべし消費者センターで受け付けた相談のうち、詐欺に関するものの件数は令和3年度が44件、令和4年度が59件、令和5年度が69件となっております。

次に、行政機関、警察機関、金融機関との情報交流会等の定期的な開催につきましては、令和5年度からは、全道規模で北海道財務局が主催し、行政機関、警察機関、貸金業協会、弁護士、司法書士、消費者センターを構成員として北海道貸金業関係連絡会が開催されており、この会議には本市も出席し、情報交換や意見交換が行われております。

このことから、改めて本市がこういった情報交換の場を設定することは考えておりません。

次に、金融トラブルに巻き込まれないための市民への情報提供につきましては、対面では移動消費者教室で情報提供を行っており、令和3年度はコロナ禍の影響で実施ができませんでしたが、令和4年度に1件、令和5年度に2件実施しております。

内容といたしましては、町内会や大学生、高校生などに対し、相談事例を踏まえ、トラブルに遭わないための注意事項やトラブルへの対処法について講話を実施しております。

次に、今後の市民の皆さんに向けた取組につきましては、これまで移動消費者教室のメニューとして悪質商法の実態や高齢者向けに訪問販売や特殊詐欺の手口とその対処法についての講座などを開催しているところであり、今後ともその内容の充実を図りながら、引き続き、実施してまいりたいと考えております。

また、関係機関が実施している金融に関する啓発事業は、金融に関する知識を広げるための市民の選択肢が増えることにつながりますので、その事業について、市のホームページなどで紹介してまいりたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

○8番（白濱 聡議員） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、市民に対する金融教育の中で、市長の最後の御答弁の中で、外部団体を利用された取組についての御答弁なのですけれども、ホームページ等で紹介という御答弁だったわけですから、取組をすることについてはどのようにお考えになっているのか。ホームページで紹介するということではなく、外部団体の講座を利用するということに対して、御答弁をいただきたいと思います。

それと、2点目の教育分野におけるeスポーツの振興の中で、eスポーツのデメリットとして、ゲームに対する依存ということはやはり考えられるわけでありますけれども、こういったことに対して、プログラムとして、今後、専門のカウンセラーを事業の中に置かれて、そして監視というか、いろいろ指導するということについて、どのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 白濱議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、市民に向けた金融教育についてということで、外部団体を利用することに対しての見解ということでの御質問だったかと思います。

この外部団体の出前講座などを私でも調べさせていただいたところ、基本的には金融機関の方が直接、大学、高校といったところに出向いて講座を行う内容になっているかと思いますので、市が直接どうのこうのというよりも、そういった教育機関に対して金融機関ではこういうことをやられていますというような周知を行っていくことが必要かと思っておりますので、市が直接ということではなくて、そういう啓発も含めて行ってまいりたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 白濱議員の再質問にお答えいたします。

eスポーツと不登校支援との関連ということでございますが、先ほどの答弁のとおり、やはりゲーム依存であったり、それから、かえって不登校状況を助長するのではないかという心配の声もあるということは何ってございます。

私どもも大阪府枚方市とか大阪府大東市のことを調べさせていただいたところ、やはり今後、その効果と課題についてはさらに検証されていくものだと思います。それを十分、私たちも研究していきながら、そして本市としてどのようなことができるか、今後、検討していくべきものであるのではないかと思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜 明

議員 松 井 真 美 子

議員 佐 藤 奈 緒 美

令和6年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和6年12月10日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、平戸理史議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 令和6年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、財政から、小樽市中長期財政収支計画について伺います。

実質収支では、平成22年度に累積赤字を解消し、そこから14年連続で黒字となり、昨年度までは平成30年11月に策定の小樽市収支改善プランにより、収支改善に努めてきたかと思えます。

目標と実績の検証として、収支改善取組後の収支は令和3年度以降で、財政調整基金の年度末残高は令和元年度以降で、計画最終年度値をそれぞれ上回っており、プランの目標である収支改善取組後の収支の黒字化と財政調整基金の確保は達成できているとあり、その上で昨年12月には、令和7年度までの小樽市収支改善プランを、より将来に備えるために、中長期の視点から令和6年度から令和15年度までの10年間の期間として、小樽市中長期財政収支計画を策定し、財政の健全化を確保していくこととしております。

計画の目標として、「将来にわたり持続可能なまちづくりを行い、かつ財政の健全性を確保し続けるためには、中長期の視点で財政運営を行い、現下の人口減少や老朽化施設の更新などの複雑多様化する行政課題に適時・適切に財政出動を行って対応し、収支状況が厳しいときは財政調整基金を活用しながらも、将来への備えとして同基金を確保し続けなければなりません。現状では、令和12年度以降に厳しい財政状況が見込まれることから、収支を10年間全体で捉えて、この間の収支不足総額（約65億円）を大幅に圧縮させることに主眼を置いて、初年度から計画的に改善に取り組むことにより、財政状況が厳しい時期にあっても財政調整基金の年度末残高を20億円程度維持し、将来にわたる財政の健全性に繋げていくものとします。」とあります。目標達成に向けた収支改善対策についても、令和12年度以降の収支を改善させることがポイントとあり、中長期の視点に立って備えていくことで、持続性の高い財政運営に取り組むともあります。

そこで伺いますが、計画の初年度となる今年度の収支見込みとしてはいかがか、お示しください。

目標達成に向けた収支改善対策の中で、今後10年間で期待できる新たな自主財源などの確保に積極的に取り組むとありますが、現時点で検討している新たな取組があればお示しください。

現時点での計画には、ふるさと納税にも力を入れ、財源として、より確保できるように進めることと思いますが、一例としてですが、NFT、非代替性トークンを活用している自治体もあるようです。NFTとは、唯一無二のデジタルデータ、もしくはデジタルデータに唯一性を持たせることを可能にする

技術とのことで、デジタルデータは従来、絵画や宝石と違って所有者を証明したり、偽造を防いだりすることが困難であるため、固有価値を持たせることが難しかったですが、NFTは、データの改ざんや複製を困難にするブロックチェーン技術によって、著作権や所有権を証明できる、言わばNFTは、このデータは自分のものだと言明できる名札や証明書とも言えるもので、これによって、デジタルデータにも唯一無二の資産価値を付与することが可能になっております。特典つきでデジタル住民票として販売している自治体もあるようです。隣の余市町でも導入されており、希少なワインを購入する権利や、あるゲーム内で使用できるアイテムをふるさと納税のNFTとしての返礼品として提供しているようです。

話を戻しますが、この計画では、令和12年度以降の備えとしているとのことで、その要因の一つとして、大型の公共施設の公債費であります。令和11年度から13年度で予定されている市庁舎建設事業費に対する備えについても対策しておりますが、事業費60億円という試算は、小樽市新総合体育館の事業費においても、昨今の物価高騰などによる影響が大きく出ていることを考えると、毎年度とは言わずとも、試算の見込みも計画に反映していかなければならないくらい大きく変動するのではないかと思いますのですが、現時点での60億円という事業費の見直しを行った場合や、これに伴い、庁舎建設基金の積立額に変更があった場合は、小樽市中長期財政収支計画の見直しのタイミングはありますでしょうか。

また、現時点での市庁舎建設事業に対しての国の補助金などが想定されていればお示しください。

大きな事業ほど、事前の準備や様々な状況の変化など想定し得ることに対応していくことで、可能な限り事業費の負担軽減や最善の事業が可能になると考えます。本計画自体ももちろん備えた計画として策定されておりますが、さらなる状況の変化への対応をしていただきたいと思います。

中長期的な財源の確保を計画、推進の最中ですが、国では、自由民主党と公明党と国民民主党が年収103万円の壁引上げの関係で、与野党で協議を進めておりますが、年収の壁が178万円に引上げになったときに、全国各地の自治体では、地方税収の減収が取り沙汰されており、一部の自治体の首長は、定例記者会見の場などで、概算での減収額も示しているところもあります。

本市でも11月29日に行っております市長の定例記者会見の中でも、年収103万円の壁を178万円に引き上げた場合の個人住民税の減収額について、試算値として示しておられました。概算で約16億4,000万円という影響額となるようで、市税全体で言うと約11.7%に当たる試算とのことでした。

11月25日にあった全国知事会で、減収になる全額について、恒久的な財源の補填を求めたとありました。これから具体的に国で議論して、どういう制度になるかというところではあります。地方財源への配慮も、国からの何らかの措置もあることと思います。103万円以内に収入を抑えるデメリットとして、勤務日数や時間が限られるため、雇用する事業者にとっても、働き手にとっても、物価高騰や賃金アップによっても意識が強くなっているところであります。103万円の壁が引き上げられた場合、本市における雇用の観点においては、事業者や働く人にとって、どのような効果があると考えますでしょうか。

2018年からは配偶者特別控除の拡充により、パートの主婦の方については、103万円の壁を実質的に解消してきたり、昨年10月から年収の壁・支援強化パッケージとして、106万円の壁を越えても、手取り額を減らさない企業に、従業員1人当たり最大50万円を支援したり、130万円の壁を超えても、社会保険料が発生しないように扶養に最大2年間とどまれるようにしたり、段階的に進んできておりました。103万円の壁の国の制度見直しについて、本市により効果をもたらすか注視していきたいです。

次に、令和6年度補正予算の中で、新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費についてです。

建設が進められている北海道新幹線の札幌延伸工事について、建設主体の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、今年の5月初頭に当初予定としていた2030年度末の開業が困難であると表明し、

それまで2030年度末開業に向けて進めてきた北海道や沿線自治体にも影響を及ぼしております。

本市においても、鉄道・運輸機構による駅施設の実施設業務の委託履行期間が令和7年11月まで延期されたことに伴って、その設計と調整が必要な本市発注の駅附帯施設実施設業務についても履行期間を延長することによる繰越しとしており、また、渡島トンネル、北斗市一渡島管内八雲町では、地質がまろい工区や粘土質の工区などで掘削が難工事となっており、羊蹄トンネルでも岩塊が次から次に確認され、撤去しながら掘削を進めておりますが、こちらも難航しております。

こういったことから、鉄道・運輸機構は、複数のトンネルにおいて3年から4年程度の遅延が発生しており、工期短縮策をもってしても2030年度末の開業は極めて困難としております。そうなると、昨今の物価高騰や資材不足などもあり、今後の事業費に影響もあるのではないかと考えます。

来年度への繰越しとしておりますが、今後、示される開業時期によっては、さらなる開業延期にもなる可能性が高く、その際の市が実施する事業費の見込みとして、本市としてどう想定されておりますでしょうか。

その場合、現在の計画から、事業費の高騰などを考慮して、規模の縮小など、計画内容にも影響してしまうのか。そうならないように何か備えられる方策はあるかお聞きします。

こちらも小樽市新総合体育館のように、物価高騰などの影響が大きく、事業費としても大きくなったという経緯があるため、想定し得る状況には早くから想定して備えておくことで、対応できる道筋も立っておけるのではないのでしょうか。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、小樽市中長期財政収支計画についてですが、まず、今年度の収支見込みにつきましては、現時点では事業執行中の段階であり、お示しすることはできません。

次に、自主財源等を確保するために、現時点で検討している新たな取組につきましては、観光振興における財源確保策として、令和8年度の宿泊税導入に向けた取組や、企業版ふるさと納税におきましては、トップセールスをはじめ、ウェブサイトの活用によるPR強化を図っているほか、本年9月に策定した小樽市ネーミングライツ導入ガイドラインに基づき、まずは来年度の開設を予定している小樽港観光船ターミナルへの導入に向けて準備を進めているところであります。

次に、市庁舎建設事業の事業費等の見直しに伴う本計画の見直しのタイミングにつきましては、本計画では、策定から3年経過後をめどに計画全般についての検証を行うこととしておりますので、その際に、本事業の状況も踏まえた上で見直したいと考えております。

次に、市庁舎建設事業に対しての国の補助金等につきましては、現時点で想定している国の補助金等はありませんが、再生可能エネルギーに関わる補助金など、附帯設備や構造により、対象となる補助金等の活用を検討してまいります。

また、他都市の例を見ますと、緊急防災・減災事業債など、地方交付税措置のある有利な起債を活用しておりますが、この起債は、令和7年度までの時限措置とされておりますので、全国市長会において制度の継続を要望しているところであります。

次に、103万円の壁引上げの雇用への効果につきましては、働く人にとっては、いわゆる103万円の壁を意識せずに働けるようになることで、年収が増える効果があり、事業者にとっては、これらの人の働く時間が増えることで、人手不足の解消に一定の効果が期待できるものと考えております。

次に、令和6年度補正予算についてですが、まず、北海道新幹線の開業延期に伴う新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費への影響につきましては、人件費や資材のさらなる高騰などにより、増加するものと予測されますが、開業時期が示されておられませんので、事業費の見込みを算出することはできません。

次に、事業費の高騰による計画への影響などにつきましては、現段階では、開業延期に伴う計画内容の変更は考えておりません。しかしながら、事業費の高騰などに対応するため、状況を見定めながら、工事の早期着手などについて検討を行いたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 次に、子育て関係施策について。

一つ目、保育業務支援システムについて伺います。

本市の市立保育所において、業務負担の改善につながる保育業務支援システムの導入がなされております。私も子供の送り迎えの際に使用しておりますが、保護者からは、児童の出欠の連絡などができ、保育所などからは、児童の保護者への連絡などをコドモンというアプリを通じてデジタルでお知らせでき、スケジュールや毎月のお昼御飯の献立などもアプリで確認ができ、成長の記録、また、毎日の児童の様子の一部も写真つきでお知らせできるようになりました。

こちらは、働く方々への業務負担軽減の面でも、少しでも効率化、改善できるよう導入されておりますが、システムの導入により、現場の業務負担軽減になっているのか、具体的にお示しください。

今後さらにシステムを活用して、どういう業務の負担が軽減できると考えておりますでしょうか。

今、運用に当たって、問題点や課題点などはありましたでしょうか。

民間の保育所や幼稚園のICTシステムの導入状況についてお示しください。

保育士不足の中で、保育士確保や保育現場の業務改善に向けて、一つ一つ推進しておられると思います。しかしながら、使用していて、保護者や働いている方の中でも、慣れていなかったり、対応できていない方がおられたりするのではないかと、そういった部分も考慮しつつ、せっかくのシステム導入で、まだこれから業務負担の軽減や改善という観点で、子育て分野としても、大きく見ると発展させられれば、より質のよい子育てにつながるのではと考えております。

次に、こども誰でも通園制度について伺います。

こども未来戦略に基づき、新たに創設されることとなった就労要件問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に利用できるのが、こども誰でも通園制度です。こども家庭庁のホームページには、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。」とあり、全国的には、本年9月30日現在、111自治体で、本格実施を見据えた試行的事業として

受入れ開始をしております。北海道内においては、札幌市、函館市、旭川市、登別市、美幌町、白老町、浦河町、別海町と市やまちの大きさを問わず、試行的事業を行っております。

令和6年10月30日には、第3回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会が開かれ、こども誰でも通園制度の実施に当たっての手引案も示されました。令和7年度においては、法律上制度化され、自治体の判断において実施できることとなっております。

本市において、現在は保育士等の不足を要因とする入所待ち児童の解消を図ることを目的とする事業も令和5年度から実施しております。小樽市保育士等就労定着支援事業の制度も始まっており、大きな取組と感じますが、小樽市保育士等就労定着支援事業について、開始年度からの実績と効果はどのように考えておりますでしょうか、所感をお聞かせください。

本市の支援事業としては、認可保育所の方への条件となっておりますが、認可外保育施設においてはしていない理由はいかがでしょうか。

また、本市内の認可外保育施設に採用された方への補助も、本市の子育て体制を整える上で有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

他都市では、潜在保育士に就職してもらうための支援事業や保育施設などで勤務する方が、保育士資格を取得する際に、必要となる経費の一部を補助する支援事業もあるようで、本市で行っている就労定着支援事業に加えて、そういった別の方向からの支援事業について、保育士確保策として、本市で行っている就労定着支援事業に加えて、別の方向からの支援事業について、今後の検討余地があるものか、お考えをお聞かせください。

さきの質問でもあったように、ICTを活用した業務改善や保育士確保に向けた施策も取り組んでいるところでありますが、その中で、こども誰でも通園制度の実施年度まで、もうあと1年弱となります。実質的には来年度が準備期間と思っています。

そこでお聞きしますが、こども誰でも通園制度の対象年齢となっております0歳6か月から3歳未満の児童について、本市の認可保育所等の入所待ち児童の人数は直近で何人おりますでしょうか。

今後、実施される、こども誰でも通園制度について、現時点で保護者に対してニーズ調査はしておりますでしょうか。また、市内各事業所への意向調査などはなされておりますでしょうか。

現時点で国からの通知や情報はありますでしょうか。あれば、どのようなものか、お示してください。

本市において、こども誰でも通園制度の実施に向けて、現時点でどのような準備がなされておりますでしょうか。また、どのような準備が必要であると考えますでしょうか。

試行的事業を実施している札幌市のホームページには、利用した保護者からの声も見られるのですが、気持ちに余裕ができて、いつもより前向きに子供と過ごせましたや、お迎えに行くと園での出来事や遊んだことをとても楽しそうに話してくれましたなどの声があり、その役割の大きさは非常に重要であると感じるとともに、その反面で、とても助かっているけれども、利用できる時間がもっと増えてほしいや、子供と保護者にとってはいい制度ですが保育士の負担になっていないか心配ですとの声もあり、改善点は多いと感じます。中でも、とりわけ人員、人材の確保が一番の大きい課題になっていると思いますが、課題や問題点なども抽出、整理し、そしてこの制度がしっかり整って、事業が開始されたら、育児負担の軽減や、子供同士のふれあいの中で子供を育てたいという親のニーズにも応えていける。また、育児に対しての相談できる窓口としても今よりさらに敷居が低くなり、子育てしやすいまちにも近づくのではないかと考えます。

次に、病児保育について伺います。

小樽市では、子育てと就労の両立を支援するため、令和元年10月から認定こども園いなほ幼稚園に併

設する病児保育施設「たつのこルーム」で病児保育事業を実施しています。令和4年度より、対象者が1歳から小学校6年生まで広がったことで、利用する受皿が広がって、利用者増につながっているかと思えます。子供を持つ親としては、こういった制度があることで、もしものときに備えられる環境がありがたいと感じます。しかしながら、制度の知名度や申請の手間もあって、利用したいニーズはまだ多いのではないかと感じます。

令和4年度、令和5年度、今年度現在までの利用状況についてお示してください。

潜在利用希望者の把握を行ったり、利用者の声をお聞きする機会がありますでしょうか。

利用するための手続に関して、保育所で使用しているアプリの活用など、ICT化の検討はされているでしょうか。

病児保育のネット予約サービスに、あずかるこちゃんというシステムがあるようで、ある産婦人科医の方が周りの声を聞き、制度自体はすばらしいのに手続の煩雑さが利用を遠ざけていると感じ、システム開発に至ったそうです。

導入自治体では、病児保育施設の空き状況がリアルタイムで見える化され、時間を気にせずにスマートフォンから予約ができる。また、利用に際しての事前の登録も、紙の登録用紙の代わりにスマートフォンの、あずかるこちゃんから登録が可能となっているようです。

今後の本市の病児保育の状況も鑑みながら、こういったICT化についても検討されると、少しでも利用しやすい事業になるのではないのでしょうか。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子育て関係施策について御質問がありました。

初めに、保育業務支援システムについてですが、まず、システムの導入効果につきましては、児童の欠席の連絡をその都度、電話で受ける必要がなくなったことや保護者への通知を一斉送信できるようになったほか、保育士が紙の帳票に記録していた情報がデータ化されたことにより、保育計画などの作成に容易に活用できるようになったことなどが、負担軽減につながっているものと考えております。

次に、今後のシステム活用につきましては、システムに搭載されているものの、まだ具体的な活用に至っていない機能のうち、ゼロ歳児の連絡帳機能や児童の健康や食事のチェック機能について、それらが業務負担の軽減などにつながるかどうかも含めて利用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、現在の運用における問題等につきましては、操作の習熟度に個人差があるものの、大きな問題はないものと認識いたしております。

次に、民間の保育所等のICTシステムの導入状況につきましては、本年9月から10月にかけて、市内の認可保育所と認定こども園を対象に行った調査では、8施設で導入しているとの回答がありました。

なお、認定こども園ではない幼稚園については、調査を行っていないため、導入状況は把握いたしておりません。

次に、こども誰でも通園制度についてですが、まず、小樽市保育士等就労定着支援事業の実績と効果につきましては、令和5年度は31名に、6年度は11月末時点で20名に就労1年目支援金を支給いたしております。

制度を利用した方へ行ったアンケートでは、約6割の方が「現在の就労先で長く働きたいと思うきっかけになっている」と回答していることから、就労定着への動機づけになっているものと考えております。

次に、当該支援事業が認可外保育施設を対象としていない理由につきましては、事業の制度設計に当たり、課題となっている認可保育所等の入所待ち児童の解消を第一の目的に、現在よりも保育人材を確保し、定着を図ることに主眼を置いたため、入所待ち児童の解消につながる認可保育所、認定こども園、一時預かりを担う幼稚園を対象としたためであります。

次に、認可外保育施設の採用者への補助につきましては、どのような施設におきましても、利用したい方全てを受け入れることができ、安全で安心できる保育環境を確保することは、子育て支援策において大変重要であるものと認識しております。

しかしながら、事業実施のための財源確保にも限りがあることから、まずは喫緊の課題である入所待ち児童の解消を第一に考え、直接的な効果が見込まれる認可保育所等を対象とした本事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、新たな保育士確保策の検討につきましては、現在行っている就労定着支援事業の効果検証を行うとともに、国の支援策の動向や他都市の事例などを参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、認可保育所等におけるゼロ歳6か月から3歳未満の入所待ち児童数につきましては、令和6年12月1日時点で69人となっております。

次に、こども誰でも通園制度のニーズ等につきましては、保護者に対するニーズ調査は実施していませんが、受入れ意向調査につきましては、本年6月に市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園の施設長に対して実施いたしております。

次に、国からの通知につきましては、当該制度を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として位置づける法改正の通知や、自治体で当該制度を施行する際の基準となる実施要綱のほか、本格実施を見据えた試行的事業の公募やオンライン説明会の案内などが通知されております。

次に、実施に向けた準備につきましては、本年6月に市内保育施設等に意向調査を実施したほか、国からの通知等を注視しているところであり、令和8年度の本格実施に向けて、事業所への制度案内や公募手続、認可基準条例の制定などを順次進めてまいりたいと考えております。

次に、病児保育についてですが、まず利用状況につきましては、令和4年度は延べ32人、5年度は延べ169人、6年度は11月末日時点で延べ72人の利用がありました。

次に、潜在利用希望者の把握につきましては、令和5年12月に実施した第三期子ども・子育て支援計画策定のためのニーズ調査において、子供が病気やけがで仕事を休む必要があったと答えた方のうち、38.8%の方が病児保育を利用したいと思ったと回答しており、潜在的に利用を希望される方は一定程度いるものと認識しております。

また、利用者の声を聞く機会につきましては、定期的には設けてはおりませんが、事業を実施している認定こども園いなほ幼稚園を通じて、聞き取り等を実施したいと考えております。

次に、利用手続のＩＣＴ化につきましては、利用者の利便性の向上が図られるものと認識しておりますが、現在通園する保育所等で利用しているアプリの活用については、複数の施設利用を想定したものではないため対応は難しく、また、病児保育のみでの導入については、利用者数や費用対効果の面から難しいものと考えており、現時点では検討を行っておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、新井田邦宏議員。

(1番 新井田邦宏議員登壇)

○1番(新井田邦宏議員) 次に、上下水道の耐震化について伺います。

本年初めに起こった痛ましい令和6年能登半島地震、そして本年9月能登豪雨、改めてお亡くなりになられた方への哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方、そしていまだ被災されている方にお見舞い申し上げます。

災害に学ぶ姿勢をなくしてはいけない。注目すべきは、上下水道の耐震化であります。被災地では、一時11万数千戸余りが断水しました。さらには、9月の記録的豪雨では、1月の能登半島地震からの復旧を進めてきた水道施設が多数被災、最大約5,200戸に及ぶ大規模な断水にも至ったそうです。土砂崩れなどに伴って、地震後に応急復旧した地表の水道管路が破損したことが被害拡大につながりました。

全国的に見ても、総務省の令和6年7月2日、「上下水道の耐震化の現状等について」という資料によると、水道では、基幹管路の耐震適合率は約42%、浄水施設の耐震化率は約43%、下水道では重要施設に関わる下水道管路の耐震化率が約57%、重要施設に関わる下水処理場などの耐震化率約47%となっており、いずれも令和4年度末のデータではありますが、この数字を見ると、いかに時間とコストがかかるものか分かります。

本市の現在の上下水道管路の耐震化について、現状で何%まで耐震化されておりますでしょうか。上水と下水と分けてお示しください。

浄水場や配水池などの水道施設、下水処理場、中継ポンプ場などの下水道施設の耐震化率についてお示しください。

地震への備え、小樽市耐震改修促進計画の中で、小樽市に大きな被害を及ぼす地震として、海溝型地震では北海道留萌沖地震、内陸型地震では増毛山地東縁断層帯地震の二つの地震を想定していますが、東西に長い地形の本市を考えると、インフラの寸断をしないような想定というのはなかなか難しいところではあるかと思いますが、進めなければならない大事な対策と考えます。

本年4月からは、それまで上水は厚生労働省、下水は国土交通省の管轄だったものを、国土交通省に上下水道の所管が一本化となりました。また、能登半島地震などの災害時における復旧、復興に際して、インフラの整備にいち早く対応するため、今後の設備耐震化などが重要となっておりますが、本市において所管が替わったことによる影響はありますでしょうか。

国土交通省が本年10月に、上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検が行われ、本市も回答されていると思います。この点検の結果の取りまとめが11月1日にホームページに開示されました。北海道内の耐震化の水準は低く、とりわけ後志管内の市町村が低い水準となっております。

緊急点検における本市の急所施設の管路の耐震化率について、上下水道ともにお示しください。

重要施設に接続する管路の耐震化率についても、上下水道ともにお示しください。

この緊急点検の結果を受けて、本市の所感をお聞かせください。

全ての自治体に2025年1月末までに上下水道耐震化計画を策定するよう要請し、技術的・財政的支援を通じて、耐震化を促進する方針を示しているようですが、本市においても、上下水道耐震化計画を策定する予定はありますでしょうか。

また、策定したことによる国からの技術的・財政的支援というものは、こういったものなのか、分かればお示しください。

総務省の上下水道耐震化に関して、耐震化には一定程度の時間とコストがかかるため、インフラの防

災として、可搬式浄水、給水栓などの代替案も示されておりますが、本市において対応している内容をお示しください。また、今後、整える予定のものはありますでしょうか。

水道局職員の育成、水道関連技術者の育成という観点で、何か取り組んでいることはありますでしょうか、お聞かせください。

上下水道のDXも全国的に活用されているようで、分かりやすいこととしては、水道管路台帳システムによる適切な維持管理・更新を行う上で、必要不可欠な管路の管理をしたり、AIを活用した管路劣化診断や、衛星を活用した管路診断などもあるようです。財源に限りがある中で、優先順位を決めて計画的に進めてこられていると思いますが、先ほどのAIの活用など、最新の市場情報もしっかり押さえていただきながら、業務改善やマンパワーでなければならない業務とのすみ分けをすることで、よい改善につながっていく可能性もあります。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、上下水道の耐震化について御質問がありました。

初めに、小樽市内の上下水道管路の耐震化率につきましては、令和5年度末現在では、上水道は対象延長約174キロメートルのうち、約53キロメートルの耐震化工事を終了しており、管路の耐震化率は約31%となります。

また、下水道は総延長約580キロメートルのうち、約65キロメートルの耐震化工事を終了しており、耐震化率は約11%となります。

次に、上下水道施設の耐震化率につきましては、令和5年度末現在では、上水道は耐震化が必要な50施設のうち、9施設の建築構造物で耐震性能を有しており、耐震化率は約18%となります。

また、下水道は耐震化が必要な27施設のうち、9施設の建築構造物で耐震性能を有しており、耐震化率は約33%となります。

次に、水道事業が厚生労働省から国土交通省へ所管が変わったことによる影響につきましては、今のところ大きな影響はありませんが、今年度より、国土交通省の地元機関である北海道開発局小樽開発建設部と、上下水道一体としての耐震化について情報交換を行っております。

次に、急所施設の管路耐震化率につきましては、令和5年度末現在では、上水道は取水施設から配水池までの管路約78キロメートルのうち、約23.2キロメートルの耐震化工事を終了しており、耐震化率は約30%となります。

また、下水道は合流地点から終末処理場につながる管路約0.7キロメートルが対象となりますが、耐震化はしておりません。

次に、重要施設に接続する管路の耐震化率につきましては、令和5年度末現在では、上水道は、配水池から病院や避難所など重要施設までの対象延長約55.3キロメートルのうち、約12.7キロメートルの耐震化工事を終了しており、管路の耐震化率は約23%となります。下水道は、重要施設から合流地点までの対象延長約78.9キロメートルのうち、約5.1キロメートルの耐震化工事を終了しており、耐震化率は約6%となります。

次に、上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検の結果に対する所感につきましては、本市において、上下水道ともに計画に基づき耐震化工事を進めておりますが、現在の耐震化率が全国平均に比べ低

いことから、交付金などの配分にもよりますが、収支のバランスを考慮しながら、上下水道一体となった地震対策を講じていきたいと考えております。

次に、上下水道耐震化計画の策定につきましては、国土交通省より令和6年9月24日付で策定要請の通知を受けており、現在、策定作業を進めております。

次に、上下水道耐震化計画策定に対する国からの技術的・財政的支援につきましては、現時点で明確な情報はありますが、上下水道の耐震化工事に対し、新たな補助制度の創設や、社会資本整備総合交付金の拡充による支援などが想定されます。

次に、耐震化以外の防災の内容につきましては、浄水場同士で水の相互融通を可能にしたことや、銭函3丁目に札幌市との緊急時連絡管を設置したことなどが挙げられます。

また、今後については、現在更新工事を実施している低区配水池に、災害等の非常時に直接給水できる設備を設ける予定としております。

次に、水道局職員の育成につきましては、日本水道協会が主催する配管設計講習会や、北海道地方下水道協会が主催する下水道技術基礎研修などへの参加により、技術の向上や知識の習得に努めております。

また、災害関連では、応急給水訓練や発電機稼働訓練などの局内研修や札幌市と緊急時連絡管訓練を実施しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 最後に、ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギーの検討について伺います。

2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す本市にとって、再生可能エネルギーの導入も検討すべき視点かと考えます。本市は、小樽市温暖化対策推進実行計画事務事業編により、第1次から第3次まで温室効果ガスの削減目標を順次達成してきており、現在は第4次として、令和4年度から令和12年度までの計画で、ゼロカーボンシティの実現に向けて、温室効果ガス削減を推進しております。

令和5年9月には、区域施策編として、市のみならず、市民、事業者の皆様と協働して実施していくことが重要であり、今後さらなる温室効果ガス削減の取組を進めていくために、本市全体で排出されている温室効果ガスについて、令和12年度までに平成25年度比で50%の削減を目標に推進しております。

また、自然豊かな本市にとっては、ゼロカーボンシティ宣言の中で、本市では、第7次小樽市総合計画の中で、「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」を掲げており、「地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生するまちづくりを進めております。」とあり、自然との共生を第一として検討すべきところであります。そのため、本市のゼロカーボンシティ実現に向けて、市民や事業者の皆さんと機運醸成や、認識共有を図らなければ実現できないと、まずはこの部分が重要ではないかと感じます。

そこで伺いますが、市民や事業者に向けてのゼロカーボンシティの取組に関して、どのように機運醸成や認識共有が図られてきておりますか。また、これからどのように図っていきますでしょうか。

市民や事業者とともに市と共同して、ゼロカーボンシティに向かっていっていると思いますが、市として再生可能エネルギーの導入についても様々検討してきており、太陽光発電や陸上及び洋上風力の設置がされてきておりますが、本市市域内で導入されている再生可能エネルギーについては、太陽光発電、

風力発電、バイオマス発電とありますが、ほかにも様々なものがあり、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、地中熱などがありますが、本市において昨年度、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電以外に、事業者から提案されたことがある再生可能エネルギーはありますでしょうか。お答えできる範囲で内容もお示しください。

本市において、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、地中熱の導入の可能性はあるのでしょうか。

本市市域への再生可能エネルギーの導入には、豊かな自然への配慮と近隣住民の理解が不可欠であります。最大限配慮した上で、持続可能な取組を推進するためには、様々な再生可能エネルギーの種類がある中でも、本市にとって適切な、かつ、新たな再生可能エネルギーの可能性を検討していく必要があると考えます。

また、我が党の横山信一参議院議員が訴えてきております、本市にとって海の環境も非常に重要であり、藻場資源の再生もブルーカーボン、温室効果ガスの削減にもつながってまいります。多方面からの施策をさらに重ねていただき、2050年のゼロカーボンシティを成し遂げる以上にカーボンマイナスを目指せるよう推進していければと考えます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギーの検討について御質問がありました。

初めに、市民や事業者に向けてのゼロカーボンシティへの機運醸成などの取組につきましては、本年度は市民向けにデコ活アクションへの行動変容を促すリーフレットを作成したほか、子供向けに間伐材を活用した木工教室を開催いたしました。

事業者向けには、脱炭素経営につながるセミナーを開催したほか、中小企業に向けた支援として、個別省エネルギー診断を実施しております。

また、小樽市に関わる全ての方が脱炭素化に取り組むため、ゼロカーボンシティ小樽市のロゴマークも作成したところであります。

今後につきましても、引き続き2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、市民や事業者に向けた各種セミナーや省エネルギー診断など、機運醸成につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光、風力、バイオマス発電以外の事業者からの提案につきましては、再生可能エネルギー設備の導入推進の窓口である生活環境部には、昨年度、地中熱ヒートポンプについての提案がありました。内容といたしましては、市有施設への導入に関するものであります。

次に、中小水力発電等の導入可能性につきましては、地熱発電につきましては、ポテンシャルは低い地域であるため、導入の可能性は低く、中小水力発電については、朝里川水系のポテンシャルが高いことを小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】にお示ししているところであります。

また、太陽熱、雪氷熱、地中熱につきましては、道内で導入事例がありますので、市域内でも導入の可能性のあるものと認識いたしておりますが、冬期間の対策や地理的要件、初期コストなどの課題があるものと考えているところであります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

○1番（新井田邦宏議員） 再質問なのですが1点だけ、子育て施策の部分で、こども誰でも通園制度の準備の部分だったのですが、令和8年度に向けていろいろ準備されていくかと思うのですけれども、今の段階で何かスケジュール的なものがあれば、お示しいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 新井田議員の再質問にお答えいたします。

令和8年度実施に向けてのスケジュールなのですが、現時点で具体的なスケジュールをまだお示しすることはできません。

○議長（鈴木喜明） 新井田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、物価高騰対策についてです。

まず、市民生活への影響について伺います。今年8月から9月に日本銀行が実施した生活意識に関するアンケート調査の結果では、景況感については1年前と比べ、悪くなったと答えた方が55%に上りました。収入については51%が変わらないと答え、支出については、56%が増えたと答えました。収入が変わらないのに支出が増えている結果です。物価については、1年前と比べ、かなり上がったが64%、少し上がったが31%で、合わせて95%の方が物価について上がったと感じています。

小樽市の生活必需品小売価格調査の今年11月の結果と昨年11月の結果を比較しますと、平均価格で灯油が前年比1.58%、ガソリンが1.93%と僅かに増えています。5年前と比較しますと、同じく平均価格で灯油が31.7%、ガソリンが16.6%、卵が56.7%、サラダ油が28.4%、お米が82.1%と軒並み上がっています。これらは、生活に必要なものばかりです。

市長は物価高による市民生活への影響について、生活を圧迫していると思いませんか。市長の認識を示してください。

この物価高は、小樽市だけを襲っているわけではありません。国は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を補正予算で提案しましたが、根本的な解決になっていません。国の責任で、物価高騰を解決する対策が必要だと思いませんか。

このような物価高が市民生活を襲っている下で、行政として、市民生活を守る対策を早急に行う必要があります。国の重点支援交付金も活用し、日本共産党として幾つか提案します。

第1に、福祉灯油の実施についてです。

小樽市は3年前、暖房費緊急支援金を実施しました。3年前の11月、生活必需品小売価格調査の平均価格は107.72円でしたが、今年は120.83円と13円以上、上がっています。3年前に市長は、原油価格の

高騰が続いていることから、冬の生活に欠かせない暖房費について、いち早く支援すると答弁していました。暖房費緊急支援金を実施したときよりも灯油価格が上昇しています。直ちに予算を組み、福祉灯油を実現することを求めます。

また、福祉灯油、もしくは類似の事業を実施する場合には、児童扶養手当一部支給、生活保護世帯も対象にすることを併せて求めます。お答えください。

関連して、生活保護の冬季加算についてです。物価が上がっていても、生活保護の基準額は、物価に見合う引上げが行われていません。生活保護の冬季加算は、傷病、障害者等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者または乳児が世帯にいる場合、冬季加算額に1.3を乗じて得た額の範囲において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないことと特別基準が設けられています。

利用者の状況を把握し、必要な方に周知して、特別基準を適用するなど、柔軟に対応することを求めます。

第2に、学校給食の負担軽減についてです。

まず、給食費の会計についてです。私は平成24年第1回定例会の総務常任委員会で、公会計への移行について質問したときには、検討課題との答弁が返ってきました。日本共産党は、給食費の減免拡大のためにも公会計化を求め、質問してきましたが、ほかの会派からも未納解決の手段として質問がされてきました。

2019年7月、文部科学省は、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインにおいて、「公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切です。」としています。

ガイドライン公表後の市教委における公会計化の検討状況を示すとともに、来年度から公会計へ切り替えるつもりはありませんか、お答えください。

食材費の高騰は、学校給食にも及んでいます。とりわけ、主食である米の価格高騰は、来年度の給食費に跳ね返ってくることが懸念されるところです。小樽市では、今年度給食費の保護者負担額を据え置くとともに、給食費2か月分を無償化する負担軽減事業を実施しました。

新年度でも学校給食費の物価上昇分の負担軽減を実施するべきではないですか。無償化については、2か月と言わず、さらに延長を求めます。お答えください。

学校給食費は教育の一環であり、義務教育は無償とするのだから、学校給食費の無償化をこれまでも主張してきました。ところが、教育委員会は、多額の財源が必要だとして、否定をしています。

改めて伺います。無償化に向け、様々な検討に入ることが必要ではないですか。教育長の見解を求めます。

第3に、水道料金の減免です。

重点支援交付金は、水道料金の減免にも活用できると聞いています。低所得者支援として、給付金事業が実施されますが、水道はほぼ全世帯で使用します。給付金は申請が必要ですが、仮に水道の基本料金を冬期間免除するならば、申請は必要なく、上水道を利用する全ての世帯が恩恵を受けることになります。冬期間は水道の使用量が落ちる傾向にあります。単身世帯だと、2か月で5立方メートルという世帯もあります。しかし、それでも20立方メートル利用した世帯と同じ金額を支払う仕組みが、小樽市の水道料金の設定です。

どれだけの金額が交付されるかにもよりますが、水道料金の基本料金減免も選択肢の一つとして検討

してはいかがですか。

政府は、いわゆる103万円の壁について協議を行っています。所得税の課税最低限を178万円へ引き上げるにより、国と地方で7兆円から8兆円の減収が見込まれると試算。このうち地方分の減収は約4兆円とされています。財政部によると、小樽市の税収減は16.4億円と想定されているとのこと。しかし、石破首相は、全国知事会の会議で、国による減収分の全額補填は明言しませんでした。

課税最低限を178万円に引き上げた場合、現時点での情報の範囲で、市長は市政に与える影響について、税収減以外の影響も含めどのようなことが考えられるのか、お答えください。

市として、この議論に対し、どのような意見を持っているのか、示してください。

日本共産党は、生計費は非課税の原則から、課税最低限を引き上げることは当然と考えます。この問題について、日本共産党の見解を幾つか紹介します。

一つに、上げ幅については、物価や賃金が上昇すれば、所得税収も自然に増えるので、当面、物価上昇に見合う程度の引上げなら、税の増収分から財源が確保できます。

二つに、学生を例に、親の扶養親族としてアルバイトで収入を得ている学生が103万円を超えると扶養から外れて、世帯の負担が増えることが紹介されます。

しかし、学費や生活費のために、学生にもっと働かせる政治ではなく、学費の負担を減らし、学生を長時間のアルバイトから解放し、安心して学べる学生生活を保障する政治が必要です。

三つに、年収の壁は政府の経済政策のゆがみの一部分です。物価高の中、生計費に容赦なく課税される消費税減税や大幅な賃上げ、最低保障年金の創設や国民健康保険料の引下げなど、国民の暮らしの困難を解決するには、国の経済政策の抜本的な見直しこそ必要です。これら日本共産党の見解について、市長の感想をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫委員の御質問にお答えいたします。

ただいま、物価高騰対策について御質問がありました。

初めに、物価高による市民生活への影響についてですが、まず、物価高に対する認識につきましては、昨今の物価は円安、原材料費や人件費の上昇などを背景に継続的に上昇していると認識しており、市民生活に与える影響は大きいものと考えております。

次に、物価高騰対策につきましては、地方自治体だけでは対応が難しい問題であることから、物価高による国民生活や社会経済活動への影響を踏まえ、国が適切な役割を担うべきものと考えております。

次に、国の重点支援交付金の活用についてですが、まず、福祉灯油の実施につきましては、灯油も含めエネルギー、食料品価格等の物価高騰への対応として、低所得世帯を対象に1世帯当たり3万円の給付が予定されており、これまで福祉灯油の対象としてきた世帯と重複することから、考えておりません。

次に、福祉灯油の対象世帯につきましては、福祉灯油の実施は考えておりませんが、今回の給付金に、生活保護世帯等も給付対象となる見込みとなっております。

次に、生活保護の冬季加算の特別基準の認定につきましては、本人からの申請や訪問等により、世帯状況を確認する中で、要件に該当する世帯に対しては、冬季加算の特別基準を認定しており、今後も適正な制度運用を行ってまいります。

次に、水道料金の基本料金の減免につきましては、現在の料金システムでは使用水量が確定しないと

減免の処理ができず、本市においては、冬期間は多くの検針が不可能になる積雪時期での実施となることから、現状では難しいものと考えております。

次に、103万円の壁の影響についてですが、まず市政に与える影響につきましては、仮に単純に住民税が減収となる場合には、実施を予定している事業に必要な一般財源が不足することから、事業内容や規模に変更が生じる可能性が懸念されますが、現在、国において見直しの議論が行われている最中であり、詳細については現時点でお答えすることはできません。

次に、103万円の壁の見直し議論に対する考えにつきましては、ただいま御答弁申し上げましたとおり、税収減となることにより、実施を予定している事業に必要な一般財源が不足することも考えられ、事業内容や規模に変更が生じる可能性が懸念されることから、減収分の補填については、国が責任を持って、恒久的な財源により措置すべきものと考えております。

次に、日本共産党の見解につきましては、国民の暮らしに関する諸課題については、国会において適切に議論がなされるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、物価高騰対策について御質問がありました。

国の重点支援交付金の活用についてですが、初めに、文部科学省の学校給食費徴収・管理に関するガイドライン公表後の市教委における学校給食費の公会計化の検討状況につきましては、文部科学省のガイドラインや、公会計化を実施した他都市を参考に、歳入歳出の方法など、全体の制度設計や収納管理システムの代用の導入費用などの検討を行っているところです。

公会計化の切替えについては、収納管理システムの導入作業や食材納入業者との調整などに一定の期間を要することから、来年度の切替えは行いませんが、市教委としては、公会計は必須であり、早い段階の導入に向け進めてまいりたいと考えております。

次に、新年度の学校給食費の負担軽減につきましては、これまでは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度、5年度は食材費値上げ分を補助することで、保護者負担分を据え置くとともに、4か月の無償化を行い、令和6年度は同じく、食材費値上げ分を補助することで、保護者負担額を令和4年度と同額に据え置くとともに、2か月分の無償化を実施しております。

新年度につきましては、国の重点支援交付金などの動向を見ながら、実施の可否について検討する必要があるものと考えております。

次に、無償化に向けた検討につきましては、生活保護世帯や就学援助世帯に対しては、既に給食費を全額公費で負担する支援を行っておりますが、これらを除く世帯の通年での給食費の無償化については、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含めて試算すると約2億8,500万円の財源を要することから、市単独での実施は難しいものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）

○6番（小貫 元議員） 次に、人口減少の下でのまちづくりについて質問します。

まず、小樽市立地適正化計画についてです。これまで、基本方針、13拠点、基幹的公共交通軸の設定

などの基本方針骨子について協議が行われてきました。このたび明らかにされたのは、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定です。

そもそも小樽市立地適正化計画は、集客施設や住宅を中心市街地に誘導・集約し、郊外は公共交通ネットワークで結ぶ政策です。ところが、中心市街地への誘導ばかりが計画され、郊外への公共交通路線を整備せず、交通不便地域のまま放置するケースがあります。

一般論として、小樽市立地適正化計画を進めることにより、郊外にばらばらと家が残し、理念とは逆に非効率的な市街地が形成されることが懸念されるところと考えませんか。

また、住み慣れた地区を離れるのであれば、居住誘導区域よりもっと便利な大都市へ転居するなど、市外への転居者を増やし、予想以上の人口減少を引き起こすことにつながるのではないですか。

人口が減少する場合、空間的には余裕ができます。生み出された空間を不足している公共空間の整備、例えば公園や歩道の整備、雪押場などに充てれば、住み慣れた地域に暮らし続けることができ、公共空間の改善も進めることができます。この意見に対する市長の考えを示してください。

具体的に、小樽市の計画について伺います。

第1に、新幹線新駅周辺を都市型居住推奨区域としていることについてです。新幹線のアクションプランでは、新駅周辺における定住人口確保のため、公営住宅の整備やマンションの誘致を検討とあります。一方、公営住宅の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、市営住宅目標管理戸数の設定として、2040年には約2,000戸まで縮減することを掲げています。

新駅周辺以外の市営住宅をなくして、新駅周辺に市営住宅を建てるという計画を持っているのですか。それは、居住誘導区域のほかの地区から新駅周辺への転居も含まれることになり、立地適正化とはならないと思いませんか。

新幹線新駅周辺は用途地域としては、第一種住居地域と工業地域に指定されています。工業地域では、どんな工場を建ててもオーケーになっているので、危険性や環境の悪化のおそれがあります。そのため、学校や病院、ホテルなどを建てることはできませんが、住宅や店舗の建築は可能です。どんな工場も立地可能なため、この地域に普通に家を建てて居住することは、かなり熟慮が必要です。ましてや天神地区の区域を囲むように土砂災害警戒区域があります。

都市型居住推奨区域が掲げる集合型の住宅での居住を主体とした利便性の高い安心・快適な暮らしを享受したい方を対象にすることにはならないのではありませんか。

第2に、小樽市独自に地域特性活用居住区域なるものを定めています。居住推奨エリアとするけれども、法に基づく居住誘導区域ではない。何とも不安定な位置づけです。特に、蘭島、塩谷、高島です。これらの地区は、小樽市の第一次産業を支えている地区です。そして、蘭島や塩谷は国道に住宅が連なっているところです。

これらの地区は、居住誘導区域ならば適用される国の補助事業の対象から外れることになるのか、確認します。

また、蘭島、塩谷、高島地区が果たしている役割について、市長はどのように思っていますか。いずれは、学校も保育所もサービスセンターもなくしていくような悪巧みは許されません。そのような意図はないと否定できますか、お答えください。

コンパクト・プラス・ネットワークというのであれば、一次産業を支えているこれらの地区を、法に基づく区域から外すことは、ネットワークの崩壊と産業の衰退を企図しているのではないですか、お答えください。

第3に、都市機能誘導区域について、中核がJR小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅を中心とした周辺区

域、準中核がＪＲ銭函駅を中心とした周辺区域、副次都市機能誘導区域を長橋十字街、朝里十字街を中心とした周辺区域等としています。長橋十字街周辺において、子育て機能等を検討するとしています。

歴史的には手宮地区が該当すると考えていました。子育て機能の面でも、小学校があり、保育所、幼稚園も存在する。長橋にこれらの機能を移転することを今後、考えているのですか、お答えください。

一般都市機能誘導区域でも蘭島を除いていることは問題です。消防支所の廃止をもくろみ、この計画でも、都市機能の集約を行わないとする。これでは、蘭島地区の方からは、市長は蘭島地区を見捨てたと思われても仕方がないと思いませんか。

今年の冬もバスの減便が行われました。コンパクト・プラス・ネットワークのネットワークをどのように維持していくのか、この方策が見えてこなければ、居住誘導区域以外の区域は孤立し、札幌市に転居していきます。ネットワークの柱は、公共交通、特に路線バスです。ネットワークを40年にわたって維持していく保証はどこにあるのですか。市民に約束できるのですか。

次に、北海道新幹線の札幌延伸についてです。

日本共産党は、この計画について問題が山積みであり、工事は中止すべきと考えています。トラブル続きで、北海道新幹線の延伸時期の見通しが明らかになっていません。11月18日に掘削を再開した羊蹄トンネル有島工区は、19日に再び作業を停止しました。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、工事が遅れていることから工期短縮に取り組むとされています。しかし、工期短縮に取り組むということは、手抜きをするわけにはいきませんから、お金をかけることで工期短縮を図ることが想定され、さらなる事業費の拡大が考えられます。

工期の見通しが立たない工事であり、事業費負担の見通しが無い工事に税金を投入することに、市長は心が痛みませんか。市の負担が幾らに増えようとも、工事を推進する立場ですか。

第17回北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議でのＪＲＴＴの説明では、トンネルの掘削断面から水が大量に出ている、地質の不良が継続している、前面に岩塊が存在する、トンネルを掘ったときにもろくて崩れやすい性質を持っていたと工事の言い訳をしています、こんなところにトンネルを掘って、開業後の安全が保てるのでしょうか。

市長はこの説明を聞いて、安全性について不安になりませんでしたか。

10月には、建設部から石倉工区の斜坑ヤード造成中に、土壌に水銀が含まれていることが判明したと報告がありました。水銀については、水俣病の教訓から、水銀汚染防止法が制定され、特に注意が必要な重金属です。

これまで北海道新幹線工事に関連して、基準値を超える水銀が検出された事例について説明してください。

想定していない重金属が出たのに、仮置場に仮置きするという対応を取りました。本来ならば、工事をストップして対応を考えるべきだったと思いませんか。

遅れているからといって、環境への影響を軽視していると考えませんか。

張碓地区発注土受入地における気候のモニタリングによりますと、地下水の測定点の一つで、渇水のため採水できておりませんとされています。

トンネル工事が原因ではと疑いますが、機構からは市にいつ報告があったのですか。原因は何と説明されていますか。

並行在来線のバス転換についてです。

並行在来線の存続を求めて質問します。第17回北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議が開かれ、バス事業者が口々に乗務員不足と車両の確保が難しく、現状の路線を維持していただけても

大変との意見が出されました。北海道からは、様々なダイヤ編成が示されているのですが、乗務員確保についてどうするかは示されていません。今後、バス事業者の運転手確保に向けた取組を支援していくというだけです。

北海道が主体となって乗務員確保に動かなければ、後で沿線自治体やバス事業者に丸投げ、ダイヤを増やしたければ、沿線自治体でお金を出しなさいということになるおそれがあるのではないですか。

ブロック会議では、北海道から道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送も想定していると発言がありました。並行在来線を代替する公共交通として、ふさわしくないと思いませんか。

北海道として持続可能な公共交通を確保する対策が取れないなら、バス転換を白紙に戻すことも選択に入れるべきです。

次に、子育て支援と福祉の充実についてです。

市立保育所の廃止計画については、手宮保育所については、建て替えの方向で進めることになったことは歓迎します。人口問題と保育所問題をどう考えるかについて提案します。児童福祉法第24条第1項では、市町村は、保護者の労働または疾病その他の事由により、児童について保育を必要とする場合において、保育所において保育しなければならないと、市町村による保育の義務を定めています。

一方で、同条第2項では、認定こども園などにより必要な保育を確保するための措置を講じなければならないことも定めていますが、市町村には第1項にある保育の実施責任が残されています。これまで、国は保育の質を犠牲にした量的拡大で、保育需要に対応してきました。人口が減るから保育所を減らしていくという考え方は、現在の保育環境を改善しないという考えです。利用者の減少に対応して、保育環境の改善の機会として捉えるべきではないでしょうか。

具体的には、市独自に配置基準を徐々に改善し、1人の保育士が担当する子供の数を減らす。1保育所当たりの預かる子供が少なくなれば、子供1人当たりの面積が増えることにもつながります。保育士の負担も減らすことになります。

保育所を減らすのではなく、1保育所当たりの保育士を変えずに、保育環境の改善に向かう方針へと切り替えることを求めます。お答えください。

介護保険の介護支援専門員、いわゆるケアマネ資格に係る登録、更新の法定研修費についてです。ケアマネジャーは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修終了後、3か月以内に介護支援専門員の登録申請を行うことで資格登録名簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けることで、実務に従事することができます。

今年10月に実施した北海道介護支援専門員実務研修受講試験は、受講手数料が1万3,600円です。実務研修で7万6,950円と合わせて、初期費用として9万550円かかります。1回目の更新で、さらに5万9,000円、2回目以降の更新では2万6,000円、主任ケアマネの研修で5万7,000円、主任ケアマネの更新で4万3,000円、資格登録のみならず、数年に1度の更新に多額のお金がかかります。

ある介護事業所では、ヘルパーの中でスキルアップしたい方がいても、お金がかかるから試験は受けないという方もいると、ケアマネになることをためらう方がいると言ひ、管理者としての研修は事業所持ちになるが、それ以外は自己負担で、重い負担になっていると話していました。

市長は、登録に係る初期費用及び更新費用がこれだけかかることについて、どのような感想を持っていますか。

私は、何度か介護人材確保について質問してきました。今年の第1回定例会では、事業者から意見集約も行っていて、他都市の取組も調査しているとのことでした。苫小牧市では、最大5万円まで助成を行っています。道外では、東京都三鷹市で上限10万円を助成しています。

市として、ケアマネ資格取得、更新等の費用の補助を実施しませんか。新年度予算に反映することを期待します。

法定研修の手数料は、北海道手数料条例で決められています。今年度に改定され、値上げされました。引き下げるよう、北海道に意見を上げるべきではありませんか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少の下でのまちづくりについて御質問がありました。

初めに、小樽市立地適正化計画についてですが、まず、計画を進めることによる懸念につきましては、居住誘導区域外においては、人口減少が進む中、住宅が点在し、一時的には非効率な市街地が形成される可能性があると考えております。

しかしながら、計画を進めなければ、将来にわたり、市内全域に対して、一律に行政サービスを提供しなければならず、人口減少下においては、持続的な行政運営に支障を来すことが懸念されることから、小樽市立地適正化計画は必要なものと考えております。

また、計画を進めることにより、市外への転居者が生じる可能性も考えられますが、引き続き選ばれるまちを目指し、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き地を活用した公共施設整備につきましては、将来の人口減少に鑑みると、持続可能なまちづくりを進めるためには、一定の区域に居住を誘導し、人口に見合った公共施設の適正配置を進めていくことが重要であると考えております。

次に、新小樽（仮称）駅周辺における市営住宅の計画と居住誘導区域内での転居につきましては、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会が策定した、おたる新幹線まちづくりアクションプランでは、定住人口の確保と新駅の利用者増加の好循環を生み出すための施策として、公営住宅の整備を検討中ですが、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、新駅周辺に市営住宅の建設の計画はありません。

なお、小樽市立地適正化計画における居住誘導区域内での転居については、問題ないものと考えております。

次に、新駅周辺での安心・快適な暮らしにつきましては、新駅周辺には、駅前広場や多目的広場の整備が進み、交通の利便性が高く、魅力的な空間が創出される予定であります。

また、新駅の駅前にある工業地域につきましては、小樽市都市計画マスタープランにおいても、都市型工業と住宅の調和に努めることとしております。

次に、国庫補助の対象につきましては、居住誘導区域外にあつては、国庫補助の対象とはなりません。

なお、居住誘導区域であっても、小樽市立地適正化計画を定めることだけをもって、国庫補助を受けることはできず、国庫補助を受けるためには、別途都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する都市再生整備計画を作成し、国の採択を受ける必要があります。

次に、蘭島、塩谷、高島地区の役割などにつきましては、いずれの地区も、本市の農業や漁業の主要な地区であり、第一次産業の中心地であると認識しております。

また、居住誘導区域に設定しないことと、行政施設などの存廃については個別に判断するものであり、関連性はありません。

次に、コンパクト・プラス・ネットワークにつきましては、本計画では、蘭島、塩谷、高島地区を生活拠点として位置づけており、これら市内13か所の拠点間を基幹的公共交通軸で結ぶ都市の骨格構造の

形成を目指していることから、ネットワークの崩壊や産業の衰退につながるとは考えておりません。

次に、長橋十字街への機能移転につきましては、長橋十字街周辺は、塩谷や蘭島をはじめ、幸、オタモイの住宅団地など、後背圏に一定の人口規模を有することや、これら地区から中心市街地にある中核都市機能誘導区域まで距離が相当程度あることから、副次都市機能誘導区域に指定し、利便性を確保するものであり、子育て機能等を手宮地区から移転することを想定したものではありません。

次に、蘭島地区の都市機能誘導区域の設定につきましては、蘭島地区は国道5号沿いに生活利便施設が点在しておりますが、海側には年間10万人以上が訪れる海水浴場があり、山側には自然豊かな山々や農地が広がり、それぞれ異なる特性を持っていることから、現在の都市機能を維持しながら、これらの特性を生かしたまちづくりを目指していくものであります。

次に、公共交通の維持につきましては、行政のみの取組だけでは難しいため、今後の社会情勢の変化に応じた公共交通を官民一体となって維持していくよう努めていくことが重要であると考えております。

次に、北海道新幹線札幌延伸についてですが、まず北海道新幹線の事業費増加に伴う負担増と工事の進捗、工事の推進につきましては、北海道新幹線の札幌延伸は、国内の高速交通体系にとって重要であり、本市にも大きな経済効果をもたらすため、工事の推進は必要と考えております。このことから、幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ることなどについて、北海道市長会を通じ、国に求めているところであります。

次に、トンネルの安全性につきましては、事業主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、地質状況に応じた適切な工法を選定し、工事を行っていると聞いていることから、トンネルの安全性は確保されているものと考えております。

次に、基準値を超える水銀の検出事例につきましては、鉄道・運輸機構からは、北海道新幹線新函館北斗―札幌間の二ツ森トンネルで検出されたと伺っております。

次に、重金属を含む土砂の仮置きにつきましては、仮置場には基準値を超えた重金属が敷地外に出ることがないように、アスファルト舗装や落水処理設備を設置するなど十分な対策を行っていることから、工事を中止する必要はないものと考えております。

次に、水銀の検出による環境への配慮につきましては、事業主体である鉄道・運輸機構は、仮置きに関する対策を講じていることから、環境への影響はないものと考えております。

次に、地下水の湧水等につきましては、鉄道・運輸機構から令和6年8月に報告があり、湧水の原因については、観測孔周辺の運搬路整備によるアスファルト舗装や、のり面のコンクリートを吹きつけて表面を覆い、地下への浸透が抑制されたためと聞いております。

次に、並行在来線のバス転換に関わる北海道の主体性につきましては、令和6年8月に開催した第17回北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で、乗務員不足や沿線自治体の負担などへの対応に関して、北海道が広域自治体としてどういった関わりをしていくのかなど、しっかり議論していかなければならないことを他の沿線自治体とともに提起させていただきました。

次に、バス転換における自家用有償旅客運送の活用につきましては、他都市において、都市間の交通手段として、自家用有償旅客運送の実績があり、ドライバー不足の面からも代替交通手段の一つの候補であると考えております。

次に、バス転換を考え直すことにつきましては、持続可能なバス転換の確保に向け、第17回北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で協議を進めており、バス転換を白紙に戻す考えはありません。

次に、子育て支援福祉の充実についてですが、まず、市独自に保育士配置基準を見直すことによる保育環境の改善につきましては、保育士不足を主な要因とする入所待ち児童が一定数いる現状の下で、市独自に配置基準を見直し、保育士をさらに確保しながら環境改善につなげることは大変難しいものと考えております。

次に、介護支援専門員資格取得に関わる費用につきましては、介護支援専門員、いわゆるケアマネの資格を取得するための費用のほか、5年に1回の資格更新費用やキャリアアップのための主任ケアマネの資格取得の際にも費用がかかるため、これからケアマネを目指す方と既にケアマネとして働いている方にとっては、経済的負担が大きいものと考えております。

次に、ケアマネ資格取得費用などを新年度予算に反映することにつきましては、今年7月に市が実施した市内の介護事業所等への介護人材確保施策に関する調査結果では、市内の介護事業所等では、ケアマネは不足しており、支援策として、介護の資格取得支援を望む声が多くありました。これらの調査結果と、他市の取組状況を参考に、介護人材確保策として、ケアマネの資格取得支援について、新年度からの実施に向けて検討しているところであります。

次に、ケアマネ資格取得と更新に関わる法定研修費用を引き下げることにつきましては、ケアマネになる方を増やすとともに、既に働かれているケアマネの方の経済的負担を軽減することは重要であることから、北海道市長会を通じて、北海道へ法定研修費用の引下げについて要望してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）

○6番（小貫 元議員） 最後に、住民の声が生かされるまちづくりについて質問します。

まず、自治基本条例についてです。

小樽市自治基本条例では、まちづくりの三つの基本原則を定めています。一つに情報の共有、二つに市民参加、三つに協同によるまちづくりです。

市長として、この三つの基本原則をどのように実践してきましたか。

地方自治体にとって、憲法がうたう地方自治の本旨に基づく、地方自治体の自主性と住民が主人公として尊重される地方自治の発揮が求められています。この間、行政機能の移転や小樽公園の再整備、新幹線の交通戦略などが唐突に出てきて、進められていくことがありました。条例の第17条第2項では、「市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。」、第25条には、「市は実施する政策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。」とあります。市長が掲げる対話の重視そのものだと思っています。

主人公である住民との情報共有と、住民の理解の下に市政運営を行っていくことについて、市長は今後どのように対応していくお考えですか。

次に、特別職報酬等審議会についてです。

先月の新聞報道で、札幌市が特別職報酬等審議会を開き、年内をめどに答申をまとめるとありました。報酬等審議会について、小樽市は2005年以降、開いていません。開かれなくなる前の審議会では、期末手当について報酬と性質が違うということで諮問事項とはしない。ただ、意見を聞くのが適当であるとの意見を審議会からいただいています。この確認が最後となっています。ですから、日本共産党は、人事院勧告に基づく手当の引上げについても報酬等審議会を開くことを求めてきました。

札幌市のように、道内10万人以上の9自治体で、直近の報酬等審議会が小樽市より前に開かれている自治体はどこですか。他の自治体の直近開催時期も併せて説明してください。

もし、人事院勧告に基づく手当の引上げを審議会の意見を聞かないで決めるのであれば、その旨、審議会を確認してからにすべきではありませんか。市長はどのようにお考えですか。

審議会を数年に1度、定期開催するようにしてはいかがでしょうか。

最後に、宿泊税についてです。

導入を思いとどまることを期待して質問します。観光地としての魅力の向上や観光振興に財源が必要だとしています。小樽市に観光に来た方々は、宿泊施設を利用する方のみならず、飲食店、物販店、観光施設を利用するのみの方もいます。観光振興政策を進めることで恩恵を受けるのは、宿泊業だけではありません。また、観光目的ではなく、出張やツーリングなどでライダーハウスに泊まる方もおり、宿泊していても、観光目的でない方もいます。

観光振興の財源を宿泊者のみに求めるのは、安易で不公平ではありませんか、お答えください。

低価格で提供している宿泊施設にとっては、増税分を価格に転嫁できないおそれがあり、経営への影響が大きくなります。このことについてどのようにお考えですか。

福岡県は、市町村が独自の宿泊税を導入した場合、県税分は減税する仕組みで、宿泊者の納める税額は県内のどこでもほぼ同一になる。

しかし、北海道ではこうした仕組みは導入しておらず、二重課税の可能性があります。地方税法第733条では、法定外目的税の不同意要件を定めています。

その一つが「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重になること」としています。北海道と小樽市で宿泊税として、法定外目的税を徴収すれば、地方税法の同意しない要件に当たるのではないですか。

本来は、市民生活を守るために、普通に行政運営を行っていく上で、必要な予算であるならば、一般財源として確保されるべき問題です。それ以外にも、社会保障などで国の負担割合を減らしてきた国の政治が問題です。政府与党である自民党がその役割を投げ捨て、地方独自に財源を確保しろと進めたのが、ふるさと納税や観光税です。

地方自治体が独自に法定外目的税をつくり、財源を確保しなければいけないこと自体が、国の地方財政措置が不十分なことを示しています。地方財政措置、特に地方交付税を引き上げるべきではありませんか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、住民の声が生かされるまちづくりについて御質問がありました。

初めに、自治基本条例についてですが、まず、三つの基本原則の実践につきましては、情報の共有の原則では、市の取組や考え方を広くお伝えするため、記者会見やFMおたる、SNSをはじめ、様々な手段で情報提供を行うとともに、私が市民の皆さんに直接説明し、御意見を伺う機会も設けてまいりました。

市民参加と協働では、審議会等に市民公募委員として参加いただくことや、町内会等への財政的支援、ふるさとまちづくり協働事業などで、市民のまちづくりへの参加が進むよう取り組んできております。

次に、住民との情報共有と住民の理解につきましては、私の対話を重視する姿勢に変わりはありませんので、今後についてもできる限り直接対話をする機会を設け、市政の情報共有と、市民の皆さんの意見の把握により一層努めてまいりたいと考えております。

次に、特別職報酬等審議会についてですが、まず道内の人口10万人以上で、直近の開催時期が本市より前である自治体につきましては、都市名は控えさせていただきますが、1市であります。

また、他自治体の直近の開催時期につきましては、5年以内が5市6年から10年以内が1市、11年以上前が、本市を含む3市となっております。

次に、期末手当の支給月数に関わる審議会への意見聴取につきましては、条例上、審議会は常設ではなく、諮問事項がある場合に設置し、開催するものでありますが、期末手当の支給月数は諮問事項ではないこと、また、人事院勧告を踏まえた職員の期末勤勉手当の支給月数に準じるものであり、客観性があることなどから、審議会への意見聴取は行っておりません。

なお、過去の審議会における議論経過は承知しておりますので、今後、諮問事項に関して、審議会を開催する際には、期末手当に関する意見聴取の取扱いについても、併せて整理したいと考えております。

次に、審議会の定期開催につきましては、特別職の給料額は直近で平成10年1月に改定したものであり、長期間経過していることから、条例本則における給料額に関し、審議会に諮問することを検討してまいりたいと考えております。

次に、宿泊税についてですが、まず、観光振興の財源を宿泊者のみに求めることにつきましては、本市では、新たな財源確保の在り方を検討するに当たり、入域行為や駐車場、宿泊行為への課税などを比較し、他自治体の取組も検証した上で、受益と負担の関係や市民への配慮、税の公平性などから、法定外目的税の宿泊税が適当であると考えたところであります。

その後、小樽市観光税導入に係る有識者会議より、宿泊税導入が望ましいとの提言を受けたことから、宿泊税による財源確保が適当であると判断したものであります。

次に、低価格の宿泊施設への影響につきましては、宿泊者が納税義務者である宿泊税は、宿泊事業者が宿泊料金の価格に転嫁するものではないと考えております。

次に、地方税法上の御指摘につきましては、本市条例案で定める税率は、宿泊者1人1泊一律200円とし、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考えに基づいて、制度設計しております。

また、先行自治体の税率と比較しても、住民の負担が著しく過重とまでは言えないものであり、私といたしましては、同意しない要件には当たらないものと考えております。

次に、地方交付税の引上げにつきましては、現在地方自治体は、デジタル化や脱炭素化の推進、防災・減災対策や、子ども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、様々な課題に取り組んでおります。

そのような地方の実情を踏まえ、国が地方財政計画に財政需要を的確に反映し、今後も安定的な財政運営を行うための地方交付税が確保されなければならないと考えております。

このため、引き続き、北海道市長会を通じ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再質問をします。

まず、物価高騰の関係で、市長は市民生活への影響について大きいものと考えているという答弁がありました。ただ、福祉灯油の実施については、国の給付金と重複するので考えていないという答弁がありました。しかし、国の給付金は全国的に行われる話でありまして、冬が厳しい北海道は、追加が必

要なのではないかと考えます。ですので、給付金が行われるから考えていないというのは少しずれているのかと思います。やはり、この北海道にとって、給付金以外にプラスアルファの支援が必要だとは思わないかが1点目です。

教育委員会になりますけれども、2点目が、公会計化について、来年度は難しい、無理だという旨の答弁があったと思います。難しいのは分かるのです。ただ、来年度に住宅事業特別会計が一般会計に移行するというのが今、提案されていまして、一般会計に移るものが年度によって、ころころと出てきますと、後で決算での比較は、私たち議員にとっては非常に難しくなってきました、できれば一度に合わせてほしいと思っています。

早い段階でということもお話がありましたけれども、来年度に向けてもう少し検討してほしいというのと、教育委員会として、早い段階でという今の思いとしては、どの段階を指しているのか、一步踏み込んでお答えをお願いいたします。

次に、物価高騰分の給食費の支援についてです。実施の可否を検討するというのが最後の答弁だったと思います。私は、答弁として、これは期待とは違ったなと。実施はするのだと。ただ、事業の規模については、議員の希望に応えられるかどうかというのは難しいという答弁が来るのだったらあれなのですけれども、まずは実施すべきだと。そこぐらひは最低限言えるのではないかと思いますので、これについてお答えをお願いします。

次に、小樽市立地適正化計画の関係で、一般論として聞いた部分で、郊外にばらばらと家が残ることになるのではないかとということに対して、一時的にはそういう可能性があるのだと。だけれども、持続的な行政運営を行う上では致し方ないのだという答弁でした。ということは、やはりそういった地域を人が住むことが難しい地域にするというのが一般論としての小樽市立地適正化計画ではないかという答弁と受け取ったのですが、これについて意見をください。

もう一つ、新駅周辺の市営住宅の問題です。市営住宅の整備について、片方の計画では検討中だと、片方の計画ではないのだということで、整合性は一体どちらなのだと。市としてはどういった意見なのかをしっかりと聞かせたいと思います。

6点目に、蘭島、塩谷、高島地区の関係で、都市機能というか、学校だとか保育所の話をしましたけれども、個別に判断することであって計画とはあまり関係ないのだという答弁でした。これは計画としてではなくて、そうしたら、市長として、こういった地域の学校、保育所、サービスセンターというのを維持していくという考えなのかどうかについてお答えをいただきたいと思います。

次に、7点目に、都市機能誘導区域の関係で、長橋に手宮からこういった機能を移転することは考えていないという答弁がありました。それだと分からないのは、考えていないのであれば、なぜあえて子育て支援等という施設を整備しますということにしたのかの説明をお願いいたします。

次に、8点目が、蘭島を見捨てたということに関してです。特性を生かしたまちづくりを進めるのだということでした。しかし、立地適正化の最初の部分で補助の対象にはならない、なったとしても整備計画が必要だという答弁がありました。そうなってくると、居住誘導区域の区域外の地区については、不動産価値を下げることに繋がってしまうと。そうなってくると、幾ら特性を生かしたまちづくりを進めるといっても、市民の財産権の侵害に当たってしまうのではないかと考えますが、お答えをお願いします。

新幹線の工事についてです。令和6年第1回定例会で、ほぼ同じような質問をしていまして、少し変わってくれるかと思ったら、あまり変わっていなかったのです。質問では、市の負担が幾ら増えようとも工事を推進するのですかということ聞いたのですが、いろいろな財源を募っていくのだということ

で、もっと的確にお答えいただければと思います。仮に、たとえ財源が確保できたとしても、市の負担が膨れ上がっていくことは間違いない話でして、これについて重要なことから推進していくのだと、お金の問題ではないのだという立場なのかどうか、明確にお答えをお願いいたします。

次に、並行在来線のバス転換の問題ですが、いろいろと北海道の責任についてというか、広域自治体としての責任というところは、いろいろな自治体から提起があったという答弁がありました。私が聞きたいのは、そういったことで、自治体に負担が求められるおそれはないかと聞いたのですが、おそれがないと明確に言えるのかどうか、お答えをお願いいたします。

次に、白紙に戻すことについては考えていないということでした。しかし、市長が常々言っているように、バス転換を決めたときから乗務員不足は分かっていたということを市長は言っていますが、そういうことを承知した上で、北海道はバス転換を提起してきたわけです。やはりここは、沿線自治体が最終的には、住民の不利益となるバス転換を進めざるを得ないのだという立場に立っていたら、北海道が責任を持つことはなくなってしまうと思うのです。北海道にしっかりと、そんなことしかできないのだったら、バス転換を白紙に戻すくらい言わないと、北海道が責任を持つことがないのではないかと。そうってしまったら、鉄道を残してくださいという立場を示してこそ、やはり北海道に責任を果たさせることができるのではないかと思います、どうお思いでしょうか。

ケアマネジャーについては、新年度から考えていくという答弁がありましたので、よかったと思います。

次に、特別職報酬等審議会について、期末手当の関係だけだったら、諮問事項がないからということと、今後については、条例本則の関係で意見を聴くことも考えていくことがあったと思うのです。ただ、小樽市より前に開いているのは、もう一つしかないのだと。それ以外の都市というのは、開いているという話だったと思うのです。

私が札幌市の諮問事項を見てみたら、非常にシンプルでして、市議会議員の報酬並びに市長及び副市長の給与の額について意見を求めます。これでいいのではないかと思います。今後の話にしないで、今回で、すぐに結論を出すというのは、時間がかかり難しい話なので、まず審議会を開催するということを決めてはいかがかと思いますが、お聞きしたいと思います。

あと、先ほど北海道との関係で、地方税法との関係をお聞きした際に、住民の負担が著しく過重にならないから問題ないのだという答弁があったかと思います。ということは、ほかの地方税と課税標準を同じくするという部分については、いわゆる二重課税に該当すると思っているのかについて確認したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

質問がよく理解できない部分が幾つかありましたので、もし漏れていたら御指摘いただければと思います。それを踏まえて御答弁させていただきたいと思っております。

1点目の物価高騰に関わる福祉灯油の関係ですが、小貫議員のおっしゃっていることもよく理解はできます。特に全国的な問題ではなくて、積雪寒冷地という特性を考えれば、プラスアルファの支援が必要ではないかということでございますので、その点については御理解いたします。今回は御答弁を申し上げましたとおり、国の物価高騰対策もあることと、市の財政状況も鑑みまして、福祉灯油については実施しないと判断させていただいているところでございます。

それから、小樽市立地適正化計画で幾つか御指摘がありました。小樽市立地適正化計画そのものについては、御質問の中にありましたとおり、一時的に進めることによって郊外にばらばらと家が残ることを我々はスポンジ化と言っておりますが、小樽市立地適正化を進めないと、さらにスポンジ化は進んでいくのではないかなと思っているところでございます。

人が住まない地域を居住誘導区域から外していくのかということではありますが、基本的には計画を進めていきますけれども、そこにやはり生活がある、あるいはなりわいがあるということであれば、行政としっかり生活やなりわいを支えていかなければいけないと思っております。

小樽市立地適正化計画の考え方につきましては、計画の中では長い時間軸と表現しておりますが、時間をかけながら緩やかに居住区域を誘導していくという形ではあります。つまり、生活があったり、なりわいがある限りは、そういった生活やなりわいを守っていく役割は、計画は進めながらも、市としてあるのではないかなと思っているところでございます。

それから、天神地区の市営住宅とか公営住宅の考え方であります。御答弁させていただきましたのは、おたる新幹線アクションプランの中で公営住宅の位置づけがあるということで、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画等の整合性がないのではないかなということではあります。北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会を開催した際に、協議会の委員の方から定住人口の確保と新駅の利用者増加の好循環といった点から、公営住宅を整備すべきではないのかという御意見がありまして、アクションプランの中に位置づけたものであります。市としては、市営住宅の建設計画はありませんので、協議会委員のお考えであれば、道営住宅などの誘致も含めてということでお話しされておりましたので、そういったことで御理解いただければと思っております。

それから、蘭島の地区について幾つか御質問がありました。蘭島を居住誘導区域から外している中でも、保育所といったものは残していくのかというお尋ねだったかと思えます。先ほどもお答えさせていただきましたように、小樽市立地適正化計画は、非常に長い時間をかけて誘導していくものでありますので、そこに生活やなりわいがあれば、それを支えていくということになりますので、その限りにおいては、必要な施設は維持していくことになるのではないかなと思っております。

それから、長橋地区の子育て支援の整備につきましては、承知しておりませんので、担当からお答えさせていただきたいと思っております。

それから、蘭島地区が補助対象にならないのではないかなということについてと、財産価値についてのお話がありました。小樽市は人口20万人を前提としたまちづくりをこれまで進めてきておりますが、2050年には人口半減社会を迎えるという中で、ある程度、人口を拠点に集積、誘導する。先ほど小貫議員は、拠点が中心市街地にとおっしゃっていましたが、必ずしも中心市街地だけに拠点を設けるわけではありませんけれども、ある程度の人口密度を維持した上で、効率的なまちづくり、行政コストの縮減を図っていくというのが計画の願意であります。

ある程度、めり張りをつけていかなければ、計画を進めていくことはできないと思っておりますので、補助対象にはなりません。先ほど来お話ししていますとおり、蘭島地区の特性を生かしながら生活やなりわいはしっかりと支えていく必要があるのではないかなと思っております。

財産権の侵害になるかどうかを私は承知しておりませんが、先例自治体の取組などを拝見いたしますと、小樽市立地適正化計画を進める上で、不動産価値が大きく損なわれている事例はないということで承知はいたしているところでございます。

それから、北海道新幹線の整備に当たりまして、工期の遅れなどもあり、市の負担が増えても進めていくのかというお尋ねでありました。北海道新幹線の札幌延伸によりまして、国内の高速体系が整備さ

れることによって、本市にも大きな経済効果をもたらすということについては、これまでも何度も御答弁させていただいたとおりであります。ある程度、財源は膨らむと考えてはおりますが、財源が膨らんでも、重要性を考えると、北海道新幹線の整備については、引き続き、国に対して整備の促進は要望していきたいと思っているところでございます。

それから、バス転換を白紙に戻さないのかということと、北海道の責任についてということでお尋ねがありました。これはブロック会議の中で、かねてから協議を進めてきた中で、バス転換を決めた背景があるわけであります。新幹線の工事は、バス転換を判断したときより今は遅れておりますが、そのことによって、何か大きく状況が変わっているわけではありませんで、私ども沿線自治体が並行在来線のバス転換を決めたことによって、白紙に戻すということについては、私も含めて、沿線自治体の首長の皆さんも、ないのではないかと考えております。

しかしながら、北海道が広域自治体としての責任を果たさなければならないことについては、先日のブロック会議で私からも指摘させていただきましたので、北海道の責任についてはこれからもしっかりと、合意形成も含めて果たしていただきたいと思っているところでございます。

それから、特別職報酬等審議会の開催につきましては、先ほどもいろいろと御指摘もいただきましたが、本市において、しばらく開催していないという実態を踏まえすと、開かれた市政という観点からは、審議会の開催を決めるということについては、前向きに考えていきたいと思っておりますし、どの程度の頻度で開いていくかについては、任期中に1回などいろいろあると思いますが、今後、庁内でも協議をさせていただければと思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

宿泊税の二重課税ではないのかという質問でしたが、二重課税かどうかにつきましては、総務省が判断するものと考えておりますが、我々としては、今回の北海道と小樽市の宿泊税の制度内容から、課税標準は同じものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

都市機能の中で、長橋地区に子育て施設を整備しないのかという話だったかと思います。基本的には、質問の中では、手宮地区にある子育て機能を長橋へ移すのかという趣旨だったかと思いますが、これは御答弁のとおり、移すという話ではなくて、長橋地区もそういった施設が必要になってくるだろうということで、まだ具体的なお話はできませんが、今後、必要性も含めて整備していく考えもあるということで御答弁させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

2点、御質問があったかと思えます。

1点目は、公会計化の来年度実施と今後の導入のめどについてという御質問だったかと思えます。

教育委員会といたしましては、給食会計の透明性、安全性、教職員の負担軽減などの観点から、公会計化は必要であると考えているところでございます。

今後、全体の制度設計に当たりまして、システムの構築に向けた人材の配置であったり、例えば学校、

食材納入業者、金融機関など、多くの関係先との協議、調整が必要であること。それから、新しい制度に合わせた収納管理システムを構築、選定から導入、運用までの作業を経て、公会計へと切り替えるということになってきますので、これらの作業に早くても2年間ぐらいは必要であると考えておりまして、来年度の導入は難しいものと考えております。

しかしながら、先ほども申しましたように、必要性を感じておりますので、早い段階の導入に向けて、今後、市長部局とも協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目は、給食費の補助または無償化について、実施の可否ではなくて、実施というところからのスタートではないかという御質問だったかなと思います。

それにつきましては、教育委員会といたしましても、物価高騰対策としての給食費に対する支援の必要性というものは認識しているところでございますが、本市においては、これまで財源のほとんどを国の臨時交付金や重点支援交付金を活用した補助であったり、一部無償化を実施してきたところでございます。やはり、一般財源で全てを賄うことであったり、物価高騰による給食費の値上げの部分の財政負担が増えるということは課題でありますことから、引き続き、交付金等の動向を注視しながら、財政部局と検討するとともに、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、国に対して財政措置を要望してまいりたいと考えているところでございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再々質問をいたします。

まず、一つ目が福祉灯油の実施と、今、教育長からあった物価高騰の関係の給食費助成の関係です。

教育委員会に質問したときに、可否ではなくて実施することは、まずするべきだろうというお話をしたことは本質問でも取り上げていましたけれども、国で新たな交付金が出るでしょうと。だから、答弁で一般財源への負担で私はこれを要求しているわけではないので、その辺は財政部になるのか、総務部になるのか、交付金による活用は考えられないという考えなのか、1点確認したいと思います。

次に、新駅の関係です。

新駅周辺の公営住宅の関係で、まちづくり協議会の中でそういう意見があったということです。ただ、現状では、市としてはそういう計画は持っていないというお話だったと思うのですが、それだったら、おたる新幹線アクションプランは、市の計画ではないということなのか。道営住宅も増やすという話にはなりませんよね。同じく小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画で、道営住宅も減る予定と言っているし、本議会でも高島の道営住宅を市営住宅にという提案がされているわけですから、そうしたら、この辺のアクションプランの位置づけというのは何なのかについて、お答えをいただきたいと思います。

次に、長橋地区の関係です。

建設部長が、長橋地区への子育て機能の整備について、具体的な話はできないという話なのですよ。そうではないでしょうと。今、手宮の保育所は、ようやく残しますよという話になったと。でも、市としては、最上保育所をなくすという計画は持っているし、保育の在り方についても、計画を今どうするかという話をしている中で、新たに子育て機能を整備するというのはどういうものなのかを説明しないで、住民に知らせるというのは違うのではないですかと。なぜそういう具体的な話ができないような計画をつくるのですかということになってしまいますので、もう一度、答弁をお願いいたします。

あと、蘭島、塩谷地区の関係です。

市長は、めり張りをつけて進めていかなければならないという話をされていましたが、ネットワークという、もちろん公共交通もそうですけれども、それを維持するための大きな柱は、やはり道路に当

たります。小樽市立地適正化計画の下で、公共交通軸としても、国道5号というのは設定されているわけです。

そういう下で、国道沿いにまちが並ぶ蘭島、塩谷地区というところは、ネットワークを維持していく最大の利点がある中なのです。ネットワークの軸を整備するのは、国のお金でやってくれるわけですから、市としては、こんなに行政運営に助かることはないという関係からすると、やはりここを市が切り捨てていくのは、切り捨ててはいないと言うと思いますが、都市機能も整備していかないとするのは、めり張りをつけていくという上でも違うのではないかと思いますので、答弁をお願いいたします。

並行在来線のバス転換の話です。確認したいのは、バス転換を決めたときと変わりが無いのだというのを繰り返し述べていましたが、しかし、ブロック会議でいろいろ提起があったということは、現時点での北海道の動きとしては、不十分だという認識を持っているのかどうかは確認したいと思います。

最後に、宿泊税の関係で、部長は課税標準を同じくするのは、そのとおりだという答弁をしたかと思うのです。しかし、総務省が判断する話だというお話でした。となると、やはり一つの課税標準に負担を求めるということは税の公平性を損なうのではないかと考えるのですが、意見を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

先に、並行在来線から御答弁させていただきたいと思っております。

北海道の対応が不十分かどうかというお尋ねでしたけれども、決して不十分ではないと思いますが、ただ、先日のブロック会議でお話をさせていただいたことを一例で申し上げますと、今の人口でバスダイヤを組んでいくという計画は一つ出されましたが、今、北海道新幹線の開業時期はまだ見通せませんが、現行で3年、4年遅れているということです。結局3年、4年とそのままスライドさせて遅れると2034年の開業になります。10年先の話ですから、人口がどうなっているか、今の人口ではなくて、10年後の後志管内の沿線自治体の人口がどうなっているのか、その人口で、バスダイヤを組んでいったときにどうなのかということをお示しいただくべきではないのかということについては、私から北海道に意見を申し上げさせていただきました。ただ、それをもって、不十分だとは言えないとは思っております。

ただ、先ほども言いましたように、いろいろな意味で広域自治体としての役割をしっかりと果たしていただきたいという思いは持っております。

それから、蘭島地区について御質問がありました。確かに、国道沿いに町並みが形成をされているわけであります。決して居住誘導区域ではありませんから補助金の対象にはなりません、蘭島地区は生活拠点という位置づけにはなっておりますので、やはり、生活拠点として、市として支えていかなければいけないと思っております。

ただ、先ほどからお話をさせていただいておりますが、小樽市立地適正化計画は、長い期間をかけて誘導をしていくものですので、長い先のことは、なかなか今の時点では予見できませんけれども、小樽市立地適正化計画をスタートさせて、当面はそういった形で、小樽市立地適正化計画上の補助対象にはなりません、国道沿いのネットワークを維持している沿線に住宅なども張りついている生活拠点としては、行政としてしっかりと維持していきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

まず、公営住宅の関係で、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会で作成した方向性を示すものですが、やはり、定住人口の確保のための施策として、マンションの誘致ですとか、公営住宅ということで記載されている、あくまでも方向性を示したものであるという認識であります。

この中では、市営住宅につきましては、今の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中では記載されておりませんが、先ほど市長から答弁がありましたとおり、道営住宅などの誘致も検討するといった内容でございます。

長橋地区の子育ての施設についてですが、あくまでも小樽市立地適正化計画は将来の方向性を示す計画でございまして、長橋地区は法定外の区域であります、この区域については、やはり中心部からも離れており、子育て支援の施設が必要だということで、こういう記載をさせていただいたところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

宿泊税の関係で、公平性の部分で再々質問がありました。宿泊税に決めた経過を本答弁で御答弁させていただきましたが、我々としては、簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度の違いがないなど、公平性、応益性の観点から、1人定額1泊200円ということで、一律の課税にしたという経過がございます。公平性という部分については考慮しているというもので……

（発言する者あり）

ことですので、本市の宿泊税については、公平性については考慮していると考えております。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（柴田健治） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用方法についてということで御質問がございました。

先ほど議員からありましたとおり、今、給食費等の無償化、支援の部分は、臨時交付金の活用方法の辺りは示されたところであります。この後、交付金の額が示された時点で、庁内でどのように活用していくかということについては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） それでは、質問に先立ちまして一言申し上げます。

このたび12月2日をもって、我々の会派、立憲・市民連合に所属しておりました中村誠吾氏が辞職いたしました。きっかけとなりました本年8月に起きた事案について、様々な報道もなされ、議員の皆様

や市長部局をはじめとする職員の方々、何より小樽市民の皆様に対して御迷惑と御心配をおかけいたしましたこと、改めて衷心よりおわびを申し上げる次第であります。

立憲・市民連合を代表し、質問をいたします。

初めの項目といたしまして、今定例会で提出された条例案に関して伺ってまいります。

まずは、議案第10号小樽市宿泊税条例案について伺います。

本市で、宿泊税の本格的な議論が始まってから数年が経過し、この間、議会でも多くの質問や御提言がなされてきたものと存じます。関連部署の方々も相当な御苦勞があったものと拝察いたします。議決がなされれば、本市の条例施行は令和8年4月からの予定であります。時を同じくして、北海道でも宿泊税の導入に向けた条例案が目下の定例会に諮られていると伺っております。

そのような中で、先駆けて宿泊税を導入していた倶知安町と北海道との折り合いがついていないというところで、条例案の議決を次の定例会に持ち越すという意見も出ていると伺いました。

御存じのとおり、コンドミニアムなど建物の1棟貸しも多くある倶知安町の性質上、宿泊税は定率であることも影響し、北海道は調整に苦慮しているとも聞きます。先ほどの議論もありましたが、いわゆる二重課税の懸念や制度のすり合わせで、行政側も苦慮された点があったと思いますが、ここでは、まず事業者の方々に関係する懸念について幾つか伺いたいと思います。

まず、事業者のシステム改修費についてです。

各宿泊施設における宿泊の決済等のシステムを新たに書き換える必要があり、それには当然、費用がかかります。議案説明の際に御説明いただいた中では、本市と北海道それぞれで補助をするということでありましたが、ホテルによっては、補助以上の費用がかかることもあり得るとお聞きいたしました。

観光振興に寄与する新たな財源を確保すること自体に異論はありませんが、宿泊事業者の側からすると、行政が決めたことでシステム改修をする必要性が出て、その経費の一部が自己負担になるということに対して、不満の声が出ないのか懸念されます。

そのシステム改修費の点について、宿泊事業者の皆様には適切な説明を行えていますか。ヒアリングや意見交換等により、各事業者には御納得いただけているのでしょうか。

また、システムの件に限らず、観光業界や宿泊事業者とは話し合いが行われてきたとも思いますが、話し合いで出た事業者からの要望などについて、本条例案に反映された意見、あるいは積み残された課題等、概括的で結構ですので、お示しいただきたく思います。

次に、中小宿泊事業者への影響についても伺います。

小規模な宿泊施設において、宿泊税の徴収義務等、通常の業務とは別の形で労務負担や、そもそもの周知などの課題が出るのが懸念されます。旅館業法に基づく施設ではなく、北海道の所管する民泊に対しての制度周知や説明はどこが行うこととなりますか。本市と北海道の労働説明会等を行うのかについてもお答えください。

次に、宿泊税の徴収から実際に事業として、予算執行するまでの流れについてと、その使い道について確認していききたいと思います。

本市として9月に一定の方向性を出していただいているところではありますが、本日の質問や今後の委員会も含めて、少し掘り下げていきたいと思います。

今ほど申し上げました本市の宿泊税の考え方についての資料において、年間の税額の見込みは約2億2,200万円とのことであります。1泊の1人当たりが200円ですので、宿泊客数は延べ111万人分となり、昨年度の実績と同水準の設定であると認識しております。

ここで伺いますが、宿泊税収入はどのように使っていくのかという点で、事業者に徴収して

もらった宿泊税がどのような流れで市の歳入となり、歳出として予算執行されていくのでしょうか。イメージとして、宿泊税専用のお財布的な基金を設けて、その中でやりくりするということになるのでしょうか。また、その支出を決める主体はどこになるのでしょうか。小樽市議会での議決の可否など、位置づけについてもお答えをお願いします。

また、宿泊税の使い道もかねてより議会で話されてきましたが、どの程度まで決めていますか。小樽観光、とりわけ宿泊に関わることの課題解決に向けたものがメインとなるのか、あるいは広く観光振興に使うということになるのでしょうか。宿泊事業者以外の人たちも恩恵を受けるとなったときに、不公平感を与える可能性もあると思いますが、その点についての御所見はいかがでしょうか。

もちろん、観光インフラの整備やDMOである小樽観光協会の事業推進などに予算を充てることで、宿泊客数の増加や高付加価値化につながると言えるのは理解しております。ここで申し上げたいのは、できる限り効果を可視化し、本市はもちろん、宿泊事業者の方々にも実感してもらえるようにすることと、宿泊税を支払うお客様側にとって納得度の高いものにしていただきたいということであります。この点について、詳しくは委員会で正してまいります。

少し視点を変えまして、不正や未納対策についてお聞きいたします。

宿泊税を適切に徴収するための仕組みやルール化と不正や未納が発生した場合の対応策については、どのように取り組むのかという点です。ふだんのチェック体制に関しては、どのようにしていくのか、お答え願えますか。

複雑な制度ではありませんが、説明の不足などによる悪意のない過誤も起こらないよう、しっかりと仕組みの周知に努めていきたいと考えるものであります。

そして、ここから北海道内の他都市の状況についてもお伺いいたします。

他都市でも、本市と同様のタイミングで宿泊税を導入する動きが見られますが、それら他都市との情報交換はされていますか。

加えて、他社との比較で、段階的な税額設定などの差異がある中で、本市が100円でも500円でもなく、200円という金額設定をしたことの理由についてもお聞きします。200円という金額の妥当性は何に基づく設定であるのでしょうか。

札幌市では、1泊5万円未満では本市と同じ200円、それ以上では500円と、金額は2段階になっているということであります。本市の金額設定については、以前に予算特別委員会場で倶知安町のように定率制にすることに対して見解を伺った際、宿泊金額の多寡によらず、利用する観光インフラ等には差がないことから、定額制で検討していると御答弁いただき、得心したのを記憶しております。他方で、小樽市と札幌市の制度設計に差異があるように、札幌市の流れを見ながら、数年後に制度改正をするということも選択肢としてはあり得と考えます。

そこで、将来的な税率変更の可能性について伺います。宿泊税の税率変更や拡大の可能性については検討される余地はありますか。PDCAサイクルというわけではないですが、運用してから、適宜金額の妥当性などのチェックは必要だと考えますが、見直しのタイミング等はどのように考えておいででしょうか。

新型コロナウイルス感染症による大きな打撃を乗り越え、市内には多くの観光客の姿が見られます。新たな宿泊施設が増えてきていることから、宿泊税により、観光施策に充てる費用が増えていくことが望まれる一方で、新たな感染症や災害によって、国内外での人流が鈍くなる可能性は否定できません。しかるに、宿泊税に依存する形ではなく、増減があっても大きく影響を受けない事業について、議論を深めていければと考えるところであります。

次に、議案第18号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について伺います。

第3号ふ頭の開発に関して、目下、建設中の港湾施設である小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用に関する条例改正であります。

まずは、小樽港観光船ターミナルの施設利用に係る質問であります。

当該ターミナルは第3号ふ頭に2階建てで建設されるもので、1階は主に観光船事業者のチケット販売と待合スペースであり、2階には多目的ホール、そして、それに隣接した海を望めるデッキが設けられるものと認識しております。

昨年度で、旧小樽倉庫、つまり運河プラザを閉じましたが、そのうちの三番庫は、まさに多目的ホールとしての機能を有するスペースでありました。そこでは様々なイベントが開催されたり、会議やロケの控室のように使われていたことから、その代替として新設の観光船ターミナルの多目的ホールが機能することもあるかと思えます。

その多目的ホールについて、どのようなシーンで利用されることを想定していますか。また、年間ベースでどの程度の利用回数と収入になると想定しているのでしょうか。

次に、多目的ホール以外の場所の使用料が1平方メートル1月までごと1,800円とあります。その1平方メートルを1,800円で利用できる範囲についてお答えいただけますか。

さらに、使用料について伺いますが、小樽港観光船ターミナルと第3号ふ頭小型船だまりの使用料、それぞれの算出根拠について御説明をお願いいたします。

また、本施設により一定の使用料収入が得られますが、これらの施設は収益を上げる施設として考えているのか、本市としての考えを御説明ください。

かねてより検討されてきた本市の魅力の一つである港湾地区の再開発ということで、懐かしさと新しさが共存し、わくわくする一体になることが望めます。ターミナルはもとより、一帯を面的に捉えて、歴史文化・食・自然といった本市の観光資源の魅力を味わえるよう、回遊性を高める取組をさせていただきたくお願いをするものであります。

次に、議案第12号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案についてです。

住宅事業特別会計の廃止と一般会計へ移行するという趣旨での条例改正についてですが、特別会計の廃止に至るまでの経緯や影響及び効果について、お聞きしてまいります。

まずは、本市が住宅特別会計を採用してきた意義と経緯について御説明ください。また、今も住宅事業特別会計を採用している主要都市は道内にあるのでしょうか。

次に、住宅事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することで、市営住宅事業の収支が市民にとって分かりづらくなるという懸念があります。この点を踏まえ、会計の統合後において、市営住宅事業の収支状況の明確化をする方法についてお考えをお示ください。

市営住宅の維持管理費の優先度に関して、一般会計に移行されることで、ほかの施策との優先順位の中で、市営住宅の維持管理費用が後回しにされるリスクも懸念されます。住宅事業が適切に運営されるための維持管理費用はこれまでどおり確保されると考えてよいのでしょうか。

また、会計の移行による事務負担の軽減についても伺います。住宅事業特別会計を廃止することで、事務負担の削減が期待されると考えますが、具体的にどのような軽減が期待されるか、お答えください。

制度設計に当たっては、各担当部局において大変な御苦労があるものと考えます。条例制定や改正についても、市内に広くその効力が及ぶことから、当然に多くの方が影響を受けるわけであります。それゆえ、メリットだけしか存在しない仕組みというものはないものと考えますが、効果を最大化できるように支援はしなくてはなりませんし、様々な角度から多面的に検証する必要があります。

そのため、議会議論に際して批判的に聞こえる場面や具体的なものが見える前に質問することもあるかと存じますが、課題抽出と解決策を見いだすために必要なプロセスであるため、御容赦いただきたく申し上げるものです。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、条例案について御質問がありました。

初めに、宿泊税についてですが、まず、システム改修に係る宿泊事業者への説明等につきましては、宿泊団体や宿泊事業者を対象とした意見交換やヒアリング、アンケート調査、地域説明会を実施し、システム改修に係る御意見について確認してまいりました。

本市といたしましては、現時点において、システム改修に伴う事業者負担への対応について説明はできておりませんが、宿泊事業者の皆様には徴収事務に対する御理解をいただくことが不可欠であると考えており、徴収事務に係る宿泊事業者の負担軽減について、先行自治体の例を参考に、北海道とも協議しながら検討を進めているところであり、早急に本市の対応について説明したいと考えております。

次に、条例案に反映された意見や積み残しの課題等につきましては、事業者からは、地域説明会や意見交換会、パブリックコメントなどにおいて御意見があり、定額制による一律での課税や修学旅行等の課税免除などについて条例案に反映しており、導入時期につきましても、北海道と同時期での導入を目指し、今定例会に条例案を提案したところであります。

一方、課税対象となる宿泊行為の明確化や申告納入の方法など、条例施行に関し必要な事項や徴収事務の詳細につきましては、今後、規則で定めるほか、特別徴収事務の手引などを作成し、宿泊事業者の皆様には説明予定であり、また、徴収事務の負担に対する措置についても、現在、検討を進めているところであります。

その他、使途につきましては、今後、宿泊事業者や関係団体で構成される協議会を設置し、協議することとしております。

次に、民泊事業者に対する制度周知や説明につきましては、現在、宿泊税の制度周知等に係る北海道と市との役割分担について調整を進めておりますが、本市では令和7年7月及び11月に民泊を含む市内の宿泊施設に対する説明会を開催し、特別徴収義務者の手引や質疑応答集について説明する予定で検討を進めております。

次に、宿泊税に係る予算執行や市議会の議決につきましては、宿泊税は原則、徴収した年度の事業に活用することを想定しておりますが、具体的な歳入歳出処理については、先行自治体の例を参考に、今後、検討してまいります。

また、宿泊税を活用する事業の予算につきましては、議会の議決を経て執行するものであります。

次に、宿泊税の使い道につきましては、小樽市観光税導入に係る有識者会議から歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入れ環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略づくりなどの御提言をいただいております。

今後、具体的な使途については、受益と負担の関係性を考慮し検討する必要があるほか、宿泊者や宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があるものと考えております。

次に、宿泊税を適切に徴収するためのチェック体制につきましては、宿泊税は申告納入制度でありますので、特別徴収義務者となる宿泊事業者が申告の基礎となる宿泊者数などの内容を的確に把握し、申告することが不可欠となります。

このため、本市といたしましては、宿泊事業者から提出される申告書の記載内容を確認し、帳簿の記載や保管等が適正に行われていないなどの疑義があった場合には、現地調査を行うなどの体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、道内他都市との情報交換につきましては、北海道が開催する市町村意見交換会のほか、同時期での導入を目指す他市町村とは個別に情報交換を行っております。

次に、税額200円の理由につきましては、有識者会議からの提言を受け、本市では簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及び応益性の観点から、定額制としたものであり、200円という税額につきましては、先行自治体の最低税率や宿泊事業者へのアンケート調査を踏まえて決定したものであります。

次に、宿泊税の導入後の見直しにつきましては、社会経済情勢の変化にも対応できるよう、施行後5年ごとに宿泊税に係る制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる旨を条例案に規定しております。

次に、小樽市港湾施設管理使用条例についてですが、まず、多目的ホールの利用につきましては、当該ホールは旧運河プラザ三番庫の代替施設として、各種団体の会議やイベントのほか、クルーズ船寄港時の交流事業、海事機関の広報活動などの専用で使用する場合と、休憩所や展望スペースとして一般開放することを想定しております。

また、専用使用での年間の利用回数と収入については、利用は220回程度、収入は200万円程度を見込んでおります。

次に、多目的ホール以外で利用できる範囲につきましては、トイレや階段、エレベーターなどの共用スペースを除き、さらに利用者の待合や動線に支障のない範囲としております。

次に、使用料の算出根拠につきましては、多目的ホールの使用料は旧運河プラザ三番庫の代替施設であることを踏まえ、同程度の料金設定を基本とし、道内他港のみなとオアシスの類似施設の料金を基に算出いたしております。

また、観光船ターミナルの多目的ホール以外と小型船だまりの使用料につきましては、従来の港湾施設使用料と同様に、イニシャルコストにおける市の実負担額等を基に算出しております。

次に、収益施設としての考え方につきましては、本施設は、にぎわい創出を目的とした本市の海上観光を担う施設であり、施設の一部は民間事業者が使用することから、維持管理費については、事業者からの使用料収入などで賄えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案についてですが、まず、住宅事業特別会計とした理由などにつきましては、昭和58年度以前は一般会計としておりましたが、市営住宅の建設や家賃の改定により、昭和59年度に事業予算が約18億円規模となる見込みとなったため、市営住宅事業の経理の明確化を図り、住宅建設及び管理の適正な運営を行うために特別会計を設置したものであります。

また、道内の主要都市で、住宅事業特別会計は設置いたしておりません。

次に、市営住宅事業の収支状況の明確化につきましては、一般会計に移行しても、市民の皆さんに市営住宅に関わる事業内容を分かりやすくお伝えするため、市のホームページに収支状況を掲載してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の維持管理費につきましては、これまでと同様に必要性や緊急性を考慮し、適切な管

理、運営を行うための予算を確保してまいりたいと考えております。

次に、一般会計移行に伴う事務負担につきましては、駐車場使用料の消費税の申告に関わる事務処理や一般会計からの繰入等、会計処理に係る業務などの負担が軽減されるものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 次に、国の施策等に関連して伺います。

いわゆる103万円の壁について伺っていきます。

かねてより取り沙汰されてきた制度上の課題ではありましたが、本年10月の衆院選以降で、その動きは加速してきています。物価高騰に窮する声も日増しに高まり、現金給付等の策は断続的に講じられてきたものの、それはいわゆるカンフル剂的なものであり、恒常的な施策とはなっていなかったのが実情です。

その中で、103万円の壁の引上げが実現すれば、可処分所得を増やし、購買・消費の意欲を喚起することで、市内経済にもよい影響が及ぶことは歓迎すべきであると考えます。他方で、本市の歳入などにどの程度の影響が出るのかということも考えておく必要があります。

現在の103万円の壁は、1990年代に設定された基準であり、当時と比べて物価や生活コストが大きく変化した現代では、この基準が現実にそぐわないとの指摘があります。そもそも103万円の壁は所得税が発生する基準として設定されており、主に非正規労働者や主婦層に影響を受けていますが、その引上げによって起こるであろうことについて、この後、少し触れたいと思います。

まず、労働力不足の解消についてです。

言わずもがな、少子高齢化が進む日本では、労働力人口の減少が深刻な問題であります。パートやアルバイトなど非正規労働者が壁を気にせず働けるようになることで、労働参加率が高まると推測はできます。とりわけ、主婦層の中には壁を超えると課税されてしまうため、働く時間を抑えているという方が多くいらっしゃるため、現状の壁を解消すれば、より自由に働けるようになることが考えられます。

また、経済の活性化も考えられます。働き控えが解消されることで収入増につながれば、消費が拡大し、地域経済へのよい影響が期待されるということです。反対に、解消すべき課題も存在するものと理解しております。

一つ目の課題は、財政負担の増加です。所得税の基準を引き上げることで、結果として国や自治体の財政負担が増える可能性も指摘をされているところであります。

そして、二つ目は、次なる壁の発生です。103万円の壁を引き上げたとしても、106万円、130万円といった別の壁が問題として浮上するということです。103万円の壁に関しては、詳細な制度設計が明らかになっていないものの、全国の市町村からは賛否それぞれの意見が報じられていることから、以下伺ってまいります。

まずは、税収への影響と非課税世帯の増加等についてということであります。

103万円の壁が178万円に引上げが実現した場合、小樽市の住民税収にどのような影響が生じると見込んでいますか。

非課税世帯の増加も予想される中で、具体的な増加率、そして、それが市全体の財政構造にどの程度の変化をもたらすかという点が注目されています。住民税分が減収になるのか、交付税措置がなされるのか、はっきりとしない中で、予算編成の時期を迎えているわけですが、今の状況が次年度の事業に与

える影響について御説明ください。場合によっては、住民サービスが削られることなどもあり得るのでしょうか。あるいは、財政調整基金の取崩しなどにより、しのぐことができるのでしょうか。

次に、税収とは別の観点で、市内の人材不足、労働力不足の解消について伺います。

103万円の壁引上げが市内の中小企業が抱える人手不足の解消に一定の効果があると捉えますが、御所見をいただけますか。

国との連携に関しても伺います。

税収減になる可能性を鑑みれば、国に対して何らかの要望を出すことが求められます。103万円の壁の引上げが地方自治体に与える影響を踏まえ、小樽市として国にどのような措置を求めますか。全国市長会等を通じて要請などについての状況をお示しください。

自治体の財政健全化に資するため、平成23年度以降、一般財源総額実質水準ルールが設けられていることを考えれば、マクロ視点では減収分が補填されると思いたいところですが、それについては、今後の議論の推移を見ていきたいと考えます。

また、103万円の壁が引き上げられたとして、この項の冒頭で申し上げた106万円、130万円の壁の問題も存在します。扶養から外れて別途保険加入になることで、働き損になるとやゆされることもあります。さらに最近の議論では、2026年度から年間の給与が156万円未満の方には、雇用主が社会保険料を肩代わりするという厚生労働省の案も示されています。中小企業にとって大きな負担になることも考えられ、そうすると非正規の職員の雇い止めが起こるなど、新たな壁になることが課題視されます。

本質的には、これらの壁の引上げや見直しにより、労働力不足の解消につながり、可処分所得を増やすことで働く人々の生活の質を向上させて、持続可能な雇用環境を整備するというのが目指す姿であると考えます。さらには、購買意欲をかき立て、経済の好循環に向かうよう、国の議論を見据えつつ、市としても仕掛けられる策を効果的に講じる必要があると申し上げます。

次に、マイナンバーカードと健康保険証の統合、マイナ健康保険証に関してです。

これまでも関心事となってきたことではありますが、いよいよ先週12月2日より切替えになりました。マイナンバーカードを持たない方には、紙の健康保険証とほぼ同じ資格確認書で対応するということです。

マイナ健康保険証への切替えについて、本市の国民健康保険に加入されている方のマイナンバーカードと、健康保険証のひもづけ率はどうなっていますか。また、特にマイナンバーカードの手続への理解が難しい御高齢の方々をはじめとした市民の方へ、マイナ健康保険証への切替えのサポート体制はどのようなになっているのか、お答えください。

次に、地域医療機関での対応状況です。

マイナ健康保険証で受付が可能な市内の医療機関や薬局の件数を把握していますか。把握しているのであれば、対応可能な市内の医療機関及び薬局の割合がどうなっているかもお答えください。

マイナ健康保険証のトラブルとして、カードリーダーで読み込めない、顔認証がクリアできない、パスワードは3回ミスでロックされるなどの結果、紙で処理するということが起きていていると聞きます。そのため、新しい仕組みとアナログな対応が混在することで、現場は煩雑な処理に対応しなくてはならないという場面もあるとされます。この分野に限らず、DXは推進の立場ではありますが、現状は肝腎の運用までのフローが中途半端なまま、マイナ健康保険証の制度開始に至っている感が拭えません。

このように、切替えに伴うトラブルも報告されているところです。システムや通信の不具合などでマイナ健康保険証が利用できない場合はどうなりますか。加えて、本市の国民健康保険では、資格確認書の発行体制は整っていますか。

次に、個人情報とセキュリティの確保に関して、従前より懸念の声もありましたが、セキュリティホールへの対策は一自治体で行うことは難しいことを承知しています。

国は、マイナンバーカードのＩＣチップにプライバシー性の高い情報は記録されておらず、個人情報保護について問題がないと説明をしていますが、市民の方には個人情報の保護に不安を覚えている方も多いと思います。国民健康保険加入者の方に、令和7年度以降も不安解消に向けた周知、啓発などを行う予定はありますか。

また、本市の国民健康保険の窓口において、個人情報保護の不安について問合せがあった場合、どのような御説明をすることとなるのか、お答えください。

また、マイナ健康保険証への切替えに関して、市の国民健康保険の窓口において、お問合せの対応が増加する可能性はあるかと思いますが、本市のマイナ健康保険証への切替えについての問合せ状況はいかがですか。それに伴う職員の負担軽減策や業務効率化の必要性はないのでしょうか。

マイナ健康保険証も正しく使われれば、享受できる恩恵は少なくないのだと思います。しかし、先ほども申し上げたとおり、制度の進め方に対して、世の中の動きが必ずしも歩調が合っていなかったことから、不安の払拭に至っていないというのが現実なのでしょう。さらに、マイナ健康保険証には公費負担医療制度に対応しないという問題もあります。ひとり親家庭医療費助成や障害者医療費助成などを利用する際は、従来どおり受給者証の提示が必要であり、医療費助成の利便性は限られています。

マイナンバー制度は社会保障や税、災害対策に使うことが原則ですが、医療分野での利用は、先ほど言ったように中途半端な状況なのです。医療保険の現金給付は、法律でマイナンバー仕様が規定されていますが、診療記録などの現物給付には規定がなく、マイナンバーが使えません。設計時にはプライバシー配慮が必要とされ、特別法制定の議論もありましたが、医療分野では現行の法律で対応するという状態が続いているのです。

医療現場において、顔写真付きのマイナンバーカードを活用した本人確認のニーズもありますが、マイナンバー自体が使えないため、カード内の電子証明書シリアル番号を利用するという仕組みが導入されていて、被保険者番号やシリアル番号は変更されるため、二重管理が正確に行われる保証はありません。そして、現在、マイナポータルでは薬の情報を確認ができますが、即時更新にも課題が残されています。本市としても、デジタルデバインドをはじめとするこれら課題の対策などで、少しでもスムーズな運用となるよう御尽力をお願いするところであります。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、国の施策等に関連して御質問がありました。

初めに、103万円の壁についてですが、まず103万円の壁が178万円に引き上げられた場合の個人住民税への影響額につきましては、仮に基礎控除額の引上げ幅を所得税と同様に75万円とした場合、令和5年度決算ベースでの機械的な試算となりますが、市税全体の約11.7%に当たる約16億4,000万円の減収になると試算しております。

次に、103万円の壁の見直しによる本市の今後の予算編成に与える影響につきましては、先ほどの試算のように、単純に住民税が減収となる場合には、実施を予定している事業に必要な一般財源が不足することから、事業内容や規模に変更が生じる可能性が懸念されますが、現在、国において見直しの議論が

行われている最中であり、詳細については現時点でお答えすることはできません。

次に、人手不足解消への効果につきましては、いわゆる103万円の壁を意識せずに働けるようになり、働く時間が増えることで、人手不足の解消に一定の効果が期待できるものと考えております。

次に、国に対する要請につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、税収減となることにより、事業内容や規模に変更が生じる可能性が懸念されることから、減収分の補填については、国が責任を持って恒久的な財源により措置すべきものと考えております。

全国市長会では、地方税財源に影響を及ぼすことのないよう、慎重な見直し議論を行うよう強く求める旨の意見表明を既に行っており、今後も議論の動向を注視し、北海道市長会を通じ必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、マイナ健康保険証についてですが、まず、マイナンバーカードと国民健康保険証のひもづけ率につきましては、本市の国保加入者では、令和6年9月末時点で61.7%となっております。

また、マイナ健康保険証への切替えのサポート体制につきましては、市役所別館1階のマイナンバー窓口、または国保後期高齢者医療制度の窓口で、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけの手続きを受け付け、職員がサポートしております。

次に、マイナ健康保険証で受付可能な医療機関などの割合につきましては、令和6年10月末時点で、市内の病院、診療所は86%、歯科は88.9%、薬局は97.3%となっております。

次に、マイナ健康保険証での受付ができない場合につきましては、医療機関等の窓口で、お持ちのマイナ健康保険証と一緒に保険者から交付される資格情報が記載された資格情報のお知らせ、またはスマートフォンでマイナポータルの画面を提示することで受付が可能であります。

また、資格情報のお知らせやマイナポータルの画面が提示できない場合でも、被保険者資格申立書を記載し、提出すると受付が可能となります。資格確認書につきましては、12月2日より窓口で申込みのあった方に対し、迅速に処理を行い、原則、翌日に発送する体制を取っております。

次に、マイナ健康保険証の個人情報保護の不安解消につきましては、国民健康保険の納付書発送の際、国保加入世帯にマイナンバーカードの安全性も含めたマイナ健康保険証利用啓発のチラシを同封する予定です。

また、窓口で個人情報保護の問合せを受けた場合につきましては、顔写真入りのため、なりすまはできないこと、暗証番号を教えない限り他人が不正利用できないことや、マイナンバーカードのＩＣチップには、医療情報などのプライバシー性が高い情報は含まれていないことなど、個人情報保護の安全性を説明し、それでも不安を訴える方には、マイナ保険証の利用解除の説明を行います。

次に、国保のマイナ健康保険証への切替えにつきましては、多い日で十数件、窓口や電話で問合せがありましたが、現在、持っている健康保険証が来年7月末まで使えることや、マイナ健康保険証に切り替えなくても自動的に資格確認書が送られ、これまでどおり受診できることを説明すると納得する方が多く、過度の業務負担は発生いたしておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） それでは、最後の項目として、市内で起きた二つの事件についてお伺いたします。

本年は、市内において痛ましい事故や事件が相次いで起こったことは、皆さんも御存じのとおりであ

ります。貴い人命が失われたものも含めて、何か堰を切ったようにセンセーショナルなことが相次いだ年であったように感じています。

その中でも、目下捜査中であると存じますが、以下の2件についてお聞きできる範囲で伺ってまいります。

一つ目は、市内廃棄物処理事業者における不法投棄に係る事件についてです。

本市でも多くの廃棄物処理を行っている事業者によるもので、産業廃棄物のみならず、一般廃棄物、市民生活に対して及ぶ影響は大きいものと認識しています。

まず、本事件について、捜査に影響のない範囲で概要を御説明いただけますか。そして、遡れる範囲でいつから起きていたのか等についてもお答えください。

当該の会社代表が逮捕されたことにより、廃棄物処理に対する許可が取消しをされてしまうと、当該法人の事業継続も危ぶまれるところであります。産業廃棄物は北海道、一般廃棄物は市の許可であると認識していますが、この後、調査等がどのように進んでいくのか、産業廃棄物及び一般廃棄物の許可がどうなると見込まれるのかを確認します。

まず、それぞれの許可は法人に与えられているものなのか、代表者に対して与えられているのかという点について御説明をお願いします。

次に、許可の取消しなどを想定して、それまでに本市が講じるべきことにはどのようなことがありますか。例えば、当該事業者以外の市内の廃棄物処理事業者に対して、収集等の拡大をしていただく必要もあるかと思います。市が行っている路線収集が止まってしまう可能性というのもあるのでしょうか、お答えください。

事件の詳細はこれから明らかになるかと思いますが、この事件において、小樽市はどのように関係しているのでしょうか。被害者に当たる部分もあるのか、あるいは大きなくりで関係者という少し曖昧なものであるのか、お答えをお願いします。

事件とちょうど同じぐらいのタイミングで、廃棄物処理に関して、次期計画が示されたところでありますが、計画を修正する必要性の有無についてお答えをお願いします。

そして、この項の最後に、同種の事件が今後、起こらないよう再発防止策という観点でできることや考えていることがあれば御説明願います。

この後の各所との調整は大変な御苦労があると存じます。市民生活への影響が最小限になるよう、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、10月に市内の小学生が死亡した事件についてです。

大変痛ましく、胸が苦しくなる事件でありました。故人に対しては、心から御冥福をお祈り申し上げる次第です。

本件においては、既に逮捕者も出ておりますが、様々な影響があるため、秘匿されている部分が多いのは理解しております。先ほどの事件も同様ですが、逮捕されたことをもって、イコール有罪ではなく、あくまで今後の司法の判断なども注視する必要があること、また責任能力の有無も含めて、その家族の生活実態が分からないため、慎重になる必要性を感じていることも念のため申し添えます。

いずれにしても、断定的に言えることとしては、市内の小学生が家庭内で亡くなられたということ。児童は腹部への強い衝撃による内臓損傷で、腹膜炎を引き起こしたことが死因と示されているのは事実であります。それに伴い、その児童の母親が傷害致死の容疑で逮捕されたということで、殺意の有無などについて今後、明らかになるものと捉えています。

これまで報道がなされてきた点として、近隣の住民の方々の中で、亡くなられた児童が明け方に普通

ではない様子で大きな声を上げていたという証言もありました。

ここで、一般論として伺いますが、児童虐待が疑われる場面に遭遇した際には、児童相談所や警察などへ通報を促す旨の呼びかけは、本市としてこれまでどのように市民周知を図ってきましたか。また、通報先はどこが適切であるのかもお示してください。

また、これも一般論として伺いますが、児童虐待を未然に防ぐためには、関係機関とこども家庭センターの密接な連携が不可欠であると考えますが、日頃の情報共有を含め、連携体制は構築されていますか。また、今後において、さらなる連携の必要性や展望などについても、お考えを伺います。

当該の死亡事件によって、同じ学校に通う児童や関係者の方々への精神的なケアも大変重要であると考えます。亡くなられた児童の通っていた学校において、児童、保護者、教職員の方たちに対しては、市教委はどのような対応を行ったのか、差し支えない範囲でお答え願えますでしょうか。例えば、スクールカウンセラーによる面談などは行われましたか。

先般、市長記者会見においても、子供の安否が確認できない場合は、速やかに市や警察に相談するよう各学校に改めて指導したということ。市長や教育委員会が教育施策の方向性を協議するための会議の設置を今後、検討することなど、再発防止に向けた取組を進めているということも伺いました。私どもとしても、このようなことが二度と起こらないよう、しっかりと策を講じていかななくてはならないと考えておりますが、こうした家庭内のクローズドな状況下では、何が起きているのか正確に把握することは困難であります。

さらに、こうした事件の背景には、加害者のみの責任では片づけることができない事由が隠されているということも少なくありません。現状まだ判明していないことも多々あるため、真相にたどり着くまでには時間を要するものと思います。

いずれにせよ、現時点で言えることは、行政の仕組みが、あるいは社会がどうあれば、このような事件が起これずに済んだのか。結果の責任論ではなく、地域全体で貴い命を守っていくべきであるということ。そして、それが市域における共通認識として広がるよう、しっかりと役割分担した上、それぞれができることを改めて考えていかななくてはならないのだと申し上げまして、再質問を留保して、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内で起きた事件に関して御質問がありました。

初めに、廃棄物処理に関わる事件についてですが、まず、本年11月28日に、代表者が逮捕された市内廃棄物収集運搬事業者による不法投棄に関わる事件の概要につきましては、本市としては本年4月末に産業廃棄物の処理に当たって、事業者に作成が義務づけられている産業廃棄物管理表、いわゆるマニフェストに偽造があったという情報を入手いたしました。

ほぼ同時期に小樽警察署もその情報を入手し、刑事事件として捜査を開始したと聞いておりましたので、この間、その捜査状況を見守ってきたところではありますが、捜査中ということもあり、本市が事実確認できているのは、マニフェストに偽造があったということに関してのみであり、現時点において報道等にあった不法投棄については、その実態は把握できておりません。

次に、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬業の許可につきましては、産業廃棄物については北海道が、一般廃棄物については市が許可権者となっており、これらの許可は法人に対してされております。

次に、許可の取消しなどを想定し、本市が講ずるべきことにつきましては、仮に許可を取り消すとすれば、特に市内の事業系一般廃棄物の収集運搬への影響が大きいものと考えられますので、市としては他の許可業者で受入れ可能なかを含め、市内への影響を最小限にとどめるべく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物の生活系ごみに関し、市が委託している路線収集につきましては、当該法人とは別会社である3社に委託しておりますので、直接的には関係施設、路線収集が止まるといった心配には及ばないものと考えております。

次に、この事件と本市との関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現状では不法投棄の実態は把握できておりませんので、本件により、市に被害があったかどうかにつきましても、現時点においてお答えすることは難しいものと考えております。

次に、本事件を受けた次期小樽市一般廃棄物処理基本計画を修正する必要性につきましては、現時点では直ちに修正する必要性はないものと考えております。

次に、再発防止策につきましては、ごみの処理は法令違反があると市民生活に大きな影響を及ぼしかねませんので、市としては一般廃棄物許可業者に対し、改めて法令遵守を徹底してまいりたいと考えております。

次に、小学生の死亡事件についてですが、まず、児童虐待が疑われる場面に遭遇した際の通報を促すための周知につきましては、本市のホームページや広報おたるを活用しているほか、本庁舎内や公共施設、市内小・中学校などへのポスターやリーフレットの配布や掲示、町内会への小樽市児童虐待防止対応マニュアルの概要版の配布などを行っているところであります。

また、通報先につきましては、本市のこども家庭センター、または小樽警察署か、北海道中央児童相談所に相談いただくか、児童相談所虐待対応ダイヤル189番、いわゆる「いちはやく」により電話で最寄りの児童相談所に通報することができます。

次に、関係機関とこども家庭センターとの連携体制につきましては、児童虐待の早期発見や適切な支援を図るため、福祉や保健、医療、学校、警察、地域などの関係機関から構成される協議会を設置しており、年1回関係機関の代表者が集まり、より効果的な支援体制について全体で確認いたしております。

また、個別のケースにつきましては、関係機関からこども家庭センターに相談が寄せられた後、電話や対面での情報交換のほか、必要に応じて関係機関の実務者によるケース会議を開催するなど、日頃から連携を図っているところであります。

今後につきましては、こども家庭センターの職員が関係機関に出向き、児童虐待のサインや通報ルートなどについて理解を深める研修会を開催するなど、さらなる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市内で起きた事件に関して御質問がありました。

小学生の死亡事件についてですが、亡くなった児童の通っていた学校における保護者や児童、教職員へのケアにつきましては、市教委は事件直後の登校日から、2名のスクールカウンセラーをこれまでに延べ16回派遣しております。

学校では、スクールカウンセラーが児童や教職員との面談を行うとともに、休み時間や給食時間などの子供たちの様子を見守り、接し方などについて、教職員への助言も行っております。

今後も学校の状況に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなど、心のケアに努めてまいります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、103万円の壁に関してです。

全国市長会の要請等についても触れてお答えいただいたところです。御答弁の中にありました文言から、全国市長会の要請が令和6年11月21日に出された「103万円の壁」の見直しについて」という文書のことを指しておいでだと思うのです。細かい部分を申し上げるつもりはありませんが、全国市長会としての意見と小樽市の考えというのが100%一致するというわけでもないのかなとは思うのですけれども、ただ、市の考え方として、基本的には全国市長会の主張とおおむね同じであると捉えてよいのでしょうかということが1点目です。

加えて、当該文書の作成過程といいますか、北海道市長会を通じて全国市長会等に意見集約がなされたものと先ほどの御答弁から理解しました。小樽市として、北海道市長会に伝えた何か大きなトピックといいますか、考え方みたいなものがあればお聞かせいただければと思います。

次に、市内の事件に関してです。

まず、不法投棄に係るものです。

現時点で、本市が押さえているものとしては、4月末にmanifestoの偽造があったことを確認されていると。ただし、不法投棄があったことは、まだ市として現状確認できているものではないのだという御説明だったと思います。

ここから、本市として、事件の内容を明らかにしていくために、これは警察の捜査が終わった後に、その情報の共有をするということなのか、もしくは別途、市としても何らかの調査をするのかということに関して、お聞きできればと思います。

最後に、児童が亡くなられた事件に関してです。

スクールカウンセラーの派遣をさせていただいていると、16回という回数も示していただきました。教育委員会としても、そこには相当、危機感を持って、対応されているのかとは思うのですけれども、現状、子供たちの中で、いわゆるPTSDみたいなものであるとか、この事件を契機に起きている新たな課題みたいなものがないのかということは確認させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

私からは、103万円の壁について御答弁させていただきたいと思っております。

市長会への意見表明につきましては、高橋議員も御指摘のありました令和6年11月21日付の意見表明であります。

市として同じ考え方かということでございますが、意見表明の内容を少し申し上げますと、いわゆる税収が住民に身近な行政サービスの基盤となっている。急激な減少になると、これらの影響に重大な支障を来すことになるものと考えられる。地方税財源に影響を及ぼすことのないように慎重に議論を行うよう、強く求めるという内容になっております。

市と考え方と同じかという御質問だったかと思いますが、大きくは変わらないと思いますけれども、

私の考え方とすると、全国知事会では11月25日に石破首相に申入れを行ったと聞いておりますが、どちらかというと知事会の考え方に近い考え方ございまして、減収分の補填については国が責任を持って、恒久的な財源により措置すべきものという考え方に近いのかなとは思っているところでございます。

それから、文案のことについて、市として伝えたことが北海道市長会を通じてあるかどうかでございしますが、多分伝えたことはありません。今回、伝える機会はありませんでしたが、時間的な関係もありまして、市長会の理事会で文案がまとめられたのではないかと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 高橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

廃棄物処理に係る事件についてということで、事件の概要の今後の確認方法といいますか、それについてのお尋ねだったかと思っております。

今回の事件に関しましては、産業廃棄物の違法投棄の疑いということでもありますので、基本的には許可権者であります北海道が今後、調査を進めていくということになってくると思います。

私どもとしましては、北海道の調査内容について、情報共有をさせていただいた形で事件の概要については把握していきたいと思っておりますし、今後、起訴ということになれば、起訴内容について、できる限り情報収集に努めていきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高橋議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

児童のケア、様子ということで御質問がありました。事件当初は、数名の児童が、やはり精神的に落ち込んだりという場面があったことは学校から報告を受けておりますが、現在については、特に心配はないと聞いてございます。

しかしながら、ある一定期間を置いて、また症状が出るということも考えられますことから、児童はもとより、教職員の心のケアについても、今後しっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時54分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 平 戸 理 史

議 員 横 尾 英 司

令和6年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和6年12月11日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） 一般質問させていただきます。

まず、骨粗鬆症の取組についてお尋ねいたします。

日本人の平均寿命は、2019年では男性が81.41歳、女性が87.45歳といずれも80歳を超えています。健康寿命と平均寿命の差、不健康な期間は男性が8.73年及び女性が12.06年でありました。男女ともにこの期間に入院や要介護となることで、生活の質、すなわちQOL、クオリティ・オブ・ライフの低下を来します。寝たきりや自立した生活ができない要介護状態となった原因に、骨折、転倒による場合も多いと言われております。高齢者が転倒・骨折する背景には骨粗鬆症があり、骨折の受傷は増加の一途をたどっております。

本市におきましても、坂が多く、冬には雪や氷で道が滑りやすくなる条件に加え、市民の高齢化率が高いという状況にあり、高齢者の骨折予防につながる骨粗鬆症への対応が必要と考えられます。

そこでお聞きいたします。小樽市では、高齢者に対する骨粗鬆症による骨折予防の取組を行っておりますか。行っているのであれば、どのような取組を行っているのか、お示してください。

2022年度、令和4年度診療報酬改定において、大腿骨頸部骨折の患者に対して、関係学会のガイドラインに沿って継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療等を実施した場合に算定ができる二次性骨折予防継続管理料が新設されました。これを受けまして、市内の主な医療機関も二次性骨折の予防につながる骨粗鬆症への対応を積極的に進めているとお聞きしています。中でも、小樽市立病院が同年7月に、二次性骨折の予防のための骨折リエゾンチームを立ち上げたことが、同年11月14日の北海道医療新聞で取り上げられておりました。この骨折リエゾンチームは現在も大変活発に活動されているようで、本年2月にはその取組が評価され、国際骨粗鬆症財団、IOFの銀賞に認定されたとお聞きしました。この認定は、道内では5施設のみで、かつ自治体病院としては初の銀賞認定施設ということで、一小樽市民といたしましても大変誇らしく思う次第であります。

しかしながら、そういったよい評価をいただいても、市民に知れ渡ることが少ないのが残念ですが、その理由に、そもそも骨折リエゾンチームと聞いても、ぴんとこないということが挙げられると思います。

そこで、小樽市立病院としまして、骨折リエゾンチームを設立した目的と、これまでの活動にはどのようなものがあったのか、お示してください。

また、このようにすばらしい活動がなされているということが、小樽市立病院だけではなく、他の整形外科を持つ病院にも広がれば、高齢化率が他市と比べても高い小樽市においては、二次性骨折の予防効果が多くの人に広まり、市民の健康寿命の伸びが期待できる一つの要素ではないかと思います。

そこで、小樽市立病院として、骨折リエゾンチームを今後どのように活動の幅を広げていくお考えなのか、他の病院との連携など今後の展開についてお示しください。

やはり年齢を重ねますと、ちょっとした骨折も治るまでに非常に時間がかかるようになってしまいますので、それが原因で寝たきりになることが多いというのも納得がいくものですから、こういった活動をぜひ小樽市にも推進していただき、市民の健康寿命と平均寿命の差が縮まって、高齢者が元気に暮らせるまちになっていただきたいと思います。

次に、手術支援ロボットの導入について伺います。

先日、小樽市立病院で手術支援ロボットの展示体験会が開かれるという御案内があり、私も体験させていただきました。今では、手術支援ロボットはテレビドラマでも見かけるぐらいの存在になっています。そこで、何点が質問させていただきたいと思います。

小樽市立病院は、12月1日で二つの病院を統合し、新病院となって以来、早くも10周年を迎えられました。このたびの体験会では、並木病院局長や越前谷副院長から、新病院となった、今までと、この先を見据えた、これからの御説明をいただきました。特にこの間、小樽市立病院の基本方針を構成する四つの柱のうちの一つ、がん診療について、令和3年4月に厚生労働大臣から地域がん診療連携拠点病院に指定されたことで、小樽・後志地域唯一のがん診療連携拠点病院となり、地域で中核的な役割を担い、がん診療に力を入れ、結果として、がんの手術を扱う件数が年々増加しているとのことでした。

また、手術の形式にも変化があり、特に腹部の手術では、開腹手術から患者にとっても負担の少ない腹腔鏡手術へ移行し、さらに、手術支援ロボットによる手術への移行が進んでいるということでした。実際、国内では数年前から手術支援ロボットの導入が進み、道内各地域においても導入の実績が出てきておりますが、小樽・後志地域には、今のところロボットが導入された医療機関は、ない状況ということでした。

そこでお聞きします。北海道内の地域がん診療連携拠点病院における手術支援ロボットの導入状況についてお示しください。

特に、泌尿器科や婦人科、外科の手術において、その威力を発揮するとお聞きしています。全国的に手術支援ロボットの普及が進んできているということは、手術形式として認知され、ロボット自体が使いやすくなり、性能が向上していることはもちろんなのですが、小樽・後志地域のがん診療の中核的な役割を担う小樽市立病院においても必要なものであると認識しているところであります。

このように導入が広がっている背景には、これ以外にも理由があると考えます。

手術支援ロボットを導入した場合の患者のメリットやデメリットがあるとすれば、どのようなことが考えられるか、お示しください。

今回のロボット展示体験会では、私も操作体験をさせていただきました。本物の手術はもちろんやったことなどなく、全く比較などできませんが、ついつい自分でも手術ができるのではないかと感じてしまうほど実に動きがスムーズで感動しました。本当に指先でつまんでいるのではないかと錯覚してしまうくらい全くタイムラグもなく、違和感のない動作でした。このように、体験会での操作だけでもそのすごさが実感できるのですから、実際に使用する医師の皆さんにしてみると、今までの開腹手術や腹腔鏡手術との違いが明らかなのではないかとということが想像できるわけですが、これを誰でも手術に使用できるものではないともお聞きしました。医師は、手術支援ロボット用のトレーニングを受け、操作資

格を得てからでなければ手術をすることができないということです。通常の外来診療などがある中で、新たな技術を習得することは大変なことと思います。

このように、資格の取得を含め、ロボット手術の開始にはどういったことが必要なのか、可能な範囲でお示してください。

医師を育てるということは、結局は病院としての評判を上げることにもつながり、質の高い医療を提供できるということにもつながると思います。必要な診療が日頃生活している地域で提供されるということは、私たち市民、地域住民が安心して暮らしていくことにもつながります。小樽市立病院にはこれからも引き続き御努力いただき、地域の基幹病院として頑張っていただきたいと思います。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、骨粗鬆症の取組について御質問がありました。

まず、高齢者に対する骨折予防の取組につきましては、転倒骨折予防のため、筋力・バランス強化運動などを行う地域版介護予防教室への支援を行っております。

また、令和3年度より医療機関との協力体制の下、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち、転倒などで骨折した骨粗鬆症の疑いのある方に対し、骨粗鬆症の受診勧奨を促す通知を送るとともに、そのうち75歳以上の方へは電話や訪問などによる保健指導も実施し、二次骨折の予防に取り組んでおります。

次に、小樽市立病院の骨折リエゾンチームを設立した目的と活動内容につきましては、骨折リエゾンチームは、骨粗鬆症が原因で骨折となっている入院患者が多いことから、骨粗鬆症が進行して骨が弱くなり、骨折した後に再骨折する、いわゆる二次性骨折を未然に防ぐことを目的として立ち上げたものであり、メンバーは医師のほか、看護師や薬剤師、理学療法士などの多職種で構成しております。

主な活動内容は、既往歴や生活環境、使用薬剤などの情報を基に、それぞれの専門性を生かし、患者に合った治療計画を作成しているほか、市民や市内医療機関を対象とした講演会での骨粗鬆症に関する取組の紹介、全国で開催される学会において研究発表などを行っております。

次に、他院との連携などチームの今後の展開につきましては、令和5年8月に、小樽市立病院のチームが中心となり、骨粗鬆症に関する医療機関同士の情報交換の場となる小樽後志骨粗鬆症サポートネットワークを立ち上げ、現在、小樽協会病院、済生会小樽病院と連携し、講演会などを開催しております。

今後も引き続き、連携する医療機関を増やし、医療従事者や患者、その家族に骨粗鬆症に対する正しい知識の周知、啓発活動に取り組み、二次性骨折の予防に役立ててもらうほか、退院患者の中には介護施設に入所する方も多いことから、施設職員が早期に骨粗鬆症に気がつくことができるようなサポートや継続ケアに向けて、ふだんから連携できる体制づくりが必要と考えております。

次に、手術支援ロボットの導入について御質問がありました。

まず、北海道内の地域がん診療連携拠点病院における手術支援ロボットの導入状況につきましては、道内にある20の拠点病院のうち18の病院で既に導入済みであり、小樽市立病院を含む二つの病院が未導入となっております。

次に、手術支援ロボットを導入した場合の患者のメリットやデメリットにつきましては、メリットと

しては、開腹手術などと比べて傷口が小さいことから、出血量が少ない、手術後の痛みが軽減、回復が早く早期の社会復帰が可能と言われているほか、従来は難しかった部位の手術が可能になるものであります。

また、患者に対する具体的なデメリットは特段、示されてはおりませんが、手術時間が長くなる傾向にあると言われております。

次に、ロボット支援手術を開始するために必要なことにつきましては、担当する医師は、各学会が定めたガイドライン等に基づいたプログラムによるトレーニングが必要となるほか、診療科ごとの知識や技術を得る必要があります、指導医の下で術式に応じた指導を受け、決められた症例数の経験を積むことが求められます。

また、手術を担当する看護師や医療機器を取り扱う臨床工学技士におきましても、取扱方法などの訓練や講習を受けることが必要となるものであります。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 一般質問します。

初めに、運河公園についてです。

運河公園の建設について、小樽市発行の「市民とともに新谷市政3期12年」から抜粋します。

「小樽運河と旧日本郵船社（株）小樽支店の間にあった入船澗と倉庫群の跡地に造られた公園で、運河とその周辺の往時の面影を今に伝える記念公園である。運河公園の建設過程については、昭和48年以降の「小樽運河論争」を語らなければならない。」小樽運河を守る会の陳情書には、倉庫群も再利用を考えて運河公園として残すことも盛り込まれており、「市が策定した小樽運河とその周辺地区環境整備計画のなかでも、運河公園は位置づけされた。」「新谷市長としては小樽運河問題の締めくくりを目指した決断であり、改めて運河問題の重さを実感させられる。」と記されています。

市長に伺います。運河と倉庫を残したいと願った市民の運動の結果が今、小樽市の観光の柱になっていますが、小樽運河論争が小樽観光に及ぼした影響について、どのような所感をお持ちですか。

私は、今年9月に運河公園で催されたイベントに参加した際、初めてじっくり公園内を見学し、小樽市らしさを感じさせる丁寧な造りに感銘を受けました。船入澗をイメージした噴水池、遊具棟内の木製遊具の全体は船の形をしています。ベンチの足は船のいかり、ブランコの支柱はガス灯を想起させ、使える資材を活用し、随所に港町っぽさを感じさせてくれます。

興味深いのは、園内に建立された野口雨情作詞の童謡「赤い靴」の親子像です。道内では唯一の家族3人の珍しい赤い靴像は、全国から寄せられた募金によって2007年に建てられました。亀井秀雄北海道大学名誉教授の論文「「赤い靴」をめぐる言説」では、僅か9歳でこの世を去った女の子、きみちゃんの母親とその夫が、野口雨情や石川啄木らと関わり、小樽市と深いゆかりがあったことがうかがえます。

小樽市らしさにあふれた魅力ある運河公園は、定期的に利用される方々がいる一方で、銭函方面や市外の方にはあまり知られていない印象がありますが、もっとPRしてもよいのではないかと感じます。市長の見解を伺います。

旧日本郵船株式会社小樽支店が来年4月にリニューアルオープンします。近くには早朝4時から営業する市民の台所、鱈友朝市があり、海鮮丼を求めて店前で待つ若い観光客の姿も見られます。市長は、北運河周辺は回遊性の高まりが期待できる地区として、にぎわいづくりは重要であるとお考えを示さ

れてきました。先人が守ってきた運河の歴史と文化を大切に、市民にも観光客にも喜ばれる小樽らしいまちづくりが進むことを願っております。

私が見学した際、小さな子供が噴水に触ろうと手を伸ばしていました。子供は水遊びが大好きです。近年、夏は大変な暑さです。小さな子供が水遊びできるように、噴水池内を足元から水が飛び出すような仕組みに改修してはいかですか。

2015年第2回定例会の一般質問で、日本共産党の高野さくら議員が、雨の日でも遊べる遊具棟がある運河公園の周知や、冬でも遊べる公園などについて質問しています。当時の森井市長は、既存施設の活用方法に工夫ができないか、遊び場の研究をしまいと答弁しています。

運河公園を冬期間も開園することで、冬も小樽らしい公園に触れることができ、旧日本郵船株式会社小樽支店をバックにした雪景色の写真は一層映えると思います。遊具棟でも遊べます。そんな公園が小樽にあってもよいと思います。対策を講じて、冬でも開園することはできませんか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、不登校支援について。

さきの第3回定例会でも取り上げましたが、再度質問いたします。

子供が不登校になると、多くの保護者は、子供への接し方や学びの保障、仕事への影響など様々な悩みや不安を抱えます。そのような場合、保護者はどこに相談すればよいのでしょうか。札幌市では、宮の沢、真駒内、白石区本通の3か所に、小学生から高校生までの保護者や教員からの相談を受ける教育相談室を設置し、他の相談機関の紹介や、保護者の了承の下、在籍校に支援の手だての提案なども行っています。函館市や苫小牧市では、学校以外で学べる施設や様々な相談機関の情報が一覧にまとまった配布物があります。

小樽市では、各小・中学校配置のスクールカウンセラーや教育支援センターがありますが、学校や市教委所管機関以外で保護者が不登校などの相談ができる環境や相談先の情報発信について、市長は十分だと思いますか。

各地域に不登校の保護者同士がつながる、いわゆる不登校親の会があります。ここで思いを受け止めてもらい、保護者がまず落ち着いて過ごすことができることで、子供も安心して自分と向き合うことができるようになります。私もそれを実感した1人です。小樽市にもこのような会があり、様々な活動をされています。同じ悩みを持つ親が孤立せずにつながることは大事だと思いますので、こういった会があることも、市教委が広く情報発信することはできませんか。

小樽市いじめ防止基本方針が9月に改定されました。性的マイノリティーなど多様な背景を持つ児童・生徒に配慮した部分などが追加され、人権教育の充実や、SOSの出し方に関する教育なども新たに盛り込まれましたが、実際にどのような教育が行われていますか、一例をお示しください。

旭川市内の中学生が公園で凍死した問題で、いじめによる自殺と認定した再調査委員会の委員長、尾木直樹さんは、包括的性教育の重要性を強調しています。日本では、性教育というと妊娠や性感染症予防などの狭い領域にとらわれがちですが、多くの国では、人間関係やジェンダー、人間としての尊厳などを教える包括的性教育が行われています。包括的性教育を実践している公立小学校の教員は、子供たちがLGBTQへの理解を深め、人権感覚を養っていくことで、教員や保護者にもそうした理解が広がっていると話しています。このような取組も重要であると思います。

また、ある保護者は、中学校に進学した子供がくたくたになっていると心配しています。宿題が多く、テスト勉強や自分のやりたい勉強をしたくても、宿題をこなすだけで精いっぱい、疲れて、週に何日かは学校を休んでしまうのだそうです。私は、子供が楽しく通える学校づくりが大事だと思うのですが、

現状はどうでしょうか。

2024年に行われた全国学力・学習状況調査で、学校に行くのは楽しいと思いますかという問いに、小樽市の小学生では20.7%、中学生では19.5%の児童・生徒が当てはまらない、どちらかといえば当てはまないと回答しており、全国平均より小学生で5.5%、中学生では4%多い結果です。全国平均より多く、約2割の児童・生徒が学校に行くのが楽しいと思っていない結果について、どう思いますか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、運河公園について御質問がありました。

まず、運河論争が小樽観光に及ぼした影響につきましては、埋立てか保存かをめぐり、まちを二分した論争が10年にも及び展開されたことにより、運河と歴史的な町並みが全国から注目を浴び、その価値が改めて認識されたとともに、市民の間に歴史的な遺産を保存・活用する機運が醸成されました。その結果、現在の魅力的な町並みの形成へとつながり、本市が国内外の観光客の皆さんから愛される日本有数の観光都市となるきっかけとなったものと考えております。

次に、運河公園をPRすることにつきましては、この公園はイベント会場として利用されているほか、市内外の小学校の遠足などでも利用されており、その存在は一定程度認識されているものと考えておりますが、来春、旧日本郵船株式会社小樽支店がリニューアルオープンすることもありますので、それに合わせてさらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、運河公園の噴水池につきましては、現在是一部において、小さな子供などが入れる施設となっておりますが、平成10年度の供用開始から26年経過しており、施設の老朽化も見られることから、施設を改修する際には、小さな子供が水遊びできるような仕組みも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、冬期間の開園につきましては、今後の北運河エリアにおける回遊状況を分析する必要もありますが、敷地内の除排雪のほか、遊具棟や休憩棟、トイレ棟には暖房設備がないことなど多くの課題があることから、難しいものと考えております。

次に、不登校支援について御質問がありました。学校や教育委員会以外での不登校などの相談対応につきましては、こども家庭センターにおいて、子供の養育や成長、学校生活や人間関係に悩みを持つ保護者や子供などからの相談をお受けしており、相談先の情報発信につきましては、市ホームページや子育てガイドブックにより行っているところであります。

これまで本市における相談環境や情報発信に関して、市民の方などから特段の御意見が寄せられたことはなく、不十分であるという認識はありませんが、市民の皆さんが、こども家庭センターによりアクセスしやすくなるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松井議員の御質問にお答えいたします。

不登校支援について御質問がありました。

初めに、不登校の保護者同士がつながる、いわゆる不登校親の会があることを市教委が情報発信する

ことにつきましては、不登校の子供を持つ保護者は悩みや不安を抱えており、保護者を支えることが間接的に不登校児童・生徒の支援につながりますことから、市教委が作成しているリーフレットに掲載することが可能かどうか、各団体と相談してまいりたいと考えております。

次に、人権教育の充実や、ＳＯＳの出し方に関する教育の一例につきましては、小学校では、保健の授業において、自分の性について、ほかの人と違うと感じて不安になったときには信頼できる人に相談すること、中学校では、社会科の授業において、ＬＧＢＴの人たちに対する差別や偏見をなくすための取組について学んでおります。

また、ＳＯＳの出し方に関する教育については、特別活動の時間において、子供が不安や悩みを抱えたときに、誰に、どのように助けを求めればよいのかの方法について学んでございます。

その他、スクールカウンセラーを講師として、自分の心のコントロールの仕方や不安定さに気づいたときの相談の仕方、悩んでいる人から相談されたときの対処方法を学んでいる学校もあります。

次に、全国学力・学習状況調査の質問調査において、学校に行くのは楽しいと思いますかとの質問に対して、約２割の児童・生徒が当てはまらない、どちらかといえば当てはまらないと回答していることの見解につきましては、市教委としては、全ての児童・生徒が学校に行くことが楽しいと感じることができるよう努めていかなければならないと考えております。

そのため、児童・生徒がやらされていると感じるのではなく、主体的に学びに向かい、分かる喜び、できる喜びを実感することのできる授業づくりに取り組むとともに、児童・生徒一人一人が互いの意見を尊重し、違いを認め合い、励まし合い、支え合うことのできる人間関係づくりに取り組むことが大切であります。

今後も、児童・生徒一人一人に居場所があり、友達との絆を感じ合うことのできる魅力ある学校づくりに向け、学校と共に取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ３番、松井真美子議員。

○３番（松井真美子議員） 幾つか再質問させていただきたいと思います。

運河公園については、水の施設については改修時に検討したいということだったと思いますので、期待したいと思います。

冬の期間は難しいということも言われましたけれども、トイレなどを利用される方もいらっしゃると思うので、何か案がないものかということで、これからも研究をしていただければと思います。

あと、不登校に関してです。

こども家庭センターで対応しているということなのですからけれども、情報として、不登校の親の方、周りにも相談できないで、どこに相談したらいいのだろうということ。不登校ということで検索しても、なかなかこども家庭センターの相談窓口に行き着かないところで、相談しづらい状況があると思うのです。

教育委員会でも、不登校親の会の情報なども発信できるかどうか協議したいというお話もありました。発信していただきたいのですが、それに加えて、子供のことは学校に相談できるけれども、保護者自身の不安については、なかなか学校には言えないと思いますので、こども家庭センターもそうですし、学校とか保健所というところも横断的に連携しながら体制をつくって、そして、もう少し積極的に発信していくということで、保護者を孤立させないために、小樽市として取り組んでいますという姿勢を示すことになると思うので、もう少し積極的な発信の仕方について、例えば札幌市とか、先ほど紹介した函館市とかは、学校以外の機関としてはこういうところがありますよ、こういう場合は、福祉はこうです

よという一覧になった分かりやすいピラがあるのですが、そういう分かりやすいものが作れないものかと思っています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えいたします。

運河公園の冬期開園について御質問がございましたが、先ほど御答弁させていただきましたけれども、様々な課題がありまして、現状では、運河公園の冬期開園は難しい旨、御答弁させていただきました。

現在、小樽観光の課題といたしまして、北運河地区への回遊性が重要な課題になっておりまして、来春には、旧日本郵船株式会社小樽支店がリニューアルして開業いたしますし、御存じのように、現在、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用に向けて検討を進めているところでございますので、今後、北運河地区への回遊性の状況も見ながら、運河公園の冬期開園については考えていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 松井議員の再質問にお答えいたします。

子供に係る不登校に限らず、御家庭での困り事に関しての相談先ですとか、情報発信について御質問があったかと思いますが、私どもとしては、こども家庭センターがそういった家庭や子供の悩み、困り事の相談窓口になっております。このたびウイングベイ小樽に移転になったことも含めまして、今後、より広く皆さんの目につくような情報発信についてはよく検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 一般質問いたします。

最初に、女性復職支援事業について質問いたします。

全国的に様々な業種で人手不足が大きな課題になっています。しかし、本市では、求職側に働く場所がないといった声も聞こえてきます。そんな中、中小企業振興のため、令和4年度から6年度の3か年の事業計画で様々な施策を行っている、その一つである女性復職支援事業は、女性の育児と仕事の両立をしながら活躍できる場所の確保と、企業の女性の就職先の選択肢となることによる労働力の確保という目的を持った施策です。出産等で離職した女性へ柔軟な働き方を制度化している企業を専門ホームページで紹介し、潜在的な女性の労働力を引き出すことを期待するこの施策は、労働力確保の観点から、今後ますます重要になってくると考えます。今年度が事業計画の最終年度になることから、本年第1回定例会では、新たな事業計画をよりよい事業になるよう調査・研究をしていただきたいと質問いたしました。

しかし、中小企業振興を目的にした事業ではありますが、そもそも出産や介護により女性が退職を選択せざるを得ないこと自体を是正しなければならないはずで、本年5月31日に改正されました、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律には、年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための処置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などが企業に求められています。しかし、現実では、女性への育児や介護の比重はいまだ多く、企業側も規模によって

は厳しい面もあるかもしれません。

しかし、性別や年齢にかかわらず誰もが活躍できる場所を創出することは、本市にとっても重要な課題であり、その意味でも、女性の持つポテンシャルをどのように引き出すかが問われます。本事業は委託事業であり、専用ホームページやSNSを開設し、企業のPRなどを行っています。最初に重要になるのが、柔軟な働き方を制度化している企業の登録数をいかに増やすかです。

現在、登録している企業は、今年度は何社増え、全体で何社になっておりますでしょうか。

今年度何社の企業へどのように働きかけをしたのでしょうか、お示してください。

中小企業振興が大きな目的である様々な取組の中では、本事業の予算は決して多いとは言えず、委託料のみであるかと思います。費用対効果としてしっかりとした手応えが感じられる仕様にはなっていないように思います。今後さらに企業側の労働力確保が大きな課題になっていく状況を解決していくためにも、企業目線だけではなく、働く女性がどのような企業、どのような働き方を望むのかとの視点が大切で、ニーズを把握する必要があります。この事業を成功させるには、男女共同参画など他部署との連携が必要になることもあるでしょう。

また、以前の質問でも、ハローワークとの連携や協力ができないのか質問し、どのような連携が取れるのか、まずは話を聞いてみたいとの御答弁でした。

男女共同参画など他部署との連携の必要性について見解をお示してください。

その後、ハローワークとはどのような話をされたでしょうか、その内容と今後の連携についてお示してください。

次に、重要になるのが、正規・非正規など、どのような働き方でも、休職している方、いずれ働こうと思っている方にとって気軽に閲覧し、便利で有益な情報を得ることができるサイト作りです。

サイト運営する中で、これまでの約3年間で見えてきた課題をお示してください。

これまで、本事業を行って、どのような効果があったのか、お示してください。

約3年間の事業計画終了が迫る現時点での本事業の重要性について、市長のお考えをお聞かせください。

厚生労働省のサイト、女性の再就職・再雇用には、出産・育児等を機に離職しても女性が活躍できる社会に向けての情報が 있습니다。出産・育児等で離職した6割の女性が就業希望があり、再就職した女性の9割以上は、いずれ働こうと思っていたとのデータがあります。人材確保面では出産・育児等で離職した女性が戦力になり、既に就労経験がある方の持つ社会経験やキャリア、さらには専門知識など、その能力を発揮できていない状態とも言えます。人材確保は、両立できる環境、活躍できる環境が必要ですが、これは結果として離職を防ぐことにもなるのではないのでしょうか。女子に選ばれる職場は、女子に選ばれるまちにつながります。女性の活躍に前向きな自治体になることこそが、本市が抱える様々な課題解決の糸口であると考えます。

仕事と育児等が両立できる環境整備について、企業向けのセミナーを開催するなどの本市の取組状況をお示してください。

子育て等と両立するために、再就職・再雇用のキャリア形成には幾つもの課題があります。厚生労働省のサイト、女性の再就職・再雇用には、配属先や職種が限定されるとのデータがあります。スキルアップやリスクリングの促進のため、厚生労働省指定の1万6,000もある資格講座などの受講に補助する教育訓練給付金の制度が、本年10月から拡充されています。

我が党では、構造的賃上げをするには、リスクリングによる能力向上への支援をさらに強化することが有効と、教育訓練給付の拡充を訴えてきました。物価高の中、共働きの家庭も多く、女性が子育てな

どと仕事の両立となると、非正規で働く方が多いかと思います。雇用保険の加入などの条件はありますが、このような制度を利用してもらい、単に両立できる条件だけではない、賃金や、やりがいなど将来設計ができる提案も必要だと思います。

女性が再就職する場合のキャリア形成支援について、今後、本市においてはどのような取組が考えられますでしょうか、お示ください。

働く女性を応援する女子に選ばれるまちになっていただけるよう、よりよい事業になることを希望します。

続いて、児童虐待防止について質問いたします。

今定例会は、本市で起きた児童の死亡事件に対し、市長をはじめ各理事者、我々各議員が真摯に向き合い、二度と痛ましい事件を起こさせないとの信念を持って議論を進めていくべき定例会となりました。亡くなられた子供へ心より御冥福をお祈り申し上げます。

平成16年の児童福祉法改正により、市町村が児童虐待の通告先となり、本市も平成17年度に小樽市要保護児童対策地域協議会を設置しました。その間も様々な法改正が行われ、保護者と子供の安全や安心して子育てができる環境への法整備が進んできました。そして、本市でも、令和3年度に小樽市児童虐待防止対応マニュアルを作成し、今年度8月にヤングケアラー支援を盛り込んだ改訂版を作成されました。

全国的に調査が始まった1990年以降、相談処理件数は毎年過去最多を更新し続けています。厚生労働省福祉行政報告例からは、2020年の相談対応件数のうち、児童相談所は半数が警察からで、次いで、児童相談所への全国共通ダイヤル189などによる通報となります。市町村では児童相談所に次ぎ、学校や保健所、保健センターなど身近な機関からの通報が多いことが分かります。

このたびの本市の事件では、関係機関の連携に課題があったとのことですが、そこには初動での虐待は見受けられなかったということが、命を落とすまでに幾つかあったはずの救うチャンスをくぐり抜けるファクターになってしまったと思われます。子供の権利や安全を守る法改正がなされるには、それだけ現代の子供たちを取り巻くたくさんの課題があるからで、それは学校などの現場でも様々な対応に追われる大変さに通ずるでしょう。それだけに、教員とは別の視点で考えられる第二の視点が必要ではないでしょうか。

不登校児に会えない場合、教師以外の専門職が同行するなどの仕組みが必要ではないかと考えますが、見解をお示ください。

全国の虐待対応件数の児童相談所と市区町村のそれぞれの件数が、平成26年頃から児童相談所が市区町村を上回るようになりました。それは警察がDV事案への積極的な介入や体制を確立したためで、次いで多い全国共通ダイヤル189などの近隣住民からの通報は増えつつもありますが、多くの子供たちが家庭内のDVによる危険や恐怖にさらされながら暮らしていることが分かります。

児童相談所への全国共通ダイヤル189の普及が進んでいることは数字でも分かります。本市のホームページや小樽市児童虐待防止対応マニュアルにも明記はされていますが、実際、市民の認知度はどうでしょうか。

11月は、オレンジリボン月間として全国で児童虐待防止推進月間運動がなされ、街頭や報道などで児童虐待における現状や周囲の気づきの重要性などを訴えている様子を見かけるようになりました。しかし、私の周りで児童虐待が多いことは知っていても、全国共通ダイヤル189の存在を知らない人が実に多く、このようなことの普及の難しさを感じています。

先日、市民の方に全国共通ダイヤル189についてお話をしていたときに、自身の隣の家で、外で下着姿

で泣いている子供を見かけたことが数回あり、母親に、大丈夫、何か心配事があれば言ってねと声をかけ、それ以降は見かけなくなったとの体験を通し、近所の気づきが大事だと話してくれました。また、父親と思われる男性が子供を叱り、たたき、子供が泣いているところに遭遇したこともあったが、そのときは怖くて声をかけられなかったとも言っていました。そして、そんなことに遭遇したときにはどこに相談したらよいのか、市にそんな窓口があるといいわねとおっしゃっていました。これはあくまでも1人の方のエピソードにすぎませんが、このようなことが日常起きていることは想像に難しくありません。この方のように、勇気を持って当事者に関わることもとても大切ですが、場合によっては状況が内に籠もり、見えなくなってしまう可能性も秘めています。

全国的には11月に行われる児童虐待防止キャンペーンですが、名古屋市では5月の地域のお祭りに集まる市民の方に、児童虐待防止に関するアンケートを実施し、啓発物品の配布をしています。そして、11月には市内の大手スーパーでキャンペーンを実施し、全国共通ダイヤル189の普及の啓発グッズを配布しています。当然、人が多く集まる場所に出向くことは高い効果があるでしょう。

人の集まる場所でのキャンペーンや、市内の公共施設やスーパーなどのトイレに設置しているDVカードのようなアナログな方法なども有効だと考えますが、見解をお示してください。

先日、石狩市では、11月に市庁舎の一角を使い、オレンジリボン月間運動のPRをし、多くの職員が自発的にオレンジリボンを身に着けていたという話を伺いました。手作りのリボンを貼り付けたボードを設置し、御自由にお持ちくださいと掲示すると、たくさんの方が持ち帰ったとのことでした。このような取組は石狩市に限ったことではなく、多くの自治体が行っています。

今後は、こども家庭センターがウイングベイ小樽に移転したことで様々な発信をし、よりよい相談体制が築かれることが期待されますが、亡くなられた子供の死を無駄にすることなく、全国共通ダイヤル189の普及や、市職員も一市民として意識を高めていただきたいと思います。

こども家庭センターのほかに、市庁舎でもポスター掲示やデジタルサイネージを使用するなどの普及活動をする中で、虐待撲滅の意思表示をすべきと考えます。見解をお示してください。

オレンジリボン運動を行っている認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークでは、通告は支援の第一歩と呼びかけています。たとえ虐待ではなかったとしても、その家庭に困難を抱えていることがあり、支援につなげることができるかもしれません。今後の本市の対応に期待いたします。

最後に、HPVワクチン接種について質問いたします。

これまで公明党では長きにわたり、HPVワクチン接種の重要性、特に昨年からは、積極的勧奨をされなかった年代へのキャッチアップ接種の期限が迫る令和6年度の対応について、重ねて質問してまいりました。昨年の第3回定例会で、勧奨通知を封書ではなく、はがきにすることで、公費負担には期限があること、期限が過ぎてしまうと高額な費用がかかることなどへの気づきが、保護者だけではなく、接種する本人への可能性が高まるのではないかと質問し、今年度は4月と8月の2回の勧奨をはがきで通知していただきました。

さらに、本年第2回定例会では、8月発送の2回目の勧奨はがきについて、ナッジ理論を使用した内容やシーリングはがきなどを使用し、情報面積を増やし、期限や費用のほかに、接種できる病院やワクチンの有用性などの情報などを載せたものにしてはどうかと質問し、作成していただきました。御対応に感謝いたします。

全国的にも秋までの間に2回の勧奨通知をした自治体も多く見られ、そのほかにも国や医師会、大学生、マスコミなど様々な手段での接種の呼びかけを見ることができました。予防医療における勧奨・再勧奨、コール・リコールの効果について、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会による本年7

月に改定された、令和6年度版がん検診事業のあり方についての第2章では、科学的根拠のある施策として、乳がん検診や大腸がん検診とともに、1、手紙や電話によるコール・リコール、2、パンフレットやニュースレターなどのスモールメディアの活用、3、医療従事者が行う1対1の教育が推奨されており、第4章でも個別にコール・リコールを徹底するとしています。

また、市長が直接記者会見などで発信している自治体は接種率が高い傾向があるとも聞いています。宮崎県宮崎市では市長の強いリーダーシップにより、既に市独自の公費接種期間の延長をしていました。市のホームページを見ますと、本年10月に高校1年生の1回目の接種率が60%、キャッチアップ接種対象者の1回目の接種率が66.6%到達との発表があります。

キャッチアップ接種対象者に対して、今年度のコール・リコール後の接種の動向についてお示ください。

エムスリー総合研究所が発表した推計では、キャッチアップ接種対象世代の累計接種率は35%程度であるとのことで、回復傾向は見られるものの、現在25歳から27歳の平均接種率は84.1%と高い水準にあり、いまだに遠いと見込まれています。

そんな中、厚生労働省の専門部会で、来年の3月までに1回でも接種した人については、公費接種の期限を1年延長させる方針を了承したとの発信がありました。また、来年3月に公費接種が終了する現在高校1年生相当の方も、今期に限り同様に1年延長するともありました。

今回の延長措置は、期限が迫ることで、コール・リコールなどの勧奨に努めた自治体が増えたことにより高まりつつあるHPVワクチン接種への理解を無駄にせず、今後、定期接種をも見越して、本市においても万全を期して当たるべき措置と考えます。今年度中に最低1回の接種が必要との条件を満たすために、3月までにさらなる取組が必要となります。

3月までにキャッチアップ世代へ、今年度発送した勧奨はがきのような通知を再度していただきたいと考えますが、見解をお示ください。

今回の延長措置に至った経緯は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料に、キャッチアップ接種の期限が迫った今年夏以降の駆け込み需要のために、メーカーによるHPVワクチンの限定出荷が今年10月にされたことがきっかけとなったことが分かります。今後は増産され、これまで以上の納入の見通しがあるという話もあります。

また、厚生労働省健康・生活衛生局からも、11月29日付で、医療機関の接種体制の確保のため速やかな情報提供、対象者が接種について検討・判断ができるよう、経過措置の内容と合わせてワクチンの有用性・安全性についても引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であると発信されました。

本市でも供給不足などの影響はありましたでしょうか。

来年度は、公費接種が延長する令和6年度の高校1年生に相当する方とともに、令和7年度の高校1年生に相当する方も全額公費接種が最後の年となります。HPVワクチンは、医学的な観点からも16歳までに接種するのが最も効果が高く、今後も定期接種期間に希望者が漏れなく接種するためにも、公費接種最終年度の方への分かりやすいコール・リコール等の取組が重要になってきます。

さきに述べた宮崎県宮崎市では、大学に接種会場を設けたり、教育委員会、医師会と協力して学校で医師による出前授業をすることで、接種件数が前年の2倍になりました。

今年度、高校1年生に相当する方への勧奨通知はどのように行いましたでしょうか。

令和6年度の高校1年生に相当する方への公費接種延長を踏まえ、高校などとの連携をするべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

令和7年度以降の定期接種を少しでも高い水準に上げていくには、メディア報道などが多くされてい

る今年度から来年度にかけての結果が大きく関わってくるでしょう。先日、公費延長のニュース報道で、HPVワクチンの供給制限がされていることに対しての対象者本人のコメントとして、将来的にがんになる確率が下がるのであれば、受けたと思うなら受けられる環境になったほうがよいとありました。

先ほども述べました令和6年度版がん検診事業のあり方についての科学的根拠のある施策3、医療従事者が行う1対1の教育を推奨とあるように、本市においても、小樽市医師会との協働で対象者本人へのアプローチがなされ、専門家から正しい知識を得ることが最も効果があると考えます。公費接種延長による社会的関心が高まった今だからこそ、さらに小樽市医師会との協働を強化すべきと思いますが、今後の対応をお示しください。

キャッチアップ接種世代の将来の罹患率に大きく関わる、つまり女性の幸福度の向上、ウェルビーイングの実現に向けた大切な取組であります。

市長が強い意志を持って直接発信すべきと思います。市長のお考えをお聞かせください。

再質問を留保し、以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、女性復職支援事業について御質問がありました。

まず、登録企業数につきましては、今年度4社増え、全体では18社となっております。

次に、企業に対する今年度の働きかけにつきましては、市内企業167社へのメールによる登録企業の募集、合同企業説明会などの機会を捉えた参加企業への事業案内チラシの配布のほか、個別に企業への働きかけを行っております。

次に、他部署との連携につきましては、女性復職支援に当たっては、企業側の考えだけではなく、働く女性の考えの把握も必要と認識しておりますので、必要に応じて他部署とも連携する必要があるものと考えております。

次に、ハローワークとの連携につきましては、本市が事務局を担っている小樽地域雇用創造協議会が、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を本年10月に受託いたしました。この事業において、市内企業をまとめて紹介するポータルサイトの作成を予定しており、女性復職支援事業の専用ホームページの内容も移行し、統合することを検討しております。

現在、企業の求人情報をそのポータルサイトに掲載することについて、ハローワークと協議を行っているところであります。

次に、専用ホームページの課題につきましては、これまでの実績から閲覧数が少ないことが課題であり、その要因として、掲載企業数が少ないことや、掲載企業が現在求人中の企業であるか分からないことなど、閲覧する側にとっては内容に不十分な面があるものと考えております。

次に、事業の効果につきましては、専用ホームページやSNSによる情報発信を継続して行ってきたことで、本市にも女性が働きやすい環境に配慮する企業があることを周知することができ、また、この事業を通じて制度の導入に至る企業もあるなど、一定の効果があったものと考えております。

次に、本事業の重要性につきましては、本市では少子高齢化が進む中、人口の減少とともに生産年齢人口が大きく減少しており、市内での人手不足はさらに深刻化することが予想されますので、労働力の確保の観点からも、今後より一層重要になってくるものと考えております。

本事業は今年度で終了いたしますが、今後、作成する市内企業を紹介するポータルサイトを活用し、引き続き、女性の復職支援などの市内企業の職場環境のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、仕事と育児等の両立に向けた環境整備等の取組につきましては、本市では、小樽地域雇用創造協議会の事業ではありますが、令和4年度から5年度にかけ、多様な人材確保セミナーとして、「女性・シニアがいきいきと働ける職場環境づくり」などのテーマで、企業向けセミナーを8回にわたって開催してきております。

次に、女性のキャリア形成支援の取組につきましては、現在、小樽地域雇用創造協議会が実施するキャリアコンサルタントによる求職者向けのセミナーや求職相談の取組を進めているところであります。

次に、児童虐待防止について御質問がありました。まず、不登校児童に会えない場合の対応につきましては、これまでも学校が保護者の了承を得た上で、学校からの要請に基づき、社会福祉士などの資格を有するこども家庭センターの職員が家庭訪問に同行するケースはありますが、より漏れのない連携体制の構築について、引き続き教育委員会と協議してまいります。

次に、児童虐待防止に向けた啓発方法につきましては、毎年11月の児童虐待防止推進キャンペーンに合わせ、本庁舎内や公共施設、医療機関、市内小・中学校などにポスターやリーフレットを配布しているほか、今年度は町内会に小樽市児童虐待防止対応マニュアルの概要版を配布し、普及啓発に努めているところでありますが、さらに、より多くの方の目に触れるような取組は有効であると認識しております。

次に、児童虐待撲滅への意思表示につきましては、これまでの普及啓発に向けた取組を継続するとともに、御提案いただいた市民一人一人の目や耳に訴えかけられるような様々な手段を講じながら、児童虐待防止に対する意識を一層高めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、HPVワクチン接種について御質問がありました。

まず、キャッチアップ接種対象者に対する勧奨・再勧奨を行った後の動向につきましては、本年3月末と8月末の2回、接種を勧奨するはがきを対象者全員に送付したところ、4月から10月における初回の接種者数が、昨年同時期のおよそ5倍となっており、勧奨の効果が現れているものと考えております。

次に、今年度中に再度の勧奨通知を行うことにつきましては、12月中に国からキャッチアップ接種の延長に関する説明が予定されておりますので、その内容を確認した上で実施する方向で検討してまいります。

次に、HPVワクチンの出荷制限による本市への影響につきましては、市内の医療機関からワクチンが不足しているとの相談は特に寄せられておりませんので、問題なく供給されているものと認識しております。

次に、今年度、高校1年生に相当する方への勧奨通知につきましては、本年3月末、対象者320人に対して、公費で接種できる期間は令和7年3月末までであること、接種回数は3回必要であり、原則として6か月を要すること、令和7年4月以降の接種は有料の任意接種となることなどを記載した文書と、市内のHPVワクチン接種医療機関の一覧表を封書により送付いたしております。

次に、HPVワクチン接種勧奨における高校などとの連携につきましては、12月中に予定されている国からの説明において、新年度に高校2年生相当になる方のキャッチアップ接種の対象条件を確認し、こうした情報を整理した上で、市内の高校にお知らせしてまいります。

次に、小樽市医師会との協働と今後の対応につきましては、今年度小樽市医師会からの申入れを受け、ワクチン接種が可能な委託医療機関を年度途中で増やしたほか、小樽市医師会が作成した啓発ポスターでは、掲載内容の構成段階から保健所が参加するなど協働の取組を行ってまいりました。

今後も小樽市医師会と協働していくことが重要であると考えており、引き続き取組を進めてまいります。

次に、私からの情報発信につきましては、これまでFMおたるの番組、明日へ向かってスクラムトライ！で取り上げさせていただきましたが、今後も記者会見や若い世代の方々が集まる場などを通じて、市民の皆さんにお伝えしていきたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

○9番（橋本布美絵議員） 再質問を幾つかさせていただきます。

児童虐待防止の質問の中で、先日の代表質問の中でも、小樽市でも様々行っているという御答弁もありました。そのことで今回改めて確認で聞いたのですけれども、先ほどの市民の声も、僅か1人の声ではありますが、なかなか伝わりづらいことでもあるのかなと、目にしても印象に残るような取組でなければいけないかと思い、様々なお話をさせていただきました。これ以外にも、本日お話しした内容は有効であると言っていたので、ぜひともいろいろな取組に力を入れていただきたいと思います。

その中で、市庁舎でもポスター掲示などをこれまでもされていますけれども、今後はこども家庭センターがウイングベイ小樽に行くことで、たくさんの人の目に触れる機会は市庁舎だけではなく、そちらでもしっかり取り組むと、御答弁の内容を私は理解したのですけれども、そこを一つ確認させていただきたいと思います。

あと、今回、HPVワクチンが、現在高校1年生に相当する年齢の方とキャッチアップ接種の方が1年間延びたということで、私も非常に喜んでいたところです。しっかり3月まで取り組んで、最低1回でも接種しないと延長対象者にはならないということです。市もFMおたるなどではこれまでも発信していただいていたけれども、あらゆるメディアを使って、また定例記者会見などもあると思うので、そこで市長が、本当に大事なことなのだというのを強く主張していただきたいということで、再度になりますが、そこも確認させてください。

最後に、医療従事者が1対1の教育をなされることが非常に有効であるというのは、全国的にも結果として出ているところが情報で得られるのです。本市においても、要は医師が学校に出向いて、子供たちにワクチンの有用性ですとか大切さ、また、この病気にかかるとすごく大変なことになるのだということを直接伝えるような機会を設けてはどうだろうかという質問だったわけですが、その辺の対応が可能かどうかというのも再度確認したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

HPVワクチンの接種に関しまして、市長からの情報発信についてお尋ねがありましたので、私の考えをお伝えしたいと思います。橋本議員の御質問の中にもありましたように、キャッチアップ接種の期間が今後、延長になると聞いておりますけれども、先ほども御答弁申し上げましたが、12月中旬に国から延長に関する説明が予定されておりまして、私どもも詳細について知ることになるわけでありまして、それを受けまして、市長といたしましても、FMおたるの私の番組ももちろんでありますし、記者会見もそうですけれども、そのほかにも可能な場面があれば、この情報発信に市長としても努めていきたいと思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

HPVワクチンのキャッチアップ接種の勧奨に関する高校との連携、それから、高校に医師が直接出向いていくということが望ましいのではないかという御意見に対する御答弁となります。確かに、医師が直接高校に出向いてお話しするという事は非常にインパクトのある取組だと思いますが、まだ国から詳細が示されていないということもありまして、具体的取組を行うとすれば、年をまたいでから3月までの間に、恐らく高校でもいろいろ予定が入っている中で、実際に時間を設けることができるか、あるいは医師も時間をつくることができるかという様々な課題もあるかと思っておりますので、実際に高校の御意向なども踏まえながら、小樽市医師会との間でどんな対応が可能になるか協議してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

児童虐待防止につきまして、より市民の方の目や耳に触れるような手段という御質問でしたけれども、再質問の中で議員も触れられておりましたとおり、このたびウイングベイ小樽にこども家庭センターが移転しまして、以前より、より多くの市民の方の目に触れるような場所に行ったということもありますので、さらにいろいろな普及啓発の手段について検討してまいりたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

○9番（橋本布美絵議員） 最後に、もう一つだけ確認したいのですが、HPVワクチンの件なのですが、医療従事者が行う1対1の教育というのは、今回のキャッチアップ接種の延長だけではなくて、今後、毎年定期接種をされる方の中で、高校1年生に相当する方が最終年度を迎えるに当たり、例えば小学校・中学校のどこかの時点ですとか、高校最終年度にするという検討が当然、必要なのではないかという意味合いで質問しておりました。

しっかりお考えいただけるという御答弁だったので、長期的に考えていただけると理解してよろしいのかというのを最後に質問として聞きたいです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 橋本議員の再々質問にお答えいたします。

3月までの取組にとどまらず、今後とも小樽市医師会と協働でHPVワクチンの周知に努めていくということはとても大切なことだと考えておりますので、そういった観点で協議を進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 橋本議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 一般質問します。

最初に、通年輕装について質問します。

道内各自治体でノーネクタイなど働きやすい服装を通年で職員に認める通年輕装、ナチュラル・ビズ・スタイルの導入が広がっています。導入している自治体では、働きやすい環境を整えることで、職員の成り手不足解消につなげたいとしています。北海道も2021年から実施し、市町村や事業者にも導入を勧めています。

道や市町村が導入している通年輕装、ナチュラル・ビズ・スタイルについて、各自治体の動きをどう捉えていますか。

導入した釧路市は2015年からスタートしました。これまではクールビズでネクタイをつけず、ワイシャツ姿だったのが、襟なしシャツ姿で勤務できるようになって、動きやすくなったと好評です。一方で、襟なしシャツ姿はラフ過ぎる、襟付は必要ではないかという方もいたようです。また、滝川市では、辞令交付式などの儀礼的な要素を含む行事ではジャケットの着用を義務づけるとしています。ネクタイなどをつけるかつかないかは個人の判断とし、TPOに合わせた服装は、働きやすい環境という点でも必要だと思います。

市長に伺います。通年輕装、ナチュラル・ビズ・スタイルにこういった所感をお持ちか、お答えください。

釧路市では、市民から理不尽な要求をされるカスタマーハラスメントの不安を和らげるため、ネームプレートに平仮名の名字のみにしました。本市でもほとんどは名字のみとなりましたが、本市のカスタマーハラスメントの実態と、ネームプレートを平仮名の名字のみにする取組について、こういった所感をお持ちになりましたか。

職員の成り手不足解消という観点ではどうでしょうか。釧路市では、2024年4月採用について、内定辞退者が45人、辞退率は36%と過去最高だったことも導入の理由の一つとしています。北海道新聞によれば、本市でも2023年度に行われた事務職の採用試験は422人が受験、47人が合格したが、そのうち24人が辞退し、辞退率は51.1%で過去10年最多となっています。

市長は辞退率の増加をどう捉えていますか。報道では、一定の取組を行ってきたが、現時点では目立った改善は見られないのが実情としていますが、今後こういった取組が必要だと思いますか。

働きやすい環境というのは大切だと思います。ナチュラル・ビズ・スタイルやネームプレートを平仮名の名字のみにするなどのプライバシー保護の取組などについて導入に向けた検討を行い、まずは導入自治体の情報収集と職員アンケートなどを実施してみてもどうでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、市道街路樹について伺います。

街路樹は、戦後の高度成長期には大気汚染を緩和し、開発に伴う緑の減少を補うとともに良好な景観を形成することなどを目的として、道路整備の進捗に合わせて全国的に植栽されていきました。第2次小樽市緑の基本計画によると、2015年現在、市全体では高木が約9,500本、低木が約8万1,700本、そのうち市道では高木が約4,000本、低木が約3万5,600本となっています。本市でも道路整備、とりわけ都市計画道路の整備に合わせた植栽が進み、良好な都市環境向上に貢献しています。

その一方で、街路樹の大木化による街路灯が見えづらくなることや、落葉や豆ぎやの清掃、歩道での根上がりによって歩行者の通行に支障が生じる事態も発生しています。一部の街路樹は強剪定を行うなど健全な樹形管理を行っていますが、十分とは思えません。

市長に伺います。市道の街路樹の樹形管理は適切に行われているとお考えですか。街路樹の大木化や老木化の進行は課題の一つとは考えませんか。

私の出身地で、以前、議員をしていた滝川市では、本年10月に滝川市街路樹適正化計画を策定しました。滝川市の街路樹は管理体制における課題が多いことから、将来における街路樹管理の適正化へ向け、安全で快適な道路空間、歩行空間の確保及びこれまでの量的確保から適正配置と質の向上を計画的に進めることを目的として策定したそうです。そこでは、剪定費の推移や街路樹の課題、必要な管理費に対して実際の管理費予算は3分の1程度となっており、十分な管理ができていない状況などが記されています。

滝川市街路樹適正化計画についての市長の所感をお聞かせください。

第2次小樽市緑の基本計画では、滝川市のような負の課題は掲載されていません。本市でも同様の課題があるのではありませんか、お答えください。

桂岡小学校の通学路でもある桂岡ニュータウン大通線に植えられている街路樹についてです。2021年第3回定例会で同様の質問をしています。樹木はイヌエンジュ、マメ科の落葉広葉樹です。2021年当時と比べても病害虫による劣化はひどく、キツツキの開けた穴が目立ちます。本年は花の落下による被害が報告されました。地域住民は、市が管理できないなら伐採してほしいと言っています。

街路樹の落ち葉を回収するためのボランティア袋をもらいに行くにしても手間がかかります。どんな袋でも詰めておけば持って行きますとしていますが、最近ではレジ袋も有料になり、袋を買わなければなりません。市民の協力が必要なのですから、せめて町内会等にボランティア袋を届けるくらいのお考えはありますか。

私は、街路樹を増やすことは大賛成です。しかし、十分な管理をされることが大前提です。滝川市街路樹適正化計画の基本理念では、「市民に愛される街路樹へ」と記されています。本市においても市民に愛される街路樹にしていくことが必要ではありませんか、市長のお考えを伺います。

最後に、小樽市立病院の正面玄関の開錠時間について伺います。

市民からの切実な訴えです。夫が肺の病気で小樽協会病院から小樽市立病院に転院した。開錠が7時45分からで、受診する方は寒い冬でも外で待っている。バスの本数が減り、さらに待ち時間が増えている。小樽協会病院は7時に開錠していて中で待てるが、小樽市立病院はなぜ15分前なのかというものです。かつては7時開錠だったのが、コロナ禍により2020年7月1日より7時45分となり、元に戻っていません。

小樽市立病院の開錠時間はどのように決めているのですか。バスの本数も減っており、外で待つのも大変です。開錠時間を早めることはできませんか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、通年輕装について御質問がありました。

まず、通年輕装等に係る各自治体の動きにつきましては、国が令和3年度から、通年で一人一人が判断して軽装等を行う方針を明らかにしたことから、北海道も令和3年度以降、年間を通じた働きやすい服装で執務を行うナチュラル・ビズ・スタイルの取組を始めたほか、道内の自治体においても、通年で

の軽装等を導入する動きが拡大しているものと認識しております。

次に、通年輕装等に係る所感につきましては、職員の働きやすさのほか、ゼロカーボンにつながる取組という観点からも有益なものと認識しておりますが、一方で、TPOを踏まえ、市民に不快感を与えない節度ある服装であるよう、職員の認識共有が重要であると考えております。

次に、カスタマーハラスメントの実態につきましては、本市では大きな声でどなられ長時間の対応を強いられた、アクリル板を激しくたたくなどの行為があった、職員の家族を調べるというような脅迫的な発言があったなどの事例が発生しております。

また、ネームプレートにつきましては、本年4月から、所属長が業務上必要と認める場合を除き、名字のみの記載とするよう庁内に周知したところですが、所属長の判断により、現に平仮名での記載とされている部署もあるなど、職場の状況に応じた対応を可能としており、今後もカスタマーハラスメントから職員を守るため、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、内定辞退率の増加につきましては、本市の受験者は、札幌市周辺の自治体との併願により、他の自治体に合格したなどの理由で辞退する方が多く、辞退率は増加傾向にあることから、少子化が進む中、必要な職員数の確保が懸念されます。

このため、引き続き内定者へのメールマガジンの発信や内定者懇親会の開催により、本市を選んでいただけるよう情報公開や交流を行うとともに、本市在住の方へのアプローチを強化するため、市内高校生向けの就職説明会へ参加するほか、今後も辞退率の改善に向け、必要な取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、ナチュラル・ビズ・スタイルの導入に向けた職員アンケートなどの実施につきましては、ナチュラル・ビズ・スタイルやネームプレートの平仮名表記に限らず、働きやすい環境の整備は、職員が能力を最大限発揮することや、早期離職防止などの点において重要かつ必要と考えておりますので、他市の状況把握や職員アンケートの実施などを通じ、効果的な方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、市道街路樹について御質問がありました。

まず、街路樹の樹形管理などにつきましては、剪定が必要となる街路樹は、1年当たり約850本となりますが、そのうち今年度においては優先度の高い約270本の街路樹のみを剪定したことから、街路樹の管理としては十分ではないものと考えております。

また、街路樹の大木化や老木化が進むことは、枯れ枝の落下、倒木等による事故のリスクが増大するとともに、道路交通の安全に影響を及ぼすなど維持管理上の大きな課題であると考えております。

次に、滝川市街路樹適正化計画につきましては、この計画は、街路樹が抱える様々な問題を解決するため、街路樹の健全な生育環境と安全で快適な道路空間、歩行空間が両立するよう、適正な街路樹本数と持続可能な維持管理体制の確立を目的として策定されたものであり、本市においても滝川市と同様、景観の阻害や大木化・老木化による交通障害、維持管理にかかる財政的負担や体制などの課題があるものと認識しております。

次に、ボランティア袋につきましては、現在、希望する町内会等には袋を無料で配布し、回収も行っておりますが、市民の皆さんにも御協力をいただきたいことから、今後、市のホームページや広報などを通じて、幅広く周知してまいりたいと考えております。

次に、本市の街路樹につきましては、街路樹は町並みに統一感を与える景観形成や、大気汚染などの影響を緩和する環境保全機能、視界不良時における視線誘導機能など様々な役割があり、より安全な道路空間の創出により快適な街路樹とするため、市民の皆さんの御意見をお聞きしながら、適正な維持管理に努めることが重要であると考えております。

次に、小樽市立病院の開錠時間について御質問がありました。

まず、小樽市立病院の開錠時間につきましては、コロナ禍において、院内の感染防止対策の一環として、開錠時刻を午前7時から受付開始時刻である午前8時の15分前となる午前7時45分に変更したものであります。

現在は、感染防止対策に加えて、建物の構造上、正面玄関を開錠すると、外来エリアや病棟までの進入が可能となることや、入院患者の離院に気づくことができなくなるなど、防犯対策及び施設管理上の観点から、午前7時45分での開錠を継続しているところであります。

次に、開錠時間を早めることにつきましては、院内での滞留時間を短くするといった感染防止対策と、外来窓口の職員等が不在の時間帯における防犯対策や施設管理上の問題から難しいものと考えております。

小樽市立病院では、紹介制の導入による待ち時間の短縮等に取り組んでおりますので、受付開始時刻や予約時間に合わせた御来院について、御協力をお願いするものであります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 再質問を行います。

まず、辞退率の増加についてでありますけれども、今後どういった取組が必要なのかという質問に対し、メールマガジンなどという形で言われておりました。なかなか厳しいのかと、札幌市周辺だから、ほかのところよりもさらに辞退率が増加していると。やはり、小樽市役所というところはこういうところなのだということがしっかり分かるようなイメージづくりをしていかないと、私は札幌市周辺に近いからという理由だけだったら、小樽市だけが負けてしまうということにもなりかねないと思うのです。改めて、その点、どういった取組が必要なのかということについて、お聞かせください。

それから、ナチュラル・ビズ・スタイルやネームプレートを平仮名の名字のみにするといった取組について、アンケートなどを実施するという話なのですが、これは、もう実施していくということで確認してよろしいのかについてお伺いしたいと思います。

次に、街路樹の話であります。

私が聞いたのは、第2次小樽市緑の基本計画では、滝川市のような負の課題は掲載されていない。御答弁では同様の課題があるということですから、次の計画などのときには、そういった負の課題も含めて、解決しなければならないということを記載することも、私は、あり得ることではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

最後に、小樽市立病院について伺います。

開錠時間について、防犯対策でありますとか、滞留時間を短くすると様々なことを申し上げておりました。ただ、この問題は、2001年以前のときには開錠時間が7時50分だったのです、現在の7時45分よりもさらに5分短かった。それを当時の日本共産党の中島麗子議員が質問したのです。同じような答えになって、最後に市長に聞いたのです。そうしましたら、山田勝磨市長は何と答えたか、いや、私はなぜ早く開けないのだと不思議に思っていますと、こんなふうに答弁したのです。これで7時50分開錠だったのを7時開錠にして、周辺の病院と一緒にしたわけなのです。

改めて、市長に伺いたいと思います。なぜ開けないのだと、市長自身の感想をお聞かせ願えるでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の辞退率の増加への対応ということでございますが、札幌市周辺の自治体との併願による辞退が多くなっているということで御答弁させていただきましたけれども、これは昨今の課題ではなくて、従来からこういった課題があるということで、辞退率をどのように減らしていくのかについては、従来からの課題があるわけであります。

御答弁の中で様々な取組についてお答えさせていただきましたが、先ほど、酒井議員に再質問の中でも御指摘いただきましたけれども、小樽市役所がどういった職場なのかということを受験者の皆さん、あるいは内定者の皆さんにしっかりとお伝えしていきながら、辞退率をできるだけ少なくしていく取組については、これからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。ただいま御答弁申し上げた以外にも、まだ方法があるのかもしれませんが、そういったことも含めて十分検討していきたいと思っていますところでございます。

もう1点は、ナチュラル・ビズ・スタイルの導入に向けた、あるいはネームプレートの平仮名表記について、職員アンケートを実施するのかというお尋ねでございます。ナチュラル・ビズ・スタイルですとか、それこそカスタマーハラスメント対応でのネームプレートの平仮名表記というのは、各自治体でも既に取り組んでいるところでございますので、これに向けてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますが、その前に、職員がどういった考え方を持っているのかについては調査する必要がありますので、アンケート調査は実施していきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○病院局事務部長（佐々木真一） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

2001年当時、開錠時間を早めたというお話がございましたが、やはり二十数年前という形で、当時とは状況が大変変わってございます。

病院には不特定多数の方が来るのですが、今までは、外来エリアまで侵入したり、または病棟に上がっておかしなことをする方はいらっしゃらないという前提の下で、そういう対応をしていたかと思えます。先ほどカスタマーハラスメントの話などもございましたが、今はやはり時代が変わってきておまして、不特定多数の中にはいろいろな方がおられますので、以前のように対応していくというのがなかなか難しい状況になっております。今日の新聞などにも、道庁でもゲートを設けるというような話が出ておりました。

やはり、病院としても感染対策はもちろんですが、職員を守る、患者を守るという観点からは今のような形で、施設管理上、職員のいない中で不特定多数が入ってくるといろいろな問題が生じる場合もございますので、何とぞ御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 酒井議員の再質問にお答えさせていただきます。

街路樹についてお答えさせていただきます。再質問の趣旨といたしましては、今ある現状の課題を小樽市緑の基本計画に載せないのかといったお話だったと思いますが、我々といいたしましても、やはり滝川市と同様に、樹木の大木化の問題、いわゆる交通障害が発生しているとか景観の阻害、あとは財政的な維持管理の負担ですとか体制といったものが課題という、全く同じような状況になっております。

こういった課題を解決するためには、人口規模に見合った街路樹の本数ですとか管理体制が必要にな

ってくると考えておりますので、今こういったところにつきましては小樽市緑の基本計画に記載されておりませんので、基本計画の途中見直しは可能かということも含めて検討させていただきたいと思っております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 小樽市立病院の開錠についての話であります。

結局のところ、いろいろ理由をつけながら、23年前に戻すのだということだと思うのです。感染症対策のことも理由にしていたんですが、それ以外に不審者が侵入するとかいろいろなことを言っていたのです。そういったことというのは警備員がいるわけですから、対処できる話だと思うのです。

では、同様にやっている小樽協会病院は、不審者が侵入して通り抜けて問題になっているのかと言ったら、なっていません。23年前からそういったことが頻繁に起きているというのだったら、私は、それは問題でしょうと、別に対策を設けなければならないですねという形になるけれども、そうではないのに、コロナ禍を理由に結局、開錠時間を7時45分と、45分も遅くしてしまったと、私は大問題だと思います。

この問題を伺った市民の方というのは、本当に地域のためにいろいろな活動もされてきた方で、夫が呼吸器の病気になって、小樽協会病院から小樽市立病院に転院になったのだけれどもという形で、何とかしてほしいのだという切実な声なのです。

私は、そういったこともあるわけですから、せめてこうした感染症問題や防犯対策なども理由と言っているけれども、早めるということは全然、成り立たない話だと思うのです。そのことを最後に伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○病院局事務部長（佐々木真一） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

警備員は確かに配置されておりますが、現状、入り口が違うという部分もございます。では、入り口を同じにすればいいのではないかというお話も出てくるかと思いますが、警備員はこの時間はまだ救急対応している時間でございまして、外来の患者全てを確認等したりすることは現実的には難しいのではないかと考えております。

あと、全国的に見ても、コロナ禍で開錠時間を早めていない病院も、この間、防犯対策や働き方改革の観点から、時間を遅くしているという例も見受けられるところでございます。そうした部分から考えますと、現状どうしても防犯対策上は、なかなか難しいものがあると考えております。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）（拍手）

○13番（中鉢淳二議員） 一般質問させていただきます。

まず、トレッキングツーリズムと登山道の整備についてであります。

本年は、本市の観光も円安、第3号ふ頭の供用開始等も伴い、好調に推移しているものと思われます。観光都市小樽にあって、現状に満足することなく、経済状況や感染症などあらゆる要素に対応する観光のリスクマネジメントが必要と考えます。新型コロナウイルス感染症の拡大時を振り返りますと、本市

の観光入込客数の減少に比べ、登山やトレッキングなどの人口は減少こそしたものの、本市の観光客の入込数の減少率は抑制されております。本市の観光のリスクマネジメントを考えたときに、一般的なマストツーリズムだけではなく、地域の特性を生かしたほかの自治体では取り組めないニッチな部分の観光、ニューツーリズムについても光を当てて取り組むべきであると考えます。

トレッキングツーリズムというべきこのツーリズムにおいて、ここ数年の傾向は、団塊の世代が体力の低下とともに低山、多くは標高1,000メートル以下を指すそうではありますが、そこに流れてきているという点であります。本市の山の多くがその1,000メートル以下であり、札幌市からのアクセスのよさ、海と市街地の近さから生まれる眺望のよさが評価されているようであります。有名である塩谷丸山や銭函天狗山などに、小樽市内唯一の一等三角点である遠藤山、水道山、手宮富士など、登山愛好者にもとても人気のある地であります。

コロナ禍前になりますが、塩谷丸山の登山者で駐車場が足りなくなり、新たに駐車場を拡大したという議事録を確認いたしました。が、駐車場問題も大きく改善されたようであります。しかしながら、市内において、塩谷丸山の次に人気を誇ると言われる銭函天狗山の登山口周辺の方から、行楽シーズンともなると車が道路に駐車されるという話をお聞きしております。

今年8月21日、午後6時過ぎ、札幌市に住む留学生の女性が銭函天狗山を登山中、5合目にて動けなくなったとの通報があり、救助に向かったとの報道がありました。午後6時に登山中で5合目ということで、いささか不自然であると感じましたが、消防本部が救助に駆けつけた際の登山者の状況について、分かる範囲でお聞かせください。

また、塩谷丸山周辺及び銭函天狗山周辺において、本市消防本部が山岳救助のため出動した件数を令和元年から令和5年までの年ごとの数字をお示しください。

これらの事例で感じるのは、登山やトレッキングを楽しむ人に対して、果たして正確な情報が提供されているのかという点について疑問が残ります。

登山の愛好者の方からお話を伺うと、塩谷丸山の駐車場については大変好評であります。恐らく駐車場の整備と同時期に設置されたと思われる簡易トイレも喜ばれているのですが、しかしながら、オンシーズンには容量の限界で利用できなかったこともあるようにお聞きしております。

そこで質問いたします。塩谷丸山の簡易トイレはどこが設置し、管理していたのでしょうか、その管理体制についてお答えください。

次に、登山道についてお聞きしたいと思います。

同じく、知り合いの登山愛好者の方から聞いた話になりますが、小樽市の登山道の中で赤岩山の登山道は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園内の第二種特別地域になりますが、危険であるとの指摘を受けました。赤岩山の登山ルートの中でも、胎内巡りと呼ばれるコースの一部においてはガレ場、石や岩が積み重なる急斜面に、はしごがかかっているものの、はしごそのものが曲がり、一部は折れ、安定せずに危ないとのことでありました。登山での事故は自己責任が基本とされているようではありますが、さりとて、事故はあってほしくないものですし、救助となれば本市の消防、また小樽警察署など多くの方に御負担をかけることとなります。

それを未然に防ぐ意味において、また、本市にトレッキングを楽しむ多くの方に来訪していただく意味においての登山道の整備、注意喚起、あらゆる人が理解できる表示、トイレの整備、広くは、それらの情報を一定程度整理し、情報を発信、周知すべきと考えます。それについての市の見解を伺いたいと思います。

その財源についても触れたいと思います。登山道の整備となりますと、重機なども入ることが難しく、

小規模であったとしても多額の費用が発生するかと思います。一般的に登山道の整備、トイレの整備などに森林環境譲与税が利用可能と考えますが、これに相違ないかお尋ねいたします。

続きまして、ゼロカーボンシティに向けての取組について質問させていただきます。

本市では、ゼロカーボンシティを令和3年に宣言いたしました。2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという取組であります。全国で47都道府県のうち46都道府県、市町村では1,718市町村のうち1,076市町村と特別区が宣言しております。多くの自治体が宣言をしている中で、その実効性を確認するのは容易ではないと思います。具体的かつ定量的な対策、計画は立てにくい、そもそも温室効果ガスの排出量の確認自体難しいなどがあります。

そこで質問いたします。小樽市では温室効果ガスの排出量削減に対して、市域全体を対象とした具体的かつ定量的な計画を立てているのでしょうか、お示ください。

また、計画を策定している場合は、温室効果ガス排出量の削減目標はどのように設定しているのでしょうか。本市の温室効果ガス排出量のうち部門別の最新の公表値をお示ください。

本市の取組を見ておりますと、家庭での啓発が多いように見受けられます。家庭においても、クリーンと呼ばれるエネルギーに対して関心が高まっているように感じられますし、家庭の一人一人への啓発も重要であるかと思いますが、日本国温室効果ガスインベントリ報告書によりますと、令和4年の数字で、家庭からの二酸化炭素の排出は僅か4.8%となっております。つまりは、効果的に二酸化炭素の排出を抑えようと考え、事業者からの排出を抑えることのほうが効果的であると言えます。

市内事業者の取組の一例として、北海道ワイン株式会社は、本年、限りのある地下水や水道水を地中熱ヒートポンプを用いて冷却し、ワインのタンクの冷却、冬期においては工場内の温水暖房として利用すること、また、それに加えて太陽光発電設備及び蓄電池の導入により、温室効果ガスを発生させない脱炭素に資する設備を導入されたとお聞きしております。本市においても大変進んだ事例であると思いますが、本市においてもっと多くの事業者が脱炭素に取り組んでほしいと強く願うばかりであります。

脱炭素に取り組まない、環境に配慮のない事業者は、大手企業との取引が難しくなる可能性もあるやに聞いております。脱炭素に取り組むことによるメリットは、取引先事業者からの評価や、金融機関、投資家などの融資、投資が受けやすくなる、環境への貢献によるイメージアップ、若者や環境に関心のある人材の確保、コスト削減による同業他社との競争力の強化が挙げられると思いますが、関心があったとしても、それらにどう取り組めばよいのか、設備投資を進めるにしても、自己資金だけでは財務上厳しく、補助金などの活用も選択肢になろうかと思います。

そこで質問いたします。温室効果ガス排出量削減に向けての本年度における事業者向けの取組があれば、御紹介ください。

燃費性能のよい車が増え、ガソリン車からハイブリッド車、電気自動車、水素自動車などへのシフトが進んでいるように、事業者の設備投資が進めば、おのずと省エネにつながり、温室効果ガス削減にもつながり、ひいては、現在この国の大きな課題である人材不足解消の一助ともなるはずであります。

以前、庁舎内にて、市の職員の方などによる経済産業省や本市が独自に設けている各種補助金や助成金の制度の説明会があったと記憶しておりますが、国の補助金は複雑で、公募要領などや手引などを入れると100ページを超すものなども存在いたします。それらを分かりやすく説明し、補助金や助成金の申請のハードルを下げ、設備投資に貢献したものであると思います。

そこで、さきに例として挙げました北海道ワイン株式会社の地中熱ヒートポンプや、太陽光発電や蓄電池についてどのような補助金を活用したのか、分かればお聞かせください。

国の補助金や助成金の活用の前段階に、まずは、事業所内のエネルギー使用量や室温、明るさなどに

至るまで省エネ対策を調査・提案する省エネルギー診断という事業があり、省エネ・脱炭素の第一歩であり、経済産業省の補助事業にもなっております。安価に事業者の負担も少なく、省エネに取り組めるものであります。本市でも個別省エネルギー診断に対する支援事業を実施しておりますが、本年度、市内のどのくらいの事業者が診断を申請されたのか、お示してください。

事業系の取組としては、省エネルギー診断や設備投資系の補助金の多くは経済産業省、北海道では経済産業局であり、環境省、北海道では北海道地方環境事務所であるかと思います。

北海道経済産業局や北海道地方環境事務所より担当者を招聘し、省エネ、脱炭素に資する補助金や助成金などのセミナーのようなものを開催することにより、事業者に訴求するゼロカーボンシティへの取組とすることができるかと思いますが、市としての見解をお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終えたいと思います。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、トレッキングツーリズムと登山道の整備について御質問がありました。

まず、本年8月21日の銭函天狗山における救助出動の際の登山者の状況につきましては、登山道に立った状態で負傷はなく、会話と自立歩行が可能でありました。

次に、塩谷丸山周辺及び銭函天狗山周辺において、消防が山岳救助のため出動した令和元年から5年までの年ごとの件数につきましては、令和元年は3件、2年はゼロ件、3年は4件、4年は1件、5年はゼロ件となっております。

次に、塩谷丸山の簡易トイレにつきましては、登山口付近の高速道路の工事業者用に設置されたものを、平成31年に市が譲渡を受けて設置し、管理いたしております。

管理体制につきましては、清掃等の業務を業者に委託しているほか、職員も毎月1回程度、巡回しております。

次に、登山道に関する情報発信につきましては、必要なことと考えておりますが、登山道の管理者が異なることから、市が対応できることには限りがあるものと考えております。

次に、登山道やトイレの整備につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項第2号の森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に関する施策に該当することから、森林環境譲与税の活用が可能であり、これまでに旭展望台のトイレや遊歩道の整備を行ったものであります。

しかしながら、管理者が異なる登山道の整備に当たっては、その必要性や効果について十分検討するとともに、国有林内であれば北海道営林局と、私有林内であればその土地の所有者と調整を図っていく必要があると考えております。

次に、ゼロカーボンシティに向けての取組について御質問がありました。

まず、本市の温室効果ガス排出量削減に対する計画につきましては、令和5年9月に小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を策定しております。その中で、市民、事業者及び市の役割を示すとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に向けた施策の方向性や温室効果ガスの削減目標をお示ししたところであります。

次に、温暖化対策推進実行計画策定時における温室効果ガス排出量の削減目標の設定につきましては、

国は産業部門や家庭部門など各部門、分野ごとの2030年度の中期目標を46%削減としておりますが、本市におきましては、店舗やホテルなどの業務その他の部門において、人口減の影響などから、温室効果ガス排出量の予測が国の削減目標の51%を上回って59%となっていることから、この点も踏まえて、本市の中期目標を50%と設定したところであります。

次に、本市の温室効果ガス排出量につきましては、環境省が各自治体の温室効果ガス排出量の推計値を部門別に公表しており、最新の公表値は令和3年度のものとなっております。国の区分に従ってお答えいたしますと、産業部門は43万4,000トン、業務その他部門は18万9,000トン、家庭部門は26万2,000トン、運輸部門は19万4,000トン、廃棄物分野は9,000トン、合計では108万7,000トンとなっております。

次に、本年度における温室効果ガス削減に向けた事業者向けの取組につきましては、市内の全事業者を対象として、本年8月に北海道の担当職員を講師に、脱炭素をめぐる最新の動向や支援制度を紹介するセミナーを開催したほか、来年2月には、脱炭素経営につながる省エネルギーに関するセミナーを開催する予定であります。

また、省エネを検討している中小企業に向けた支援として、6社限定ではありますが、個別省エネルギー診断を実施いたしております。

次に、北海道ワイン株式会社が脱炭素に資する設備の導入に当たって活用した補助金につきましては、北海道の新エネルギー設備導入支援事業費補助金を活用したものと把握いたしております。この補助金は、北海道のホームページによりますと、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に対して補助するものとされております。

次に、本市が実施する個別省エネルギー診断に対する市内事業者の申請数につきましては、応募枠6社に対し、同数の申請がありました。

次に、北海道経済産業局や北海道地方環境事務所から担当者を招聘し、セミナーを開催することにつきましては、国の支援メニューの説明を受けることは事業者にとっても有意義なものと考えますので、今後、国に対しても協力を依頼してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中鉢議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時05分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 一般質問いたします。

初めに、防災について伺います。

防災対策を進めなければならない一番の目的は、災害対策基本法に定められているとおり、住民などの生命、身体及び財産を守るためです。

災害大国と言われる我が国では、今年も年明け直後に能登半島地震が発災し、人的・インフラへの被害は深刻な状況で、現在も復興の最中であり、災害関連死でお亡くなりになる方が増加していると聞きます。

また、8月8日には、日向灘を震源とする宮崎県南部で最大震度6弱の地震が発生し、気象庁では同日に、南海トラフ地震が発生する可能性が平常時より高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報（巨

大地震注意)を発令しました。マスコミなどで多数の報道がなされ、全国的に南海トラフ地震への警戒感が広がっていたと記憶しています。

そのような中で、政府は防災庁の設置に向けて準備室を立ち上げ、石破総理大臣は人命最優先の防災体制を早急に構築する必要があるとして、令和8年度中の設置を目指し、着実に準備を進める体制を取り始めました。

そこで、小樽市として、政府が進める防災庁設置に関してどのような期待をお持ちか、御所見をお聞かせください。

次に、本市の防災、災害時における情報伝達に関わるカバー率について伺います。

小樽市地域防災計画には災害時の通信手段に関する項目が設けられております。現在の整備状況は、電話、無線や専用電話等を含めた専用通信施設等、通信が不可能となった際には自動車や徒歩、そして北海道総合通信局における支援措置と明記されています。昨今では、様々な災害、被害が想定されますが、近年、記憶にも新しいところで、北海道胆振東部地震における災害に関する情報伝達のカバー率は何%程度だったかという分析は行っていますか。また、現在各種の通信手段でどの程度カバーされていると想定できるのか、御所見をお聞かせください。

次に、総務省の調査によると、携帯電話のサービスエリアの人口カバー率は、平成29年度末時点で99.99%に達しており、おおむね全国の居住地域をカバーしているとのこと。現在、様々な情報はリアルタイムでアプリやSNSを通じて情報収集が可能な環境となっておりますが、本市では、防災・災害情報に関して、住民や旅行者などを含めた市内にいる方へプッシュ式で情報伝達ができるシステムなどはございますか。

次に、同報系防災行政無線について伺います。

本市では、令和2年4月から、同報系防災行政無線の運用を開始しております。その目的は、地震・津波などの災害情報を迅速に市内沿岸地域の皆さんへ一斉に知らせるために整備されたものと承知しています。防災行政無線は、市役所から災害情報を電波で発信し、屋外拡声子局で受信して放送する仕組みになっています。屋外拡声子局は市内沿岸地域の38か所に設置されており、有事の際には緊急地震速報、津波注意報、津波警報、大津波警報、避難情報、国民保護情報、災害に関する重要な情報が放送され、本市の特徴として外国人観光客の方も多いことから、英語、中国語、韓国語、ロシア語の4か国語で放送できる機能も備えられています。

また、防災行政無線は屋外での放送であり、放送が聞こえなかった場合は、電話自動応答装置や緊急速報メールなどを通して情報を入手できる仕組みにもなっています。

本市の防災行政無線は令和2年4月から運用を開始しているとのことですが、これまでどのような場面で防災行政無線が活用されたのか、お示しください。

次に、現状の防災行政無線に関わる整備費用と財源についてお示しください。

また、令和5年度、令和6年度の定期点検や電気代などのランニングコストをお示しください。

次に、本市の防災行政無線は、MCA無線による通信方式を選択し、運用されております。MCA無線の特徴は、広域で無線通信ができること、混信や割り込み、盗聴の心配がないこと、防災や災害時の緊急連絡手段に適していること、低コストで広域通信が可能なことなどが挙げられ、全国の多くの自治体でも導入されています。

本市が防災行政無線の通信方式で、MCA無線を選択した理由について、御説明ください。

一方で、サービスを提供している一般財団法人移動無線センターのホームページには、重要なお知らせとして、令和5年11月1日に、800メガヘルツ帯デジタルMCAサービス終了についての告知がありま

した。こちらのお知らせでは、2003年10月からサービスを提供していた800メガヘルツ帯デジタルMCAサービスについて、2029年5月31日をもってサービスを終了するという内容のものです。したがって、本市が整備している防災行政無線は、現在のままですと2029年5月末で使えなくなってしまうますが、本市ではMCA無線導入当初、いつまで使用する予定でいたのか、御説明ください。

次に、サービス提供終了による本市への影響について伺います。こちらのサービスを利用する方に対して意向を考慮した期間が設定されておりますが、メンテナンスや故障時の修理などはいつまで対応可能なのか、お示しください。

次に、令和5年11月1日に消防庁防災情報室長から、「MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システムの通信サービス終了に伴う代替手段の整備について」という通知が発出されています。その通知の中には、MCA陸上移動通信システムを同報系システムとして整備している市町村につきましては、引き続き住民に対して迅速かつ確実に災害情報を伝達できるよう、サービス終了までに防災行政無線またはほかの代替手段の計画的な整備をお願いいたしますと示されておりますが、本市のMCAサービス提供終了に関する今後の防災行政無線の整備方針やタイムスケジュールについて、お考えをお聞かせください。

整備してまだ間もない時期に、このようなサービスの終了を決められてしまった背景についてはここで触れはしませんが、同様の事態に見舞われた多くの自治体でも困っていることと推察いたします。電波を管理する総務省からはしごを外されたように感じました。これから整備を進める際には、今後このような事態にならないように進めていただきたいことと、全国で同様の状況に置かれている自治体へ再整備に関する支援策を検討していただけるよう、党としても、担当省庁へ働きかけを進めていきたいと考えています。

次の項目に移します。

除雪について伺います。

昨年度を振り返りますと累計降雪量は518センチメートルと、過去10年の平均降雪量の496センチメートルと比較すると20センチメートル程度多い降雪量でありましたが、肌感としては、累計降雪量の増よりも、1月上旬の大雪の影響で2月になっても生活道路の除排雪業務が間に合わず、さらに2月中旬には暖気が入り、市内各地の道路ではざくざく路面になってしまったことによる市民生活への影響が大きかったシーズンであったという印象です。そのような気象条件の影響もあり、決算では、予算額を約7,000万円上回る19億1,870万円となりました。昨年度の課題なども含めてのことと存じますが、今シーズンの除排雪計画では、幾つかのポイントが変更される旨の御報告をいただいております。

市ホームページでは、11月1日に、令和6年度の除排雪計画について示されました。地域総合除雪業務の主な変更点として四つのポイントが示されておりますが、初めに、除雪ステーションの電話受付方法に関する変更の内容について伺います。

これまでは各ステーションの担当者の方が24時間体制で市民の皆様からの電話によるお問合せ等に対応されてきたのですが、働き方改革により、今シーズンから8時から18時までに変更する旨の内容です。変更後の留守番電話、または道路・除雪通報サービスによるメールの受付となる18時から翌朝8時の電話受付件数は全体の何%に当たるのか、昨年度のケースで数値をお示しください。

電話対応の時間変更は、現在の社会情勢を踏まえると当然のことだとも感じますし、これまでその点について違和感を感じなかった自分の感性も改めなければならないと思ったところではあります。とはいえ、これまで24時間体制にて問合せを受付しており、基本的には夜間行われている除雪作業へ、リアルタイムに反映できていたケースも中にはあったのかもしれませんが、今シーズンからは翌日の8時以降に問

合せの内容を確認し、対応するとのことでした。

受付方法を変更することによる対応の遅れについて、懸念される点はございませんか。

次に、除雪ステーションの担当する区域の変更について伺います。

今シーズンから緑地区や最上地区の一部について、第6ステーションから第2ステーションへ担当する区域が変更となります。変更の背景には幾つかのポイントがあつてのことですが、もともと第6ステーションは商業施設や商店街、観光地を有する中心市街地であり、幹線道路も長大な上に交通量も多いエリアでした。また、近年開始した観光に配慮した除排雪を実施しているエリアも含まれているため、区域内の除排雪を遅滞なく継続することが困難であると、第6ステーションを担う共同事業体から相談を受けたことが発端になっているとのことでした。

改善策としては、第6ステーションの共同企業体の構成員を増やし、体制強化を試みるべきとも考えられますが、雪対策基本計画に挙げられている除雪事業者の確保の課題を抱える現状では、体制強化は厳しい状況です。行政が行う除排雪業務への要望は増えるが、一方では、その業務を担う事業者が十分ではないということです。雪対策基本計画に示されている課題の早期解決が今後の地域総合除雪業務の継続に資するのだと考えます。

そこで質問に入りますが、今回の区域変更によって第6ステーションの業務量が軽減され、第2ステーションの業務量が増加され则认为ますが、除雪延長や排雪量などの業務量にどのような変化が生じるのか、御説明ください。

次に、今回の区域変更によって改善されるポイントについてお示しください。

次に、区域変更によって生じる住民の皆様への影響についてです。第一に想定されることは、除排雪に関する御意見を長年第6ステーションに連絡することが定着している方が、区域変更に気づかず、例年どおり第6ステーションに連絡してしまうことはあり得ると考えます。このことによって混乱が生じることも考えられますので、事前に正確な情報をお届けしなければなりません。除雪懇談会は開催する地域、回数、時間も限られており、限定的な情報提供しかできない性質があると考えます。

区域変更該当する方へ、より広く周知する取組が必要であると考えますが、どのような周知を行ってきたのでしょうか。

次に、第7ステーションの拠点位置が変更になる点について伺います。

当該ステーションは、昨年度まで桜丘の上公園内に設置されていましたが、今年度より平磯公園横へ位置が変更となります。変更となった経緯について御説明いただき、平磯公園横とはどの地点を指しているのか、御説明ください。

次に、これまで拠点となっていた桜丘の上公園内と平磯公園横のそれぞれのステーションとして使用する敷地面積についてお示しください。

次に、ステーションに対して問合せをする場合はほとんどが電話によるものだと考えますが、シーズン中に直接第7ステーションへ訪れる市民の方は例年何人程度なのか、お示しください。

次に、今回の拠点位置変更は今年度の一時的な移転でしょうか、または恒常的な拠点としてお考えでしょうか、御説明をお願いいたします。

次に、本市では令和2年12月に小樽市雪対策基本計画を策定されました。計画策定の背景には、平成28年度に行った市民アンケート調査によって、除排雪に対する市民の満足度が低く、今後の重要度が高い領域の施策との結果になっており、冬の市民生活や経済活動を支えるために将来を見据えた雪対策の指針となる基本計画を策定することが必要であるとの背景がございました。

本計画を基に、これまで様々な観点から地域総合除雪の効率化や将来的な持続に向けた検討をされて

きたのだと承知しています。計画推進に資する重点施策として、効率的な雪対策の充実、市民との協働による雪対策の推進、雪堆積場等の確保の三つの柱を立て、具体的な取組に関する進行管理表を作成し、目標の実現に向けて、計画策定以来4年が過ぎたところです。

計画内の基本計画の進行管理表を確認いたしました。令和6年度は36ある具体の取組の見直し反映の時期となっております。各取組には、現状値と目標値が設定されておりますが、一部の項目では目標値がブランクになっております。見直し反映の時期を迎えることを考えると、ブランクになっている目標値の設定が可能となった項目に数値を明記することや、進捗状況を反映した中間見直しなどを検討するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

気象庁が発表している向こう3か月の降雪量の見通しでは、小樽市が位置する北海道の日本海側は平年並みか多い見込みとなっていました。これまで蓄積されたデータやノウハウを生かして、冬の市民生活や経済活動をお支えいただきますようお願いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災について御質問がありました。

まず、政府が進める防災庁設置への期待につきましては、自然災害に対して平時から不断に万全の備えを行うため、本年11月1日に防災庁設置準備室が発足したところであり、令和8年度中の設置に向け準備を進めていく予定と聞いております。現時点で業務内容等の詳細は明らかになっておりませんが、災害対応に当たり、国の役割や被災地支援など、国民の安全・安心がより強化されるよう期待いたしているところであります。

次に、本市における災害に関する情報伝達のカバー率につきましては、北海道胆振東部地震が発生した際の分析は行っておりませんが、現在の想定といたしましては、FMおたるの難聴世帯が令和3年11月時点で約3,600世帯であることから、全世帯の約94%をカバーしているほか、防災行政無線や登録制メール配信システムなどの手段により、情報提供の体制が確保されているものと考えております。

次に、市民や観光客などへプッシュ式で情報伝達するシステムにつきましては、事前登録された方に対し、防災行政無線の放送内容などを電子メールで送信する登録制メール配信システムを整備するとともに、本市と協定を締結しているLINEヤフー株式会社のアプリであるYahoo!防災速報のスマートフォンへのインストールを推奨しているほか、各携帯電話会社が防災情報を直接発信する緊急速報メールがあります。

次に、防災行政無線のこれまでの活用につきましては、令和2年の運用開始から現在まで、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射に対して、令和4年に1回、令和5年に1回、Jアラートが起動し、防災行政無線から住民等へ情報が伝達されたほか、町内会での津波避難訓練の際に訓練放送を行ったことや、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、外出を控えるようお知らせした事例があります。

次に、防災行政無線の整備費用と財源につきましては、市内沿岸部38か所に設置した屋外拡声子局や親局整備の設置など整備費用は約3億円であり、財源としては、基本設計費の約460万円を除き、緊急防災・減災事業債を活用しております。

次に、防災行政無線のランニングコストにつきましては、点検委託料やMCA無線利用料、電気料金

などで、令和5年度は約610万円、今年度は屋外拡声子局のバッテリー交換などがあることから約960万円を予定いたしております。

次に、MCA無線を選択した理由につきましては、一般財団法人移動無線センターが所有するMCA無線の中継局が赤岩山にあり、本市がサービスエリア内にあることや、中継局には非常用発電機や無停電電源装置により停電対策が施され、24時間体制で遠隔監視がされていることから、他の無線システムなどと比較して、整備費用やランニングコストが低く抑えられるためであります。

次に、導入時におけるMCA無線の使用予定につきましては、整備費用とランニングコストを考慮して導入したものであり、将来にわたり使用することとしていたものであります。

次に、メンテナンスや修理などの対応につきましては、MCAサービスを提供する一般社団法人移動無線センターに確認したところ、MCAサービスの終了を予定する令和11年5月31日の停波をもって対応を終了するとお聞きしております。

次に、MCA無線のサービス終了に伴う今後の防災行政無線の整備方針などにつきましては、防災行政無線は、災害情報を沿岸部の屋外に所在する皆さんに速報するために整備したものであり、MCA無線の停波後も、市民の皆さんに災害情報を周知できるよう、その手法について検討を進めているところであります。

なお、令和11年5月の停波に向けては、準備に要する期間を考慮いたしますと、令和7年度中にはどのような手法とするかを決定する必要があるものと考えております。

次に、除雪について御質問がありました。

まず、電話受付件数の割合につきましては、令和5年度の冬期間における苦情・要望等の受付件数は2,625件となっており、そのうち18時から8時までの電話受付件数は79件で、全体の約3％であります。

次に、電話受付方法を変更することによる対応の遅れにつきましては、令和5年度の冬期間で18時から翌朝8時までには受付した電話内容のほとんどが、作業予定や除雪後の置き雪など緊急を要しない内容であり、これらについては翌朝以降の対応が可能であったことから、対応の遅れは生じないものと考えております。

なお、交通障害の発生やロードヒーティングの故障など緊急対応が必要となった場合は、これまでと同様に警察やバス事業者からの通報や道路緊急ダイヤルにより24時間受付し、対応することとしております。

次に、除雪ステーションの区域変更による業務量の増減につきましては、除雪第6ステーションの車道除雪延長が約11キロメートル、歩道除雪延長が約4キロメートル、想定排雪量が約2万3,000立方メートルなどそれぞれ減となっており、除雪第2ステーションについては、同じ数量が増となっております。

次に、除雪ステーションの区域変更による改善点につきましては、除雪第6ステーションの区域は主に中心市街地であり、商業施設や観光地が密集し、他の地域と比べ、交通量が多いため、昨年度の大雪などにより区域内の除排雪作業に遅れが生じたものであります。このため、除雪第6ステーションの一部地区を隣接する除雪第2ステーションへ編入することにより、除雪第6ステーションの作業量が軽減され、除排雪作業の遅れを解消するものであります。

次に、区域変更の周知につきましては、11月中旬に開催した除雪懇談会で説明するとともに、除雪日より、広報おたる及び市のホームページのほか、FMおたるの番組「明日へ向かってスクラムトライ！」や小樽市公式LINEなどで幅広く周知を行ったところであります。

次に、除雪第7ステーションの拠点位置の変更経緯につきましては、これまでは桜丘の上公園を拠点としておりましたが、重車両である除雪機械の駐車場所が軟弱であり、敷鉄板の設置が必要であったこ

とから、その対策が不要な平磯公園横に変更したものであります。

また、位置につきましては、平磯公園と銀鱗荘の間にある市所有の公園用地であります。

次に、除雪第7ステーションの敷地面積につきましては、移転前の桜丘の上公園が約1,500平方メートル、移転後の平磯公園横が約1,100平方メートルとなっております。

次に、市民の方が除雪第7ステーションに訪れた人数につきましては、令和5年度は4名の方が除排雪に関する要望などを行うため、除雪ステーションを訪れております。

次に、除雪第7ステーションにつきましては、現段階において平磯公園横を恒常的に使用してまいりたいと考えております。

次に、小樽市雪対策基本計画につきましては、重点施策の具体の取組について進捗状況を踏まえた検証を行い、指標の内容精査や目標値の再設定のほか、目標値を設定していない項目についても数値を明記することが可能かなど、全般的な計画の見直し作業を行ったところであります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 再質問いたします。

初めに、防災についてのところですが、現在、情報伝達のカバー率というのは、約94%で、ほぼ網羅されているとのことでしたが、やはり理想としては100%なのかと思うのです。今後、残り6%を向上させるために、どのようなことが考えられるか、現状で何か想定されるものはありますか。

次に、防災行政無線に関わる整備費用と財源についてお示しいただきました。財源としては、緊急防災・減災事業債ということで、多分こういった市債に関しては、交付税措置などで結構優遇されるものが中には多いと思うのですが、今回、防災行政無線に使用した緊急防災・減災事業債というのはどのような性質の市債であったのか、まずお示しいただいて、償還期間は何年で見られているのか、お聞かせください。

次に、MC A無線導入当初は将来にわたって使用する予定でいたということなのですが、設備の耐用年数みたいなものがもし分かればお聞かせください。

次に、除雪について伺います。

今シーズンから第6ステーションから第2ステーションへ変更となった車道、歩道、排雪の業務量についてお示しいただきましたが、第2ステーションはもともと業務量としてはなかったものが今回増えているということで、きっとそれに対する人員ですとか、必要な重機というのも変わってくると思うのです。

その辺については、入札要件の中でしっかりと上積みというか、対応できるように市側から要件を上乗せしたのか、その辺についてお聞かせください。

次に、平磯公園横に今シーズンから第7ステーションの位置が変更されたということで、今までは公園内の地盤が軟弱で鉄板を敷く必要があったということでした。

桜丘の上公園のステーションはいつ頃から第7ステーションとして設置されていたのかということと、軟弱で鉄板を敷かなければいけないという課題はいつからあったのかについて、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、FMおたるのカバー率についてお答えさせていただきたいと思っております。御答弁の中

で、現在のカバー率は約94%ということでお答えさせていただきましたが、カバー率を向上させるためには、やはり中継局を必要な箇所に設置しなければいけないと思っております。

今、主に蘭島地域が難聴地域になっておりますけれども、小樽市は山坂が多い地域ですので、中継局を設置したとしても、山坂が多いという地勢上の問題から、100%になるかどうかということは今の時点で分かりませんが、少なくともカバー率を向上させるためには中継局の設置が必要になるとは認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 面野議員の再質問にお答えいたします。

除雪について2点お話しさせていただきます。

まず、1点目は、第6ステーションの業務量が減って第2ステーションが増えたということで、この入札に当たり、どういう形で明示したのかというお話だったと思います。入札する段階に仕様書を提示して入札が行われるわけですが、この段階で、先ほど申しました除雪の増えた分、排雪の増えた分、そして、これに見合うような重機の量を提示した中で入札を行っておりますので、全てそれを用意できる、網羅できるような形で体制を整えるという前提で行っております。

もう1点、今年から平磯公園横にステーションは移るわけですが、以前あった桜丘の上公園に對しまして、いつから使用していたのか、また、敷鉄板もいつからだったのかという話だったと思います。

桜丘の上公園につきましては、平成27年度から令和5年度までの9年間使用しておりまして、当時から敷鉄板が必要だったというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（薄井洋仁） 面野議員の御質問にお答えいたします。

防災の関係で3点でございます。

まず、1点目の答弁にもありました緊急防災・減災事業債の性質といいましょうか、有利な点ということで言いますと、元利償還金の70%が交付税で算入されるということでございますので、率的には過疎債と同じような率になりますので、この点が一番大きいのかと考えてございます。

2点目、償還期間ですが、本市の防災行政無線の場合につきましては、3点目とも関係するのですが、耐用年数の関係から10年という償還期間となっております。そのうち2年が据置きということですので、当初の2年間は利子のみ、その後8年間は利子と元金をお支払いさせていただくということでございます。

3点目は申し上げましたとおり、耐用年数は10年ということでございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 1点だけ再々質問させていただきます。

桜丘の上公園は、平成27年設置当初からそういう状態だということは把握されていたということなのですが、使われて9年ぐらいになるのですか。その間、移転できなかった理由は何かあったのでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

この敷鉄板を敷くにはリース代など設置費がかかるということで、毎年、どこか適地がないかということで探していたところでございます。これまでなかなか場所が見つからなかったということもございまして、最近こういったリース代の負担も大分かかってきているということと、リースのものを手配するのが大分難航していたということもありまして、我々としても近くはないかということで探していました。これまでは近くで探していたのですがなかなかなくて、今回は若干離れていましたが平磯公園で見つかったという経過でございます。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） 一般質問します。

地域おこし協力隊の活用についてです。

地域おこし協力隊という制度がスタートしたのは今から15年前の2009年で、総務省の資料によると、令和5年度の地域おこし協力隊の隊員数は7,200名とのことです。また、1,461の自治体が入受可能で、そのうち1,164の自治体が実際に地域おこし協力隊員を受け入れている状況とのことです。

まず、本市における地域おこし協力隊の活用について状況をお示しください。

道内の協力隊員入受状況を見ていきますと、後志管内では、余市町が13名、積丹町が15名、ニセコ町が33名、その他地域で非常に多い市町村として釧路市が22名、厚真町が39名、東川町に至っては何と76名もの協力隊員が活動しています。

入受人数の多い市町村を挙げていくと、不思議とユニークな取組をしている、何かと話題になる市町村ほど入受人数が多いという印象を受けました。特に断トツで入受人数の多い東川町といえば、ユニークな政策を多数行ったことで人口増となるなど、76名を受け入れていることも納得できると感じました。

片や、本市では地域おこし協力隊の入受はされておらず、ほぼ取組が進んでいない状況。言い方を変えれば、まだ本格的に始めていない、伸び代しかない状況とも言えます。

次に、財政的な面について伺います。総務省の資料では、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し特別交付税措置をしているとあり、簡単な内訳は、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に関して隊員1人当たり440万円、地域おこし協力隊員の起業・事業承継に関して1人当たり100万円、募集に要する経費200万円などです。

そこで質問です。本市におきましても、令和6年度予算のうち旧第3倉庫保全・活用経費において、地域おこし協力隊導入の経費が計上されておりますが、導入に当たって特別交付税措置がされない本市独自の財政的支出は幾らになるのか、お示しください。

次に、地域おこし協力隊制度は果たして移住対策として有効であるのかという点についてです。地域おこし協力隊員の任期後の定住状況についてもデータが出ており、直近5年間で、任期が終了した地域おこし協力隊員のうち、活動した自治体もしくは活動した近隣の自治体へ定住した割合が、全国では69.8%、道内では77.3%となっており、有効な移住施策となっているようです。行政として地域おこし協力隊を進めていく上で、地域おこし協力隊員を受け入れて、しっかり働いてくれる体制をつくることや、しっかりと地域おこし協力隊員を受け入れて、こんな効果が出ましたと議会にも市民にも説明することが求められます。

地域おこし協力隊制度では、募集に係る費用や人件費などは交付税措置されますし、それでいて、任期が終わった後は、7割近い方が地域にそのまま住んでくれるというデータが出ています。本市の抱える最大の課題である人口減少を考えれば、業務内容や効果の検証など考えるべきハードルがありますが、取りあえず、どんな業務でもいいからできるだけ多くの地域おこし協力隊を採用する、これが移住者を増やすという観点では最も効果的でありますし、本市が地域おこし協力隊員を増やすためには必要な考え方だと思います。

今後、本市として地域おこし協力隊の制度を積極的に活用するつもりなのか、また、来年には何人採用するといった数値目標を設定すべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

次に、事業の進め方、始め方という点です。

昨年、地域おこし協力隊を募集した際も市との雇用関係はなく、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSが雇用する形でしたが、これは市側から提案したのではなく、OTARU CREATIVE PLUSからの提案から始まったのか、お示ください。

これまでこの制度が進んでこなかった現状を考えれば、どういった事業を地域おこし協力隊としてやっていくのかについて考えることも、担当部署としては相当な負担となっているものと推察します。

地域おこし協力隊については、市が雇用する形と事業者が雇用する形がありますが、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSのように活動支援事業者が雇用する形については、事業者から地域おこし協力隊員を募集したいという提案があった際には、市としてどういった対応をするのか、また、具体的にどの部署が対応することになるのか、お示ください。

続いて、募集に係る負担を少しでも減らし、かつ多くの協力隊員を採用するために一つ提案したいことがあります。それは、市で活動内容を指定して募集するのではなく、むしろ地域おこし協力隊になりたい人から、私は小樽市でこんなことをやってみたいという提案をしてもらい、魅力的な提案があれば、実際に地域おこし協力隊として応募してもらうという方法です。これであれば、市としてはどのような活動内容で募集するのかを協議する必要はなくなりますし、応募者の確保にもつながります。応募者にとっては、自分の強みや興味のある分野で活動でき、採用後にやりたいことと違ったというミスマッチが起こりづらくなるという双方にメリットのある形ではないかと思います。

このように、小樽市の地域おこし協力隊になりたい人からの提案に基づいて活動内容を決めていくことは、制度として可能であるのか。また、こういった提案型で進めていく場合にはどのような課題があると考えられるのか、お示ください。

次に、本市で地域おこし協力隊に活躍が期待される分野、事業はどこかと考えたときに、各公社や本市を観光面、交通面で支えている企業などいろいろな選択肢が浮かびました。その中でぜひ実現してほしい、ここそ地域おこし協力隊の力が必要だと思うのが、副市長が代表を務められている、一般財団法人おたる自然の村公社です。これまでも長年収支状況が好ましくない状況と伺っており、前回の決算特別委員会においても、前田議員の質問で、赤字問題はあるものの、すぐになくすという話にはならない、利用者増や情報発信、経費の圧縮に努めていくという御答弁がありました。

いろいろと考えていらっしゃると思いますが、これまでと同じリソースで改善を目指していくことには限界があります。おたる自然の村の魅力を生かす、魅力を積極的に発信できる人材をピンポイントで募集できるのが地域おこし協力隊です。ぜひ、この制度を活用すべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

地域おこし協力隊の活用を考えていく上で、ぜひ検討してもらいたいのが、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業です。協力隊員を募集するに当たり、どのような業務内容で募集するのか、雇用形態は、

隊員への物的支援はなど決めることがたくさんです。何より本市ではこれまで地域おこし協力隊員の募集・活用が図られてきていないので、ノウハウの蓄積も進んでいないのではないのでしょうか。そんな本市のような自治体のために、地域おこし協力隊に関するノウハウを持つ専門家を費用負担なしで派遣していただけるとのことです。受入れが進んでいない本市として手を挙げない理由はありません。この派遣事業の活用について、本市のお考えをお聞かせください。

続いて、小樽市立地適正化計画案についてです。

先月に行われた議員向けの小樽市立地適正化計画案の報告会を聞いて、何点かお聞きしたいと思います。

計画全体を見まして、長期的に自ら住む場所を選択して移っていただくことが原則とのことで、計画期間の20年後、そして、その先の40年後を見据えての計画と書いてありますが、行政としては、より早く住む場所の選択を促して、公共サービスを縮小できるところをなるべく早めに縮小していくことを目指すべきと考えます。将来的に行政サービスが縮小するというのは、その地に住む方たちからすればとても残念なことです。私も計画案の中の将来的に公共サービスが限定的となる場所に住んでいますが、市の将来を考えれば仕方のないことだと納得していますし、この計画の策定を早めにすべきとこれまでも考えてきました。

計画案中に、私のように、ゆとり居住エリアに住む方が将来にわたって現在と同程度の公共サービスを受けられると誤解しかねないような文言があるように思います。大きいところでは、ゆとり居住エリアという分類名称についてですが、一般的に、ゆとりのある暮らしというと肯定的なイメージを持つ方が多く、将来的に公共サービスが減少するというイメージを持ちづらく、むしろ住みたいと思う方の増加を目指すような表現となっているように感じます。

また、ゆとり居住エリアに対して、全市的に均衡の取れた発展を目指すという表現がありますが、将来的に行政サービスを縮小させていくことを目指す上では、都市的な発展を目指さない地域という表現が適していると考えます。捉え方を変えて、プラスの表現をしようとしていることがいい役割をする場面も多くありますが、本計画では、市民にとってマイナスの面も含めて伝わりやすい表現を心がけていただきたいと思います。本市のお考えを伺います。

この小樽市立地適正化計画と密接に関係してくる空き家対策の面から伺います。

第2次小樽市空家等対策計画にも、小樽市立地適正化計画の策定は本市の空き家等対策に大きな影響を与えるとの記載があり、細部については計画策定後に決定するということは理解していますが、大きな流れ、考え方を確認したいと思います。

今後も人口減少が予測されている本市にとって、空き家問題は今後、より深刻化していくことが容易に予想できます。国も相続登記の義務化や相続した土地を国庫に帰属させる制度を創設したりと対策を考えているようですが、これらの制度だけでは空き家問題の解決とはいきません。各自治体が知恵を絞り、その自治体に合った施策を取らねばなりません。

本計画では、緩やかに居住を誘導・集約するというストーリーが描かれていますが、そうなれば当然、計画案に示された居住推奨エリアとゆとり居住エリアでは、空き家対策の方向性が変わってくるものと考えます。これまでの市内一元的な施策とはどのような違いが出てくるのか、お考えをお聞かせください。

そして、計画内に何度も出てくる空き家等の既存ストックの活用とは、具体的には居住推奨エリア内の空き家等を指しているという認識で合っているのか、お答えください。

また、計画を見る限り、ゆとり居住エリアについては、空き家の流通を促すというよりは、いかに空

き家を放置させず除却・解体を進めるか。対して、居住推奨エリアでは、空き家の流通を促進させ、人口密度を維持していくかという将来の方向性がふんわりと示されたと思います。以前にも議会議論の中で、限られた予算の中で考えれば、居住誘導区域内だけに除却費助成を行い、区域外は除却後の固定資産税の優遇措置と施策を明確に分けるべきと提案してきました。これら施策の検討状況を小樽市立地適正化計画案が示されたことを踏まえてお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊の活用について御質問がありました。

まず、地域おこし協力隊の活用の状況につきましては、昨年度と今年度において、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSが活動支援事業者として、地域おこし協力隊の募集を実施しましたが、応募はあったものの採用にふさわしい候補者がいなかったことや、採用辞退により、本市において地域おこし協力隊の活用はありません。

次に、今年度予算のうち、地域おこし協力隊導入に係る本市単独の財政的支出につきましては、旧第3倉庫保全・活用経費において、活動支援事業者であるNPO法人OTARU CREATIVE PLUSへの委託料として、特別交付税措置の上限である520万円を計上しており、本市の財政負担はないものであります。

次に、地域おこし協力隊の積極的な活用と数値目標の設定につきましては、人口減少や高齢化等の進捗が著しい本市において、地域力の維持・強化を図る担い手となる人材を確保する手段として有効な制度であることから、引き続き制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

また、数値目標の設定につきましては、この制度の導入に当たっては、地域おこし隊員の受入れ自体を目的とするのではなく、地域の課題は何かという観点から、地域との課題の共有や合意形成を通じて、その解決のため制度の導入について検討を行うものであり、数値目標を掲げるものではないと考えております。

次に、昨年の地域おこし協力隊の雇用形態につきましては、地域資源である北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用策検討のため、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSから提案があったものであります。

次に、地域おこし協力隊の活動について、事業者から提案があった場合の対応につきましては、提案された取組に関連する部署が提案事業者と協議を行い、本市が抱える地域課題や行政課題の解決に向けた実効性や効果などを検証した上で、本市として提案された取組の妥当性や必要性について判断することとなります。

次に、地域おこし協力隊になりたい人からの提案に基づいて活動内容を決めていくことと、その課題につきましては、事業者から提案があった場合と同様に、本市が抱える地域課題や行政課題の解決に向けた取組として、その実効性や効果などを検証した上で、本市として提案された取組の妥当性や必要性について判断することになると考えております。

課題につきましては、その提案内容が地域課題やニーズと合致せず、取組の必要性や妥当性を地域で合意形成することが困難な場合があることなどが想定されます。

次に、おたる自然の村における活用につきましては、次年度からの指定管理期間中にさらなる魅力の掘り起こしや効果的な情報発信に努めるとともに、組織や運営の在り方について民間活力の導入も含め、検討する予定であります。その議論過程において、地域おこし協力隊の制度についても、妥当性や効果を見据えながら活用の是非について検証してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊アドバイザー派遣制度の活用につきましては、地域おこし協力隊の制度につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域力の維持・強化を図る担い手となる人材を確保する手段として有効な制度であることから、導入についての研究を進めるとともに、地域おこし協力隊アドバイザー派遣制度の活用についても考えてまいります。

次に、小樽市立地適正化計画案について御質問がありました。

まず、ゆとり居住エリアにつきましては、当面は現状の利便性を確保しながらも、将来の人口減少等を踏まえ、長期的な時間軸の中で、土地利用の状況等を注視しながら、無理のない形で段階的に公共投資を削減する旨、計画案に記載しております。

しかしながら、御指摘を踏まえ、エリアの目指す方向性については、誤解を招かないよう丁寧に説明するとともに、周知してまいりたいと考えております。

次に、居住推奨エリアとゆとり居住エリアにおける空き家対策の方向性につきましては、居住推奨エリアについては利活用や流通における一層の活性化を図り、ゆとり居住エリアについては適正な管理と利活用を促すような方策を検討してまいります。具体的な施策については、次期空家等対策計画の改訂を見据え、今後の小樽市空家等対策会議の中で議論することとしております。

次に、空き家等の既存ストックの活用につきましては、居住推奨エリアを含む市街化区域全域を対象といたしております。

次に、居住誘導区域などにおける空き家の施策につきましては、次期空家等対策計画の改訂を見据え、今後、小樽市空家等対策会議の中で、具体的な施策について議論することとしております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

○7番（平戸理史議員） 再質問させていただきます。

地域おこし協力隊の活用についてというところで、本市としては財政的支出が単独のものとしてはない状態で、今後、活用を考えていただけるということでしたが、最後の地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業は、7月ぐらいにどの自治体に行くか選定されるものなので、そこに向けては次の当初予算で出てくるものなのかなと思いますが、本市としては、まだ地域おこし協力隊を採用できていない状況なので、来年もし地域おこし協力隊を絶対採用するという予算が出てくれば、この地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業に手を挙げる必要は全くないと思うのですが、来年はまだ採用を検討するという段階であれば、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業に、ぜひ手を挙げていただきたいと思います。どちらの方向で行くのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用について検討できないのかというお尋ねでありますが、再質問の中にありましたが、隊員そのものを採用するかどうかにつきましては、もう少し時間がかかると思っております。市内を見ましても、昨年、OCプラスで隊員の活用を検討さ

れましたが、全体としては、地域おこし協力隊自体に対する認識も十分ではないと思っておりますので、アドバイザー派遣事業の導入については、来年度に検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第6号、議案第8号ないし議案第10号、議案第12号ないし議案第15号、議案第17号及び議案第20号ないし議案第25号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。新井田邦宏議員、酒井隆裕議員、橋本布美絵議員、松岩一輝議員、中鉢淳二議員、面野大輔議員、高橋龍議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第27号につきましては総務常任委員会に、議案第18号につきましては経済常任委員会に、議案第7及び議案第16号につきましては厚生常任委員会に、議案第11号、議案第19号及び議案第26号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「議案第28号ないし議案第38号」を一括議題といたします。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程された議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第28号から議案第36号までの令和6年度各会計補正予算につきましては、令和6年人事院勧告どおりに国家公務員の給与改定を実施するための国の給与法改正案が臨時国会に提出されており、その給与改定に準じ、本市職員の給与改定等を行うため、所要の補正を計上いたしました。

議案第37号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の寒冷地手当の額及び期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第38号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 本日追加提案されました、議案第28号ないし議案第38号については、さきに設置されました予算特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月22日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ く ら

議 員 松 岩 一 輝

令和6年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和6年12月23日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、議案第8号、議案第10号及び議案第13号ないし議案第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算、議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案、議案第10号小樽市宿泊税条例案、議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案、議案第14号小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案、議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案について、否決を求めて討論します。

議案第1号です。新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費です。工期ありきの無理な建設、並行在来線の廃止による地方切捨て、トンネル残土による環境汚染、工事費増による市民負担増加への危惧など、問題は山積みです。北海道新幹線札幌延伸は、一度立ち止まって道民レベルで検討すべきです。

後志共同消防指令センター整備事業費です。消防本部は否定しますが、将来的な消防の広域化につながりかねず、賛成できません。

議案第1号、議案第13号ないし議案第15号です。公共施設等再編関連予算案及び条例案です。そもそも、小樽市総合福祉センターや小樽市勤労女性センターの移転計画について、正式に議会に示されたのは本年の第1回定例会です。十分な期間も、十分な議論もないまま議決しようというのは大問題です。

議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案です。日本共産党は、企業版ふるさと納税の

制度は企業と自治体との癒着が起きかねないと批判してきました。

今回は、企業版ふるさと納税ではありませんが、石狩市では、当該企業から、今後、20年にわたって年2,000万円の寄附を受ける見込みです。企業は、GXに活用してほしいとして、再生可能エネルギー由来のデータセンターを誘致するとしています。本市においても、施策決定に不当介入する危険性があります。

本市に寄附をした企業の出資者は、卸電力市場で相場操縦し、業務改善勧告を受けるような無法行為を行う企業です。相場操縦は、金融市場ならば刑事罰になる場合もある重大行為です。こんな企業から寄附を受けるなど言語道断です。

議案第10号小樽市宿泊税条例案です。宿泊税について、日本共産党は一貫して反対しています。そもそも、宿泊税の税率を1人1泊200円とした明確な根拠はありません。税本来の在り方である累進課税制度に逆行しているのではないのでしょうか。中小零細宿泊事業者への影響を十分調査・検討せず、入湯税と消費税、道と本市の宿泊税となれば、四重課税になる可能性も否定できません。

12日付の北海道新聞では、定率制を実施している倶知安町に対し免税とし、道税相当分を町が納付するとしています。また、報道では他の市町村も同様にすることを示しています。仮に本市でも同様となった場合、免税したにもかかわらず、道税相当分を市が納付する根拠はないではありませんか。

また、違法民泊を含め、全ての課税対象を補足できるか、疑問です。目的税と言いながら、使い道が事実上、無限定で整合性がありません。拙速過ぎる宿泊税導入は断念すべきです。

議案第38号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案です。日本共産党は、会計年度任用職員の処遇改善を申し上げてきました。今年度も昨年度と同様に、期末・勤勉手当が正職員よりも少ない支給月数となっていることは問題です。来年度は、正職員と同じ月数まで引き上げることを求めます。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第8号、議案第10号及び議案第13号ないし議案第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第27号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に対し、議案第27号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第27号についてです。ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳代表委員は、授賞式の講演で、核兵器は1発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いですと訴え、核兵器国とそれらの同盟国の市民の中にしっかりと核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根つき、自国の政府の核政策を変えさせる力になるよう願っています。人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょうと呼びかけました。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この被爆者の呼びかけに応え、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくためにも本条例案の制定が求められます。

次に、陳情第1号についてです。公共交通の便数が減らされる中、塩谷地区に住む住民、特に自家用車を持たない高齢者などは通院や買物にもタクシーを利用しなければならない状況があります。

日本共産党は反対しましたが、ほかの会派の皆さんは賛成し、保健所がウイングベイ小樽に移転されました。小樽市総合福祉センターを利用している方は、サークルが続けられなくなると心配しています。市民に対して、交通の利便性を確保するためにも、この陳情に賛成してはどうでしょうか。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。小樽市の生活必需品小売価格調査では、5年前と比べて、卵が56.7%、サラダ油が28.4%、お米が82.1%と軒並み上がり、物価高が市民生活を圧迫しています。物価高騰に賃上げが追いついていない中、現役世代、特に子育て世帯の生活は大変です。

学校給食は、無償を基本とする教育の一環です。本来なら国の予算で無償化を進めるべきですが、そうっていない以上、まずは自治体として子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第18号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

(6番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第18号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について否決を主張して、討論を行います。

第1に、第3号ふ頭周辺再開発事業に伴うものだからです。もともとの34号上屋を利活用する案も消え、新規建設となりました。

第2に、旧運河プラザの代替と言いますが、歴史的な倉庫の価値は代替できるものではなく、三番庫をイベントスペースとして活用できれば、多目的ホールの必要がないからです。

第3に、使用料も従前より割高に設定し、市民へ負担をかぶせていることです。さらに言えば、予算特別委員会に付託された小樽市勤労女性センターの場合は、冷暖房料を利用者から別途徴収するのに対し、観光船ターミナルは使用料に含むという矛盾があります。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第18号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第7号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について、否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論します。

議案第7号は、市の医療費助成に関する事務において個人番号を含む医療保険給付関係情報の利用を可能にするとともに、所要の改正をするものです。この条例改正により、地方税関係情報や障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報などの特定個人情報、庁内連携及び外部連携により、一元化されることになります。

これまでも、重度心身障害者手当や難病患者福祉手当の支給、精神通院医療費や結核患者医療費の助成などに関わって、行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーにより特定個人情報の一元的管理が進められてきましたが、本議案でさらに、重度心身障害者の医療費、独り親家庭等の医療費、子供に対する医療費の助成に関する事務において利用できる情報が加えられることになります。

マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、市民にとっての利便性や行政事務の効率性以上に、徴税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、民間事業者により個人情報が活用されることや個人情報流出などの不利益があります。こうしたことは、憲法の人権保障やプライバシー権を侵害する

など、看過できない問題です。

国は、今後、介護保険など、他のデータベースとの連携にも取り組み、研究や新薬開発のためにビッグデータが民間企業に提供されることも想定されとてしていますが、デジタル庁のワーキンググループで、有識者からは、本人の望まない形で他の目的に利用しない担保が必要。知らないうちに行政等に監視されたり、不利益に利用されたりしないことが重要との意見が出されています。作為・無作為にかかわらず、情報流出は起こり得ることであり、100%情報漏えいを防ぐ安全なシステムの構築は不可能です。情報が一元化されればされるほど、利用価値は高まり、狙われるリスクは高まります。

日本共産党小樽市議会議員団は、マイナンバー制度の法律に基づく条例制定に反対し、その適応を拡大する条例改正にも反対してきました。個人情報保護と安全管理措置への懸念が払拭されないまま、重度心身障害者、独り親家庭等、子供にも適用を拡大する本議案に賛成はできません。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第7号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

(21番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○21番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第10号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪(貸出ダンプ制度運用方法の見直し等)の陳情方については採択を求め、討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも安全対策を考える必要があります。

次に、陳情第10号です。陳情者から貸出ダンプ制度の見直しについて述べられています。現在、貸出ダンプ制度を町内会等が利用する場合は、積込み業者を町内会側が見つけて依頼をしなければならないなど、今の制度では十分利用しやすい制度とは言えません。積込み業者の選定を早めることや、積込み業者が決まるよう、情報提供などは必要です。

また、陳情者からは、交通障害が起きないようにと、除排雪路線の拡充についても受けられています。要望の道路は、道路幅が狭く除雪が困難だということは聞いていますが、住民アンケートの中では、通勤・通学等でも危険を感じたことがあると回答している割合も高いという状況から見て、何らかの対応について考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇) (拍手)

○13番(中鉢淳二議員) 陳情第10号市道における除排雪(貸出ダンプ制度運用方法の見直し等)の陳情方について、継続審査の立場で討論いたします。

まず、貸出ダンプ制度の積込み業者の選定に、行政が積極的に関わるべきとの内容であります。深刻な人材不足の中で、市民の方が制度利用するにも難儀される旨の話が陳情者から寄せられ、願意は十分に理解できるものであります。

この部分のみであれば、行政も取組を行おうとしているところであり、採択としたいところではあります。もう1点の除排雪路線とされていない市道、奥沢4丁目団地通線、日成ヶ丘第1線、同第3線、同第4線について、除排雪の実施の検討を促す内容であります。幅員や勾配などの理由から除排雪路線となっておりません。新たに雪押し場が見つかるなど、地域として除排雪を行うに当たり、進展が見られた場合は再度検討すべきと思いますが、現状において、同様の市道は市内に多く存在し、公平性の

観点からも、今、直ちに採決するわけにはいかないと判断いたしました。

よって、本件の陳情について、我が会派として継続審査の立場を示し、各会派の賛同を願います。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 公明党を代表し、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について継続審査を主張し、討論いたします。

まず、貸出ダンプ制度の積込み業者選定について、これまでは、地域住民が登録業者を選び契約することで、貸出ダンプ制度の利用ができていましたが、昨今の人手不足、物価高騰など、様々な社会状況が要因となり、業者との契約が進まず制度利用が難しいとのことで、市が契約可能な業者の情報などを積極的に提供し、市民が制度を利用しやすくなるよう、運用面の見直し検討を求めるものであります。

私たち議員団にも、市民、業者から、貸出ダンプ制度や人手不足による事業の継続などの相談が寄せられております。制度の周知方法なども含めて、今後も持続可能な制度となるよう、課題・問題を整理し、対応することが必要だと考えます。

また、陳情のあった周辺道路は、貸出ダンプ制度を利用し除排雪を行ってきたものの、長年担当していた除排雪業者が撤退したことで、当該路線の除排雪のめどが立たず苦慮しており、今後は交通障害が発生しないように、市に除排雪実施の検討を求めるものであります。

この路線は狭隘であり、最小の幅員が約6.5メートル、場所によっては10%から17%の急勾配もある路線であり、日成ヶ丘第2線は除排雪路線の圧雪管理を行っている第3種路線に位置づけられているものの、要望のある奥沢4丁目団地通線、日成ヶ丘第1線、第3線、第4線については、除排雪路線にはなっていない状況です。

今後、仮に市が除排雪を実施するとした場合、同じような地域は市内各所に多く存在していますので、市道認定や除排雪路線の基準などの見直し、雪押し場・雪堆積場の確保が必要になります。また、何より財政的な課題を検討しなければなりません。

実施する上での条件や基準が整っていない現時点では、本陳情を採択することはできないため、継続審査を主張します。本陳情については、今後、議論の参考とさせていただきたいと思います。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、討論いたします。

本陳情には、二つの内容が含まれています。

一つは、貸出ダンプ制度を利用する際の積込み業者選定に関する行政の関わり方についてです。利用団体のつながりだけでは事業者を見つけることが困難な状況になっており、制度の利用を断念しているとのことでした。また、以前から、ほかの地域でも同様の課題が発生しているとのことです。

今年度は、積込み業者の登録数も減少し、今後、このようなケースがさらに増えてくることも想定されます。利用したいけれども、利用できないという問題は、市が利用者と事業者のかけ橋となり、解消するべきであると考えます。

しかし、現行では、利用者へ特定の事業者を紹介することができない制度となっていることから、今後は、利用者が円滑に制度を使えるように公平性を保ちつつ、行政の関わり方について、早急に検討いただけるよう求めます。

もう一つは、現状の除排雪体制では、作業に入ることが難しい市道への除排雪作業を実施してほしいという内容です。陳情者をはじめ、近隣住民の方々の要望は理解できますが、公平性の観点から、全市的に同様の市道へ除排雪作業を実施することが大前提になってくると考えます。

しかし、現状の地域総合除雪の体制や除排雪計画で定める除排雪路線の考え方に沿って実施することは困難であるとのことでした。

よって、同様の課題を抱える市道についても、冬の暮らしを安全で快適なものにするために、どのような形で行政が除排雪作業を担っていくべきか、継続して協議する必要があることから、陳情第10号は継続審査といたします。

各会派の御賛同を求め、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第39号ないし議案第43号」を一括議題といたします。

まず、議案第39号ないし議案第42号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第39号教育委員会教育長の任命につきましては、中島正人氏の任期が令和7年2月26日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第40号公平委員会委員の選任につきましては、関口正雄氏の任期が令和6年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、奈良岡修氏の任期が令和6年12月25日をもって満了となりますので、新たに庄司慶壽氏を選任するものであります。

議案第42号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、小澤倭文夫氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となりますので、新たに黒川裕之氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第43号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 提出者を代表し、議案第43号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について提案説明をいたします。

さきの人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合の引き上げを行うものであります。

以上、概括的に申し上げ、提案説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番(松井真美子議員) 議案第39号教育委員会教育長の任命については棄権、議案第43号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は否決を主張し、討論を行います。

議案第39号についてです。教育の主人公は子供です。政治は、教育に二つの責任を負っています。一つは教育条件の整備です。いま一つは、お金は出しても口は出さず、教育を不当に支配しないことです。

しかし、自民党の教育政策はどうでしょうか。教育予算の水準は、OECD諸国で下から2番目、OECD平均の7割しかありません。その一方、教育を数値で評価し競わせる競争主義を導入してきました。こうした教育政策は、子供にとって大きなストレスです。

教職員の疲弊も深刻です。教職員定数を増やさずに多くの業務を行わせた結果、教員は1日で平均約11時間半という異常な長時間労働です。そのために、教員不足も止まりません。

こうした自民党の教育政策の下で、子供も教職員も保護者も希望の持てる教育を実施できるかどうか、教育長と教育委員会には求められています。

もともと教育委員は、教育の自主性を守るため、教育行政を首長から独立させ、公選制で決められてきました。その後、任命制へと変わり、そして小樽市では、2016年より教育委員会による教育長の任命権限が奪われ、市長による任命へと変わりました。これは、市長の意を受けた方が教育長になり、教育委員会を運営することにつながります。

日本共産党は、公選制が廃止されても公選制の精神を生かした民主的な人選を行うことを求めてきました。ですから、提案された中島氏が、先ほど述べた今の教育行政に求められていることに対して、会派として責任を持って推薦できるかで判断すれば、会派として政治責任を持てる人事ではありませんので、自席にて棄権の態度を取ります。

次に、議案第43号についてです。長期化する物価高騰に見合うだけの賃金や年金が上がらない中、市民の生活は大変です。物価高騰の影響を受けるのは議員も同様ですが、議員報酬等の改正に当たっては小樽市特別職報酬等審議会の意見を聴くべきです。過去に開催した審議会では、期末手当を人事院勧告どおり引き上げる場合であっても、審議会の意見を聴くことということが確認されています。

第三者の意見を聞くことがないまま自ら上げるのはおかしいと言われても仕方ありません。審議会を確認されているように、しっかり審議会から意見を聴いた上で改正を行うのが筋であると考えます。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第43号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第39号について、採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第40号ないし議案第42号は、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5番（高野さくら議員） 提出者を代表して、意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）に関する提案説明をいたします。

現在、国際的には、婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけとなっております。そして、95%の夫婦は、妻が夫の姓に変更している状況があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から、本年10月、選択的夫婦別姓制度を導入するように4回目の是正勧告がなされていることを重く受け止めなければなりません。夫婦同氏制によって、仕事上などの日常生活・職業生活において、不利益・不便などを受ける方がいます。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、各会派の賛同を求め、提案説明といたします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

(14番 佐藤奈緒美議員登壇) (拍手)

○14番（佐藤奈緒美議員） 自由民主党を代表し、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）について、否決を求めて討論を行います。

選択的夫婦別氏制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度について、民法第750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めていますが、この条文を見直し、婚姻関係にある夫婦が別姓を望む場合に、同姓・別姓のいずれかを強制するのではなく、改正するかどうかを自ら決定する選択の自由を認めるものです。

まず、最高裁判所は、姓の在り方について、国の伝統や国民感情を含めた社会現況における様々な要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての総合的な判断によって定められるべきだとしております。

法務省は、同制度について検討過程、世論調査の結果、司法の判断等を同省のホームページに記載し、

その中に同制度の導入に対する賛成と反対の一般的な意見をまとめています。同制度の導入に賛成する意見の一つに、氏を変更することによって生じる現実の不利益があることが挙げられています。これについては、これまでも通称使用の環境、特に仕事上において改善・拡大されております。

自由民主党の高市早苗総務大臣当時に、総務省所管に関わる1,142件の届出、資格、制度等について、婚姻前の氏を併記することができるように手続変更されました。現在は、政府においてはこれを踏まえ、国や地方公共団体、企業等に義務づける法案を整備することで解消できるのではないかと考えます。

また、同じく賛成意見に、氏を含む氏名が個人のアイデンティティーに関わるものであること、夫婦同氏を強制することが婚姻の障害となっている可能性があることなどを理由とするものがあります。

しかし、これは同制度の導入に反対する意見の夫婦同氏が日本社会に定着した制度であること、氏は個人の自由の問題ではなく、公的制度の問題であることなどと、対になる意見でもあります。その上、同制度の導入を慎重に検討すべきこととして、家族が同氏となることで夫婦・家族の一体感が生まれ、この利益にも資することなどを理由とするものがあります。

この具体的な課題として、別氏夫婦を認めたときに子供の氏をどう決定するかが挙げられます。

例えば、平成8年の法制審議会の答申では、結婚の際にあらかじめ子供が名のるべき氏を決めておくという考え方が採用されており、子供が複数いるときは、子供は全員同じ氏を名のることとされています。ですが、例えば婚姻が成立する前に子供を産む場合は、あらかじめ決めることが難しいことや、子供の氏が夫婦の一方と異なると、実務的な状況を鑑みた戸籍法の変更や改善も併せて進めていかななくては、反対理由にある公的制度の混乱が考えられます。

そもそも、氏が個人のアイデンティティーや婚姻の障害になるという理由から、別氏を求める声があるわけですから、同制度を法制化する際は、この氏について慎重に議論する必要があります。これらの戸籍に関する議論が十分に進んでいないにもかかわらず、選択的夫婦別姓制度に関する論争が繰り広げられています。日本の家庭や家族の在り方に重大な影響を及ぼしかねない選択的夫婦別姓制度について、今後、付随する制度、法令上の整合性を担保することも含め、さらに慎重に国民的議論を高めるべきであると考えます。

よって、本意見書案に反対し、各会派・議員各委員の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）は可決を求めて、討論を行います。

過去2回、同様の意見書案を提案いたしました。文言調整などはあったものの、全会一致で意見書を提出しました。今回、自民党が突如、文言調整ではなく、反対しますと転じたのは、本当に残念な気持ちでいっぱいです。

選択的夫婦別姓制度の法制化に狂信的に反対するのは、日本会議や神道政治連盟、世界平和統一家庭連合、旧統一教会の方々です。特に、旧統一教会の関係者は、夫婦別姓に反対でなければ応援しないと明言しています。旧統一教会のような反社会的カルト集団の仲間だと思われても仕方ありません。今からでも、投票による表決を主張してみてもいいでしょうか。

どの世論調査を見ても、選択的夫婦別姓制度は賛成意見が上回っています。かつては70歳代以上が拮抗していましたが、ここ数年で賛成意見が上回りました。

国連からは、4度にわたり改善勧告を受けています。法務省も日本以外の国で、夫婦同姓制度の国は

把握できていないと公表しています。しかし、反対派は、日本は日本、なぜ海外に合わせる必要があるのかとの主張を繰り返しています。

ガラパゴス携帯を使い続けるのは結構ですが、スマートフォンに変えるのはやめようというような主張はあきれてしまいます。家庭内にガラパゴス携帯を使う人もスマートフォンを使う人も、どちらでもいいではないですか。

反対派は幾つかの主張をしています。

第1に、別姓だと家族の絆や一体性が弱まるというものです。再婚家族や事実婚の家族など、別姓の家族は現在もたくさんいます。日本以外の国では夫婦別姓も選べますが、それによって家族の絆や一体感が薄れたとか、離婚が増えたといった現象・統計はありません。どんなことで家族の絆や一体感を感じるかは、その人、その家族次第。本来は、相互の思いやりや信頼によってこそ醸成されるものです。

別姓だから、家族の一体感や絆が欠けているなどと、他人が言えないことは明らかです。他人の家族に口出しする権利は誰にもありません。

第2に、子供の姓をどうするかというものです。子供の姓については、それぞれの子供の出生時に定めることにし、子供が18歳になった時点で、本人の申立てにより変更できるようにすれば問題ありません。出生時につける姓で愛情が変わるのではという方は、再婚家族や事実婚の家族などで別姓の家族を差別していることにほかなりません。

第3に、日本の文化や歴史・伝統を破壊するというものです。僅か100年ほどの歴史を伝統だと、明治維新の後、慌てて決めたものを文化だと主張するのは無理があります。

第4に、夫婦別姓にしたい人は少数派で、少数派のために法制化する必要はないというものです。多数派だけで物事を決めていくのは、民主的ではありません。ダイバーシティとインクルージョンの時代です。多様性と包摂性、様々な家庭があり、そのことを認める社会こそ健全な社会ではありませんか。

結婚時に改姓するのは、現在も女性が95%です。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティーを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。

この間、夫婦同姓を求める現行規定は、法の下での平等、婚姻の自由をうたう憲法に反するとして、多くの裁判で闘われてきました。2021年6月の最高裁判所大法廷では、憲法に違反しないと判断したものの、国会での立法による解決を促しています。国会の責任が問われています。

家族の在り方は多様化し、夫婦・家族の形は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが急務です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、本日は、令和6年最後の本会議でありますので、恒例ではありますが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

今年も残すところ、あと数日となりました。今年は、衝撃的な災害と事故から始まる、不穏な幕開けとなりました。

1月1日、石川県能登半島でマグニチュード7.6の大地震が発生し、本市においても、津波注意報が発

表されました。

さらに、翌1月2日、羽田空港で海上保安庁の航空機が日本航空の旅客機に衝突する事故が発生しました。

また、1月7日には、本市において記録的な大雪となり、市内交通機関が麻痺してしまう事態となりました。

この日は、二十歳を祝う会の開催日でありましたので、大雪の中、私も何とか会場にたどり着き、お祝いの言葉を述べることができましたが、市内はこの大雪で大変な混乱となりました。

また、8月には、宮崎県で発生したマグニチュード7.1の地震を受け、気象庁が初めて、南海トラフ地震の臨時情報を発表しました。

さらに9月には、1月の被災から生活再建を目指す能登半島で、今度は記録的な大雨が襲い、二重被災とも言われる状況が発生しました。

こうして振り返りますと、今年も国内において、大災害や異常気象による被害が大変多く発生した年であり、日頃からの防災対策や備えの重要性を実感させられました。

災害などによって、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様が、一日も早く平穏な日常生活を取り戻されることを祈念いたします。

一方、世界に目を向けますと、いまだに終わりの見えないロシア・ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ戦争のほか、衝突の危機が続く朝鮮半島、中国と台湾の緊張関係など、核兵器使用の懸念が高まる状況の中、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた、日本原水爆被害者団体協議会が、10月にノーベル平和賞を受賞しました。日本のノーベル平和賞受賞は、1974年の佐藤栄作元総理大臣以来、50年ぶりということです。

この受賞は、世界で起きている動きや紛争を踏まえ、核軍縮の必要性和、核兵器は二度と使われてはならないという、ノーベル委員会が発した強いメッセージであります。

スポーツの分野において、今年はフランス、パリにて、オリンピック・パラリンピックが開催されました。

記憶に残る選手たちの躍進が、数多く繰り広げられ、陸上女子やり投げの北口榛花選手など、北海道出身の選手も大活躍し、今大会で日本選手団が獲得したオリンピックでのメダル数は、海外開催で過去最多となる43個の快挙でありました。

また、昨年も触れましたが、大谷翔平選手が、今年も超人的な成績を残してくれました。

2年連続リーグホームラン王を獲得、そして、長い大リーグの歴史で初めて、ホームラン50本、50盗塁の50-50の記録を達成、チームのワールドシリーズ制覇に貢献し、2年連続3度目となるリーグ最優秀選手にも選ばれ、世界中がその偉業をたたえました。

政治では、世界各国・地域で重要な選挙が相次ぐ、世界的な選挙イヤーでありました。

選挙によって政権が交代すると、外交姿勢や経済方針が大きく転換され、世界情勢が急変する可能性が高まります。

アメリカ大統領選では、トランプ前大統領が再び当選しました。接戦が予想されていましたが、物価高や不法移民への不満などの背景を味方につけ、選挙が終わってみると、圧勝でした。世界各国がトランプ氏の挙動に様々な思いを巡らせ、対応を急いでおります。

そして、我が国でも政治を大きく動かす選挙がありました。このたびの衆議院議員選挙では、自民党が、派閥裏金問題の影響を受けて大きく議席を減らし、公明党を合わせた与党で過半数を割るという事態となりました。

これは、政治資金のずさんな管理に対する、国民の不満を増幅した結果と言われております。石破新政府には、国民の政治不信を払拭されるよう期待しております。

そして最後、本市に目を向けましても、様々な出来事がありました。

おたるマリン広場の愛称で親しまれた広場に、本市の観光情報を発信する新しい拠点として、小樽国際インフォメーションセンターがオープンしました。

また、小樽港第3号ふ頭エリアが、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、みなとオアシスに登録されたほか、総合博物館が道内で初めて日本博物館協会賞を受賞いたしました。

年末に届いたうれしい知らせでは、一般社団法人日本外航客船協会が選定するクルーズ・オブ・ザ・イヤー2024の特別賞に本市の小樽港「第3号ふ頭及び周辺地域の再開発が生んだ新たな人の流れ」が選定されました。

いずれの出来事も、今後の本市の観光政策において、にぎわいづくりに欠かせない大変重要なものばかりでありますので、本市の活気と活力の起爆剤として機能してくれることを願っております。

しかし、大変悲しい出来事も起こってしまいました。

小学生の児童が、自宅で母親から暴行を受け亡くなるという事件をはじめ、ごみ収集車による輪禍事故など、幼く貴い命が痛ましい事故や事件の犠牲となりました。

心から哀悼の意を表しますとともに、お悔やみを申し上げます。

最後に、12月2日付で、本市議会議員の中村誠吾議員が辞職されました。

酩酊状態での市民への暴言という、あってはならないことを行った結果ではありますが、我々議員は、市民から付託を受けた者として、その立場と職責の重さを自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。

議員各位におかれましては、このことを十分に踏まえ、いま一度、日々の活動等におけるコンプライアンスの遵守はもちろん、市民の信頼に応えるようお願い申し上げる次第であります。

結びになりますが、この1年、私にお寄せいただきました、御厚情に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、御家族共々健やかな新年をお迎えになられますよう祈念を申し上げまして、本年最後の議会に当たりましての挨拶といたします。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 新 井 田 邦 宏

議 員 高 橋 龍

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和6年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和6年8月分、9月分、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

新総合体育館整備事業費について、今年7月に発行された新総合体育館ニュースレターで示されていた概算事業費が、時点補正なども加わり変動していることについて、市民にはどのような形で公表するのか。

また、他市の事例を参考に積算したという国庫補助金の配分が想定より少ない場合は、過疎対策事業債で財源を確保するというが、過疎対策事業債はいろいろな事業を集約して査定されるものであるため、新総合体育館の事業費が膨らみ、他の事業の予算を削ることになると、事業者や他の行政サービスを利用する市民から不満の声が出ることから、市には、国庫補助金及び過疎対策事業債の配分が見込みと異なることも想定し、他の行政サービスに影響が出ないよう研究の上、本事業を進めてほしいと思うがどうか。

新総合体育館整備事業費について、すでに本事業は、事業者募集の段階に入っているものの、いまだ市民からは、機能拡充、プールの廃止、体育館自体が必要ないなど様々な声が聞こえてくるが、市は、今後市民向けの説明会を実施する予定はあるのか。

また、新総合体育館に物販機能を設けてほしいとの意見が多数寄せられていることについて、市は、事業者から物販施設を含む施設の提案を期待しているというが、仮に提案がない場合であっても、物販施設を臨時的に設置できるよう電気、ガス、水道等の設備をつけてほしいと思うがどうか。

・議案第8号について

議案第8号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案について、この度新たに設置された小樽市環境資金基金は、地域振興を目的とした企業からの寄附の申し出に対して、市として将来にわたって環境の保全及び創造に関する施策の推進資金とするために基金として管理することが適当と判断したことによるものであるが、企業から寄附を受けるということは、企業と自治体の癒着につながる可能性もあると考えるがどうか。

・議案第10号について

議案第10号小樽市宿泊税条例案について、北海道でも宿泊税を導入する中、同じ課税標準である宿泊料金に対して道と本市が双方で課税することが、二重課税に該当するのではないかとの議論がある。

他方で、宿泊税については例外的に認められているという議論もあり、例えば、福岡県では県と市でそれぞれ宿泊税を徴収していることから、総務省もこれを認めているとされているが、この点について、市は、どのように整理しているのか。

また、市税分と道税分が絡むことで、事業者に対する意見集約や行政事務が二重に発生してしまう懸念もあり、特に、道が所管する民泊に関する実態把握について、市が主体的に動くことは業務効率の低下につながる恐れがあることから、市には、道と市の役割を明確にしながら情報共有を進めてほしいと思うがどうか。

・議案第13号について

総合福祉センターの移転について、利用者への説明が不十分であることの指摘を受け、市は、その後説明会を2回開催したとのことだが、説明会では浴室を残してほしいというような声が多くあったという。

市の代替案として、公衆浴場の利用を挙げているが、高齢者にとって銭湯の入浴料金を支払うことは大変であり、冷たい対応だと感じることから、他の対策を検討してほしいと思うがどうか。

また、総合福祉センターの移転に伴い、今まで利用していた個人や団体が浴室の廃止以外で不利益になることは他にあるのか。

・議案第17号について

議案第17号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画による再編方針に基づき、道営住宅高島住宅の事業主体を北海道から本市に変更し、市営住宅とする条例案であるが、事業主体の変更に伴い、駐車場使用料が月額2,730円から月額3,180円に変更となることについて、住民の理解は得られているのか。

また、本市では、住宅施策に関する計画である小樽市住宅マスタープランの改定や、小樽市立地適正化計画の策定を控えており、人口減少に起因する様々な課題の対策を打つために尽力しているところだと思うが、計画同士にそごを生じさせず、市民にとって快適な住環境の整備とまちづくりに努めてほしいと思うがどうか。

・報告第1号について

報告第1号専決処分報告は、一般会計補正予算において、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算を措置するため、専決処分したものであるが、近年は全国的に若い方の投票率が低く、本市も10歳代から20歳代の投票率がほかの年代と比較して低い状況であるという。

市は、申込みのあった3つの高校で、出前講座などの選挙啓発活動を昨年行ったというが、選挙を身近に感じてもらう取組として、出前講座はよい取組であると思うことから、高校への案内を定期的に行い、出前講座を増やすなど若い方が関わる選挙啓発の取組を行ってほしいと思うがどうか。

また、今回の衆議院議員選挙のポスター掲示場の1か所当たりの単価は、前回の衆議院議員選挙と比較すると、およそ2倍になっているというが、公営掲示板を減らすことは、国民が政治に参加し、主権者として意見を政治に反映する最も重要な機会を保障できなくなることにつながるため、委託費の見直しについて、他自治体と協力し、国に要望してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

職員の充足状況と今後の採用の考え方について、市は、現時点で欠員が生じているため、充足はされていないとの認識であるとともに、職員の採用についても、内定辞退者が多いことから、追加の採用試験を行い、職員を募集している状況であるという。

他都市では、ウェブ広告で職員の募集情報を発信し、年度中でも必要に応じて民間経験があり即戦力となる社会人の採用を行っているところもあるが、この職員の採用方法は、業務の向上を目指す上で非常に効率的であると考えするため、本市も取り入れてみてはどうか。

また、行政活動や市民サービス維持のため、就職氷河期の世代の方たちへの募集を行うなど、必要な人員を確保することに最大限の力を尽くしてほしいと思うがどうか。

職員の配置について、適正な人員配置を目指して、各部局から職員の要望等を聞き取っているのが現状だと思うが、令和3年度に実施された業務量調査のように、業務量を可視化できるようにし、条例や制度の改正等による職場の規模や業務量に変化が生じる可能性が起きた際に、各職場で職員数が適正かどうかを判断することができるよう検討してほしいと思うがどうか。

また、要望を伝える側と受け手側の立場や経験によっても、職場の雰囲気や業務量の認識に差が出てくる可能性もあることから、時間外勤務などの可視化できるものを使用して、誰が見ても納得するような指標の作成を検討してほしいと思うがどうか。

広報おたるについて、現在、新聞など印刷物のデジタル化が進んでいる中、市は、市政情報を市民に届ける手段として今後も紙媒体は継続していくとしている一方、時代に応じた見直しも考えているという。

現在の紙面デザインは平成15年から変更されておらず、時代も大きく変わっており検討の余地があることや、そもそも市民の中には広報おたるが配布されていることを知らない方もいることから、市民に「伝わる」内容とするためにも、アンケート等により市民のニーズや費用対効果を把握の上、市民が見やすく親しみやすい、よりよい広報誌としてほしいと思うがどうか。

企業版ふるさと納税について、来年度の税制改正において、企業版ふるさと納税制度の特例措置が延長される方向で調整されており、引き続き地域活性化の重要な財源となることが期待される。

本市でも、トップセールスやウェブサイトの活用による当該制度のPR強化を図っているが、寄附件数が多い自治体ではパンフレットを作成している例も多く、このように企業の目に留まりやすく、また企業が検討しやすくなるような取組が必要だと思うがどうか。

また、当該制度の寄附対象事業は、本市にとって特色ある事業が望ましく、例えば、原材料調達から販売まで市内で完結する酒造業など、地域活性化につながる可能性のある事業を探してほしいと思うがどうか。

公共交通について、昨年から観光需要が増え、北海道中央バスの路線である天狗山ロープウェイ線や祝津線の乗客が増加していることに伴い、時間帯によっては大変混雑し、生活路線として利用している市民や高齢者が座れないという問題が発生しているとのことだが、市は、この問題解消のための手段は講じているのか。

また、12月からのバス運賃の値上げに伴い、市民生活にも影響が出ると思われるため、市民の足を守る観点から、今後もしっかりと利用状況を把握し、必要な対応をしてほしいと思うがどうか。

本市の児童が母親から暴行を受けて今年の10月に死亡した事件について、当該児童は4月から不登校気味になり、学校側が家庭訪問等を行うも、保護者から児童が体調不良である等の説明を受け、児童本人に会えず、結果として75日間にわたり安否確認ができない状況になっていたという。

市の不登校対策の指針では、30日を目安として児童の安否確認ができない場合、学校は市や警察等の関係機関へ情報提供することになっているが、その後の関係機関との連携はどのような流れで行われるのか。

また、学校やこども家庭センターだけでなく、一定の強制力を有す児童相談所と合同で家庭訪問をするなど、同じような事件を二度と繰り返さないためにも、誰かに責任を集中させるのではなく、関係機関がそれぞれにもう少し踏み込んで包括的な対応ができるようにしてほしいと思うがどうか。

おたるスポーツフェスティバルは、NPO法人小樽スポーツ協会が主催し、市と市教育委員会が後援している事業であるが、だんだんと参加団体が減っており、一般参加者はほとんどいない状況であるため、主催者が事業運営に苦慮しているという。

本事業は、他の後援事業と違い、後援だけでなく市長や教育長が役員に就任していることや、小樽市教育推進計画において、各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントへの参加を促進すると掲げていることから、市には主催者と連携した周知活動や事業推進の取組を強化してもらいたいと思うがどうか。

女性復職支援事業について、いまだ家事や育児、介護などの負担が女性に偏っている現状、さらには現在の若者の結婚観や結婚への支援が必要な状況などの観点から、共働き・共育てが両立できる社会になるよう、企業側へ働きかけることが重要であると思うがどうか。

また、この事業の専用ホームページについては、登録企業を増やすとともに、気軽に閲覧でき、便利で有益な情報が得られることが理想であるが、さらに、小樽の魅力やコラムのコーナーを設けるなど、仕事に関係なくてもホームページを見てみようと思ってもらえるような魅力的な付加価値があるとよいと思うがどうか。

eスポーツは、認知症やフレイルの予防、共生社会の実現につながるものであると考えることから、他市の事例を参考にしながら、市と民間企業が連携し、eスポーツの導入に取り組んでほしいと思うがどうか。

また、eスポーツの入り口として、高齢者のスマホ教室と連携し、スマホの使い方講習や相談会と一緒に、eスポーツなどを体験できるイベントを実施している他市の事例もあることから、本市においても、現在市が開催しているシニアスマホ教室と連動し、eスポーツの体験会の実施を行ってはどうか。

児童虐待防止について、本市では、児童から直接虐待の相談があった事例もあり、学校等が支援先につながるような指導を一定程度行っていることが分かるが、児童相談所の相談件数の半数が警察によるものというデータからも、潜在的に虐待を受けており、まだ支援につながっていない児童がいることが推測できる。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、相談の入り口として非常に効果的なシステムであることに加え、浸透していくことで虐待の抑止力にもつながる効果が期待できるため、移転を機に、こども家庭センターがウイングベイ小樽にある各企業と連携し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の地域への浸透を促進していくべきと考えるがどうか。

子ども食堂について、札幌市では子どもの居場所づくり活動支援補助金という制度があり、全国及び北海道内でも、このような補助金制度を持つ自治体が増えているように感じているが、本市ではこのような補助金制度についてどのように考えているのか。

また、子ども食堂は、子供だけのためでなく、地域の方が誰でも利用できる場所もあるなど、地域全体にとっても必要な場所を担っているものであり、何より本市の大切な子供たちが参加している事業であるため、市として、事業者から要請や相談があった場合は、対応してほしいと思うがどうか。

入所待ち児童の解消に向けて、民間の保育所を含めた求人情報のホームページ掲載、保育士等人材バンクの設置、保育士等就労定着支援事業、ICTシステムの導入による業務負担軽減など、これまでも様々な保育士確保・定着対策を行ってきたが、市は、新たな取組を検討するに当たり、国の支援メニューや他市の事例等の把握はしているのか。

また、令和8年度からのこども誰でも通園制度の実施を控える中、来年度の準備が重要となってくるが、当該制度の詳細はまだ国から示されておらず、準備時間も少なくなっていることから、今後の国の決定に対して、迅速に対応することが大事だと思うがどうか。

本市における感染症について、令和6年11月25日から12月1日までの第48週の週次報告によると、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎が上位を占めているが、これから本格的な冬を迎えるに当たり、ほかに気をつけなければならない感染症はあるのか。

また、感染症に対する市民への注意喚起や対策などの周知はどのように行っているのか。

小樽市立地適正化計画案は、長い時間をかけて緩やかに居住誘導区域へ市民の居住を誘導するものであるため、居住誘導区域外を生活や仕事の拠点としている方への影響が心配されるが、居住誘導区域外の除雪の在り方について、市は、どのように考えているのか。

また、計画が進められる中で人口も減少し、居住状況や地域の状況などの変化によって、除排雪が不要となる路線も生じてくると想定されることから、効率的で持続可能な除雪作業を行ってほしいと思うがどうか。

上下水道について、小樽市上下水道ビジョン等の計画により耐震化を着実に推進している中、国からも能登半島地震を契機に、災害に強い上下水道システムの構築に向けて上下水道耐震化計画の策定を新たに求められているが、この計画の策定による国からの技術的・財政的支援により、現状よりも早く耐震化が進められることになるのか。

また、今後、立地適正化計画の策定によって本市の将来像を示すことになり、上下水道等のインフラにおいても、その将来像に沿う内容にしなければならないと考えるが、立地適正化計画を踏まえ、市は、上下水道の維持管理をどのように考えているのか。

○決算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・令和6年第3回定例会議案第7号について

移住促進事業について、移住者が孤立しないよう移住者同士のつながりをつくることは重要な取組であり、市が行っている移住者ミーティングのような取組は今後とも必要と考えるが、市はどのように考えているか。

また、昨年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市は今後2050年までに人口が半減するといひ、本年4月には人口戦略会議がレポートで、若年女性人口が半数以下になる消滅可能性自治体に該当すると公表した。

このような課題に対応するためにも、移住促進対策に含めた人口対策をしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

人口戦略推進事業費で行ったオンライン移住体験ツアーは、本市の暮らしの魅力に触れ、移住後の生活をイメージしてもらうとともに、先輩移住者との交流により、移住後の生活に対する不安を軽減し、移住を具体的に検討してもらうことを目的にZoomで開催しており、遠くに住んでいる方にも本市を知ってもらえるよい取組であると思うが、そこで得た参加者の意見や考え方はしっかりと移住関係の事業に生かされているのか。

また、令和5年度からは、市内の発達支援事業所や宿泊施設などと連携した親子ワークショップも実施しており、参加者からは非常によかったという意見もあることから、このような事業を移住に関する一つの受け皿として少しずつ整えることで、選ばれる町や住みやすい町としての幅が広がると思うがどうか。

本市では、現在、消防職員を含めた市職員が自家用車を市有施設構内に駐車する際、公有財産等の適正管理や職員の不公平感の是正、財政再建の一環として、駐車場使用料を徴収しているが、道職員である小・中学校の教職員に対しては、自家用車を公用使用する場合もあることや、道職員であることなどの理由により、今年度から通勤に使用している自家用車を学校敷地内に駐車する際の駐車場使用料を徴収しないことになったという。

消防職員は市職員ではあるが、一般の職員と異なり24時間勤務という特殊性もあるため、都合のよい公共交通機関がなく、通勤に時間がかかる方もいることや、令和5年度の本市の消防職員の駐車場使用料収入額は124万3,500円であり、その事務処理にかかる人件費や手間、事務の効率化を考慮し、消防職員の駐車場使用料の徴収を廃止してもいいのではないかと思うがどうか。

歳入と人口について、小樽市人口ビジョンでは、今後人口減少が財政へ与える影響に関し、生産年齢人口の減少に伴う税収減が見込まれるほか、地方交付税への影響が懸念されると示されているが、令和5年度までの市民税、固定資産税及び地方交付税の推移はそれぞれどのようなになっているのか。

また、平成15年度と令和5年度の個人市民税を比較すると、納税義務者が約9,000人減少している一方、税収は増加していることについて、市は、税制改革や一人当たりの所得金額の増を要因の一つとしているが、今後、人口の年齢構造が変わり、どこかのタイミングで急激に税収が減る懸念があることに鑑みれば、市には、常にアンテナを立てながら、個人市民税の今後について考えてほしいと思うがどうか。

交通災害遺児奨学資金基金について、交通事故により生計の中心となる者を失った高等学校に在学する者に対して学資金を支給することにより、健全な育成を助長することを目的とした基金であり、市は、その目的は設立された昭和52年当初から変えていないというが、継続的な寄付がある一方で給付件数が非常に少ないため基金残高が毎年増えている状況に加え、設立当初よりも現在は大学進学率が上昇していることから、給付額の増額や対象者の拡大など、交通災害遺児になられた方への支援を強化すべきと思うがどうか。

本市は、令和5年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給食材料費高騰分を助成する学校給食原材料費等支援事業や、9月から12月までの4か月間給食費の保護者負担分を無償化する学校給食費保護者負担軽減事業を実施しており、当該給食費への支援について本当に助かったという声を聞いている。

一方、他都市では、臨時交付金だけではなく一般財源で助成しているところもあることから、本市においても一般財源を用いて学校給食費を完全無償化するなど、子供にかかるお金の負担感を減らすにはどうすればよいのか真剣に考えるべきだと思うがどうか。

スポーツ教室について、市は、参加者に対するアンケート調査の結果を踏まえながら種目の見直しや実施内容の改善等を行っているというが、アンケートは、事業の内容に反映されるものであるため、紙だけではなく、SNSなども活用して回収してもらいたいと思うがどうか。

また、スポーツ教室の周知については、広報おたるや市ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどで行い、募集期間は約3週間であるというが、令和5年度は定員数に対する応募者数の割合は69.3%であることから、できる限り定員数に達するよう、周知方法を増やしたり、募集期間を長くしたりしてほしいと思うがどうか。

空き店舗対策支援事業は、平成22年度から行われ、既存事業者が空き店舗を活用して店舗の開設や増設・拡張等をする場合に、店舗家賃の一部や内外装工事費を支援するものであり、内外装工事費助成の対象については、これまで中心4商店街のみであったが、令和5年度からは中心7商店街に拡大したという。

中心がにぎわえば、それに波及して多くのところがにぎわうのではないかと期待するが、中心商店街に重点を置き、助成対象を中心7商店街に限定したのはなぜか。

また、市内には気軽に買物に行けない高齢者もいるものの、住宅地などには買物ができる店も少なく、そのまま空き店舗になっている地域もたくさんあることから、中心商店街以外の空き店舗の活用についても考えてほしいと思うがどうか。

石狩湾新港管理組合に対する本市負担金は、直近5年間の決算額で270万円増えている。

市はこの間、負担金の問題について質問すると、効率的・効果的な事業の執行などによって負担金の軽減に努めるよう、管理組合に伝えていくと答弁していたが、管理組合に話を聞き入れてもらっているのか。

また、東地区の整備や北防波堤などの大型工事の中止、チップ用荷役機械の費用負担の問題など、特別会計の収支改善について具体的に踏み込んで主張し、母体負担の軽減を決算でも約束させる必要があると思うがどうか。

おたる自然の村について、令和5年度決算を見ると、支出が7,000万円を超える一方、収入は約870万円となっており、民間では考えられないような赤字の経営内容となっている。

市は、おたる自然の村の運営を指定管理としていることについて、普通の管理業務の委託ではなく、独自でいろいろ工夫しながら効率よく運営することに一番適しているというが、令和5年度の予算編成の際は、経営方針についてどのような議論がなされたり、提案や意見が出されたりしたのか。

また、おたる自然の村には、パークゴルフ場や農林漁業体験実習室などいくつかの施設があるが、相当荒れていて人が寄りつかないような状態のところもあるため、利用者ニーズや費用対効果を勘案しながら民間委託も含め検討してもらいたいと思うがどうか。

おたる自然の村について、市は、利用者数を増やすために、令和3年度から5年度の3か年でアスレチック遊具の更新を行ったほか、令和5年度には、おたる自然の村の職員が宿泊研修などの誘致を目的として、北海道キャンプ協会への売り込みや先進地視察に取り組んだというが、歳入の施設使用料がコロナ禍前の令和元年度の水準には達していないため、ホームページで利用料金の確認や予約ができるよう整備するなど、小さなことを改善していくことが利用者数の増加につながると思うがどうか。

消費者対応について、本市では移動消費者教室や高齢者を消費者被害から守るための講座などを開催しており、受講者のアンケートによると、参考になった、新制度について知ることができてよかったという意見があったという。

本市は高齢者が多いことから、高齢者が消費者被害に遭わないような取組を行うことは重要であり、また、令和4年4月から成人年齢が引き下げられたことに伴い、若年者が消費者トラブルに巻き込まれる懸念もあることから、高齢者だけではなく若年者への被害防止のためにも、引き続き効果的な取組を継続してほしいと思うがどうか。

令和5年3月から開始している住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて、現在の市内の取扱店舗数は62件であり、令和5年度のコンビニ交付件数は住民票の写しが4,909件、印鑑登録証明書が3,296件とのことだが、市は、コンビニ交付サービスがもたらす市民にとってのメリット及び窓口事務への効果をどのように考えているのか。

令和5年度の男女共同参画意識啓発事業では、無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャスバイアスを学ぶためのセミナーを開催したものの、受講者数が定員に満たなかったという。近年は就労している方が以前よりも多く、平日昼間の参加が難しかったり、セミナーの内容がチラシでは分かりづらかったりすることが要因であると思うがどうか。

また、市の女性相談室への相談については、時間外や閉庁日の対応は難しいため、国が行っているメールやチャットによる相談受付を紹介するなどしているというが、市の窓口は、利用するのに勇気が必要であるし、平日夕方までという時間的制約や高齢者にはアクセスしづらい立地であるとも思うため、相談したくてもできないでいる人がいるのだという前提で事業を進めてもらいたいと思うがどうか。

本市のパートナーシップ制度は令和6年1月に導入され、とても迅速に行われたと感じているが、パートナーシップ制度推進事業ではどのような事業を目指し、実際にどのような活動を行ったのか。

また、制度内容を市民へ周知するチラシの作成について、当初は外注予定だったものを自前で作成することで支出の抑制と予算の執行率の低下につながったことは大変素晴らしいことだと感じるが、制度を導入してから現在までにパートナーシップ宣誓制度を申請した組数はどのくらいいるのか。

小樽市勤労青少年ホームについて、令和5年度の事務執行状況説明書によると、施設利用者は、勤労青少年と一般利用者に区分されており、勤労青少年が1,855人、一般利用者が8,719人と、利用者の多くが一般利用者である現状について、施設本来の目的と違うように思うのだが、市はどのように考えているのか。

また、今後、公共施設の再編が行われ、様々な施設が変わっていく中で、この小樽市勤労青少年ホームのように若者が何かを始められたり、挑戦できたりするような、気持ちや思いが籠った場所を守ってほしいと思うがどうか。

葬祭場について、市は、火葬炉の改修を行ったことにより、以後30年程度使用できるようになったというが、今後、日本の高齢化の進展に伴い、火葬場の逼迫が予想され、特に札幌市からの利用増加も懸念されることから、施設の延命化だけでなく、受付時間の変更や休場日としている友引の際にも火葬することについて検討してはどうか。

また、葬祭場は市民の生活に必要な施設であることから、今後の状況を見極めながら人員の確保や体制の充実を図り、しっかりと対応できるよう準備をしてほしいと思うがどうか。

大気汚染監視測定機器整備事業費は、その全額が塩谷一般環境大気測定局に設置した大気中窒素酸化物測定装置の更新費用に充てられている。

大気汚染の測定項目の一つとして、二酸化窒素についての環境基準があるが、本市において、過去20年間、二酸化窒素がその環境基準値を超えた年度はあるのか。

母子生活支援施設の相愛の里は、平成27年に改築を求める陳情が提出されており、それを機に建て替えの議論が行われているものの、いまだ実現していない状況であるが、建て替えに向けて進むとした場合、市及び運営法人に求められるプロセスを示してほしいと思うがどうか。

また、施設を利用する当事者にとって助けとなる場を確保することが最も重要だと考えることから、市には、建て替えに向けて現状を打破するための検討を進めてもらいたいと思うがどうか。

保育業務支援システム導入事業費は、保育所の業務において、デジタル技術を活用したICT化を進めることで、保護者利便性の向上や保育士の業務効率化を図り、保育の質や市民サービスを向上させるための経費であり、令和5年度は、園児の登降園の管理、保護者への連絡、保育に関する計画・記録の管理の機能を持つシステムを導入したという。

これらのシステムを導入したことで、どのように保育士の業務負担が軽減されたり、利用者の利便性が向上したりしたのか。

また、この事業を行ったことによる保育所としての効果と、今後の事業の展開についてはどのように考えているか。

ロードヒーティングについて、市は、道路新設改良費の不用額のうち、最も多いのはロードヒーティング更新事業であるというが、本市では、高齢化が進み、雪道を歩いたり車を運転するのが困難だったりする市民が多くなっていることから、小樽市ロードヒーティング長寿命化計画に基づき、定期的な点検や早期の予防保全策を施しながら、資産としてロードヒーティング設備を長く大事に保全するなど、しっかり管理することで、冬期間の安全な通行を確保してほしいと思うがどうか。

都市景観形成事業費について、本市には現在79件の指定歴史的建造物が存在し、本市の歴史的な町並みを形成しているが、建造物の外観保全に要する経費の一部を助成し、所有者の経済的な負担を減らすことを目的とする歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金の過去5年の実績は、いずれも数件程度であり、令和5年度はゼロ件であった。

歴史的建造物は古くなるほど保全にお金がかかり、所有者だけで維持することは大変であることから、助成制度の周知方法を改めて見直すとともに、国の支援制度をはじめ、重層的な支援や取組について検討してもらいたいと思うがどうか。

また、国の支援を受けるため現在策定中である歴史的風致維持向上計画は、道内ではまだどこも認定されていない取組であることから、本計画が道内の先進的な好事例となるよう進めてもらいたいと思うがどうか。

執行率の低い事業のうち、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金は、市指定歴史的建造物の保全を目的とする助成事業であるが、令和5年度の執行率がゼロ%であった理由について、市はどのように分析しているのか。

また、市は、市指定の歴史的建造物全ての老朽化の程度について、建造物所有者に対するアンケートや外観を目視により確認することで一定程度把握しているというが、本事業はとても重要であると考えことから、所有者と意見交換等を行い、所有者が使いやすく効果的な制度に改善することも将来的に検討してほしいと思うがどうか。

本市では、北海道新幹線の関連経費として、毎年、数千万円という大きな金額を支出しているが、新小樽（仮称）駅が市内中心部から離れていて人の流れが悪いと思われることや新幹線の停車本数も未定という現在の状況の中では、北海道新幹線の計画を立ち止まらせ、並行在来線を残してほしいと思うがどうか。

私道整備助成事業は、私道整備の促進を図り、生活環境の向上に資することを目的とし、私道の舗装工事等を行う団体に対して助成を行うものであり、過去5年の実績だけを見ると、助成件数が少なく、本事業は市民からのニーズがないように思われるが、実際にはニーズがないのではなく、制度の要件がニーズに合っていないかったり、周知が行き渡っていないかったりするのではないかと考える。このことについては、令和3年から質問しているのだが、市は、予算要求をする際、議員が議会で質問したことについて、きちんと検証を行っているのか。

また、今後は、令和5年度の決算を基にしっかりとニーズを把握した上で、昨今の人件費や工事費の高騰を加味して予算要求してもらいたいと思うがどうか。

・令和6年第3回定例会議案第15号及び令和6年第3回定例会議案第16号について

令和5年度における水道事業会計及び下水道事業会計では、純利益は生じているものの、人口減少や施設の老朽化、設備更新などの課題を抱えているが、市は、純利益やキャッシュフロー、運転資金などの傾向を踏まえた上で、経営状況についてどのように捉えているのか。

また、今後も安心しておいしく飲める水の供給等を目指すとともに、将来、資金不足による水道料金や下水道使用料を値上げすることにならないためにも、施設や設備などの更新を含め、より一層計画的な取組をしてほしいと思うがどうか。

・令和6年第3回定例会議案第18号について

簡易水道事業は、北海道の計画・指導の下、石狩湾新港地域の開発を推進するため、当該地域へ進出する企業に対し、安全で安定した水道水を供給する事業だが、平成元年度の事業開始から北海道は本市の財政運営に支障を与えないよう必要な措置を講ずるとしていたにもかかわらず、平成15年度からは本市が財政負担を行うようになったのはなぜか。

また、市は、財政運営に支障を来していることについて、北海道に必要な措置を要請しているというが、安全で安定した水道水を届けることと同時に、収支を改善することも市民に対する責務だと考えることから、北海道に責任を果たしてもらえよう引き続き働きかけてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

市の事業の新設や廃止等について、昨今は、行政に対するニーズの多様化に伴い、自治体の業務量は増加する一方であり、自治体DXなどを活用した業務効率化にも限界があるが、本市において、令和5年度に新設された事業はいくつかあるものの、政策的に廃止した事業はなかったという。

自治体の事業は、地域住民の生活の質や幸福度に関わるため、本市に限らず事業を廃止することについては抑制的であるが、役割が重複しているものや、時代にそぐわない事業は廃止するとともに、地域課題をしっかりと把握し、将来のニーズに応じた施策を新たに立案することで、事業の新陳代謝を図ることが大事であると考えため、市には、俯瞰して事業を捉え、事業の選択と集中などについて見直しを進めてもらいたいと思うがどうか。

市町村で受理する家庭児童相談は、子育てに関する相談だけではなく、児童虐待・発達障害に対する継続した支援が必要な相談など多岐にわたっており、特に、児童虐待の相談については、被害を受ける子供自らは声を上げにくいことから、発見が難しく、早期発見や早期対応だけに限らず、発生予防に取り組むなど手厚い支援が必要である。

市は、本市の家庭児童相談体制はしっかりとしているというが、育児負担の軽減や養育者の孤立を防ぐ目的で一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の育児機関につなげる支援をすることに加え、地域住民に対しても子供の人権尊重や児童虐待防止の必要性について理解を推進する活動が必要であることから、市には、子供たちが健やかに成長していけるよう、市全体でしっかりと連携できるよう力を尽くしてほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

学校司書の配置について、子供の読書活動推進計画では、学校図書館の機能強化のために計画的な学校司書の配置が掲げられており、本市においては、ここ数年間で学校司書を増やし、兼務も含め21校に配置されるようになったことは素晴らしいと感じているが、いまだ学校司書が配置されていない学校がある。

全ての学校に学校司書を配置することが理想であり、少なくとも学区ごとに1人は学校司書を配置する必要があると考えているが、市は、今後の学校司書の配置についてどのように考えているのか。

また、令和5年度末の市内小・中学校における国の基準冊数に対する蔵書冊数の達成率について、8年前から10%近く向上していることは評価できるものの、学校別に見ると100%を超えている学校がある一方、50%台の学校も存在し、依然としてばらつきが見られることから、国が定めた基準を達成するためにも、具体的にいつまでに達成するのかといった計画を立てるべきだと思うがどうか。

GIGAスクール構想の下で配備された児童・生徒への一人1台端末について、全国では端末更新の68%が令和7年度に集中しているという調査結果もあり、来年度予算での新しい端末の適切な調達が課題であるとともに、これまで活用していた端末の処理についても、同時に取り組んでいく必要があると思うが、国からの通知の中で、使用済み端末のデータ消去が適切に実施されない場合、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があると言及されている。

他都市では、端末の処分委託及びデータ消去等について、市町村の首長が謝罪する事例や学校の情報がネット上に流出した事例、正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、不適切な取扱いが相次いでいることから、令和7年度の予算編成に向けて、端末の入替えやデータ処理に関する予算を適切に確保し、対応してほしいと思うがどうか。

小樽市総合博物館の鉄道関連展示について、総合博物館では電気機関車ED76形509号の展示整備事業の財源を確保するために、3,000万円を目標とし、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施したものの、実際の寄附金額は目標金額の1割強にしか達しなかったというが、この結果をどのように分析しているのか。

また、今後はふるさと納税の「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり（総合博物館の展示鉄道車両の保全）」を活用し、引き続き寄附を呼びかけていきたいというが、新しい取組として、企業版ふるさと納税を博物館に活用している先行事例もあることから、この活用について検討してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第18号について

議案第18号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案は、小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用料を設定するものであり、小樽港観光船ターミナルにおいて、市は、第3号ふ頭及び周辺地域における今後のにぎわい空間の創出のために必要な機能として、また、旧運河プラザ3番庫の代替施設として、多目的ホールを併設するというが、本条例案における使用料の設定は、旧運河プラザ3番庫の平米単価と比較すると割高ではないか。

また、第3号ふ頭小型船だまりにおいては、工事費は約4億5,700万円であり、利用年数を50年とした上で、年間使用料収入を約200万円、総額1億円程度の収益と見込んでいるというが、これは公共のものであることから、維持費分もしっかりと考慮して、使用料をもらう必要があると思うがどうか。

議案第18号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について、第3号ふ頭小型船だまりの使用料は一日から一年ごとの均一料金で設定しており、船が停泊できる他の施設を見ると、船の全長に応じた料金を設定しているところが多いように感じるが、本市ではなぜ均一料金としているのか。

また、第3号ふ頭小型船だまりが整備されても、北運河に係留している船が移ってくることはないというが、北運河エリアはライトアップやイベントの開催などによって盛り上がりを見せている中で、小樽運河の本来の姿である幅40メートルの北運河の一層のPRのため、係留している船を誘導し、見通しのよい空間を創出すべきと考えるがどうか。

・その他の質問

サテライトオフィス誘致事業について、市は、令和5年度にサテライトオフィスの誘致に係る商談を40社と行ったが、実際に立地につながった企業はないという。

市中心部へのサテライトオフィスの誘致は、新たな地域経済の活性化や若者の雇用促進につながる等の可能性を秘めており、本市でこういった仕事ができ、どのように地場とつながっていけるのかというような、企業が抱く懸念が解消されると、企業にもっと前向きに検討してもらえと思うことから、市には、本市を視察した企業との定期的な情報交換の中で得た意見や課題にどのように取り組むべきかを研究し、解決に向けてしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

市内の市場について、対面での販売で人と人とのやりとりが濃密で商品の説明も直接聞け、安心して買物ができることが魅力の市場だが、年々数が減少しており、現在営業している市場の中にも、従業員不足や経営者の高齢化に伴う後継者不足等による空き店舗が増えていると聞く。

後継者不足等による休廃業の増加が地域経済や雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから事業承継の取組が必要となるが、本市での事業承継の相談窓口ではどのような対応や支援を行っているのか。

また、事業者に対し、事業承継について認識してもらうことも重要だと思うが、市として、どのような意識啓発や支援策を考えているか。

宿泊税の使途について、市は、宿泊団体の代表者や経済団体等から構成する協議会を設置し、関係者の意見等を反映する仕組みをこれから構築するとしているが、本市の観光を展開するための意見が多く出てくると考えられることから、観光客を受け入れる施設の方や商店街の代表者、あるいは飲食店関連の団体の方などにも構成員として参加を呼びかけたり、市民の意見を拾えるようなアンケートの設定を検討したりしてほしいと思うがどうか。

また、宿泊税の使途を取りまとめてホームページに掲載している他都市の事例を参考に、宿泊税がどのように使われて、どのように役立っているのかが分かるように市民へ伝えることを常々意識してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第7号について

議案第7号は、市の医療費助成に関する事務において、主に健康保険証により医療保険の資格情報を確認していたものを、本年12月以降、現行の健康保険証の新規発行が廃止されることにより、マイナンバーを使用する情報連携で医療保険の資格情報を確認できるよう所要の改正を行うものであるという。

しかし、マイナンバー制度によって、個人情報が集積されることは、市民の利便性や行政事務の効率性以上に、徴税強化や社会保障給付抑制に加え、民間事業者の個人情報利活用による個人情報流出などの不利益があると考えるが、こうした不安の声に対しどのように答えていくのか。

また、個人情報保護と安全管理措置への懸念が払拭されないまま、重度心身障害者、ひとり親家庭、また、子供に対しても、マイナンバーを使用する情報連携の適用が拡大する本条例案は、大いに問題があると考えられるかどうか。

・その他の質問

ごみステーションに町内会で設置しているごみ箱について、全市的に経年劣化が進んでおり、更新のための購入費が町内会の負担となっていることから、市として助成額の引上げなどの支援策を考え、新年度予算に計上してほしいと思うがどうか。

軟骨伝導イヤホンについて、従来の骨伝導イヤホンと比較し、音漏れが少なくクリアな音質であることや、装着時の負担が少なく衛生面にも優れていることなどから、近年窓口等に設置している金融機関や自治体などが増えている。

聴こえることで会話が弾み、脳が活性化されるため、高齢者の認知症やフレイルの予防になると考えるがどうか。

また、多くの難聴の方は難聴である自覚がないこともあり、市役所の窓口で補聴器や集音器を貸してもらいたいと申し出る方はいない現状であるが、本人が難聴であることを気付くきっかけとなったり、職員が大きな声で市民対応する必要がなくなることで個人情報保護につながったりすることから、窓口には軟骨伝導イヤホンを設置し、貸出サービスを行ってほしいと思うがどうか。

風邪の5類感染症移行について、従来は普通の風邪と呼ばれていた急性呼吸器感染症を5類感染症に位置づける省令改正が発表されたものの、現状、国から示されている症例定義は曖昧なため、医師の裁量によって診断され、診断結果にばらつきが生じる等の懸念があるが、市はこのことについてどのように対応するのか。

また、急性呼吸器感染症が5類感染症に指定されることにより、かなりの数の患者の報告が想定されるため、定点医療機関の負担が増加し、医療機関の疲弊が懸念される。さらには、地域医療にも影響を与えることが懸念されることから、市には、医療現場への影響を注視してほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第10号について

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方については、貸出ダンプ制度の積込み業者選定やマッチングに市の協力を求めるものであるが、市として対応することは可能なのか。

また、除排雪路線になっている日成ヶ丘第2路線や奥沢4丁目団地通線などのその他の市道についての状況把握や除排雪作業の検討も求めているが、市内には同じように、市道認定されていても除排雪路線に位置づけられていない路線もあることから、陳情の願意を満たすとするならば、公平性の観点から同様の除排雪作業を全市的に実施しなければならず、難しいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度は、地域住民が自ら登録業者を選び、契約することが前提であるものの、昨今の人手不足や物価高騰などの要因で、登録業者との契約が難しい状況であるため、市に対し引き受け可能な登録業者の情報提供をしてほしいという陳情趣旨であるが、これまで、市民からそういった相談はあったのか。

また、本制度の運用に当たり、貸出ダンプや運転手が不足している問題もあることから、市には、引き受け可能な登録業者の状況を把握してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本市の除雪については、事業者には任せられると、除雪体制が維持できないといった、予断が許されない状況であることや、土木・建設業者に限らず、設備業者なども総出で除雪に取り組むのは、雪国の自治体の市是のようなものであることから、除雪期間を除いた工事の平準化をあるべき姿と考える。

本市では、主に設備工事を行っている事業者でも小さなダンプを持ち、除雪に関わっていることもあることから、冬期間は100%除雪に注力してもらうための環境整備が必要であると思うがどうか。

入船公園の駐車場について、野球の試合とテニスの大会が重なった際などに、公園の駐車場が満車となって路上駐車が発生し、近隣住民から苦情が寄せられているという。

駐車場不足により近隣住民へ迷惑をかけていることから、大会期間中だけでも対面駐車できるようにしたり、トイレ前のスペースなどを臨時的な駐車場として使用したりするなどの検討をしてもらいたいと思うがどうか。

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	橋本 布美絵
	同	高橋 龍
	同	中村 岩雄

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権が侵害しかねない事態が生じています。

2020年12月に政府が取りまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」とされています。最高裁判所は2015年に続いて、2021年にも夫婦同姓規定を合憲とする判断を示す一方で、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」との指摘を真摯に受け止め、国会での協議を加速させていく必要があります。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。そして、95%の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導入するように4回目の是正勧告がなされていることを重く受け止めなければなりません。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、日本経済団体連合会は6月に選択的夫婦別姓の導入に関して、「希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する」と提言を発表しました。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例を挙げて指摘しています。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティの喪失感を抱いたり、仕事上など日常生活・職業生活において、不利益、不便、不都合等を受ける人がいる現状は見過ごせません。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和6年12月23日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

令和6年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会 期 令和6年12月3日～令和6年12月23日（21日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
2	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
3	令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
4	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
5	令和6年度小樽市病院事業会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
6	令和6年度小樽市水道事業会計補正予算	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
7	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	厚 生	R6.12.18	可 決	R6.12.23	可 決
8	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
9	小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
10	小樽市宿泊税条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
11	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	建 設	R6.12.18	可 決	R6.12.23	可 決
12	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
13	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
14	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
15	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
16	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	厚 生	R6.12.18	可 決	R6.12.23	可 決
17	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
18	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	経 済	R6.12.17	可 決	R6.12.23	可 決
19	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	建 設	R6.12.18	可 決	R6.12.23	可 決
20	小樽市総合博物館条例及び小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
21	工事請負変更契約について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
22	公の施設の指定管理者の指定について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
23	公の施設の指定管理者の指定について〔おたる自然の村〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
24	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市さくら学園〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
25	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
26	動産の取得について〔除雪ドーザ〕	R6.12.3	市長	R6.12.11	建 設	R6.12.18	可 決	R6.12.23	可 決
27	小樽市非核港湾条例案	R6.12.3	議員	R6.12.11	総 務	R6.12.17	可 決	R6.12.23	否 決
28	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
29	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
30	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
31	令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
32	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
33	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決
34	令和6年度小樽市水道事業会計補正予算	R6.12.11	市長	R6.12.11	予 算	R6.12.16	可 決	R6.12.23	可 決

議案 番号	件 名	提 年 月 出 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
35	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	R6. 12. 11	市長	R6. 12. 11	予 算	R6. 12. 16	可 決	R6. 12. 23	可 決
36	令和6年度小樽市簡易水道事業会計補正予算	R6. 12. 11	市長	R6. 12. 11	予 算	R6. 12. 16	可 決	R6. 12. 23	可 決
37	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R6. 12. 11	市長	R6. 12. 11	予 算	R6. 12. 16	可 決	R6. 12. 23	可 決
38	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	R6. 12. 11	市長	R6. 12. 11	予 算	R6. 12. 16	可 決	R6. 12. 23	可 決
39	小樽市教育委員会教育長の任命について	R6. 12. 23	市長	—	—	—	—	R6. 12. 23	同 意
40	小樽市公平委員会委員の選任について	R6. 12. 23	市長	—	—	—	—	R6. 12. 23	同 意
41	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6. 12. 23	市長	—	—	—	—	R6. 12. 23	同 意
42	人権擁護委員候補者の推薦について	R6. 12. 23	市長	—	—	—	—	R6. 12. 23	同 意
43	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	R6. 12. 23	議員	—	—	—	—	R6. 12. 23	可 決
報告1	専決処分報告〔令和6年度小樽市一般会計補正予算（衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算）〕	R6. 12. 3	市長	R6. 12. 11	予 算	R6. 12. 16	承 認	R6. 12. 23	承 認
意見書案 第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）	R6. 12. 23	議員	—	—	—	—	R6. 12. 23	可 決
陳情 第10号	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について	R6. 11. 27	議長 付議	R6. 12. 11	建 設	R6. 12. 18	継 続 審 査	R6. 12. 23	継 続 審 査
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総 務	R6. 12. 17	継 続 審 査	R6. 12. 23	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経 済	R6. 12. 17	継 続 審 査	R6. 12. 23	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚 生	R6. 12. 18	継 続 審 査	R6. 12. 23	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建 設	R6. 12. 18	継 続 審 査	R6. 12. 23	継 続 審 査

＜地方自治法第176条第4項に基づき再議したもの＞

6年3定 第29号	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について	R6. 12. 3	市長	—	—	—	—	R6. 12. 3	同 意
--------------	-----------------------	-----------	----	---	---	---	---	-----------	-----

＜継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの＞

6年3定 第7号	令和5年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第8号	令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第9号	令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第10号	令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第11号	令和5年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第12号	令和5年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第13号	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第14号	令和5年度小樽市病院事業決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第15号	令和5年度小樽市水道事業決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第16号	令和5年度小樽市下水道事業決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第17号	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定
6年3定 第18号	令和5年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R6. 9. 3	市長	R6. 9. 11	決 算	R6. 10. 4	認 定	R6. 12. 3	認 定

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R6.12.17	継続審査	R6.12.23	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R6.12.17	継続審査	R6.12.23	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R6.12.17	継続審査	R6.12.23	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R6.12.17	継続審査	R6.12.23	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R6.12.18	継続審査	R6.12.23	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R6.12.18	継続審査	R6.12.23	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R6.12.18	継続審査	R6.12.23	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について	R6.11.27	R6.12.18	継続審査	R6.12.23	継続審査

小樽市議会会議録

令和6年 第4回定例会

令和7年3月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）（0134）32-4111